南九州市地域防災計画

南九州市防災会議

沿革　平成 20 年４月作成
平成 21 年９月修正
平成 22 年６月修正
平成 23 年６月修正
平成 24 年５月修正
平成 25 年５月修正
平成 26 年５月修正
平成 27 年３月修正
平成 28 年５月修正
平成 29 年５月修正
平成 30 年５月修正
令和元年５月修正
令和２年５月修正
令和３年６月修正
令和４年６月修正
令和５年５月修正
令和５年７月修正
令和６年７月修正
令和７年６月修正

目　　次

第１編　総則

第 １ 章　計画の目的等 …… 1- 1
第 ２ 章　防災機関の業務の大綱 …… 2- 1
第 ３ 章　市民及び事業所の基本的責務 …… 3- 1
第 ４ 章　市の地域特性及び災害特性 …… 4- 1
第 ５ 章　災害の想定 …… 5- 1

第２編　一般災害対策編

第１部　災害予防

第１章　災害に強い施設等の整備

第 １ 節　土砂災害防止対策の推進 …… 1-1- 1
第 ２ 節　河川・高潮災害等の防止対策の推進 …… 1-1- 6
第 ３ 節　防災構造化の推進 …… 1-1- 8
第 ４ 節　建築物災害の防災対策の推進 …… 1-1-10
第 ５ 節　公共施設の災害防止対策の推進 …… 1-1-12
第 ６ 節　災害備蓄物資等の整備と点検 …… 1-1-14
第 ７ 節　防災研究の推進 …… 1-1-15

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第 １ 節　防災組織の整備 …… 1-2- 1
第 ２ 節　通信・広報体制（機器等）の整備 …… 1-2- 4
第 ３ 節　気象観測体制の整備 …… 1-2- 6
第 ４ 節　消防体制の整備 …… 1-2- 7
第 ５ 節　避難体制の整備 …… 1-2-11
第 ６ 節　救助・救急体制の整備 …… 1-2-20
第 ７ 節　交通確保体制の整備 …… 1-2-27
第 ８ 節　輸送体制の整備 …… 1-2-30
第 ９ 節　医療体制の整備 …… 1-2-32
第１０節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備 …… 1-2-34

第３章　住民の防災活動の促進

第 １ 節　防災知識の普及啓発‥‥‥

第 ７ 節　動物保護対策‥‥‥

第４部　災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧

第 １ 節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進…… 4-1- 1
第 ２ 節　激甚災害の指定…… 4-1- 3

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第 １ 節　被災者の生活確保…… 4-2- 1
第 ２ 節　被災者への融資措置…… 4-2- 7

第３編　地震災害対策編

第１部　地震災害予防

第１章　地震災害に強い施設等の整備

第 １ 節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進…… 1-1- 1
第 ２ 節　防災構造化の推進…… 1-1- 3
第 ３ 節　建築物災害の防災対策の推進…… 1-1- 4
第 ４ 節　公共施設の災害防止対策の推進…… 1-1- 6
第 ５ 節　危険物災害等の防止対策の推進…… 1-1- 8
第 ６ 節　地震防災緊急事業５箇年計画の推進…… 1-1- 9
第 ７ 節　地震防災研究の推進…… 1-1-10

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第 １ 節　防災組織の整備…… 1-2- 1
第 ２ 節　通信・広報体制（機器等）の整備…… 1-2- 4
第 ３ 節　地震等観測体制の整備…… 1-2- 5
第 ４ 節　消防体制の整備…… 1-2- 6
第 ５ 節　避難体制の整備…… 1-2- 7
第 ６ 節　救助・救急体制の整備…… 1-2-11
第 ７ 節　交通確保体制の整備…… 1-2-13
第 ８ 節　輸送体制の整備…… 1-2-14
第 ９ 節　医療体制の整備…… 1-2-15
第１０節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備…… 1-2-16

第３章　住民の防災活動の促進

第 １ 節　防災知識の普及啓発…… 1-3- 1
第 ２ 節　防災訓練の効果的実施…… 1-3- 5
第 ３ 節　自主防災組織の育成強化…… 1-3- 6

第 ４ 節　防災ボランティアの育成強化‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1-3- 7
第 ５ 節　要配慮者の安全確保‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1-3- 8

第２部　地震災害応急対策

第１章　活動体制の確立

第 １ 節　応急活動体制の確立‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-1- 1
第 ２ 節　情報伝達体制の確立‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-1- 3
第 ３ 節　災害救助法の適用及び運用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-1- 4
第 ４ 節　広域応援体制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-1- 5
第 ５ 節　自衛隊の災害派遣‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-1- 6
第 ６ 節　技術者，技能者及び労働者の確保‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-1- 7
第 ７ 節　ボランティアとの連携等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-1- 8

第２章　初動期の応急対策

第 １ 節　地震情報等の収集・伝達‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2- 1
第 ２ 節　災害情報・被害情報の収集・伝達‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2- 9
第 ３ 節　広　報‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-13
第 ４ 節　水防・土砂災害等の防止対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-14
第 ５ 節　消防活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-15
第 ６ 節　避難の指示，誘導‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-16
第 ７ 節　救助・救急‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-17
第 ８ 節　交通確保・規制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-18
第 ９ 節　緊急輸送‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-19
第１０節　緊急医療‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-20
第１１節　要配慮者への緊急支援‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-2-21

第３章　事態安定期の応急対策

第 １ 節　指定避難所の運営‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 1
第 ２ 節　食料の供給‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 2
第 ３ 節　応急給水‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 3
第 ４ 節　生活必需品の給与‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 4
第 ５ 節　医療・保健‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 5
第 ６ 節　感染症予防，食品衛生，生活衛生対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 6
第 ７ 節　動物保護対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 7
第 ８ 節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 8
第 ９ 節　行方不明者の捜索，遺体の処理等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 9
第１０節　住宅の供給確保‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 10
第１１節　文教対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 11
第１２節　義援金・義援物資等の取扱い‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2-3- 12

第１３節　農林水産業災害の応急対策・・・

第 5 節　消防機関等の活動…… 4-3- 5
第 6 節　水道，電気，ガス，通信，放送関係…… 4-3- 6
第 7 節　交通…… 4-3- 7
第 8 節　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策…… 4-3- 8
第 9 節　迅速な救助…… 4-3- 9

第４章　時間差発生時における円滑な避難の確保…… 4-4- 1

第 1 節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置…… 4-4- 1
第 2 節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置…… 4-4- 2
第 3 節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置…… 4-4- 5

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画…… 4-5- 1

第６章　防災訓練計画…… 4-6- 1

第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画…… 4-7- 1

第４編　津波災害対策編

第１部　津波災害予防

第１章　津波災害予防の基本的な考え方…… 1-1- 1

第２章　津波災害に強い地域づくり

第 1 節　津波災害防止対策の推進…… 1-2- 1
第 2 節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進…… 1-2- 5
第 3 節　防災構造化の推進…… 1-2- 6
第 4 節　建築物災害の防止対策の推進…… 1-2- 7
第 5 節　公共施設の災害防止対策の推進…… 1-2- 8
第 6 節　危険物災害等の防止対策の推進…… 1-2- 9
第 7 節　津波防災研究等の推進…… 1-2-10

第３章　迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

第 1 節　防災組織の整備…… 1-3- 1
第 2 節　通信・広報体制（機器等）の整備…… 1-3- 2
第 3 節　津波等観測体制の整備…… 1-3- 3

第 ４ 節　消防体制の整備‥‥‥

第 ２ 節　食料の供給・・・

第２章　災害予防

第 １ 節　火山災害に強い地域づくり…… 1-2- 1
第 ２ 節　住民の防災活動の促進…… 1-2- 2
第 ３ 節　住民の防災活動の環境整備…… 1-2- 3
第 ４ 節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進…… 1-2- 4
第 ５ 節　降灰除去計画…… 1-2- 5

第３章　災害応急対策…… 1-3- 1

第４章　災害復旧・復興…… 1-4- 1

第２部　開聞岳

第１章　総則

第 １ 節　計画の概要…… 2-1- 1
第 ２ 節　開聞岳の特徴…… 2-1- 2

第２章　災害予防

第 １ 節　火山災害に強い地域づくり…… 2-2- 1
第 ２ 節　住民の防災活動の促進…… 2-2- 2
第 ３ 節　住民の防災活動の環境整備…… 2-2- 3
第 ４ 節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進…… 2-2- 4
第 ５ 節　降灰除去計画…… 2-2- 5

第３章　災害応急対策…… 2-3- 1

第４章　災害復旧・復興…… 2-4- 1

第１編　総　則

第１章　計画の目的等

第１　計画の目的

本計画は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき，南九州市防災会議が作成する計画であって，市，防災関係機関，住民等がその全機能を発揮し，相互に有機的な連携をもって，市の地域に係る災害予防対策，災害応急対策，災害復旧・復興対策を実施することにより，市民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【国，県及び南九州市の防災会議並びに防災計画の体系】

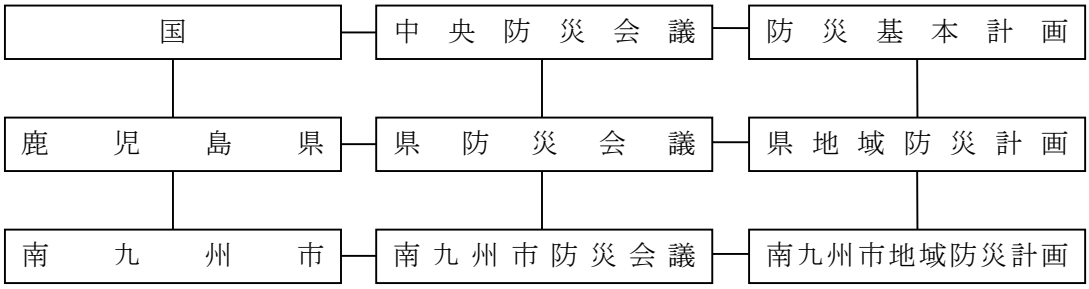

第２　計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

本計画は，それぞれの災害の種別に応じて，風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」，地震災害に係る「地震災害対策編」，津波災害に係る「津波災害対策編」，火山災害に係る「火山災害対策編」の対策４編と資料編で構成し，それぞれの災害に対する予防，応急，復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。

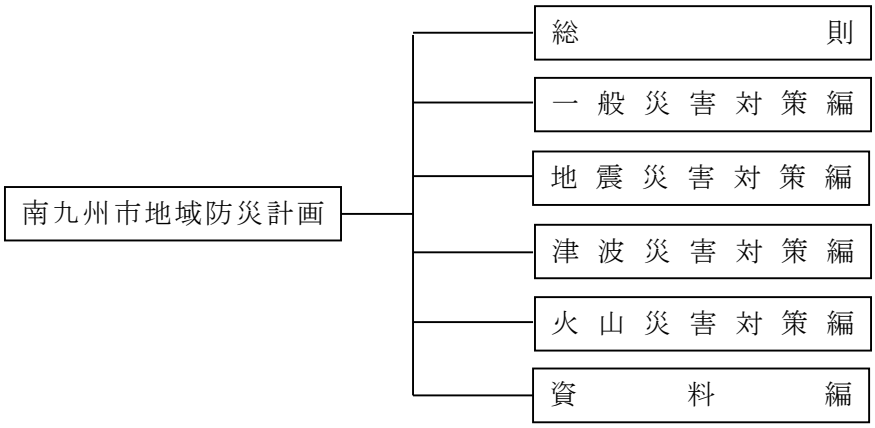

第３　計画の理念

南九州市の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ，「既往災害の教訓を生かし，市民の生命，身体及び財産を災害から守る」という市の防災施策上の基本理念を設定し，この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお，施策の実施にあたっては，災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから被災したとしても人命が失われないことを最重要視し，また経済的被害ができるだけ少なくなるよう，災害時の被害を最小化し，被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに，さまざまな対策を組み合わせて災害に備え，災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また，被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに，高齢者，障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮する等，被災者の年齢，性別，障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

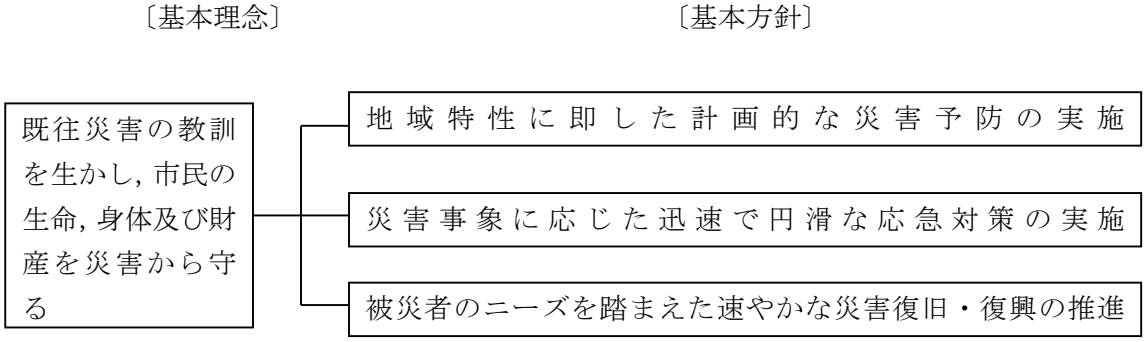

本計画では，これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は，概ね以下のとおりである。

１　地域の特性に則した計画的な災害予防の実施

南九州市は，台風，豪雨，地震，火山噴火災害等，過去に様々な災害を経験している。

また，シラス台地等の特殊土壌の地域であり，一旦災害が発生すると，様々な被害が発生し，風水害や土砂災害，地震・津波等により孤立するおそれがある地域が存在するなど，市民の生活支援や防災対策上の障害が想定され，災害に関する様々な施策を実施する必要がある。

このような地域特性に則し，災害時の被害を最小限にとどめるため，防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し，併せて，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と市民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

市は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するよう努める。

２　災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると，災害が発生した場合，被害の程度や状況の推移によっては，職員の動員配備，情報の収集・伝達，各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され，市民に対する救援活動が立ち遅れる等の事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し，災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう，発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し，災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また，事態が落ち着いた段階においても，引き続き組織的な応急対策を実施することにより，市民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め，社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお，災害対応は行政機関や市民，関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため，各種救援活動における役割分担・ルールに基づき，それぞれの役割分担に応じた対策を推進するものとする。

３　被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると，災害の程度によっては，膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり，弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進し，男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し，市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第４　計画の修正

本計画は，災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え，必要があると認めるときは，計画を修正するものとする。

したがって，各機関は関係のある事項について，毎年，市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに，計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第５　計画の周知

本計画の内容は，市，関係防災機関，並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに，特に必要と認める事項については，市民にも広く周知徹底させるものとする。

第６　計画の運用・習熟

本計画は，平素から訓練，研修，広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め，平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用が図られるようにしておく。

第２章　防災機関の業務の大綱

本章は，南九州市並びに鹿児島県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体，その他防災上重要な施設の管理者が，市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第１　南九州市（消防組合含む）

市は，第１段階の防災機関として概ね次の事項を担当し，また災害救助法が適用された場合は，県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
（１）南九州市防災会議に係る業務に関すること。 （２）防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 （３）災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。 （４）災害の防ぎょと拡大の防止に関すること。 （５）被災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関すること。 （６）被災した市管理施設の応急対策に関すること。 （７）災害時における文教，保健衛生対策に関すること。 （８）災害時における交通輸送の確保に関すること。 （９）被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協定に関すること。 (13) その他，災害対策に必要な事務又は業務に関すること。

第２　鹿児島県

県は，市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け，これらを総合調整するとともに，概ね次の事項を担当し，また災害救助法に基づく応急救助を実施し，かつ市に対し必要な防災上の指示，勧告を行う。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	（１）鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 （２）防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 （３）災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。 （４）災害の防ぎょと拡大の防止に関すること。 （５）被災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関すること。 （６）被災した県管理施設の応急対策に関すること。 （７）災害時の文教，保健衛生，警備対策に関すること。 （８）災害対策要員の供給，あっせんに関すること。 （９）災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導，指示，あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口９県災害時応援協定」，「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。
南九州警察署	（１）情報収集，伝達及び広報に関すること。 （２）避難の警告及び誘導に関すること。 （３）人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 （４）交通秩序の維持に関すること。 （５）犯罪の予防及び検挙に関すること。 （６）行方不明者の捜索に関すること。 （７）死体の検死（見分）に関すること。 （８）漂流物等の処理に関すること。 （９）その他，治安の維持に必要な措置に関すること。

第３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は，その組織及び機能の全てをあげて，防災に関し概ね次の事項を担当するとともに，市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局	（１）農地，農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 （２）農業に係る防災，災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 （３）応急用食料の調達・供給対策に関すること。 （４）主要食料の安定供給対策に関すること。 （５）その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局 鹿児島森林管理署	（１）国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 （２）国有保安林，保安施設等の保全に関すること。 （３）災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 （４）その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州運輸局	（１）自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 （２）被災者，救済用物資等の輸送調整に関すること。 （３）海上における物資及び旅客の輸送を確保するため，船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 （４）港湾荷役の確保のため港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 （５）船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 （６）港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 （７）その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
九州地方整備局	（１）港湾，海岸災害対策に関すること。 （２）高潮，津波災害等の予防に関すること。 （３）直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 （４）直轄河川の水防に関すること。 （５）直轄国道の防災に関すること。 （６）「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 （７）その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
鹿児島地方気象台	（１）気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表を行うこと。 （２）気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報・警報等の防災情報の発表，伝達及び解説を行うこと。 （３）気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備に努めること。 （４）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 （５）防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に努めること。
鹿児島海上保安部	（１）海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 （２）警報等の伝達に関すること。 （３）情報の収集に関すること。 （４）海難救助等に関すること。 （５）排出油等の防除に関すること。 （６）海上交通安全の確保に関すること。 （７）治安の維持に関すること。 （８）危険物の保安措置に関すること。 （９）緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと。
鹿児島県国道事務所 指宿維持出張所	災害時における交通輸送の確保及び被災施設等の復旧対策に関すること。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州地方測量部	（１）地殻変動の監視に関すること （２）災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 （３）復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
九州地方環境事務所	（１）災害廃棄物等の処理対策に関すること。 （２）環境監視体制の支援に関すること。 （３）飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

第４　自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊，海上自衛隊第１航空群	（１）人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療，感染症予防，給水等のほか災害通信の支援に関すること。 （２）その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性又は公益性に鑑み，防災に関し概ね次の事項を担当するとともに，市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄道関係機関 （九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社）	（１）鉄道施設等の防災，保全に関すること。 （２）災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 （３）災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本郵便株式会社	（１）災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 （２）災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 （３）被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行 （鹿児島支店）	（１）銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 ア　通貨の円滑な供給確保 イ　現金供給のための輸送，通信手段の確保 ウ　通貨及び金融の調節 （２）資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア　決済システムの安定的な運行に係る措置 イ　資金の貸付け （３）金融機関の業務運営の確保に係る措置 （４）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 （５）各種措置に関する広報 （６）その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌するべきことのほか，所要の災害応急対策
日本赤十字社 （鹿児島県支部）	（１）災害時における医療救護等（医療，助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関すること。 （２）災害時におけるこころのケアに関すること。 （３）救援物資の備蓄と配分に関すること。 （４）災害時の血液製剤の供給に関すること。 （５）救援金の受付に関すること。 （６）災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること （７）災害時の外国人の安否調査に関すること
独立行政法人国立病院機構	（１）災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携，情報交換に関すること。 （２）災害医療班の編成・派遣に関すること。 （３）被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	（１）気象予警報，災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 （２）社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

自動車輸送機関（日本通運株式会社，鹿児島交通株式会社，鹿児島県トラック協会等）	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関（九州電力株式会社）	（１）電力施設の整備と防災管理に関すること。 （２）災害時における電力供給確保に関すること。 （３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	（１）ガス施設の整備と防災管理に関すること。 （２）災害時におけるガス供給確保に関すること。 （３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産，医療救護に関すること。
南薩医師会	
鹿児島県歯科医師会	（１）災害時における歯科医療に関すること。 （２）身元確認に関すること。
南薩歯科医師会	
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	（１）公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 （２）公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は，概ね次の事項を担当し，当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに，市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
かいゑい漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
南さつま農業協同組合・いぶすき農業協同組合	（１）市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 （２）農作物の災害応急対策の指導に関すること。 （３）被災農家に対する融資，あっせんに関すること。
南薩農業共済組合	被災農作物等の被害調査及び共済目的物に対する損失補償に関すること。
かごしま森林組合	（１）林業に対する防災，林野等の森林治水事業の実施指導 （２）災害応急用資材の需給対策
土地改良区	（１）ため池，かんがい用樋門等の整備及び防災管理に関すること。 （２）農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病院等経営者	（１）防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 （２）災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 （３）被災負傷者等の収容保護に関すること。 （４）災害時における医療，助産等の救護に関すること。 （５）近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
南九州市社会福祉協議会	（１）被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 （２）福祉救援ボランティアに関すること。
社会福祉施設経営者	（１）防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 （２）災害時における収容者の避難誘導に関すること。
南九州市商工会	（１）市が行う商工業関係被害調査 （２）災害時における物価安定についての協力に関すること。 （３）救助物資，復旧資材の確保についてのあっせんに関すること。
南九州市管工事業組合	（１）水道施設の整備と防災管理に関すること。 （２）災害時における水の確保に関すること。 （３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関すること。

第３章　市民及び事業所の基本的責務

本章では，市民及び事業所の基本的責務を示す。市民及び事業所の事業者（管理者）は，各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに，市が処理する防災業務について，自発的に協力するものとする。

第１　市民

基　本　的　責　務
「自らの身の安全は，自ら守る」自助と「地域の安全は，地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。 市民は，自らが防災対策の主体であることを認識し，日頃から食品，飲料水等の備蓄等，自主的に風水害等に備えるとともに，防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。 また，市民は，被害を未然に防止し，あるいは最小限にとどめるため，自ら災害教訓の伝承に努め，地域において相互に協力して防災対策を行うとともに，市と連携・協働し，市民全体の生命，身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第２　事業所

基　本　的　責　務
事業所の事業者（管理者）は，自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら，経済活動の維持を図るとともに，その社会的責務を自覚し，自主防災組織，県，市及びその他の行政機関と連携・協働し，市民全体の生命，身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者等，災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４章　市の地域特性及び災害特性

本章では，南九州市の位置，地形・地質特性及び社会条件，並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

第１　南九州市の位置

本市は，鹿児島県の南西部，薩摩半島の南部に位置し，県都鹿児島市の南西約 30 ㎞のところにある。また，南は広大な東シナ海を臨み，東は指宿市，西は枕崎市・南さつま市に接しており，南薩地域の地理的中心となっている。市域は，東西に約 22km，南北に約 30km，総面積は 357.91k ㎡で，一部東シナ海に面した約 20km の海岸地域を有している。

第２　南九州市の地形・地質

本市の地形は，北部地域の標高 606ｍの白岳をはじめ 500ｍを越す山々からなり，緩やかな傾斜で中部台形を形成しながら南部海岸線に達している。

河川は，万之瀬川，万之瀬川水系の麓川，厚地川，永里川，大谷川，神殿川，野崎川，刈川，松薗川，南部海岸に流れ出る加治佐川，竹迫川，永沢川，馬渡川，高取川，水成川，石垣川，集川等がある。土壌は，主にシラスや黒ボクと呼ばれる火山噴出物からなっている。

第３　南九州市の災害特性及び災害の記録

１　気象概況

本市は，北部の山間部と中部台地及び南部海岸線を有した平坦部と三つに大別されるため若干の相違はあるが，年間平均気温 17.0℃と比較的温暖である。

初霜は 11 月中旬頃で３月中旬頃終るが，中部台地の横尾峠付近より以北では晩霜が強く，また，冬季の気圧配置による寒波により山沿いを中心に平地でも積雪があり，農作物に大きな被害を与えている。

降水量は，年間約 2,720 ミリで，４月から９月には月 200 ミリを越え，大雨を伴った台風が襲来している。

２　災害の特性

（１）台風は，九州の西南海上から接近又は上陸し，北上した場合の東側が最も勢力が強く，住家への被害や公共施設・農作物等に対する被害もかなり多い。本市では，台風の襲来により，過去何回も甚大な被害を受けている。

（２）梅雨前線の活発な活動による集中豪雨が多く，台地の断崖及び急傾斜は，地質がシラス土壌等で形成されているため崖崩れ，山崩れの危険性がある。

（３）一部地域においては，街路事業及び住宅団地造成等により近代的建物の建設が見ら

れるがその他の地域では，建物のほとんどが木造で，集落ごとに密集している地域もあり，台風により倒壊も考えられるほか，火災発生時には大火の恐れがある。

（４）地震は，本市地域では過去に大きな被害の記録はないが，被害を及ぼす大地震は，いつ発生するかわからない状況である。

（５）冬季には冬型の気圧配置による強い寒波に見舞われ，降雪による被害をもたらすこともあり，十分な雪害の警戒をしなければならない。

３　災害の記録

本市の気象災害のうち，特に災害の大きいのは台風である。

これは，南九州市が薩摩半島の南端にあって，九州を襲う台風の猛威に真先にさらされることが最大の原因であり，台風に伴う暴風，大雨，高潮，あるいは塩風等の被害が多い。

また，南九州市に災害をもたらす台風は８月が最も多く，次が７月と９月である。このうち，大型の台風はほとんどが８～９月に集中し，災害の規模も大きくなっている。

過去において特に被害の大きかった台風は，昭和 20 年の枕崎台風，昭和 24 年のデラ台風，昭和 26 年のルース台風，昭和 40 年の 15 号台風，昭和 60 年の 13 号台風，平成５年の 13 号台風である。

梅雨期から８月までの間における大雨の被害も少なくなく，平成５年には７月から９月にかけて大雨や台風に次々に襲われ，シラス地帯においては，田畑の流出，堤防の決壊，道路の被害等の災害があり，雨による家屋の損壊，浸水等の被害も発生している。

さらに，北部の山間部では，冬季の寒波による積雪により交通網の混乱等が生じている。

第５章　災害の想定

本計画の策定にあたっては，災害対策基本法第２条に定められる災害のうち，特に暴風，豪雨，洪水，高潮，大規模な火災，火山噴火，その他特殊災害を想定し，規模は災害救助法適用程度の災害を想定している。

第２編　一般災害対策編

第１部　災害予防

- 第１部　災害予防
  - 第１章　災害に強い施設等の整備
    - 第　１　節　土砂災害防止対策の推進
    - 第　２　節　河川・高潮災害等の防止対策の推進
    - 第　３　節　防災構造化の推進
    - 第　４　節　建築物災害の防止対策の推進
    - 第　５　節　公共施設の災害防止対策の推進
    - 第　６　節　災害備蓄物資等の整備と点検
    - 第　７　節　防災研究の推進
  - 第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
    - 第　１　節　防災組織の整備
    - 第　２　節　通信・広報体制（機器等）の整備
    - 第　３　節　気象観測体制の整備
    - 第　４　節　消防体制の整備
    - 第　５　節　避難体制の整備
    - 第　６　節　救助・救急体制の整備
    - 第　７　節　交通確保体制の整備
    - 第　８　節　輸送体制の整備
    - 第　９　節　医療体制の整備
    - 第１０節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備
  - 第３章　住民の防災活動の促進
    - 第　１　節　防災知識の普及啓発
    - 第　２　節　防災訓練の効果的実施
    - 第　３　節　自主防災組織の育成強化
    - 第　４　節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
    - 第　５　節　防災ボランティアの育成強化
    - 第　６　節　企業防災の促進
    - 第　７　節　要配慮者の安全確保

第１部　災害予防

第１章　災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して，被害の軽減を図るためには，各防災事業を推進し，被害を未然に防止したり被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では，このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第１節　土砂災害防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

本市は，地形・地質条件から，山地災害，土石流，急傾斜地崩壊等の風水害等による斜面崩壊等の被害が予想される。

このような災害を防止するため，従来より推進されている各種防災事業を継続し，風水害等に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号，平成 13 年４月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき，土砂災害から住民の生命を守るため，危険性のある区域を明らかにし，警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

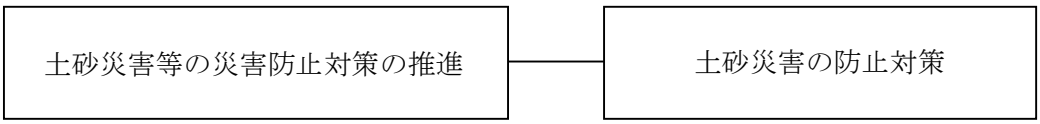

第１　土砂災害の防止対策

１　土砂災害防止事業の推進

本市は，広範囲にシラス土壌に覆われている上，台風，豪雨の発生する頻度が高いため，土石流，がけ崩れ等による土砂災害を受けやすい。

平成５年（1993 年）９月の豪雨では，集中豪雨のため地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ，これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか，道路交通の不通箇所も多数生じた。

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は，以下のとおりである。

（１）　山地災害危険地区等

ア　危険箇所等の調査

県は，山腹崩壊，崩壊土砂の流出により，公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査し，山地災害危険地区として把握している。

イ　防災対策の実施

県は，山地災害危険地区等における治山施設のハード対策と，山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策の一体的な実施や，地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに，森林の整備・保全の推進により，山地災害の発生防止に努めるものとする。特に，尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大，流木災害の激甚化，広域にわたる河川氾濫等，災害の発生形態の変化等に対応するため，流域治水の取組と連携しつつ，土砂流出の抑制，森林土壌の保全強化，流木対策等を推進するものとする。

市は，山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

（２）　砂防法に基づく砂防指定地

ア　砂防指定地の指定

土石流の発生が予想される危険な渓流等を調査・把握し，そのうち，砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止，制限すべき土地を，国土交通大臣が指定砂防地として指定する。

イ　災害防止事業の実施

県は，土石流発生の恐れがある危険な渓流について，環境にも配慮しつつ，施設の整備を進めており，危険度，緊急度の高い土砂災害警戒区域等（土石流）から，逐次，事業を実施していることから，市は，土砂災害警戒区域等（土石流）の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

ウ　行為規制等

県は，砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し，治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに，定期的に監視業務を行い，災害の未然防止を図っており，市も同様に巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

（３）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

ア　急傾斜地危険箇所等の指定

がけ崩れの発生が予想される危険な箇所を把握・調査し，崩壊の恐れのある急傾斜地で，その崩壊により相当数の住居者，その他の者に危害が生じる恐れがあるもの及びこれに近接する土地のうち，崩壊の助長又は誘発を防止するため，行為の制限を必要とする区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

イ　災害防止事業の実施

県は，貴重な緑の空間として環境に配慮しつつ，計画的に施設の整備を進めており，今後も引き続き，危険度，緊急度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）から逐次，事業を実施する。市は，土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）災害予防に必要な措置を行う。

ウ　行為規制等

県は，急傾斜地崩壊危険箇所に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し，水の放流，のり切り，掘削，立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れがある行為を制限するとともに，監視業務を行い，災害の未然防止を図っていることから，市も巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

（４）　建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一を指定）

急傾斜地崩壊危険区域，又は津波，高潮，出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域では，住家等の建築を制限するとともに，がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

（５）　主要交通途絶予想箇所

道路管理者は，落石，崩土，河川の氾濫，浸水，高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し，南薩地域振興局等において標示を行うとともに，職員が定期的に防災パトロールを実施し，道路の実態，迂回路の把握に努める。

また，緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し，場合によっては通行規制や通行止の措置を行い，被害の未然防止に努める。

（６）　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため，土砂災害のおそれのある区域について危険の周知，警戒避難体制の整備，住宅等の新規立地の抑制，既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

○土砂災害警戒区域の指定

県は，土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質，土地の利用状況等について基礎調査を行い，市長の意見を聴いた上で，区域の指定を行う。

市は，土砂災害防止法第７条に基づき，各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め，情報伝達，警戒避難体制の整備，警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

《資料編　土砂災害危険箇所に関する資料》

（７）　盛土規制法に基づく規制区域等

盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため，盛土等による人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し，規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行う。

また，規制区域内における既存盛土等に関する調査を実施し，不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。

ア　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

県は，盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質，土地の利用状況などについて基礎調査を行い，その結果を公表し，必要な手続きを経た上で，区域の指定を行う。

イ　行為規制等

県は，宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では，土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土・土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか，不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。

（８）　その他の災害危険箇所

市は，各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し，地域住民へ周知するとともに，法令指定区域に準じ，危険箇所ごとに，巡視，警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

２　砂防関係施設の災害防止

砂防関係施設（砂防施設，急傾斜地崩壊防止施設及び隣地荒廃防止施設等）の機能を確保するため，砂防関係施設管理者は，日常の巡視や点検を行い，既存施設の老朽化対策を推進する等，適確な維持管理に努める。

３　災害危険箇所等の調査結果の周知

（１）災害危険箇所の点検体制の確立

市は，県地域振興局，消防機関，警察等関係防災機関等の協力のもとに，災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては，当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや，住民の参加を得て行うよう努める。

住民は，住民自身による災害危険箇所の把握に努め，日頃から地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し，危険箇所を把握するとともに，新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは，速やかに市に通報する。

（２）災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

市は，災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう，国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため，市は，その他の災害危険予想箇所について調査し，結果を積極的に住民へ周知する。

（３）災害危険箇所に係る指定避難所等防災情報の周知・徹底

市は，災害危険箇所に係る指定緊急避難場所，避難路，避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所，指定避難所，避難路及び避難方法を南九州市地域防災計画に明示・位置付ける。

イ　災害危険箇所の他，指定避難所，避難路，消火・防災施設等を明記した地区防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。

ウ　広報誌，ポスターやパンフレット等により，また，自主防災組織や自治会等の総会，地区公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

４　災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

（１）災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は，常日頃から危険箇所の状態について監視し，災害の発生する危険性がある場合，早めに避難できるように心がける。

市は，気象予警報等が出された場合，災害危険箇所のある地区の住民に対して，速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

（２）避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は，人家等に被害を与えるおそれ又は危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し，地区ごとに指定緊急避難場所，避難路，避難方法を定めた避難計画を作成する。

（３）避難計画の整備

市は，特に，災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に，避難計画を作成するものとする。

ア　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数，人口及び避難等の際留意すべき避難行動要支援者等の状況，

福祉施設等の状況を把握しておく。

イ　住民への情報伝達方法の整備

市防災無線のほか，緊急速報メール，自治会放送，広報車，消防団員等による戸別広報等の伝達方法について，効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　指定避難所・避難路の指定

指定避難所については，構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

避難路についても，途中にがけ崩れや浸水，高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また，指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ　避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団，自主防災組織のリーダー等誘導員を定め，特に地域の避難行動要支援者については，誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ　避難指示等の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また，土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し，土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル１，２，３，４），気象庁の防災情報システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い，事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう，発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに，必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ　ハザードマップ等の作成

土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

（４）住民の自主的避難の指導

市は，土砂災害が発生した時の住民の自主避難について，広報誌をはじめ，あらゆる機会を通じて指導するとともに，雨量等の情報をできる限り，住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は，隣保共同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで，早めに行うよう努める。このため，市及び各防災機関は協力して，積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（住民の自主防災組織の指導方法は，第３章第３節「自主防災組織の育成強化」参照）

（５）避難訓練

市及び各防災関係機関の長は，地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ，適宜，斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

（避難訓練の方法は，第３章第２節「防災訓練の効果的実施」参照）

第２節　河川・高潮災害等の防止対策の推進〔実施責任者：建設課〕

本市は，台風・多雨地帯，特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ，河川は，その大半がシラス台地を流れ，洪水の被害を受けやすい特質があり，また，高潮，波浪被害等を受けやすい特質があるため，河川災害，高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。

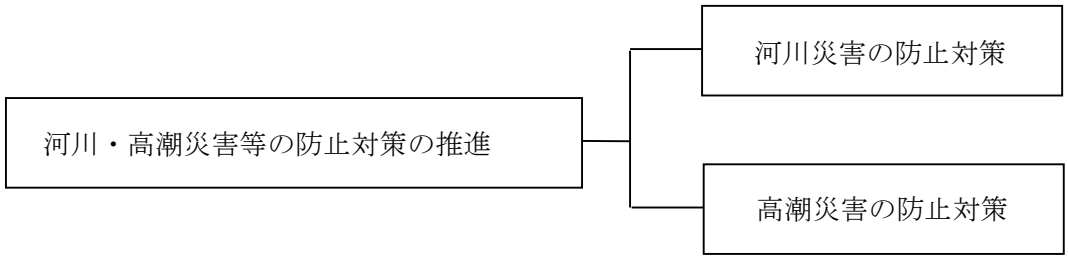

第１　河川災害の防止対策

１　河川災害の防止事業の推進

（１）河川及び治水施設等の整備状況

本市は，台風・多雨地帯という厳しい自然条件のもとにあり，河川整備は，緊急度の高いはん濫区域の洪水防ぎょを主眼とし，河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

（２）河川及び治水施設の整備対策

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは，堤防の被害が生じた際，大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため，河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

２　重要水防区域等危険予想区域の把握，周知

市は，重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域に基づき，住民への周知に努めるとともに，河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し，その結果を必要に応じ，住民に周知する。

ア　河川の形状，地盤高に応じた浸水危険性
イ　避難路上の障害物等
ウ　指定避難所等の配置状況・堅牢度等
エ　危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制

３　重要水防区域の巡視等

水防管理者は，異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき，又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には，「南九州市水防計画書」に示す危険区域内の堤防等の巡視や監視等を行うとともに，当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については，同計画書に定めるところによる。

４　洪水浸水想定区域等を活用した水害リスク情報の周知等

河川管理者及び市長は，それぞれの立場において，各河川の浸水実績等を把握し，浸水深や発生頻度等を踏まえて水害リスクを評価するよう努めるものとする。

市長は，洪水浸水想定区域や浸水実績等を踏まえ，防災活動や住民避難が円滑に行われるよう，避難場所や避難経路等の情報を記載したハザードマップの作成等を推進し，水害リスク情報として周知しなければならない。

第２　高潮災害の防止対策

１　海岸保全施設整備事業の推進

（１）海岸保全施設の整備状況

台風による波浪，高潮等の被害に対処するため，海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を推進する。

（２）海岸保全施設の整備方策

県及び市町村は，台風等の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり，今後とも引き続き海岸保全基本計画に基づき，海岸保全施設の整備を図る。

２　既存海岸保全施設の老朽度点検，改修

県及び市は，従来の高潮，波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し，既存海岸保全施設の老朽度点検を行い，特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また，情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

３　高潮リスクの低減

県及び市は，港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため，タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

近年の高波災害や気候変動を踏まえ，必要に応じて，耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。また，関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は，コンテナ等の野外蔵置貨物の流通防止対策を推進するものとする。

第３節　防災構造化の推進〔実施責任者：建設課・都市政策課・消防組合〕

都市等の基盤施設の整備を推進し，災害の拡大を防ぎ，被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また，新規事業等の事業に際して，各法令等に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新，新規開発に伴う指導等を行うことによる適正な土地利用を推進するほか，市における，ハード・ソフト両面からの防災対策等を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより，風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。

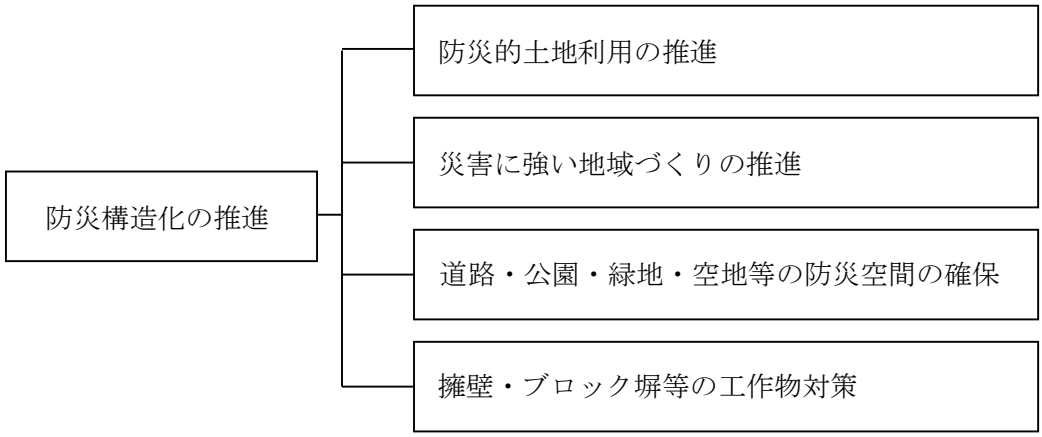

第１　防災的土地利用の推進

１　安全な都市環境整備の推進

市は，各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより，風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第２　災害に強い地域づくりの推進

１　消火活動困難地域の解消

市は，市街地における道路・空地の確保・拡充を推進し，消火活動困難地の解消に努める。

２　消防水利・貯水槽等の整備

市は，消防力の整備指針等に照らし，消防施設等の充足状況を勘案するとともに，火災に対応できるよう，各種事業により，貯水槽等消防水利の整備を推進する。

３　その他の災害防止事業

市は，火災時の効果的な消防活動を念頭において，消防活動路の確保について検討しておく。また，都市公園や防災拠点施設の整備を進め，火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

４　立地適正化計画策定の推進

市は，立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては，災害リスクを十分に考慮の上，居住誘導区域を設定するとともに，同計画にハード・ソフト両面からの防災対策等を定める防災指針を位置付ける。

第３　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

１　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の整備

（１）道路等の整備

道路は，住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに，風水害等の災害時において，人員，物資の緊急輸送，避難路等の役割を発揮するほか，火災に際して，延焼遮断帯としての機能を発揮することから，道路管理者は，災害に強い道路網（避難路・緊急輸送道路等）の整備及び消防活動困難区域の解消に努める。

また，緊急輸送道路等，防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，国が促進する一般送配電事業者，電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ，無電柱化の促進を図る。

（２）公園・緑地・空地等の整備・確保

市は，都市公園等を計画的に配置・整備し，避難地としての機能を強化する。

また，山麓部等の斜面地等については，砂防事業，地すべり対策事業，急傾斜地崩壊対策事業等と連携し，土砂災害防止，延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の確保を図るため体系的な整備・保全を推進する。

加えて，防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け，その機能強化に努める。

第４　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

１　擁壁の安全化

市は，道路部において擁壁を設置する場合においては，設計時に安定性を考慮しているが，道路防災点検等を行い，その結果に基づき，必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については，県と連携した建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き行う。

２　ブロック塀等の安全化

市は，パンフレットの配布等や年２回の建築物防災週間において，建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕，補強等の改修について県と連携しながら指導しており，引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕，補強等の改修指導を実施する。

３　自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて，地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されているため，設置者においては，道路上の違法設置機の撤去をはじめ，基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第４節　建築物災害の防災対策の推進〔実施責任者：公共施設管理者・都市政策課・消防組合〕

強風・豪雨・火災等による災害は，浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による消失等の被害が予想される。

このため，建築物の「構造耐火上の安全性」，「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより，建築物の防災対策を推進する。

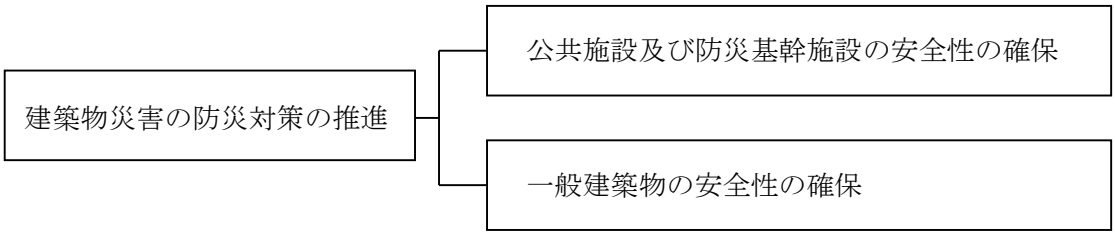

第１　公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

１　公共施設等の安全性の確保

市は，庁舎，学校，公民館，公営住宅等の所管施設について，災害応急対策実施上の重要性，有効性，地域特性等を考慮し，防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

また，避難者のための防災広場の確保や救助活動や災害支援にあたる車両の活動拠点としての駐車場整備などに努めるものとする。

２　重要防災基幹施設の安全性の確保

市の庁舎，消防の防災機関の施設，学校，公民館等の重要防災基幹施設は，風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え，避難施設として利用されることが多い。このため，災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第２　一般建築物の安全性の確保

１　啓発活動等による建築物の安全化の促進

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災啓発を行い，災害を未然に防止する。

２　危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については，安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発を行う。

３　既存建築物に対する改修等の指導

建築年次が古く，老朽化の進んだ空き家を含む既存建築物については，ある程度「構造耐力上及び防火性・耐火性」の安全性が確保されていないものが見込まれることから，老朽化した建築物の改修等の必要性について普及・啓発を図る。

４　がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について，普及・啓発を図る。

第５節　公共施設の災害防止対策の推進〔実施責任者：水道課〕

上・下水道，電力，ガス，通信等のライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港等の公共施設は，地域生活の根幹をなすものであり，これらが災害により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，市及びライフライン事業者は，風水害等の災害に強い施設を整備するとともに，適確な維持管理に努める等，災害が発生したときも被害を最小限にとどめ，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保等，施設の災害防止対策を推進する。

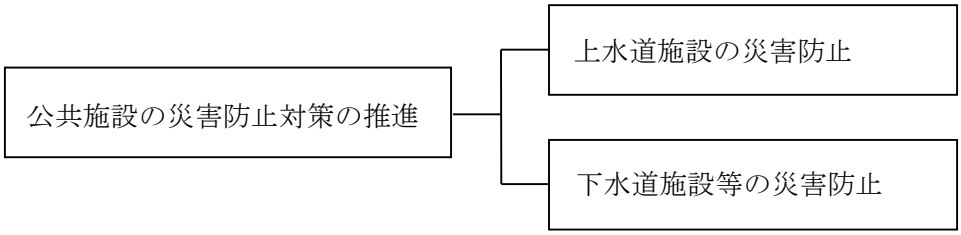

第１　上水道施設の災害防止

１　災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は，生命の維持や日常生活に不可欠なため，各水道事業者は，災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが，今後，特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに，引き続き，以下の対策により，被害発生の抑制と影響の最小化を図り，災害に強い上水道施設の整備を推進する。

（１）水源施設，管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
（２）老朽化した水道施設，管路施設等の点検・補修の推進
（３）水道施設の耐震化・停電対策の推進
（４）浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
（５）土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
（６）給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
（７）系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

２　復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材，被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

第２　下水道施設等の災害防止

１　老朽施設，管路施設等の点検・補修

下水道施設については，これまでも災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き以下の対策を推進し，災害に強い下水道施設等の整備対策に努める。

（１）老朽化した施設，管路施設等の点検・補修の推進
（２）広域的なバックアップ体制の推進
（３）処理場等の耐震化・停電対策の推進

２　集中監視システムの活用

浄化センター等の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第６節　災害備蓄物資等の整備と点検〔実施責任者：防災安全課〕

１　備蓄物資の整備

災害発生に際し，被災者に対して迅速かつ的確に救助対策を実施するための衣料，生活必需品等の物資を供給するために，これらの災害備蓄物資の整備を図る。

また，災害時における被服，生活必需品等の確保を図るため，関係業界等との物資調達に関する協力関係の確立に努めるものとする。

２　備蓄物資の点検及び補充整備

衣料，生活必需品等の物資については，かねてから備蓄物資について定期的に点検を行い，常に良好な状態を保つように努めるとともに，災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

３　水防資機材の備蓄，点検

（１）水防資機材の保管場所と数量は，「南九州市水防計画」に定める。

（２）点検実施時期

出水期前（５月上旬）に行う防災点検に併せて実施する。

（３）点検実施方法

倉庫毎に資機材受払簿を点検し，不用若しくは使用に耐えないものがあるときは返納の手続きをとり，また不足するときは補充する。

第７節　防災研究の推進〔実施責任者：防災安全課・建設課・耕地林務課〕

関係機関等との協力により，災害及び災害対策に関する調査研究を実施し，その成果の活用に努めるものとする。

１　地域危険度の調査研究

防災アセスメントを実施することにより，地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し，地区別防災カルテ，防災マップの作成に努める。

２　シラスの防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について，砂防，治山，農地保全の各面から，総合的な調査研究に努める。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して，迅速かつ円滑な被害応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では，このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第１節　防災組織の整備〔実施責任者：防災安全課〕

風水害等は，人命の損傷をはじめ，家屋の倒壊，火災，がけ崩れ，高潮や浸水の発生，道路やライフライン等生活関連施設の損壊等，市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう，市及び各防災関係機関は，それぞれの計画に基づき，迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また，防災会議の委員について，多様な視点が反映できる構成とし，防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大や，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

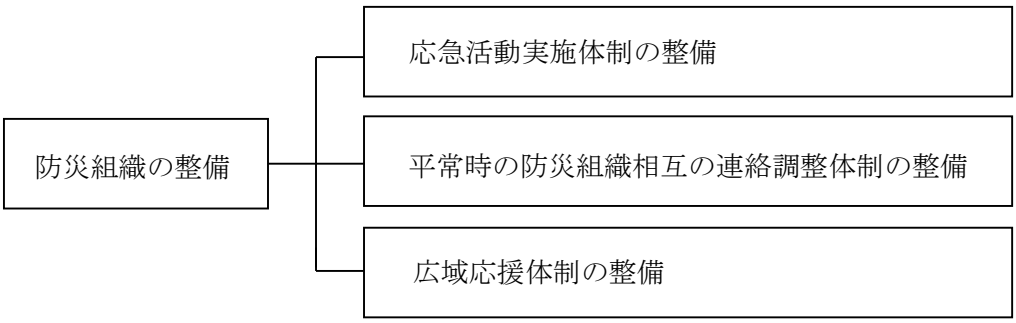

第１　応急活動実施体制の整備

１　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に動員配備させることは応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで，極めて重要である。

市は，職員が災害発生後速やかに配備につき，職務に従事・専念できるよう，次の対策を推進する。（動員配備体制は，第２編第２部第１章第１節「活動体制の確立」参照）

（１）マニュアルの整備

災害対策本部職員の動員配備を適切に行い，情報の収集・伝達や，各種救援活動に関する初動段階の活動要領のマニュアルを作成する。

（２）宿直等による 24 時間体制

勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう，24 時間体制

制により対応する。

２　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において，災害対策本部の円滑な運営を図るため，以下の対策を推進する。

（災害対策本部の設置方法は，第２編第２部第１章第１節「活動体制の確立」参照）

（１）災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後，本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう，情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

（２）災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう，少なくとも２～３日分の水，食料，毛布等を備蓄する。

（３）災害対策本部室の職員の育成

災害対策本部室の職員が災害発生時に的確な活動を行うため，平常時から特に以下の点について習熟できるよう，重点的に研修しておく。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災無線ほか各種機器の操作方法等

第２　平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

１　情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は，災害が発生した場合，迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため，平常時から以下のように，防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

（１）情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

（２）勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は，相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように，連絡窓口等体制の整備に努める。

２　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように，以下の対策を進める。

（１）日頃から情報交換を積極的に実施

市及び防災関係機関は，防災に関する情報交換を日頃から積極的に実施し，防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

（２）通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は，災害時の通信体制を整備するとともに，鹿児島地区非常通信連絡会と連携し，毎年，通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は，人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合，迅速かつ円滑に行わなければならない。

（１）市における連絡手続等の明確化

市は，自衛隊の災害派遣要請は原則として県を通して行うが，県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について，連絡手続等を迅速に実施できるように，本計画に明示しておく。

（２）自衛隊との連絡体制の整備

市は，地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して，連絡体制の整備を図る。

第３　相互応援体制の整備

市は，鹿児島県及び県内市町村間の災害相互応援協定等に基づき，災害時に応援を求める場合を想定し，日頃から情報交換や連絡調整に努める。また，県外の市町村等とも，あらかじめ大規模災害等の相互応援に関する協定を締結し，日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第４　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

（１）市は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るよう努める。

また，実効性ある業務継続体制を確保するため，地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努める。

（２）市は，災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから，業務継続計画の策定等に当たっては，少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

第２節　通信・広報体制（機器等）の整備〔実施責任者：防災安全課〕

風水害等の災害は，通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び防災関係機関は，災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに，通信が途絶している地域で，衛星通信を活用したインターネット機器の整備，長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備，通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化等，通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また，効果的・効率的な防災対策を行うため，IoT，SNS の活用等，災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては，災害対応に必要な情報項目等の標準化や，システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

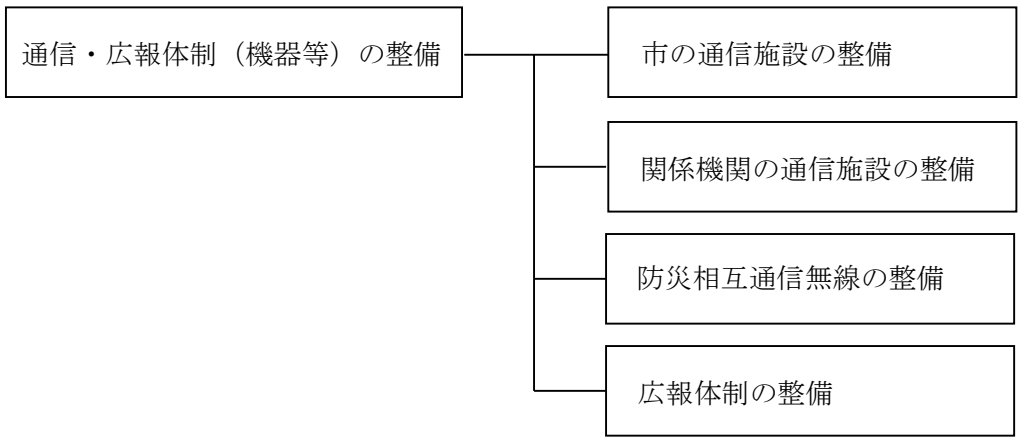

第１　市の通信施設の整備

１　通信施設の整備対策

市は，住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備する等，多種多様な通信手段で，確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に，戸別受信方式は，自治会放送設備を利用したものとし，積極的に自治会に対し整備を推進する。

２　通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように，日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（１）通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して，通信機器の操作の習熟に努める。

（２）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い，性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお，通信機器に障害が生じた場合は，すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

（３）長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては，停電復旧作業に時間を要することから，非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに，長時間対応可能な設備の整備に努める。

第２　関係機関の通信施設の整備

市及び関係機関は，相互に連携を密にし，災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第３　防災相互通信無線の整備

１　通信施設の整備対策

市及び防災関係機関は，防災相互通信用無線を活用し，災害発生時の災害現場等において，防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう，防災相互通信用無線の整備に努める。

２　通信施設の運用の充実

市及び関係機関は，相互に連携を密にし，災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第４　広報体制の整備

大規模な災害発生時に，放送機関の協力のもとに，早期予防，避難に関する緊急情報をテレビ・ラジオ等を通じて市民に提供するため，緊急情報システム，Ｌアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

第３節　気象観測体制の整備〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

風水害等による被害を未然に防止し，あるいは軽減するため，雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため，観測施設を有する機関は，当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに，これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

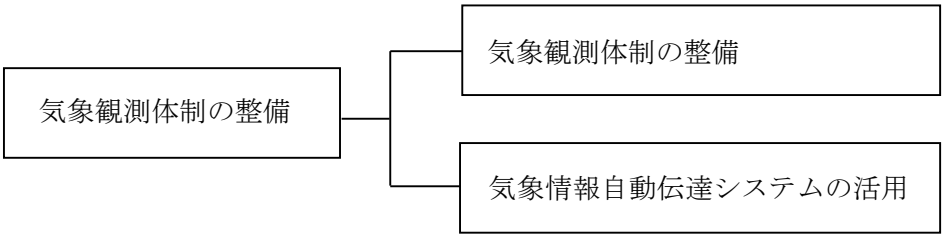

第１　気象観測体制の整備

市及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については，年々充実しているが，まだ十分とはいえないので，現有施設の十分な活用を行うとともに，雨量計（自記，テレメータ等）の整備充実を図る。

第２　気象情報自動伝達システムの活用

市は，気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在官公署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

第４節　消防体制の整備〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

風水害等において，消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう，消防活動の組織，方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため，消防機関による消防活動体制並びに消防水利，装備，資機材等の整備を促進する。さらに，地域住民や事業所による出火防止，初期消火体制の整備を促進する。

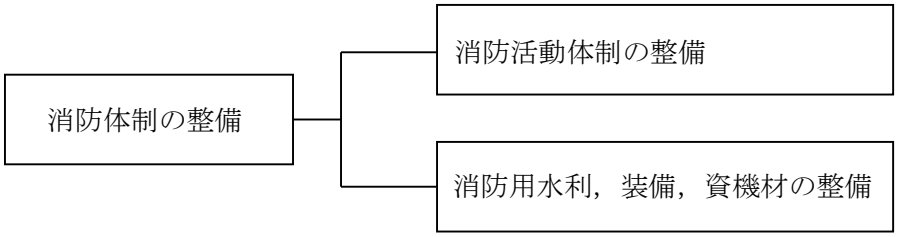

第１　消防活動体制の整備

１　消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

（１）消防組織の整備状況

本市の消防組織は，常備消防と非常備消防により構成されており，その整備状況は以下のとおりである。

消防組織の整備状況（令和７年４月１日現在）

区分	常備消防（指宿南九州消防組合）				非常備消防（消防団）	
	消防本部	消防署	分遣所	消防職員	分団	消防団員
人員	１	２	３	１５３	２２	５３５

（２）消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して，より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について，高度な教育・訓練を実施することにより，消防活動体制の充実強化を図る。

また，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて，大規模災害等に備えた消防団車両・資機材。拠点施設の充実，処遇の改善，必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし，地域住民と消防団員の交流等を通じ，消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

（３）消防団の育成強化の必要性

ア　消防団の育成強化の必要性

消防団は，常備消防と並んで，地域社会における消防防災の中核として，救出救助，消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら，近年の消防団は，団員数の減少，高齢化等の問題を抱えており，その育成・

強化を図ることが必要となっている。

イ　消防団の育成・強化策の推進

市は，以下のとおり，消防団の育成・強化を図り，地域社会の防災体制の強化を図る。

（ア）消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は，地域社会にとって有用であることから，これらを地域社会に広め，地域住民の消防団活動に対する理解を促進し消防団への参加，協力の環境づくりを進める。

（イ）消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから，事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて，消防団への参加を促進する。

また，消防団員の資質向上を図るため，教育・訓練の充実を図る。

２　地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

（１）一般家庭に対する出火防止の指導

市は，一般家庭内における出火を防止するため，自主防災組織等を通して，火気使用の適正化や消火器具，ガスのマイコンメーター，感震ブレーカー等の普及等，出火防止の指導に努める。

（２）地域住民の初期消火体制の整備

市は，地域単位で，自主防災組織の育成を図るとともに，日頃から火災時の初期消火等について知識，技術の普及に努める。

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

（１）事業所に対する出火防止の指導

市は，消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底について指導する。

（２）事業所の初期消火体制の整備

火災発生時における応急措置要領を定めるとともに，自主防災組織の育成を図る。

また，地域住民と日頃から連携を図り，火災発生時には，協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第２　消防用水利，装備，資機材の整備

１　消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

（１）消防用水利の整備状況

本市の消防用水利の保有状況は，以下のとおり。　（令和７年４月１日現在）

区　　分	数　　量
消 火 栓	１，１９７
防火水槽	６６５
水利合計	１，８６２

（２）消防用水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に，以下の方策により水利を整備する。

ア　消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用，並びに有効的自己財源の投入等により，整備の促進を図る。

イ　畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと，畑地かんがい用の貯水池，給水栓を消火用水として活用する。

２　消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

（１）消防機械保有状況

指宿南九州消防組合及び消防団における消防機械保有状況は，以下のとおり。

消防機械保有状況　（令和７年４月１日現在）

区　　分	消防組合現有	消防団現有	計
普通消防ポンプ車	0	24	24
水槽付消防ポンプ車	6	0	6
はしご車	1	0	1
小型動力ポンプ	0	23	23
小型動力ポンプ積載車	0	23	23

（２）消防装備・資機材の整備方策

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

３　通信手段・運用体制の整備（消防本部）

（１）消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は，消防無線設備，専用電話回線が整備され，緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は，以下のとおり。

消防通信体制の整備状況　（令和７年４月１日現在）

	消防救急業務用無線局		火災報知専用電話回線	救急指令装置	
	固定・基地局	移動		救急指令専用	消防指令装置併用
指宿南九州消防組合	7	123	8	―	―

（２）消防通信手段の整備方策

ア　通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については，計画的に無線設備の更新のほか，固定局，移動局ともに全国共通波（２波）を活用し，大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り，他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また，災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備，高所カメラによる早期支援情報の収集，部隊運用装置，消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお，その他の消防通信体制については，以下の機器等の整備の促進に努める。

・多重無線通信機
・衛星通信システム
・早期支援情報収集装置
・震災対策用通信設備等（可搬無線機，携帯無線機，全国共通波（増波）基地局等）

イ　通信・運用体制の整備

（ア）消防本部における消防緊急通信指令システムの整備，通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか，消防・緊急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路，気象情報等のバックアップ体制を強化する。

（イ）被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

（ウ）住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第５節　避難体制の整備〔実施責任者：全部〕

風水害等の災害時には，河川出水，斜面崩壊，高潮，波浪等のため，住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため，風水害等における避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め，住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお，避難に際しては，特に高齢者，障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

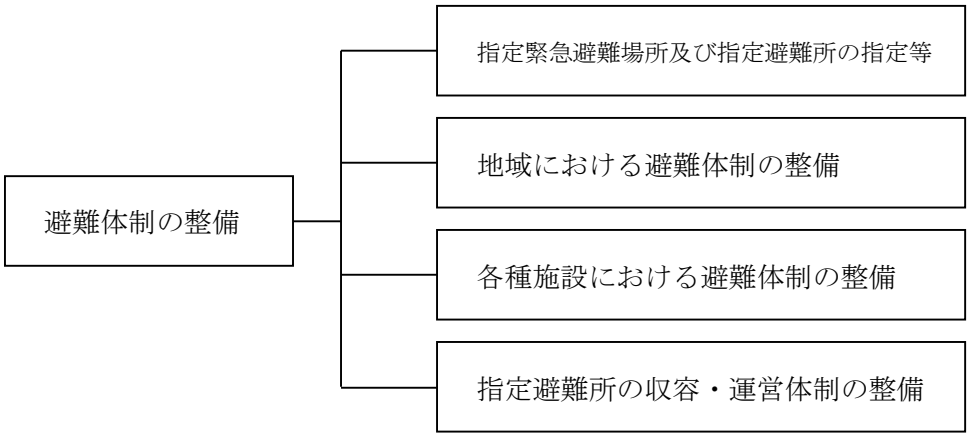

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

１　避難予定場所の指定

市は，地域的な特性や過去の教訓，想定される災害等を踏まえ，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に，地域の人口，地形，災害に対する安全性に配慮し，その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定し，平時から，指定避難所の場所，収容人数，家庭動物の受入れ方法等について，住民への周知徹底を図る。

特に，浸水想定区域については，浸水想定区域をその区域に含む場合，洪水予報用の伝達方法及び指定緊急避難場所等について住民に周知するため，洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（１）指定緊急避難場所

市は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し，想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって，災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお，避難路についても，浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

（２）指定避難所

市は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等

を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また，指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者，医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため，必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に，医療的ケアを必要とする者に対しては，人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに，福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており，また，災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され，主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定する。

市は，福祉避難所について，受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう，必要に応じて，あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に，受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に，前述の公示を活用しつつ，福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上，個別避難計画等を作成し，要配慮者が，避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお，市は学校を指定避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するとともに，指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難者の範囲と規模，運営方法，管理者への連絡体制，施設の利用方法等について，事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

２　指定避難所の確保と整備

（１）指定避難所の確保

指定避難所は，学校，公民館等の既存建物を利用する。

（２）指定避難所の処理能力等の把握

市は，各種災害時における条件を考慮して，地区ごと，災害種別ごとの指定避難所を定め，その所在，名称，概況，収容可能人員等を把握しておく。

なお，指定避難所の指定にあたっては，大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに，可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し，併せて，指定避難所である旨を明確に表示しておく。

（３）指定避難所の整備

市が，指定避難所に指定した建物には，避難生活の環境を良好に保つため，あらかじめ，避難所内の空間配置図，レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに，必要な機能を整理し，備蓄場所の確保，通信設備の整備等を進めるものとする。また，必要に応じ，指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市は，感染症対策のため，平常時から，指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに，感染症患者が発生した場合の対応を含め，防災安全課と福祉健康課が連携して，必要な措置を講じるよう努める。

また，指定避難所における救護施設，貯水槽，井戸，給水タンク，仮設トイレ，マ

ット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等，衛星通信を活用したインターネット機器の通信機器等のほか，洋式トイレ等，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め，被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに，停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう，長時間対応可能な電源を確保するため，再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に，学校施設等においては，電気，水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて，備蓄倉庫，情報通信設備，貯水槽・井戸，自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

（４）指定避難所における備蓄等の推進

市は，指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し，食料，飲料水，携帯トイレ，簡易トイレ，非常用電源，常備薬，マスク，消毒液，段ボールベッド，パーティション，炊き出し用具，毛布，仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに，指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて，これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また，備蓄品の調達にあたっては，要配慮者，女性，子供にも配慮する。

３　指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保については，浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い，適宜防災診断や改修に努め，安全点検を行う。

避難路についても，浸水や斜面崩壊等による障害のないルートを複数選定しておく。

第２　地域における避難体制の整備

１　避難の指示・誘導体制の整備

（１）避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア　市長の避難措置は，原則として高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保の３段階に分け実施するが，状況により，段階を経ず直ちに避難指示等を行う。

（避難の指示，警戒区域の設定の実施基準，自主避難の方法等の計画は，第２編　第２部第２章第６節「避難の指示，誘導」を参照）

イ　市長以外の避難指示権者は，各法律に基づき，それぞれの状況に応じ，避難の指示を行う。

ウ　市長は，本計画を基礎に，関係機関の協力を得て，管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また，避難指示権者は，避難指示等の実施について，法令等が定めるもののほか，鹿児島県地域防災計画及び本計画により行う。

（２）避難指示等の実施要領

ア　市長による避難の指示等は，迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう，あらかじめ本計画において実施要領を定めておく。

イ　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは，各法令に基づき，関係機

関に報告又は通知するほか，市長にも通知しなければならない。

ウ　市長は，自ら避難の指示を行ったとき，又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは，知事（危機管理防災課長及び南薩地域振興局）に報告しなければならない。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を，安全かつ迅速に行うことができるよう，次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は，消防団や自主防災組織等のもとで，組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に，避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類，危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき，一般への周知徹底を図る。その際，周辺の状況を検討し，風水害の場合は，浸水，建物の流失，斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して，どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また，災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員を配置し，車両による移送等の方法を講じておく。

オ　市は，洪水等に対する住民の警戒避難体制として，洪水予報河川等及び水位周知下水道については，水位情報，堤防等の施設に係る情報，台風情報，洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川についても，氾濫により居住者や地下空間，施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては，同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また，避難指示等の発令対象区域については，細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから，立退き避難が必要な区域を示して指示したり，屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに，必要に応じて見直すよう努めるものとする。

２　自主避難体制の整備

（１）市は，災害時における住民の自主避難について，広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

（２）自治会及び自主防災組織等は，安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

（３）住民は，災害時に自ら危険だと判断した場合等においては，隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

（４）指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に，自治会及び自主防災組織等が公民館，集会施設等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い，市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした，いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は，市町村の発令する避難情報の有無に関わらず，自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから，迅速な対応が可能であること，また，身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いこと等も期待されるため，市は，指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて，「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

３　避難指示等の伝達方法の周知

（１）避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は，本章第２節の「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ，住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう，以下のように，あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお，情報伝達にあたっては，複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　防災行政無線等を利用して伝達する。

イ　自主防災組織等を通じ，関係者が直接，口頭及び拡声器により伝達する。

ウ　サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ　広報車による呼びかけにより伝達する。

オ　Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ・ラジオ，携帯電話（緊急速報メールを含む。），インターネット（市ホームページ），市公式ＬＩＮＥ等のソーシャルメディア，自治会無線放送施設等の利用により伝達する。

（２）伝達方法等の周知

市は，危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め，かねてから危険区域の住民に周知徹底を図る。

（３）浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の要配慮者関連施設については，利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（４）伝達方法の工夫

市は，例文の事前作成，放送前のサイレンの吹鳴，緊急放送モードの使用等，住民に迅速・確実に伝達し，避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

４　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については，以下の点に留意し，「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして，市は，「避難支援プラン」を作成し，地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

（１）避難指示等の伝達体制の確立

市は，日頃から要配慮者，特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに，避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお，浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては，本計画にその名称及び所在地，並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等

の伝達方法を定めることが義務づけられている。（水防法第 15 条）

（２）地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は，避難行動要支援者が避難するにあたっては，他人の介添えが必要であることから，避難誘導員をはじめ，自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を，事前に具体的に定めておくものとする。

（３）要配慮者の特性に合わせた指定避難所等の指定・整備

指定避難所や避難経路の設定にあたっては，地域の要配慮者の実態に合わせ，利便性や安全性を十分に配慮したものとする。

また，高齢者，障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から，要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を図る。

なお，指定避難所においては，高齢者や障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに，避難生活が長期化することが予想される場合には，これらの者が一般の指定避難所とは別に，マンパワー等，介護に必要な機能を備えた指定避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

５　自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は，新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え，管内市町村が，ハザードマップに基づき，自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるように，必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また，市は，把握した情報に基づき，自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

６　在宅避難者等の避難体制の強化

（１）　県及び市は在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等，在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（２）　県及び市は，やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等，車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際，車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第３　広域避難体制の整備

市は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との応援協定の締結や，広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者

等との協定の締結等，災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第４　各種施設における避難体制の整備

１　病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

（１）避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害が発生した場合，迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう，あらかじめ避難体制を整備し，施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく，特に夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や，入所者の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また，社会福祉施設や病院等の管理者は，日頃から市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

（２）緊急連絡体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における避難指示等や誘導にあたっての情報伝達の手段，方法を確立するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

（３）防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は，施設等の職員や入所者等が，災害時において適切な避難行動がとれるよう，定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

２　不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

（１）防災設備等の整備

施設管理者は，施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから，施設そのものの安全性を高めるよう努める。また，電気，水道等の供給停止に備え，当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用発電機等の整備・備蓄に努める。

（２）組織体制の整備

施設管理者は，災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，あらかじめ防災組織を整え，施設職員の任務分担，動員計画，緊急連絡体制等を確立しておく。

特に，夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また，施設管理者は，日頃から市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の協力体制作りに努める。

（３）緊急連絡体制等の整備

施設管理者は，災害に備え，消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに，災害時における

施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

（４）防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は，災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう，定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

３　学校における避難体制の整備

教育長は，市内の学校における児童生徒の避難体制を，以下の方法により整備する。

（１）集団避難計画の作成

ア　教育長は，管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに，各校長に対し，学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ　避難計画は，児童生徒の心身の発達過程を考慮し，何よりも生命の安全，健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ　災害種別，状況等を想定し，集団避難の順序，経路等をあらかじめ定めておく。

（２）避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め，徹底しておく。

（３）避難誘導体制の強化

ア　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は，迅速かつ確実に行われるように，あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ　校長は，避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ　校舎等においては，あらかじめ非常口等を確認するとともに，緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合，校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め，周知しておく。

カ　児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準，連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ　校長は，災害種別に応じた避難訓練を，日頃から実施しておく。

ク　校長は，学校行事等による校外での活動時の対応について，事前踏査により指定緊急避難場所等について確認しておく。

ケ　校長は，部活動等において，活動場所が学校施設外となる場合等は，指定緊急避難場所，安否確認方法等について確認しておく。

（４）指定緊急避難場所の指定・確保

教育長は，地域防災計画その他を考慮し，災害種別，程度に応じた各学校ごとの指定緊急避難場所を定めておく。

第５　指定避難所の収容・運営体制の整備

１　指定避難所の開設・収容体制の整備

（１）避難所の開設・収容体制の整備

指定避難所の開設及び収容は，災害救助法が適用された場合においては，知事又は知事から委任を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは，指定避難所開設の日時及び場所，箇所数及び各指定避難所の収容人員，開設期間の見込み等について，直ちに

知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における指定避難所の開設及び収容は，市長が実施する。指定避難所を開設したときは，住民等に対し，周知・徹底するものとし，指定避難所に収容すべき者を誘導し，保護しなければならない。

（２）福祉避難所等の確保

市は，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し，必要な対応を行うとともに，必要に応じて，社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ，福祉避難所を設置する等の措置を講ずるよう努める。

（３）適切な避難所収容体制の構築

市は，特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため，県防災 Web や市町村独自のアプリケーション等，多様な手段を活用して避難所の混雑情報を周知する体制の構築に努める。

２　指定避難所の運営体制の整備

市は，各指定避難所に，指定避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに，本来の施設管理者との連携のもとで，運営における女性の参画を推進し，住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して，指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう，指定避難所管理運営マニュアルに基づき指定避難所の管理運営体制の整備に努める。

市は，マニュアルの作成，訓練等を通じて，指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際，住民等への普及に当たっては，住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

なお，新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ，災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や，避難所における避難者の過密抑制等，新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

３　指定避難所の生活環境改善システム等の整備

市は，避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに，関係機関の協力のもと，指定避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備，及びプライバシー確保，トイレ，入浴の確保等生活環境改善対策，並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

４　指定避難所巡回パトロール体制の整備

市は，被災者の指定避難所生活が長期化する場合に備えて，被災者のニーズ把握や防犯対策のため，警察と連携した指定避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第６節　救助・救急体制の整備〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

風水害等では，土砂崩れ，洪水，冠水等による被害の可能性が危惧され，多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため，災害発生に際して，救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

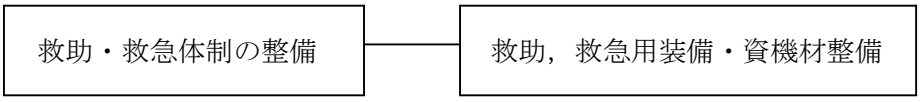

第１　救助・救急体制の整備

１　市（消防組合含む）の救助・救急体制の整備・構築

風水害等では，土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため，関係機関等は，生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

（１）市（消防組を含む）の救助・救急体制の整備

ア　消防組合を主体とし，救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ　市は，市内で予想される災害，特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え，普段から必要な資機材の所在，確保方法や関係機関への協力要請等について，あらかじめ救助に必要な施設，設備，人員等について意見交換を行うとともに，事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確にする等，調整を行っておくものとする。

ウ　救急救護活動を効果的に実施するため，救急救命士等救急隊員を養成するとともに，職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため，災害医療情報システム等の整備を図り，医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え，民間の搬送業者等と連携し，傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するとともに，救出・救助に必要な重機を確保するため，建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等，連携を図る。

（２）警察機関の救出・救助体制の整備

ア　県警察本部救助隊，警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ　県警ヘリコプター，車両及び船艇等警察が保有する装備資機材の整備・充実に努める。

ウ　市や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

（３）海上保安部の救出・救助体制の整備

市や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

（４）消防団の救出・救助体制の整備

日頃から，地域の要配慮者等の把握を行うとともに，救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

（５）自衛隊の救出・救助体制の整備

市や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

２　孤立化集落対策

市は，中山間地域，沿岸地域において，豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については，別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき，事前に当該集落との情報伝達手段の確保，救出に・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制，孤立した集落からの地域住民等の救出方法等について，十分検討しておく。

また，次の事項についても考慮し，十分に検討する。

（１）相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話等，相互連絡が可能な手段の整備に努める。

（２）通信機器の住民向け研修の充実

集落等に衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）等が整備された場合は，集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

（３）救急患者等の緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や，漁協等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定を検討する等，緊急搬送手段の確保に努める。

（４）食料・飲料水，非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては，電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し，地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため，当該地域においては，各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や，避難所における備蓄物資の整備に努める。

また，停電により夜間の照明，携帯電話等の通信機器の電源を確保する必要があることから，非常用発電機の備蓄に努める。

別　記

孤立化集落対策マニュアル

１　目　的

□　豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については，通信手段の確保，情報連絡員の配置等，情報収集体制の整備を図るとともに，万が一孤立化した場合には，防災関係機関の連携により，被災状況の早期把握や，地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

□　このため，市において，孤立化の未然防止と災害応急対策の実施のための「マニュアル」を策定し，当該「マニュアル」に基づき，市及び防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより，地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域，沿岸地域などの地区及び集落において，以下の要因等により，道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し，人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

・　豪雨や地震等に伴う土砂災害，道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
・　地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
・　津波による道路構造物の損傷，流出物の堆積など
・　地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※　道路交通については，四輪自動車が通行不可能となる状況

２　孤立化集落対策

１　孤立化するおそれのある集落の把握

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で，道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について，事前の把握に努める。

また，孤立化するおそれのある集落との通信手段について，事前の整備・確保に努める。

なお，把握にあたっては，下記の例を参考にするとともに，警察，消防，自衛隊，南薩地域振興局等防災関係機関からの意見も参考とする。

〔孤立化のおそれのある集落（例)〕

□　道路交通の状況
○　集落につながる道路において迂回路がない。
○　集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路
災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し，交通途絶の可能性が高い。
○　集落につながる道路において橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず，交通途絶の可能性が高い。
○　土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され，道路の交通途絶の可能性が高い。
※道路については，四輪自動車が通行可能な道路とする。

［参考］
孤立化する恐れのある集落との通信手段への影響について
○　道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって，電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。
○　固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。

２　孤立化の未然・事前防止

孤立化を未然に防止するため，市，県及び防災関係機関等は連携しながら，次のような対策に取り組む。

また，孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため，防災関係機関による連絡体制を整備し，平時からの情報共有や訓練に努める。

（１）市

・孤立化するおそれのある集落においては，集落の代表者（自治会長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称)」として任命する等，災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

・集落が孤立化した場合，市町村など公共機関による救出救助活動が始まるまでの間，集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。

このため，集落における自主防災組織等において平常時から，緊急連絡体制の整備，避難所運営訓練や防災訓練の実施，食料や飲料水，非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう，集落内の防災力の充実。強化に取り組む。

・集落内に学校や警察，消防等の公共機関，通信事業者，電気事業者等の防災関係機関がある場合は，それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに，災害時における活用についても事前に調整する。

・アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう，日頃から関係者との連携を図る。

・道路交通の途絶を想定し，平常時から，漁協との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど，海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。

・孤立化するおそれのある集落において，救出・救助活動や食料や医薬品などの支援物の搬入を行うため，ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭，空き地，休耕田等の平地）し平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

（２）道路管理者（県・市等）

・崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などについて，孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上，計画的に取り組む。そのため，県，市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

・発生後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため，建設業団体やインフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

（３）通信事業者

・孤立化するおそれのある集落において，市町村等からの要請を踏まえて固定電話を災害時優先電話として登録するとともに，避難所への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

３　孤立化した場合の対応

（１）市

・孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合，防災関係機関と連携を図り地域住民の健康状態や集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い，緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

・孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は，県に対して，孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

・道路等の被災状況により，孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合，集落内での避難所の開設や集落内で当面生活していくための飲料水，食料，非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。

・また，孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には，地域住民の要望等も踏まえ，集落外の避難所の確保を図り，防災関係機関と連携の上，地域住民を避難させる。

・その他必要な対策について，防災関係機関等と連携を図りながら，迅速に実施する。

（２）県

・市から　孤立化している集落の発生情報の提供を受けて，消防や警察，自衛隊，国等と連携を図りながら，ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査やの県職員の市への派遣（リエゾン）等により孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し，必要に応じて，救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。

・孤立化の要因となっている道路等の被災状況や，地域住民の健康状態等に応じて，自衛隊への災害派遣要請や，その他防災関係機関への協力要請，県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市への応援要請を行う。

・放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか，アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

（３）道路管理者（県・市等）

・道路管理者（県・市等）は国や建設業団体等と連携し，早期の道路啓開等の作業を実施するとともに，通行規制情報を適宜，提供する。

・道路管理者（県，市等）は道路の被災状況や地域の実情等により，道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

（４）港湾・漁港管理者（県，市等）

・港湾・虚構管理者（県，市等）は国や建設業団体等と連携し，船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに，停泊施設の応急復旧の実施に努める。

（５）通信事業者

・通信事業者は，被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により，通信が確保できない場合，様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。

・通信事業者は，孤立した集落との通信手段を確保するため自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに，避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。

・通信事業者は，応急復旧作業が長期化するおそれのある場合，自社の保有する移動型基地局（車載型基地局，船上基地局など）を活用し，孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

（６）警察

・警察は，孤立化した集落における地域住民の安否確認，行方不明者の捜索，救出・救助を実施するとともに，道路管理者と連携を図りながら，集落への緊急交通路の確保を図る。

（７）自衛隊

・自衛隊は，県からの災害派遣要請に基づき，大型ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握，孤立化した集落における地域住民の救出・救助，安否確認等を実施するとともに，避難所等における炊飯支援や給水活動，物資の輸送等を実施仮設トイレ，テント等の資機材を提供する。

（８）その他防災関係機関

・その他防災関係機関は，県や市からの協力要請があった場合，被災状況の把握，孤立化した集落からの地域住民の救出・救助，資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

３　住民の救助，救急への協力

災害時には，住民による地域ぐるみの救助，救急への参加協力も必要になる。

このため，一般住民は，日頃から市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参

加し，救助・救急活動に関する知識や応急救護手当等の習得に努める。

第２　救助，救急用装備・資機材の整備

市（消防組合含む）は，土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため，消防組合，消防団，自主防災組織等において，必要な救助用装備・資機材の整備を図っていく。

第７節　交通確保体制の整備〔実施責任者：防災安全課・建設課・関係機関〕

風水害等には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保することが必要である。

このため，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

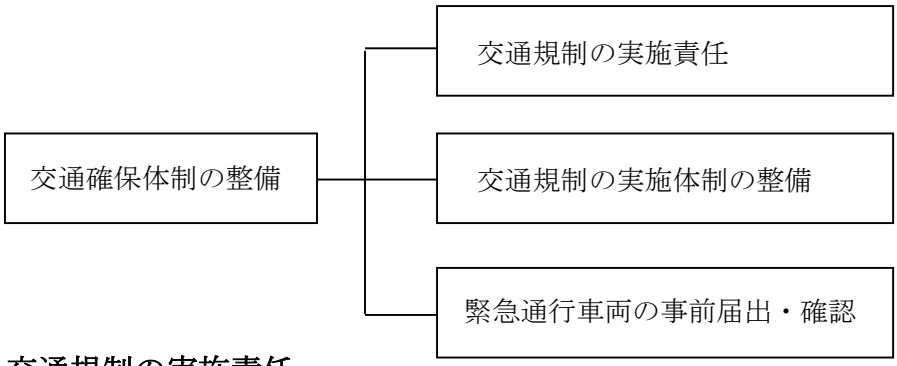

第１　交通規制の実施責任

１　交通規制の実施責任者

区　　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者	国土交通大臣（指定区間内の国道） 知事（指定区間を除く国道及び県道） 市長（市道）	（道路法第 46 条） １　道路の損壊，決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため，やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第 76 条） １　災害応急対策に従事する者，又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため，必要があると認めるとき （道路交通法第４条，第５条，第６条） ２　道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため，必要があると認めるとき ３　道路の損壊，火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長	（港湾法第 12 条第１項第４号の２） １　水域施設（航路，泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規則 （港湾法第 12 条第１項第 10 号） ２　港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し，貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	（港則法第 39 条） １　船舶交通の安全のため，必要があると認めるとき ２　海難の発生，その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき，又は混雑を緩和するため，必要があると認められるとき （海上保安庁法第 18 条） ３　海上における犯罪が正に行われようとしている場合，又は天災等の危険な事態が存在する場合であって，人命・財産に危害が及ぶおそれがあり，かつ，急を要するとき

第２　交通規制の実施体制の整備

１　交通規制の実施体制の整備方針

区　　分	整　　備　　方　　針
道路管理者	道路管理者は，道路，橋梁等交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報等に備え，速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は，交通の混乱を防止し，緊急交通路を確保するために，以下の項目について整備に努める。 ア　交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため，或いは防災訓練のための交通規制計画について，その作成に努める。 イ　交通情報の収集 交通情報の収集は，航空機，オートバイその他の機動力を活用することとし，交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について，その内容や方法・手段について，日頃から計画しておく。また，道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ　警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は，制服警察官を中心に編成するべきであるが，災害発生時において警察官は，被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために，緊急交通路確保に関し，警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により，出動を要請する。 オ　装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は，交通の禁止，制限区域の設定，危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の連携について検討する。

２　災害における交通マネジメント

（１）　九州地方整備局は，災害復旧時に，渋滞緩和や交通量抑制により，復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に，交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため，「災害時交通マネジメント検討会（以下，「検討会」という）」を組織する。

（２）　県は，市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは，国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

（３）　検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり，検討会の構成員は，自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

（４）　検討会の構成員は，平時から，あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに，連携強化のための協議等を行うものとする。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換等，交通行動の変更を促して，発生交通量の抑制や集中の平準化等の交通需要の調整を行うことにより，道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通渋滞が想定される箇所において実効性を伴う通行規制や交通制限を実現することにより，円滑な交通を維持する取組

第３　緊急通行車両の事前届出・確認

１　緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で，災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて，緊急通行車両の事前届出制度を活用し，確認手続きの事務の省力化・効率化を図り，災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

２　届出済証の受理と確認

県公安委員会の交付する届出済証を受理した車両については，県（危機管理防災課），県警本部，警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し，緊急通行車両である旨の確認を受ける。その後，緊急通行車両の標章及び確認証明書を受理する。

第８節　輸送体制の整備〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

風水害時には，被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため，各計画が効率的に実施されるように，必要な車両，船艇，労務の確保を図る等，輸送体制の整備を計画的に推進する。

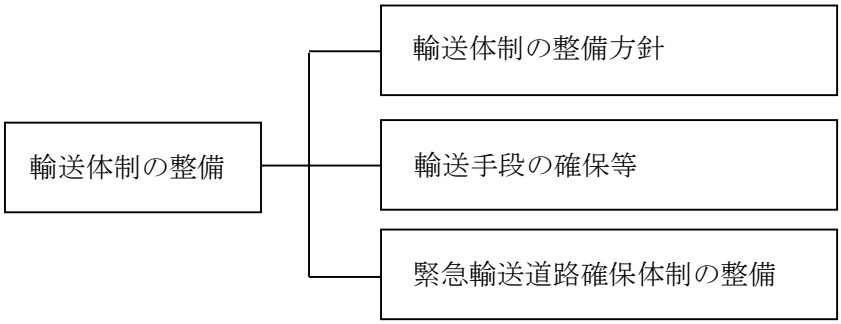

第１　輸送体制の整備方針

災害時には，道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や，災害の状況等による輸送対象（被災者，応急対策要員，搬送患者，資機材，救援物資等）の変化等に対応できる輸送体制が必要である。

このため，必要な車両，船艇，労務の確保等，輸送体制の整備を推進し，災害時の各種輸送は，輸送対象の種類，数量，緊急度並びに現地の状況等を勘案して，最も適切な方法によるものとする。

第２　輸送手段の確保等

１　輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資，資機材等を輸送する輸送手段は以下のとおり確保する。

（１）自動車による輸送
- ア　災害応急対策実施機関の車両
- イ　公共的団体の車両
- ウ　貨物自動車運送事業者の事業用車両
- エ　その他の民間の車両

（２）鉄道による輸送

（３）船舶による輸送
- ア　県有船舶
- イ　漁船
- ウ　民間船舶
- エ　海上保安本部所属の巡視船艇等
- オ　自衛隊所属の船舶等

（４）航空機による輸送

２　関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために，応援要請や緊急時の通信連絡体制等について，日頃から連携を図るものとする。

第３　緊急輸送道路確保体制の整備

１　作業体制の充実

市及び道路管理者は，平素から災害時において，関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業ができるよう，効率的な作業体制の充実を図る。

２　装備・資材の整備

市及び道路管理者は，平素から作業装備・資材の整備を行うとともに，建設同友会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

３　関係団体等との協力関係の強化

市及び道路管理者は，災害時に建設同友会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な作業が実施できるように，協力関係の強化を図る。

第９節　医療体制の整備〔実施責任者：福祉健康課・消防組合〕

災害時は多数の負傷者が発生し，また，医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため市は，医師会，県（保健所），医療機関，日本赤十字社等と協力し，災害時の医療体制の整備を図る。

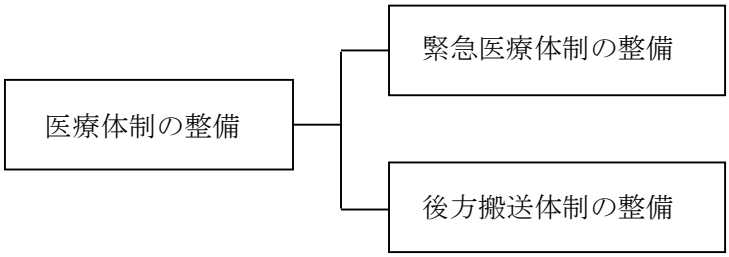

第１　緊急医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため，救護班の編成や医療機関等の役割分担について調整を行い，地域内の連携充実を図る。

（１）救護班体制の整備

市は，被災者の実情に応じて，医師会の協力を得て救護班を編成するものとする。

（２）救護所の設置，運営計画

市は，災害の実情に応じて，救護所及び現場救護所を設置するものとする。

なお，運営については，関係機関等とあらかじめ協議し，巡回診療等についても考慮するものとする。

（３）医療機関の防災体制の確立

各医療機関は，入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電，断水等にも対応できる医療体制の確立について，病院防災マニュアルを作成する等，平素から整備しておくものとする。

（４）情報連絡体制の充実

市は，県（保健所），関係医師会等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

第２　後方搬送体制の整備

市は，災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための，災害拠点病院等，後方医療施設の確保体制を推進する。

（１）市（消防組合），県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について，市（消防組合），県及び関係機関は，それぞれの役割分担を明確にしておく。

（２）トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は，多数の負傷者が発生している災害現場において，救急活動を効率的に実施するために，負傷者の傷病程度を選別し，救命処置の必要な負傷者を

搬送する必要がある。

このため，傷病程度の選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について日頃から訓練し，習熟に努める。

（３）透析患者や在宅難病患者等への対応

ア　透析患者への対応

慢性腎不全患者や挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）等の透析を必要とする患者の発生対応のため，患者搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

イ　在宅難病患者・長期療養児等への対応

平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに，医療機関及び近隣市等との連携により，災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

第１０節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備〔実施責任者：全部〕

市は，その他の災害応急対策事前措置体制について，整備を計画的に推進する。

なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定される等の地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等の整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支線システムを活用し，備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また，平時から訓練等を通じて，物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先，要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

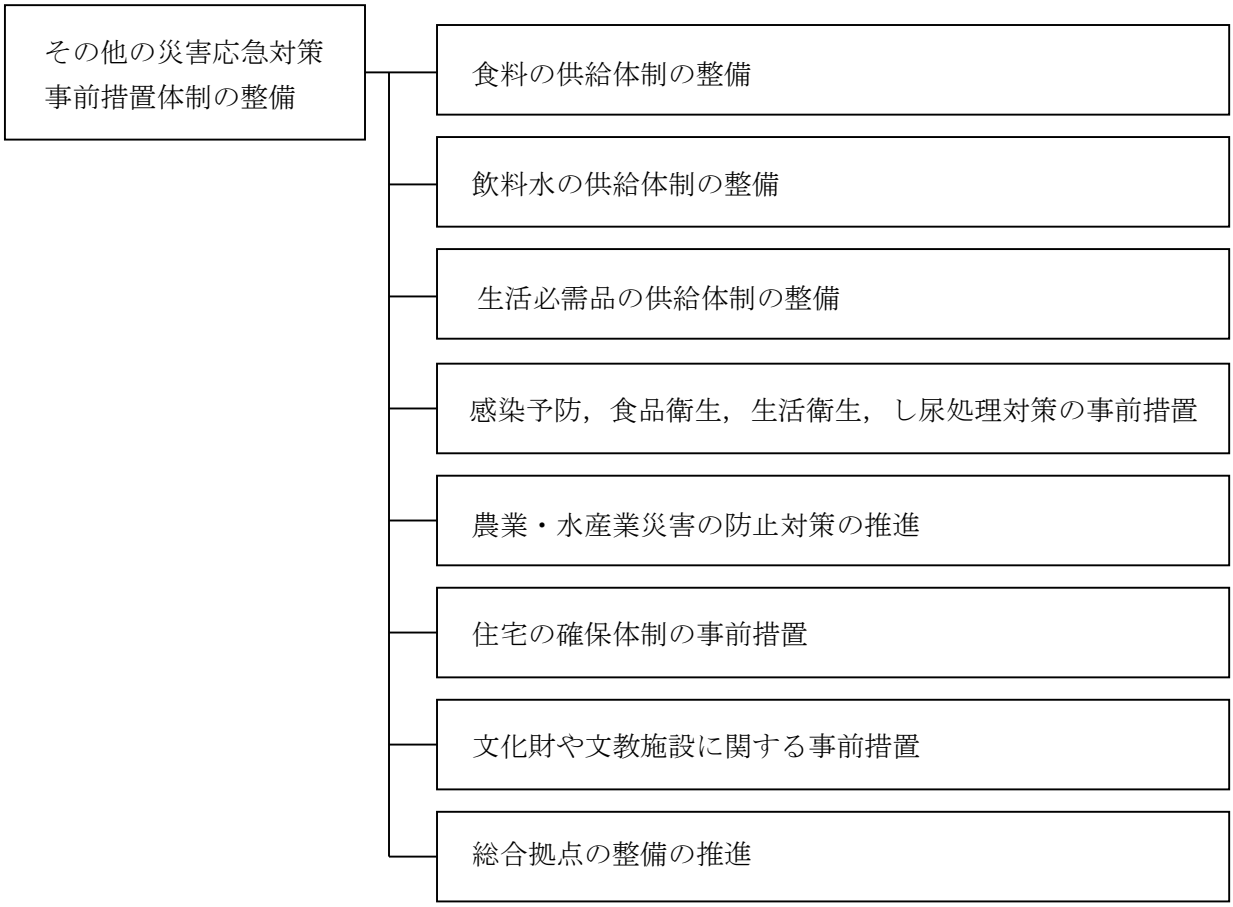

第１　食料の供給体制の整備

１　食料の備蓄計画の策定

（１）市は，必要とされる食料の種類，数量及び備蓄場所について，具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。（市の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については，第２編第２部第３章第２節「食料の供給」参照）

（２）市は，住民及び自主防災組織に３日間程度の非常食を含む非常持出品等の指導・啓発を行う。

２　食料の調達に関する協定等の締結

市は，災害時の食料調達について，民間流通業者，米穀販売事業者等と協力協定の締結に努めるものとする。

第２　飲料水の供給体制の整備

１　応急復旧体制の整備

（１）復旧に要する業者との協力

市は，水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために，復旧に要する業者（労務，機械，資材等）との間において，災害時における協力協定を締結し，応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

（２）緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市は，医療機関や社会福祉施設等，早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し，緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等について検討しておくものとする。

２　応急給水体制の整備

（１）給水能力の把握

市は，あらかじめ災害時の応急給水を考慮し，予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し，把握しておくものとする。

（２）給水用資機材の整備

市は，必要に応じ給水車，給水タンク，ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

３　応急対策資料の整備

市は，応急復旧，応急給水等の活動を迅速・的確に行うために，水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

４　広域応援体制の整備

市は，日頃から水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について，近隣市町等との相互応援体制の整備に努める。

５　耐震性等の水道施設の整備促進

市は，災害に強い水道施設及び災害時に水の確保が可能な施設について，計画的に整備を行うものとする。

第３　生活必需品の供給体制の整備

１　生活必需品備蓄計画の策定

市は，災害時に必要とされる生活必需品の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。その場合，男女のニーズの違い

や子育て家庭等のニーズに配慮し，女性用品，乳幼児用品等の必要とされる物資について，あらかじめ一定程度を備蓄するものとする。

２　流通在庫の調達

市は，備蓄物資のみでは不足する場合を想定し，大手スーパー，コンビニエンスストアー等，流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし，関係業者等の把握に努める。

第４　感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿処理対策の事前措置

１　感染症予防対策

（１）感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は，感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

（２）感染症予防の実施体制の整備

市は，災害による感染症予防のため，各種作業実施の組織編成計画を作成する。

感染予防班は，市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　食品衛生対策

大災害の場合，食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため状況により食品衛生協会の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

３　生活衛生対策

（１）営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握，被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

（２）業者団体との連携の強化

大災害の場合，環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので状況により生活衛生営業指導センター，生活衛生同業組合等の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

４　し尿処理対策

（１）仮設トイレの備蓄計画の策定

市は，県地震等被害予測調査（平成 24～25 年度）や県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）等を踏まえて，必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について，具体的な備蓄計画の策定に努める。

（２）応援体制の整備

市は，日頃から，し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について，応援体制の整備に努める。

第５　農業・水産業災害の防止対策の推進

１　農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには，市はもとより関係機関，団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには，これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら，被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため，関係機関，団体の積極的協力を推進する。

２　農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ，作付体系等，防災営農の積極的な推進に努め，農作物等被害予防対策を確立するとともに，農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

３　防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために，防災営農施設の整備を推進する。

４　畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう，防疫体制を整備するとともに，災害発生時に市はもとより関係機関・団体間で，速やかな情報伝達と協力が行えるよう，日頃から連携強化に努める。

５　漁具・漁船・いけす等の災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため，定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ，いけすの強度補強・避難等，適切な対策を推進する。

第６　住宅の確保体制の事前措置

１　住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると，多数の応急住宅の需要が予想されるので，市は住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

（１）市は，災害により住家を失った人に対して，迅速に住宅を提供できるよう，市営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。

（２）市は，応急仮設住宅等への入居基準等について，あらかじめ定めておくものとする。

（３）市は，国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達ができるように，入手手続き等を整えておくものとする。

２　応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は，速やかに用地確保ができるように，応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお，候補地の選定にあたっては，がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について，十分留意する必要がある。

第７　文化財や文教施設に関する事前措置

１　文化財に関する事前措置

（１）文化財管理者に対する防災指導

市は，文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を以下のとおり行うものとする。

ア　防火管理の体制を整備する。

・防火管理者のもとに火元責任者を定め，それぞれの担当責任を明らかにする。 ・防火講習会，研究会に参加して防火意識の習得に努める。 ・文化財防火デー（１月 26 日）を設定し，防火意識の高揚を図る。

イ　環境の整理，整頓を図る。

ウ　火気の使用を制限する。

・火気の使用は，一定の場所を定める。 ・指定建造物の周囲では，喫煙，たき火等を禁止する。

エ　火災危険の早期発見と改善

・定期的に防火診断を受ける。 ・防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ　火災の警戒を厳重にする。

カ　火災の起こりやすい箇所に注意する。

キ　消防計画を作成するとともに，訓練を実施する。

（２）消火施設の整備

文化財建造物には，消防法に規定する消防用設備等の設置を行う。

また，文化財建造物を外部から防護するための設備については，周辺環境の状況等を考慮し設置するものとする。

（３）文化財防火デーの計画

市教育委員会は，文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て，訓練を計画し，関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

２　文教施設に関する事前措置

ミュージアム知覧，平和会館，水土利館の所有者又は管理者は，定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第８　総合拠点の整備の推進

１　防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには，平素から，防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方，災害の発生時において，住民が避難し，防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため，平常時の防災知識の普及啓発，訓練機能，防災資機材の備蓄機能，災害時の防災活動拠点機能等を有するものとして，自治会の区域には，コミュニティ防火拠点を，小学校区又は中学校区には，地域防災拠点の整備を進めていく。

２　県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模災害が発生した場合，道路の寸断等により孤立する自治会等の発生が懸念される。

このため，ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には，災害時の被災状況調査や差し迫った住民への危機等を回避するために県消防・防災ヘリコプターを活用する。

第９　総合防災力の強化に関する対策

１　災害応急対策体制の構築

県及び市は，随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう，建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また，土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため，技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

２　防災行動計画

県，市及び防災関係機関は，他の関係機関と連携の上，災害時に発生する状況を予め想定し，各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また，災害対応の検証等を踏まえ，必要に応じて同計画の見直しを行うとともに，平時から訓練や研修等を実施し，同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第３章　住民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して，効果的な防災対策を行うためには，平素より住民や職員の防災知識の普及・啓発，防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化，避難行動要支援者対策等を推進し，住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では，このような住民の防災活動の促進について，その対策を定める。

第１節　防災知識の普及啓発〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・社会教育課〕

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう，住民及び職員に対し，災害予防又は災害応急対策等に関し，防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため，災害予防又は災害応急対策の実施の任にある担当部署は，それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施する。なお，防災知識の普及・啓発の推進にあたっては，その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

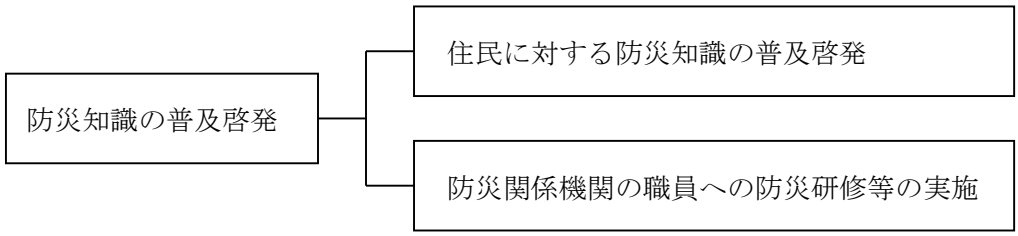

第１　住民に対する防災知識の普及啓発

１　住民への防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において，各種媒体を利用して行うほか，労働安全，交通安全等災害安全運動の一環として，災害防止運動を行い住民の防災知識を高め，防災知識の普及を図る。

（１）防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は，以下に示す各種媒体を活用して行う。

ア　ラジオ，テレビ，自治会放送施設
イ　新聞
ウ　市ホームページ（モバイルを含む）
エ　広報紙，印刷物（チラシ，ポスター含む）
オ　映画，ビデオ，スライドの制作
カ　広報車の巡回
キ　講習会，パネル展示会等の開催
ク　ＳＮＳ（市公式ＬＩＮＥ等）

ケ　その他

（２）防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は，概ね以下のとおりである。なお，普及に際しては，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか，指定避難所や仮設住宅，ボランティア活動場所等において，被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう，「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

また，家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ア　住民及び自主防災組織の責務

住民及び自主防災組織は，各種防災対策を行うとともに，市及び防災関係機関と連携し，協働すること。

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

（ア）避難行動への負担感，過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識，正常性バイアス等を克服し，避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

（イ）家庭での予防・安全対策

①　災害に備えた「最低３日，推奨１週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄

②　非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備

③　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

④　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

（ウ）出火防止，初期消火等の心得

（エ）家屋内，路上，自動車運転中等，様々な条件化で災害が発生した時の行動

（オ）警報等発表時や緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難の発令時にとるべき行動，指定緊急避難場所での行動

（カ）災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと

（キ）災害危険箇所の周知

（ク）指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所，避難経路等の確認

（ケ）負傷者，避難行動要支援者等の救出の心構えと準備

（コ）船舶等の避難措置

（サ）農作物の災害予防事前措置

（シ）その他

エ　災害応急措置

（ア）災害対策の組織，編成，分掌事務

（イ）災害調査及び報告の要領，連絡方法

（ウ）防疫の心得及び消毒方法，清潔方法等の要領

（エ）災害時の心得

① 災害情報の聴取並びに聴取方法
② 停電時の照明
③ 非常食料，身廻り品等の整備及び貴重品の始末
④ 屋根・雨戸等の補強
⑤ 排水溝の整備
⑥ 初期消火，出火防止の徹底

⑦ 避難の方法，避難路，指定緊急避難場所の確認
⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定避難所での支援

（オ）その他

オ　災害復旧措置

（ア）家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影する等，生活の再建に資する行動

カ　その他，災害の態様に応じた取るべき手段・方法等

（３）防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお，市，県，その他の防災機関は，「県民防災週間」「防災週間（「防災の日」９月１日を含む１週間）」「防災ボランティア週間（「防災とボランティアの日」１月 17 日を含む１月 15 日から１月 21 日）」，「津波防災の日」（11 月 5 日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

２　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園，小・中学校，高等学校等における学校教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習会等をカリキュラムに組み込む等，教育方法を工夫しつつ実施する。また，市は学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに，学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年，女性，高齢者，障害者，ボランティア等を対象とする社会教育の場での防災教育は，校区公民館等の各種社会教育施設等を活用する等，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で，それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底する。

３　防災教育の伝承

市は，過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存，住民及び児童・生徒への周知に努める。また，災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や各種資料の収集・保存等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第２　職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は，日頃より各々の職員に対して，防災対策の責務・役割を徹

底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお，災害時において，市及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため，各自において，家屋及び周辺の補修・安全化，飲料水，食料，医薬品・非常持ち出し品の用意等の防災準備を行うとともに，日頃より様々な防災知識の習得に心掛ける等，自己啓発に努めるものとする。

第２節　防災訓練の効果的実施〔実施責任者：防災安全課〕

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して訓練を行う必要がある。

このため，災害応急対策の実施責任者を有する機関は，各々目標を設定し効果的な防災訓練の実施を推進する。

１　防災訓練の目標・内容の設定

（１）防災訓練の目標

防災訓練は，時々の状況に応じたテーマを設定し，市・防災関係機関及び住民等の参加者が，より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

（２）訓練の内容

防災訓練の内容には，次に掲げる内容が考えられる。

ア　動員訓練，非常参集訓練
イ　通信連絡訓練
ウ　水防訓練
エ　避難訓練
オ　医療・救護訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　輸送訓練
ク　消防訓練
ケ　広域応援協定に基づく合同訓練
コ　流出油災害対策訓練
サ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

（１）訓練の時期

訓練の種類により，最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

市の水防訓練は，梅雨期前に実施することとし，防災訓練については，９月に実施する。

（２）訓練の場所

最も訓練効果を上げる場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域，建物倒壊が多く見込まれる地域，崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域，洪水・浸水のおそれのある地域等，それぞれの地域において十分検討する。

市が実施する場合は，南九州市内の３地域を持ち回りとし，その地域内の最も訓練効果を上げ得る場所とする。

（３）訓練時の交通規制

訓練実施者は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，南九州警察署に対し，区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について，協議し協力を得るものとする。

３　訓練の方法

訓練実施各機関は，単独に又は他の機関と共同して，以下に掲げる訓練を最も効果のある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，風水害等の被害の想定を明らかにするとともに，訓練効果が得られるように訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，防災関係機関と協力する。また，自主防災組織，各種団体，避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する等して実践的な訓練となるよう工夫するとともに，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努める。

（１）市が行う訓練

ア　市の総合防災訓練

市は，各防災関係機関と十分連携をとりながら，総合的な防災訓練を実施する。

イ　消防訓練

市及び消防関係機関は，消防に関する訓練を単独で実施する。

ウ　非常通信訓練

市は，県と合同で無線に関する訓練を実施する。

（２）その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は，各々防災業務計画等の定めるところにより，防災訓練を実施する。

（３）事業所等が行う訓練

学校，病院，社会福祉施設，作業場等の管理者は，市，消防機関その他関係機関と協力して，入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

（４）広域防災訓練

市は，広域応援協定をより実効あるものとし，災害時応援協定の内容が的確に実行でき，かつ，協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために，広域防災訓練を実施するように努める。

市は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，関係機関と連携して，実践型の防災訓練を実施するよう努める。

４　訓練結果の評価・総括

（１）訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は，課題等実施結果を記録し，訓練成果を取りまとめ，訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに，次回の訓練に反映させるよう努める。

（２）訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は，実施結果を訓練実施日の日から 20 日以内に防災会議会長に報告する。

第３節　自主防災組織の育成強化〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

災害を未然に防止又は軽減するためには，市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより，「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに，住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに，地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため，住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに，多数の者が出入りし又は利用する施設，危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し，大規模な災害，事故等に備えるものとする。

市は，自主防災組織の活動の活性化・育成強化のための研修等，情報提供に努める。

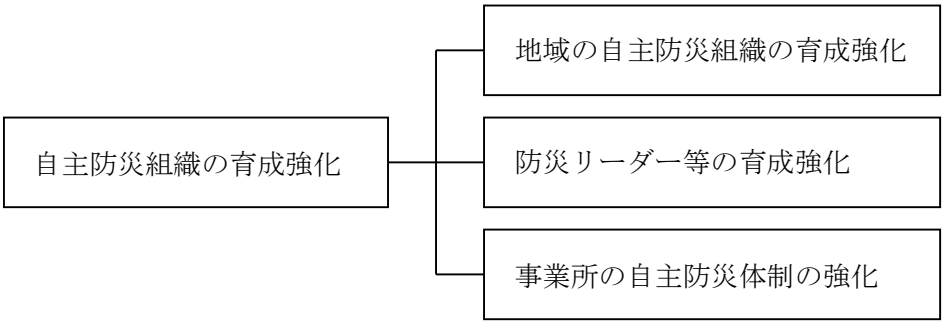

第１　地域の自主防災組織の育成強化

１　自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

（１）自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには，自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく，地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため，市は，災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や，災害発生初期等における情報連絡，避難誘導，救出・救護，初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

（２）自主防災組織の整備計画の作成

市は，南九州市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め，消防組合等と連携をとりながら，その組織化を促進するとともに，自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

２　自主防災組織の組織化の促進

（１）自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については，特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

ア　急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
イ　土石流危険渓流のある地区
ウ　山腹崩壊危険区域のある地区
エ　家屋密集等消防活動困難地区

オ　津波危険のある地区
カ　工場等の隣接地区
キ　高齢化の進んでいる過疎地区
ク　土砂災害警戒区域等のある区域
ケ　その他危険区域

（２）自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については，自主防災組織が，地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから，次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

（３）自主防災組織の組織作り

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし，次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア　自治会等の既存の自治組織に，その活動の一環として，防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
イ　自治会等の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い，組織の育成強化を図る。
ウ　何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って，自主防災組織を育成する。

３　自主防災組織の活動の推進

（１）自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は，地域の規模，態様によりその内容が異なるが，それぞれの組織において，規約及び防災計画（活動計画）を定める。

（２）自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は，地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき，平常時の活動においても，災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平常時の活動
（ア）防災に関する知識の普及
（イ）防災訓練（避難訓練，消火訓練等）の実施
（ウ）情報の収集伝達体制の確立
（エ）火気使用設備器具等の点検
（オ）２～３日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
（カ）斜面災害等の災害危険箇所の把握・点検

イ　災害発生時の活動
（ア）地域内の被害状況等の情報収集
（イ）住民に対する避難指示等の伝達，確認
（ウ）責任者による避難誘導
（エ）救出・救護の実施及び協力
（オ）出火防止及び初期消火
（カ）炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第２　防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動を魅力と活力あるものにするために，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，自主防災組織等が日常的に活動し，また，訓練を行うよう実施を促し，地域防災活動への参画を推進するとともに，研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう，積極的に創意・工夫していく。

なお，男女双方の視点に配慮した防災を進めるため，女性の地域防災推進員等の地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第３　事業所の自主防災体制の強化

１　工場，事業所等における自衛消防隊の設置

（１）自衛消防隊の設置の推進

不特定多数の者が出入りし，又は利用する施設及び石油，ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては，火災の発生，危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので，これらの被害防止と軽減を図るため，自衛消防隊の設置について推進する。

（２）自衛消防隊の設置対象施設

ア　不特定多数の者が出入りし，又は利用する施設

イ　石油類，高圧ガス，火薬類，毒劇物等を貯蔵し，又は取扱う製造所，貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所等で，自衛消防隊を設置し，防災防止にあたることが効果的である施設

エ　雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり，共同して自衛消防隊を設置することが必要な施設

（３）自衛消防隊等の設置要領

消防機関は，事業所の規模・形態により不特定多数の者が出入りする建物は，消防法第８条の規定による防火管理者を選任することによるほか，管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合，共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導する等，その実態に応じた組織づくりを指導する。

また，危険物施設や高圧ガス施設等の場合，周辺に及ぼす影響が大きいことから施設管理者に，事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は，消防計画や防災計画を策定する。

２　自衛消防隊の活動の推進

（１）自衛消防隊の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において，規約及び防災計画（活動計画）を定める。

（２）自衛消防隊の活動の推進

ア　平常時

（ア）防災訓練

（イ）施設及び整備等の点検整備

（ウ）従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

（ア）情報の収集伝達

（イ）出火防止及び初期消火

（ウ）避難誘導，救出・救護

第４節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進〔実施責任者：防災安全課〕

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等，当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は，本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，本計画に地区防災計画を定める。

第５節　防災ボランティアの育成強化〔実施責任者：防災安全課・社会福祉協議会・消防組合〕

風水害等の大規模災害においては，個人のほか，専門分野のボランティア等の組織が消火，救助，救急等の災害応急活動に従事するとともに，被災者個人の生活の維持・再建を支援する等，発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため，大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう，平常時から，個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか，幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

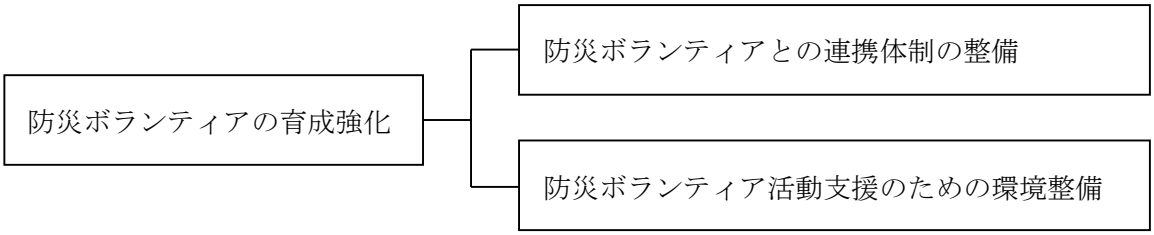

第１　防災ボランティアとの連携体制の整備

市及び関係機関においては，平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め，それらの団体等の活動実績を把握しておき，災害時にボランティアが円滑に活動できるよう，連携体制の整備に努める。

また，災害発生時における官民連携体制の強化を図るため，県域において活動を行う災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

第２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

１　市による環境整備

（１）防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は，住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに，防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

（２）防災ボランティア登録・把握

市は，平常時から，社会福祉協議会との連携を図り，大規模災害が発生した場合に，被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録，把握に努めるとともに，県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

また，市は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため，市町村地域防災計画等において，災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については，市町村地域防災計画に明記する，相互に協定を締結する等により，あらかじめ明確化しておくよう努める。

（３）大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市は，大規模災害に備えた指定避難所を指定する際に，災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに，ボランティア活動に必要な情報を提供す

るものとする。

（４）消防組合による環境整備

消防組合は，消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう，日頃から，ボランティアの研修への協力等を行うとともに，地域内の防災ボランティアの把握，ボランティア団体との連携，ボランティアの再研修，ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

（５）災害ボランティアセンターの設置予定場所

災害ボランティアセンターの設置予定場所は次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号
南九州市社会福祉協議会	南九州市知覧町郡 17848	0993-83-3961

第６節　企業防災の促進〔実施責任者：防災安全課〕

企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，自らの自然災害リスクを把握するとともに，リスクに応じた，リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には，各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，損害保険等の加入や融資等の確保による資金の確保，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等，事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて，防災活動の推進に努める。

また，豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業等の不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

このため，市は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行う等，企業の防災力向上の促進に努める。

第７節　要配慮者の安全確保〔実施責任者：防災安全課・福祉健康課・関係機関〕

高齢者や乳幼児，障害者，外国人，妊産婦，観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「要配慮者」といわれている。

今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による市内への流入人口の増加に伴い，「要配慮者」が増加することが予想される。

このため，市及び防災関係機関は，平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

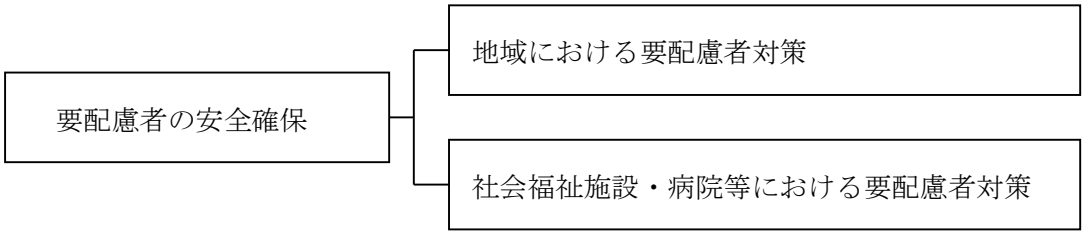

第１　地域における要配慮者対策

１　要配慮者の把握

市は，市の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係課間での共有化を図る。特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，避難行動要支援者名簿を作成し，把握に努める。また，要配慮者に関する情報等は，自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握する。

２　避難行動要支援者対策

（１）避難行動要支援者名簿の作成

市は，本計画に基づき，防災安全課と福祉健康課等，関係部局の連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。

また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新する。

（２）個別避難計画の作成

市は，本計画に基づき，防災安全課や福祉健康課等，関係部局の連携の下，福祉専門職，社会福祉協議会，民生委員，地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して，名簿情報に懸かる避難行動要支援者ごとに，作成の同意を得て，個別避難計画を作成するよう努める。また，個別避難計画については，避難行動要支援者の状況の変化，ハザードマップの見直しや更新，災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう，必要に応じて更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても，計画の活用に支障が生じないよう，個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（３）避難行動要支援者の避難誘導，安否確認

市は，本計画において，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定める。

また，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するために，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等について，あらかじめ定めるよう努める。

市は，本計画に定めるところにより，消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等，避難支援等に携わる関係者に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿と個別避難計画を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図る。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市は，本計画の定めるところにより，消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等，避難支援等に携わる関係者に対し，避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で，あらかじめ個別避難計画を提供する。また，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図る。その際，個別避難計画情報の漏えいの防止等，必要な措置を講じる。

市は，個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても，避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう，平常時から，避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供，関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等，必要な配慮をする。

市は，本計画が定められている地区において，個別避難計画を作成する場合は，地区防災計画との整合が図られるよう努める。また，訓練等により，両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

３　緊急連絡体制の整備

市長は，要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう，地域の要配慮者の実態に合わせ，家族はもちろん，地域ぐるみの協力のもとに，きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

４　防災設備・物資・資機材等の整備

市は，災害発生直後の食料，飲料水等については，住民自ら家庭備蓄によっても対応ができるよう事前の備えを推進しておくとともに，高齢者，乳幼児，傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう，毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく。

５　在宅高齢者，障害者に対する防災知識の普及

市は，要配慮者が災害時に円滑に避難し，できるだけ被害に遭わないために，要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練において

は，要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。また，市はホームヘルパーや民生委員等，高齢者，障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し，家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

６　外国人対策

外国人に対しては，外国人登録の際等に，居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに，指定避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また，被災地に生活基盤を持ち，避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と，早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ，それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や，円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第２　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

１　防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は，当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから，施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また，電気，水道等の供給停止に備え，施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料，飲料水，介護用品，医薬品類等の備蓄を行うとともに，当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

２　組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は，災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，あらかじめ防災組織を整え，施設職員の任務分担，動員計画，緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に，夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また，要配慮者利用施設の管理者は，日ごろから，市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の協力体制づくりに努める。

３　緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は，災害に備え，消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また，災害時には複数の手段を用いた気象情報等の積極的な情報収集に努める。

４　防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は，施設等の職員や入所者等が，災害時において適切な行動がとれるよう，定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し，

また，各種災害応急マニュアルの作成に努める。

５　具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は，介護保険法関係法令等に基づき，自然災害からの避難を含む，上記１から４までの事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

６　県及び市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び市は，要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努めるものとする。

第２部　災害応急対策

- 第２部　災害応急対策
  - 第１章　活動体制の確立
    - 第　１　節　応急活動体制の確立
    - 第　２　節　情報伝達体制の確立
    - 第　３　節　災害救助法の適用及び運用
    - 第　４　節　広域応援体制
    - 第　５　節　自衛隊の災害派遣
    - 第　６　節　技術者，技能者及び労働者の確保
    - 第　７　節　ボランティアとの連携等
  - 第２章　警戒避難期の応急対策
    - 第　１　節　気象警報等の収集・伝達
    - 第　２　節　災害情報・被害情報の収集・伝達
    - 第　３　節　広報
    - 第　４　節　水防・土砂災害等の防止対策
    - 第　５　節　消防活動
    - 第　６　節　避難の指示，誘導
    - 第　７　節　救助・救急
    - 第　８　節　交通確保・規制
    - 第　９　節　緊急輸送
    - 第１０節　緊急医療
    - 第１１節　要配慮者への緊急支援
  - 第３章　事態安定期の応急対策
    - 第　１　節　指定避難所の運営
    - 第　２　節　食料の供給
    - 第　３　節　応急給水
    - 第　４　節　生活必需品の給与
    - 第　５　節　医療・保健
    - 第　６　節　感染症予防，食品衛生，生活衛生対策
    - 第　７　節　動物保護対策
    - 第　８　節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
    - 第　９　節　行方不明者の捜索，遺体の処理等
    - 第１０節　住宅の供給確保
    - 第１１節　文教対策
    - 第１２節　義援金・義援物資等の取扱い
    - 第１３節　農林水産業災害の応急対策
  - 第４章　社会基盤の応急対策
    - 第　１　節　電力施設の応急対策
    - 第　２　節　ガス施設の応急対策
    - 第　３　節　上水道施設の応急対策
    - 第　４　節　下水道施設の応急対策
    - 第　５　節　電気通信施設の応急対策
    - 第　６　節　道路・河川等の公共施設の応急対策

第２部　災害応急対策

第１章　活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため，市及び関係機関は，各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また，当該地域だけでは対処しえない事態においては，他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い，必要に応じ各種ボランティア等の協力を得る等，効果的な体制を確立する必要がある。

本章では，このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第１節　応急活動体制の確立〔実施責任者：全部〕

風水害等の災害発生に際して，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び関係機関等は，それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ，迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため，気象警報等の発表後，発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに，各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお，災害状況により，配備指示が不十分となることも予想されるため，職員は自主参集に努める。

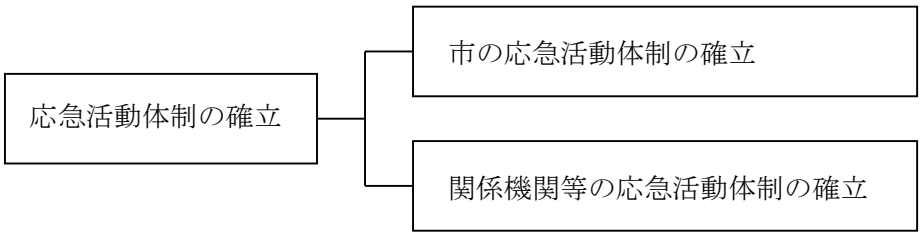

第１　市の応急活動体制の確立

１　災害対策本部等設置前の初動体制

市内に各種の気象警報が発令されたときは，降雨状況や被害状況等の情報を収集するため情報連絡体制を確立する。

２　災害警戒本部・支部の設置及び廃止

（１）各種の気象警報等の発表により災害の発生が予想されるときは，防災関係機関等の協力を得て，災害情報の収集及び応急対策を図るため，災害警戒本部を設置する。

（２）災害警戒本部に支部を置き，支部の設置は本部長が指示するものとする。

（３）災害警戒本部及び支部は，災害の発生のおそれがなくなったとき，又は災害対策本部・支部が設置されたとき廃止するものとする。

３　災害警戒本部及び支部の組織

（１）災害警戒本部に本部長，副本部長を置き，本部長は防災安全課長を，副本部長は建設課長をもって充てる。

（２）災害警戒支部に支部長を置き，支部長には支所長をもって充てる。

（３）災害警戒本部及び支部に災害警戒要員を置き，本部災害警戒要員は防災安全課職員，支部災害警戒要員は地域振興係職員その他必要と認める人員をもって充てる。

４　災害対策本部・支部の設置及び廃止

（１）災害対策本部はおおむね次のような災害が発生し，又は発生するおそれのあるとき設置するものとする。

①　市内に重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められたとき。

②　対策本部等を適用する災害が発生し，総合的な対策を要すると認められたとき。

③　市内に特別警報が発表されたとき。

（２）災害対策本部に支部を置き，支部の設置は本部長が指示するものとする。

（３）本部長は，市内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき，又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは，災害対策本部等を廃止する。

（４）災害対策本部等を廃止したときは，県，関係機関，住民等に対し通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担　当	通知又は公表の方法
鹿児島県	連絡班	県域防災無線・電話その他迅速な方法
市各対策部	連絡班	庁内放送，電話その他迅速な方法
市各支所・現地対策本部	連絡班	庁内放送，電話その他迅速な方法
南九州警察署	連絡班	電話その他迅速な方法
指宿南九州消防組合	連絡班	電話その他迅速な方法
南九州市消防団	連絡班	電話その他迅速な方法
一般市民	総務班	防災無線，広報車，その他迅速な方法
報道機関	総務班	電話その他迅速な方法

５　災害対策本部及び支部の組織

（１）災害対策本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は市長を，副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
（２）支部に支部長を置き，支部長は支所長をもって充てる。
（３）災害対策本部の対策部に次項に掲げる対策部を置き，各部に部長，副部長を置く。
（４）災害対策支部に次項に掲げる対策部を置き，各部に部長を置く。
（５）各対策部に災害対策要員を置き，市の職員をもって充てる。
（６）本部に本部会議を置き，本部長，副本部長及び必要な職員をもって構成する。
（７）支部に支部会議を置き，支部長及び支所係長をもって構成する。
（８）各対策部に次項に掲げる班を置き，各班長等は次項に掲げる者をもって充てる。
（９）各対策部は，原則として本部・支部の設置と同時に設置されるものとする。ただし，災害の種別等により本部長が指示したときは，指示に係る対策部は設置されないものとする。
（10）市長に事故や不測の事態があった場合は，副市長，教育長，総務課長の順位により，市長の職務を代理する。

６　災害対策本部及び支部の編成

本部の編成は次のとおりとする。

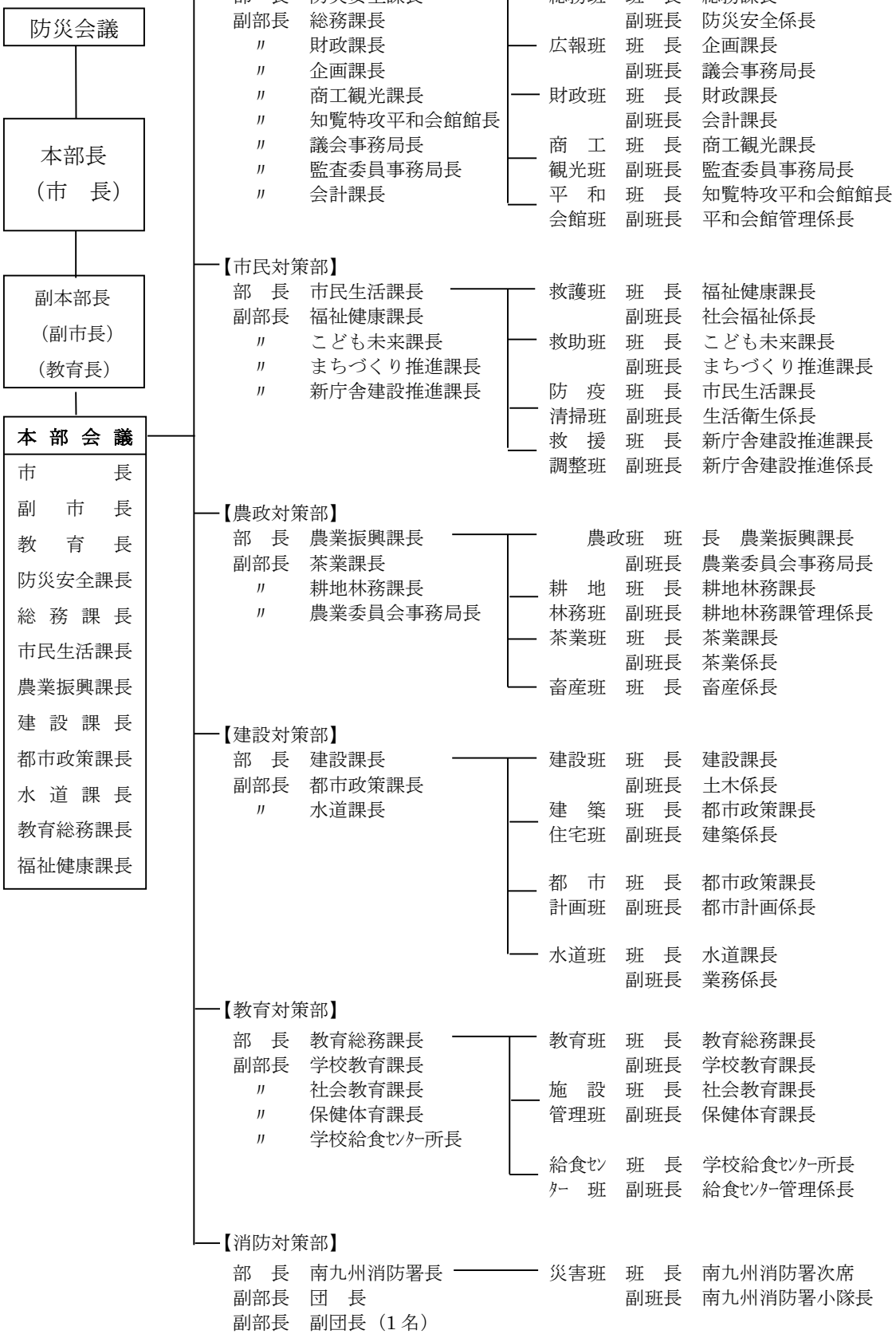

支部は次の体制を基準とし，編成する。

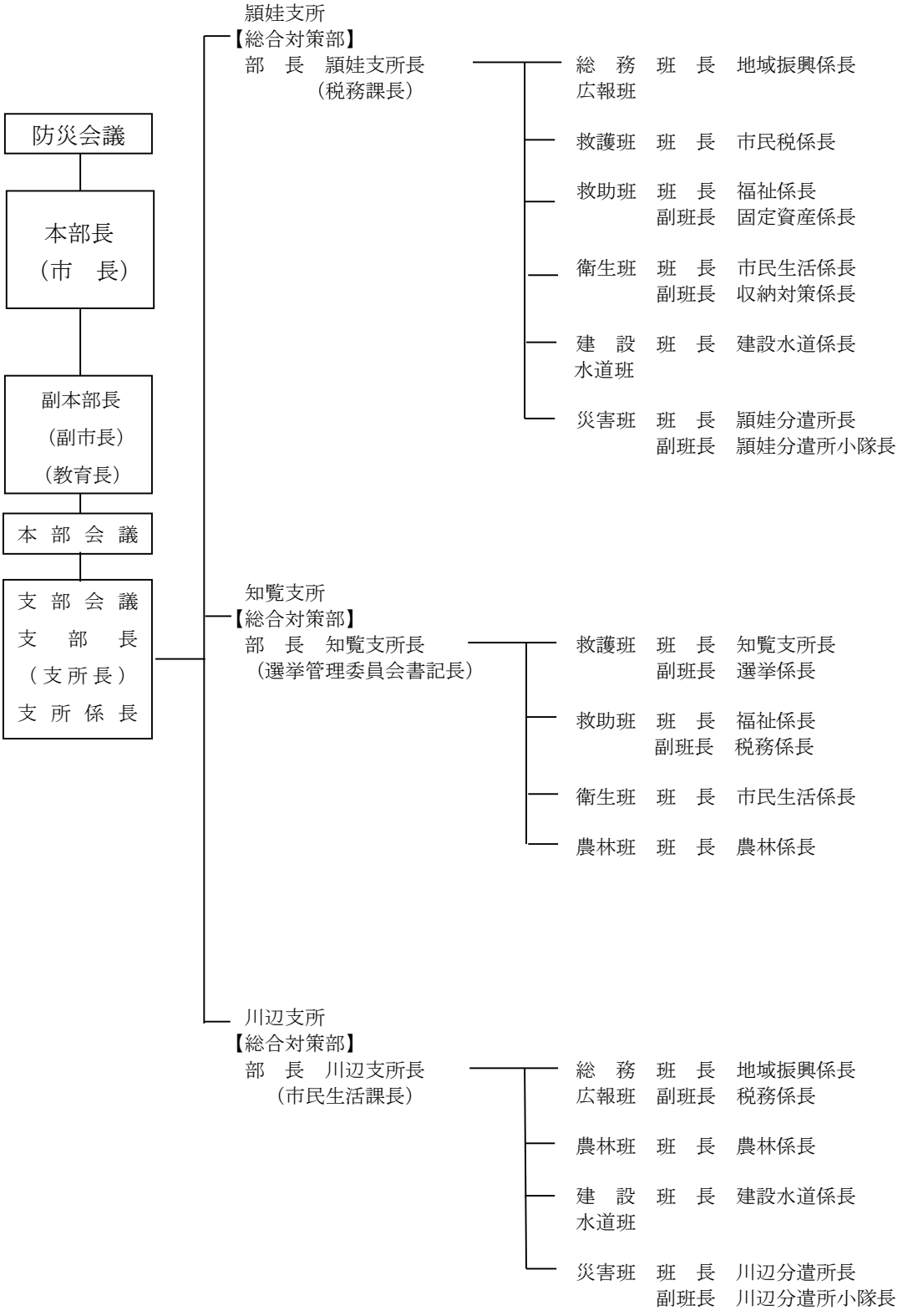

７　動員配備体制

（１）本庁における職員の動員配備基準

体　制		基　　準	参集・配備基準	活 動 内 容
情報連絡体制		●市内に各種の気象警報等が発表されたとき	●防災安全課・・・２名 ●企画課・・・・・２名	●関係機関との連携により，降雨状況や被害情報の収集を行い市民等への広報を行う。
災害警戒本部体制		●市内に小規模な災害が発生したとき ●市内に各種の気象警報等が発表され，災害の発生が予想されるとき	●防災安全課・・・４名 ●企画課・・・・・２名 ●防災安全課長・建設課長及びその他必要と認める人員	●災害警戒本部を設置し，事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集・発信，応急対策等，防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第１配備	●比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し，若しくは発生するおそれのある場合で，本部長が必要と認めるとき ●市内に特別警報が発表されたとき	●「８　各部・各班の所掌事務及び配備要員数」による	●災害対策本部を設置し，災害の規模，程度に応じて，市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第２配備	●大規模な災害が発生するおそれのある場合で，本部長が必要と認めるとき		
	第３配備	●市内全域にわたり甚大な災害が発生し，本部長が全職員の配備を必要と認めるとき		

（２）頴娃・川辺支部における職員の動員配備基準

体　制		基　　準	参集・配備基準	活 動 内 容
情報連絡体制		●市内に各種の気象警報等が発表されたとき	●地域振興係長・・・１名（防災安全課長の指示により）	●関係機関との連携により，降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒支部体制		●災害警戒本部の本部長の指示により設置する	●地域振興係長・・・１名 ●頴娃・川辺支所長及びその他必要と認める人員	●災害警戒支部を設置し，関係機関の協力を得て災害情報の収集，応急対策等，防災対策の一層の確立を図る。
災害対策支部体制	第１配備	●災害対策本部の本部長の指示により設置する	●「８　各部・各班の所掌事務及び配備要員数」による	●災害対策支部を設置し，災害の規模，程度に応じて，市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第２配備			
	第３配備			

（３）知覧支部における職員の動員配備基準

体　制		基　　準	参集・配備基準	活 動 内 容
災害対策支部体制	第１配備	●災害対策本部の本部長の指示により設置する	●「８　各部・各班の所掌事務及び配備要員数」による	●災害対策支部を設置し，災害の規模，程度に応じて，市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第２配備			
	第３配備			

８　災害対策本部の対策部，班の所掌事務及び配備要員数【本部】

対策部名	班　名	所　掌　事　務	配備要員の数			関係課
			第１配備	第２配備	第３配備	
総務対策部	総　務　班	１防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 ２本部会議に関すること。 ３各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 ４自衛隊等の派遣要請に関すること。 ５消防団の出動に関すること。 ６水防資機材等に関すること。 ７災害調書の作成及び関係機関への報告に関すること。 ８自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。 ９本部長が特に命じたこと。	8	12	全員	総務課 防災安全課 財政課 企画課 商工観光課 知覧特攻平和会館 会計課 議会事務局 監査委員事務局
	広　報　班	１気象情報の収受及び各対策部への伝達に関すること。 ２災害情報の収集，記録（写真撮影含む。）に関すること。 ３災害予防広報に関すること。 ４災害対策本部の報道に関すること。 ５報道機関との連絡及び協力に関すること。 ６災害状況の広報及び写真撮影に関すること。 ７市議会との連絡調整に関すること。	4	6		
	財　政　班	１公有財産及び公用車の災害対策に関すること。 ２災害対策に要する経費の管理及び財政計画に関すること。	3	5		
	商工観光班	１商工業関係の災害調査及び報告に関すること。 ２観光施設の災害調査及び報告に関すること。 ３災害用物資の入手あっせんに関すること。 ４漁協との連絡調整に関すること。 ５水産関係の被害調査及び報告に関すること。 ６漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。	3	5		
	平和会館班	１ミュージアム知覧・知覧特攻平和会館の入場者の安全に関すること。 ２本部との連絡調整に関すること。 ３文化財の被害の調査及び対策に関すること。	3	5		
市民対策部	救　護　班	１市民対策部総括に関すること。 ２被災者の医療救護に関すること。 ３医療機関との連絡調整に関すること。 ４関係施設の被害及び対策に関すること。 ５保健活動に関すること。	2	5	全員	市民生活課 福祉健康課 こども未来課 まちづくり推進課 新庁舎建設推進課
	救　助　班	１災害救助に関すること。 ２関係機関との連絡調整に関すること。 ３避難所の設置及び管理に関すること。 ４社会福祉施設の被害及び対策に関すること。 ５社会福祉施設の災害調査に関すること。 ６災害救助法に基づく諸対策に関すること。	4	8		
	防疫清掃班	１感染症の防疫対策に関すること。 ２予防衛生に関すること。 ３ごみの処理に関すること。 ４し尿処理に関すること。	2	5		
	救援調整班	１ボランティア活動に関すること。 ２被災した障害者及び高齢者の援護に関すること。 ３部内各班の連絡調整に関すること。 ４被災者への炊き出しと教育対策部との連絡調整に関すること。	2	3		
農政対策部	農　政　班	１農政対策部総括に関すること。 ２関係機関との連絡調整に関すること。 ３部内各班の連絡調整に関すること。 ４炊き出し用食糧の調達及びあっせんに関すること。 ５農林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。	5	10	全員	農業振興課 耕地林務課 茶業課 農業委員会事務局
	耕地林務班	１農林関係の被害の調査及び報告に関すること。 ２土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 ３治山関係施設の被害の調査及び応急処置に関すること。 ４農地及び農業用施設の被害の調査・応急対策に関すること。 ５関係機関との連絡調整に関すること。	4	7		
	茶　業　班	１茶業の被害の調査及び報告に関すること。 ２茶業団体及び生産組織の被害の調査及び報告に関すること。	2	3		
	畜　産　班	１家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関すること。 ２飼料及び畜産物に関すること。 ３家畜伝染病予防及び防疫に関すること。	2	3		

【本部】

対策部名	班　名	所　掌　事　務	配備要員の数			関係課
			第１配備	第２配備	第３配備	
建設対策部	建　設　班	１建設対策部の総括に関すること。 ２道路，橋りょう，河川及び港湾等土木被害の調査及び対策に関すること。 ３災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 ４関係機関との連絡調整に関すること。 ５各支所対策部内建設対策部との連絡調整に関すること。 ６部内各班の連絡調整に関すること。	5	9	全員	建設課 都市政策課 水道課
	建築班	１市有建物及び付属施設（学校施設を除く。）被害の調査及び災害復旧に関すること。 ２市営住宅の被害の調査及び対策に関すること。 ３住宅関係の融資に関すること。 ４応急仮設住宅の建設に関すること。	3	5		
	都市計画班	１都市計画施設被害の調査及び対策に関すること。 ２都市計画施設被害の災害復旧に関すること。 ３災害時における都市計画施設等の使用に関すること。	3	5		
	水　道　班	１水道関係の災害調査及び報告に関すること。 ２水道施設の応急復旧対策に関すること。 ３災害時の給水に関すること。	3	5		
教育対策部	教　育　班	１教育対策部の総括に関すること。 ２学校施設の被害の調査及び対策に関すること。 ３被災者への炊き出しに関して市民対策部救援調整班との連絡調整に関すること。 ４関係機関との連絡に関すること。 ５部内各班の連絡調整に関すること。 ６園児，児童及び生徒並びに教職員の安全確保と避難その他の対策に関すること。 ７授業に係る措置に関すること。 ８災害時の教科書・学用品の調達及びあっせんに関すること。 ９避難所の開設の協力に関すること。	5	9	全員	教育総務課 学校教育課 社会教育課 保健体育課 学校給食ｾﾝﾀｰ
	施　設 管　理　班	１文化会館，図書館，体育施設の被害の調査及び対策に関すること。 ２避難所の開設の協力に関すること。	4	6		
	給食ｾﾝﾀｰ班	１給食ｾﾝﾀｰの被害の調査及び対策に関すること。	2	4		
消防対策部	災　害　班	１避難計画及び避難指示等その他の対策に関すること。 ２市消防団との連絡調整に関すること。 ３災害情報の収集及び報告に関すること。 ４その他緊急措置に関すること。	非番員		全員	南九州消防署 南九州市消防団

【頴娃支部】

対策部名	班　名	所　掌　事　務	配備要員の数			関係課
			第１配備	第２配備	第３配備	
総合対策部	総務広報班	１支部の庶務に関すること。 ２支部会議に関すること。 ３関係機関との連絡調整に関すること。 ４配備要員に関すること。 ５本部との連絡調整に関すること。 ６災害の広報に関すること。 ７支所長が特に命じたこと。	2	3	全員	頴娃支所 税務課 頴娃分遣所
	救　護　班	１被災者の医療救護に関すること。 ２医療機関との連絡調整に関すること。 ３関係施設の被害及び対策に関すること。	3	5		
	救　助　班	１災害救助に関すること。 ２関係機関との連絡調整に関すること。 ３避難所の設置及び管理に関すること。	4	6		
	衛　生　班	１感染症の防疫対策に関すること。 ２予防衛生に関すること。 ３ごみの処理に関すること。 ４し尿処理に関すること。	2	4		
	建設水道班	１災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 ２本庁との連絡調整に関すること。 ３水道関係の災害調査及び報告に関すること。 ４水道施設の応急復旧対策に関すること。 ５災害時の給水に関すること。	1	3		
	災　害　班	１災害情報の収集及び報告に関すること。 ２その他緊急措置に関すること。	非番職員			

【知覧支部】

対策部名	班　名	所　掌　事　務	配備要員の数			関係課
			第１配備	第２配備	第３配備	
総合対策部	救　護　班	１被災者の医療救護に関すること。 ２医療機関との連絡調整に関すること。 ３関係施設の被害及び対策に関すること。	2	3	全員	知覧支所 選挙管理委員会
	救　助　班	１災害救助に関すること。 ２関係機関との連絡調整に関すること。 ３避難所の設置及び管理に関すること。	2	3		
	衛　生　班	１感染症の防疫対策に関すること。 ２予防衛生に関すること。 ３ごみの処理に関すること。 ４し尿処理に関すること。	2	3		
	農　林　班	１関係機関との連絡調整に関すること。 ２農地及び農業用施設の被害の調査・応急対策に関すること。 ３土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 ４農林関係の被害の調査及び報告に関すること。 ５治山関係施設の被害の調査及び応急処置に関すること。 ６農林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。	2	3		

【川辺支部】

対策部名	班　名	所　掌　事　務	配備要員の数			関係課
			第１配備	第２配備	第３配備	
総合対策部	総務広報班	１支部の庶務に関すること。 ２支部会議に関すること。 ３関係機関との連絡調整に関すること。 ４配備要員に関すること。 ５本部との連絡調整に関すること。 ６災害の広報に関すること。 ７支所長が特に命じたこと。	2	3	全員	川辺支所 長寿介護課 川辺分遣所
	農　林　班	１関係機関との連絡調整に関すること。 ２農地及び農業用施設の被害の調査・応急対策に関すること。 ３土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 ４農林関係の被害の調査及び報告に関すること。 ５治山関係施設の被害の調査及び応急処置に関すること。 ６農林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。	2	3		
	建設水道班	１災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 ２本庁との連絡調整に関すること。 ３水道関係の災害調査及び報告に関すること。 ４災害時の給水に関すること。	2	3		
	災　害　班	１災害情報の収集及び報告に関すること。 ２その他緊急措置に関すること。	非番職員			

９　動員方法

（１）災害発生時（おそれがある場合を含む。）の動員

ア　職員は，災害発生のおそれがある気象情報，あるいは異常現象の通報を受けたとき又は非常事態の発生を知ったときは，直ちに防災安全課長に連絡する。

イ　アの通報を受けた防災安全課長は，必要に応じ関係職員を動員し，応急対策実施の体制をとる。

（２）職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア　配備要員の動員は，次の系統により行う。

（ア）勤務時間内

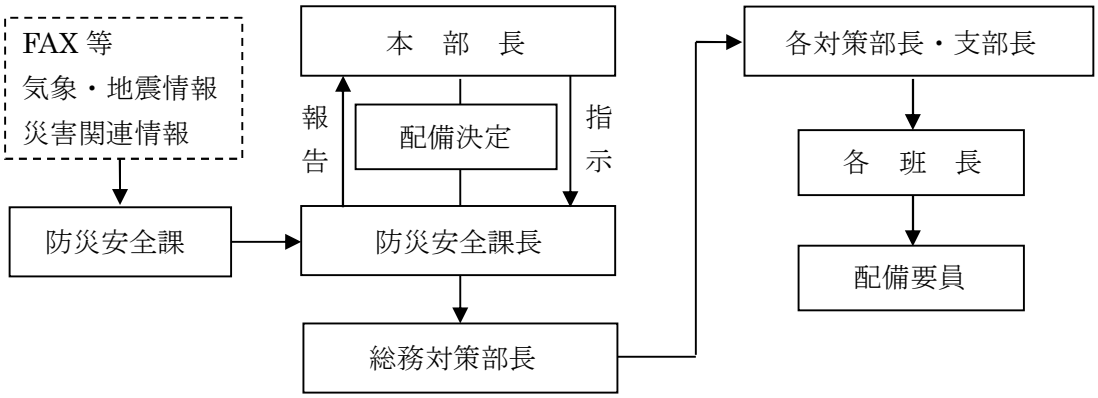

（イ）勤務時間外

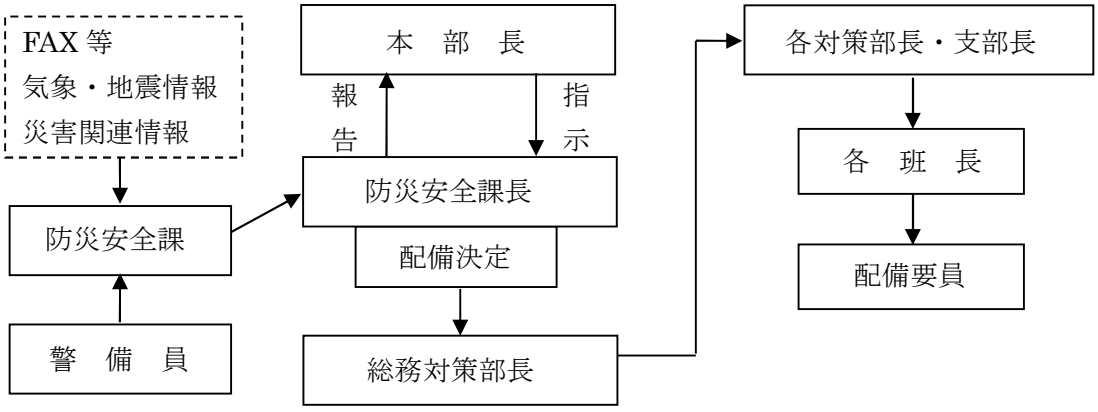

イ　各対策部長は，勤務時間外における各班長，配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

ウ　職員は，勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは，直ちに，自らの判断により登庁する。

第２　関係機関等の応急活動体制の確立

１　関係機関等の応急活動体制

（１）防災関係機関の組織

防災関係機関は，風水害等の災害の発生に際して，各々の防災業務計画に規定された防災組織を確立し，応急対策を実施する。

（２）市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため，自主防災組織等の組織的対応を含めて，初動段階において，自らの安全を確保するとともに近隣住民の救助活動等に協力する等の責務を果たすべく活動する。

（３）各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパー等，物資流通のネットワークを有する企業，事業所，自主防災組織，女性会，ボランティア，その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため，これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお，災害発生直後の人命救助等の活動は，近隣住民，自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し，事態が安定してくる救援期の活動は，事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力を得てその防災体制を確立する。

２　関係機関等の動員配備体制

関係機関等は，風水害等に迅速・的確に対処するため，あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき，配備体制を決定し，職員を動員配備する。

第２節　情報伝達体制の確立〔実施責任者：防災安全課・企画課・消防組合〕

風水害等の災害の発生に際し，的確な災害応急対策を遂行するためには，各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し，被災地域の災害状況の実態を的確に把握し，緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため，各防災関係機関は，事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い，保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し，各種災害情報を収集・伝達するとともに，組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

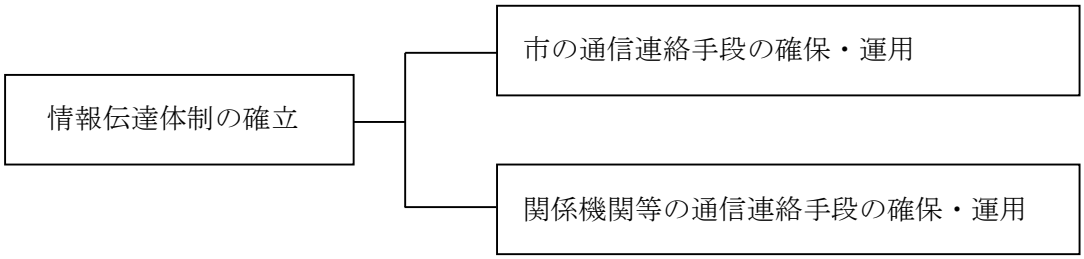

第１　市の通信連絡手段の確保・運用

１　通信連絡系統

災害時の市の通信連絡系統としては，市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか，固定電話及び携帯電話（災害時優先電話，各種携帯電話）を効果的に運用できるよう，関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し，防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

２　無線通信体制の確立

災害時の市の無線通信連絡体制として，整備済みの市防災行政無線等をはじめ，NTT の孤立防止対策用衛星電話，防災相互無線，九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器や移動電源車及び可搬型発電機等を含めた効果的な運用体制を確立する。

３　その他の手段による通信体制の確立

固定電話及び携帯電話をはじめ地域ごとに整備されている NTT の音声応答システム，衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて，災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

・一斉同報メール

市が，登録を行った地域住民に対して，警報，避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能。

・緊急速報（エリアメール等）

当該市内にいる携帯電話所有者に対して，災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。

・ワンセグ（エリアワンセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば，携帯電話によって，テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。エリアワンセグは，市等が運営することによって，限定されたエリアに対して，特別のワンセグ放送を行うもの。

・デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは，屋外に設置可能で，表示内容を短時間で変更可能であることから，災害情報の配信も可能。

・データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって，郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。通常のデジタルテレビで受信できるため，データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

・告知放送

各戸に告知端末を設置し，緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第２　関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

１　各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては，各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し，的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

２　各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通信できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し，情報連絡体制を確立する。

第３節　災害救助法の適用及び運用〔実施責任者：全部〕

大災害が発生し，一定規模以上の被害が生じる場合等には，災害救助法が適用され，同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため，応急的救助が実施される。

このため，災害救助法の実施機関，適用基準，被災世帯の算定基準，適用手続について示し，これに基づいて市，県は災害救助法を運用する。

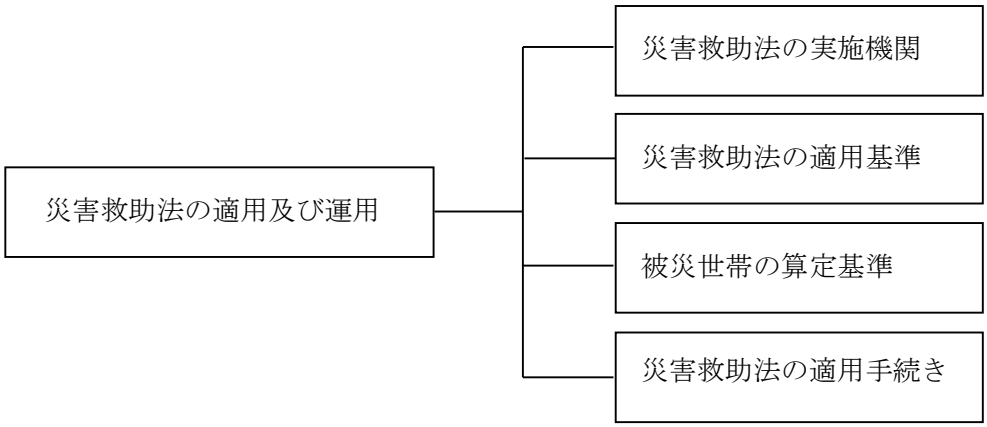

第１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は，法定受託事務として知事が行い，市長がこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために，市長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第 13 条）

災害救助法第４条及び災害救助法施行令第２条に定められている救助の種類は次のとおりである。

（１）指定避難所収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
（２）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（４）医療及び助産
（５）災害にかかった者の救出
（６）災害にかかった住宅の応急修理
（７）生業に必要な資金，器具又は資料の給与又は貸与
（８）学用品の給与
（９）埋葬
（10）死体の捜索・処理
（11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第２　災害救助法の適用基準

１　適用基準

災害救助法による救助は，次に掲げる適用基準に該当する市において，被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

（１）災害が発生するおそれがある段階において，国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し，災害により被害を受けるおそれがあり，現に救助を必要とするとき

（２）次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において，被災し現に救助を必要とするとき

①　市の区域内の住家のうち，滅失した世帯の数が，適用基準表の基準１号以上であること。

②　県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し，市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。

③　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合，又は災害が隔絶した地域に発生したものである等，災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で，かつ，多数の世帯の住家が滅失したものであること。

④　多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じたこと。

南九州市の災害救助法適用基準

人　　口 （令和２年国勢調査による）	基　　準	
	１号	２号
33,080 人	60 世帯	30 世帯

２　災害救助法による救助の実施程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の実施程度，方法及び期間については，下記のとおりである。

救助の実施程度，方法及び期間

救助の種類	対　　象	対象経費	期　　間	実施基準	留意事項
指定避難所の設置 （法第４条第１項）	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	指定避難所の設置，維持及び管理のための経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金 ・借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から７日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	（基本額） ・指定避難所設置 １人１日あたり 320 円 （加算額） 冬季（10 月～3 月）については別に定める額を加算する。 ・天幕借上，仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉指定避難所を設置した場合は，特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの （例　懐中電灯，敷ｺﾞｻﾞ等） ・通信施設の確認 （非常通信方法の教示）
指定避難所の設置 （法第４条第２項）	被害を受けるおそれがあり，現に救助を要する者を収容する	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金，借上費又は購入費，光熱費	法第２条第２項による救助を開始した日から，災害が発生しなかったと判明し，現に救助の必要がなくなった日までの機関 （災害が発生し，継続して指定避難所の供与を行う必要が生じた場合は，法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの機関）	（基本額） １人１日あたり 330 円 ・福祉指定避難所を設置した場合は，特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>対象経費</th><th>期間</th><th>実施基準</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>1 現に生命，身体が危険な状態にある者
2 生死不明の状態にある者</td><td>舟艇，その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費</td><td>災害発生の日から3日以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・当該地域における通常の実費
・期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。
・輸送費，賃金職員等雇上費は別途計上</td><td>・救出に必要な機械具，要員等の確保及び輸送の方法
・救出された者に対する医療処置
・救出された者に対する医療処置
・救出された者の輸送の方法</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1 指定避難所に収容された者
2 全半壊（焼），流失，床上浸水で炊事のできない者
3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者</td><td>主食費，副食費，燃料費，雑費（器物の使用謝金，消耗品の購入費）</td><td>災害発生の日から7日以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・1人1日あたり1,080円以内
・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であればよい。
・被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合，3日分支給可（大人，小人の区別なし）</td><td>・人員の把握
・炊き出し場所の設置及び奉仕団，協力者の確保，必要物品の調達方法，食事の配布方法</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）</td><td>・水の購入費
・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費修繕費及び燃料費
・浄水用の薬品及び資材費</td><td>災害発生の日から7日以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・当該地域における通常の実費
・輸送費，賃金職員等雇上費は別途計上</td><td>・飲料水の必要量及び輸送方法</td></tr>
<tr><td>障害物の除去</td><td>1 自力では除去することのできない者
2 居室，炊事場，玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合</td><td>・除去に必要な機械器具等の借上費，又は購入費，輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td>災害発生の日から10日以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・1世帯あたり134,300円以内
・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。</td><td>・対象世帯の適正な把握
・障害物が住居の中に運び込まれている状況確認（日常生活上の支障の程度）
・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保</td></tr>
<tr><td>被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼），流失，床上浸水等により生活上必要な被服，寝具その他生活必需品を喪失又はき損し，直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）</td><td>被災者の実情に応じ
・被服，寝具及び身の回り品
・日用品
・炊事道具及び食器
・光熱材料</td><td>災害発生の日から10日以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・夏季（4月～9月），冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
・備蓄物資の価格は年度当初の評価額
・現物給付に限る。
・下表金額の範囲内
（単位　円）
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算する額</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
消失</td><td>夏</td><td>18,300</td><td>23,500</td><td>34,600</td><td>41,500</td><td>52,600</td><td>7,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>30,200</td><td>39,200</td><td>54,600</td><td>63,800</td><td>80,300</td><td>11,000</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,000</td><td>12,000</td><td>14,600</td><td>18,500</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,700</td><td>12,600</td><td>17,900</td><td>21,200</td><td>26,800</td><td>3,500</td></tr></table></td><td>・被災世帯区分の確認〔全壊（焼），半壊（焼），床上浸水〕
・物資配分計画表の作成（購入品目の検討）
・物資の調達方法（特に現地調達可能量の検討）
・物資の配布の方法〔賃金職員，車の確保並びに受領証の作成，寄贈物品との区別を明確にする。（災害救助法に基づく救援物資とその他日赤救援物資等）〕</td></tr>
<tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>住家が半壊（焼）し，自らの資力により応急修理をすることができない者（世帯単位）</td><td>・修理用原材料費，労務費，材料輸送費，工事事務費</td><td>災害発生の日から3か月以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・居室，炊事場及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分
・1世帯あたり567,000円
・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。</td><td>・対象世帯数の適正な把握，修理箇所の確認（居室，炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分）
・工事請負契約の締結
・完成検査の実施</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>・診療
・薬剤又は治療材料の支給
・処置，手術その他の治療及び施術
・病院又は診療所への収容
・看護</td><td>災害発生の日から14日以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・救護班（原則とする。）使用した薬剤，治療材料，医療器具破損等の実費
・施術者
協定料金の額以内
・患者等の移送費は別途計上</td><td>応急処置であること。原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡</td></tr>
<tr><td>助　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって，災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み，現に助産を要する状態にある者）</td><td>助産の範囲
・分べんの介助
・分べん前分娩後の処置
・脱脂綿，ｶﾞｰｾﾞその他の衛生材料</td><td>分べんした日から7日以内
（ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</td><td>・救護班等による場合は，使用した衛生材料等の実費
・助産師による場合は，慣行料金の100分の80以内の額</td><td>・原則として救護班の診療を受けること。
・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
学用品の給与	住家の全壊（焼），流失，半壊（焼）又は床上浸水により，学用品を喪失又は損傷し，就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。），中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。），特別支援学校の高等部，高等専門学校，専修学校及び各種学校の生徒をいう。）	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から 教科書―1か月以内 文房具及び通学用品―15日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・教科書 小学校児童及び中学校生徒教科書及び教科書以外の教材で，教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費 ・文房具及び通学用品費は次の金額以内 小学校児童 1人あたり　4,200円 中学校生徒 1人あたり　4,500円 高等学校生徒 1人あたり　4,900円 ・備蓄物資は評価額 ・入，進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保に努める。 ・教材については県，市教育委員会に届出又は承認を受けたもの
死体の捜索	行方不明の状態にあり，かつ，各般の事情により既に死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・当該地域における通常の実費 ・輸送費，賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは，一応死亡したものとして推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について，死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄，縫合，消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・洗浄，消毒等 1体あたり3,400円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体あたり5,300円以内 ・ﾄﾞﾗｲｱｲｽの購入等経費が必要な場合は，当該地域における通常の実費を加算することができる。 ・検案 （救護班以外は慣行料金） ・輸送費，賃金職員等雇上費は別途計上	・救助の実施機関である県知事，市長（補助又は委任）のみが行う。 ・死体の処理は，救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は，原則として救護班が行う。
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺（附属品を含む。） ・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・1体あたり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。 ・災害のために埋葬を行うことが困難
応急仮設住宅の供与	住家が全壊，全焼又は流失し，居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができない者（世帯単位）	・整地費，建築費，附帯工事費，労務費，輸送費，建築事務費	災害発生の日から20日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により着工期間延長あり）	・基準面積は平均1戸あたり29.7㎡（9坪）であればよい。また，実情に応じ，市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 ・限度額1戸あたり 2,621,000円以内 ・供与期間　2年以内 ・県外からの輸送費は別枠とする。 ・同一敷地内におおむね50戸以上設置した場合は，集会等に利用するための施設を設置できる。（規模，費用は別に定めるところによる。）	・対象世帯の適正な把握（前年中の課税標準額等に基づく検討） ・住宅の設置場所，建設用地の選定，確保 ・業者との工事請負契約の締結 ・完成検査の実施（建築技術者の検査を受ける。）
輸送費及び賃金職員等雇上費	・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の捜索 ・死体の処理 ・救援用物資の整理配分		救助の実施が認められる期間以内	・当該地域における通常の実費	・各救助の種目により異なる。

救助の種類	対　　象	対象経費	期　　間	実施基準	留意事項
実費弁償	・災害救助法施行令第 10 条第１号から第４号までに規定する者		救助の実施が認められる期間以内	（日当１人１日あたり） ・医師，歯科医師 17,400 円以内 ・薬剤師 11,900 円以内 ・保健師，助産師，看護師 11,400 円以内 ・土木技術者，建築技術者 17,200 円以内 ・大工，左官，とび職 20,700 円以内	・時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
	・災害救助法施行令第 10 条第５号から第 10 号までに規定する者			・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の３の額を加算した額以内	

第３　被災世帯の算定基準

１　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては，住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は，２世帯をもって，住家が床上浸水，土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は３世帯をもって，それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

２　住家の滅失等の判定基準

（第２部第２章第２節第１災害情報の収集・伝達　２災害情報等の報告「南九州市被害調査報告書」を参照）

３　世帯及び住家の単位

（１）　世　帯

生計を一にしている実際の生活単位

（２）　住　家

現実に住家のため使用している建物をいい，社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第４　災害救助法の適用手続き

災害に対し，市における災害が，本節第２「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し，又は該当する見込みがあるときは，市は，直ちにその旨を県に報告する。

第４節　広域応援体制〔実施責任者：防災安全課〕

大規模・広域災害が発生した場合，被害が拡大し，被災した県，市町村及び各防災関係機関独自では，対処することが困難な事態が予想される。

このため，各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上，相互応援の体制を整えるとともに，災害時には相互に協力し緊密な連携のもと，円滑な応急対策活動を実施する。

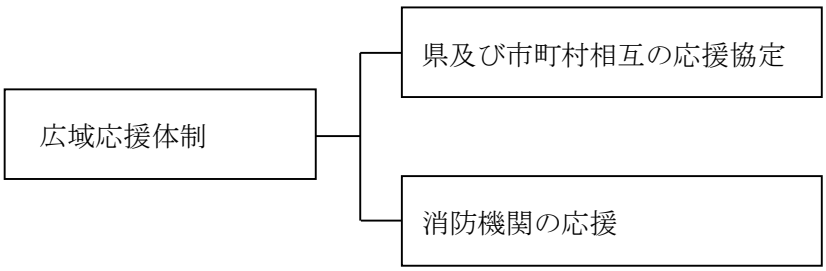

第１　県及び市町村相互の応援協定

１　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

市は災害が発生し，本市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき，迅速に応援を要請する。

（１）隣接市は，応急措置の実施について，相互に応援協力を行うものとする。

（２）発生した被害の程度が隣接市では対応できないと考えられる場合は，県災害対策支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部長等は，自ら応援を行うとともに管内市町に対して応援要請を行うものとする。

（３）被災の状況によっては，県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし，県災害対策本部等は，自らの応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は，応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

２　県外への応援要請

災害が大規模となり，県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合，市は県に対し，その調整を要請する。

３　市内所在機関相互の応援協力

災害が発生し又はまさに発生しようとする場合，市は実施する応急措置について，市の区域内に所在する県，指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に，応援協力を要請する。

第２　消防機関の応援

１　鹿児島県消防相互応援協定による応援

市（消防の一部事務組合等も含む。）は，大規模な災害や火災等が発生し，所轄する市

等の消防力で災害の防御が困難な場合に，県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは，「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき迅速に応援要請を行う。

２　緊急消防援助隊による応援

知事は，県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合，消防組織法第 44 条の規定に基づき，消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

大規模災害時における消防の応援要請経路

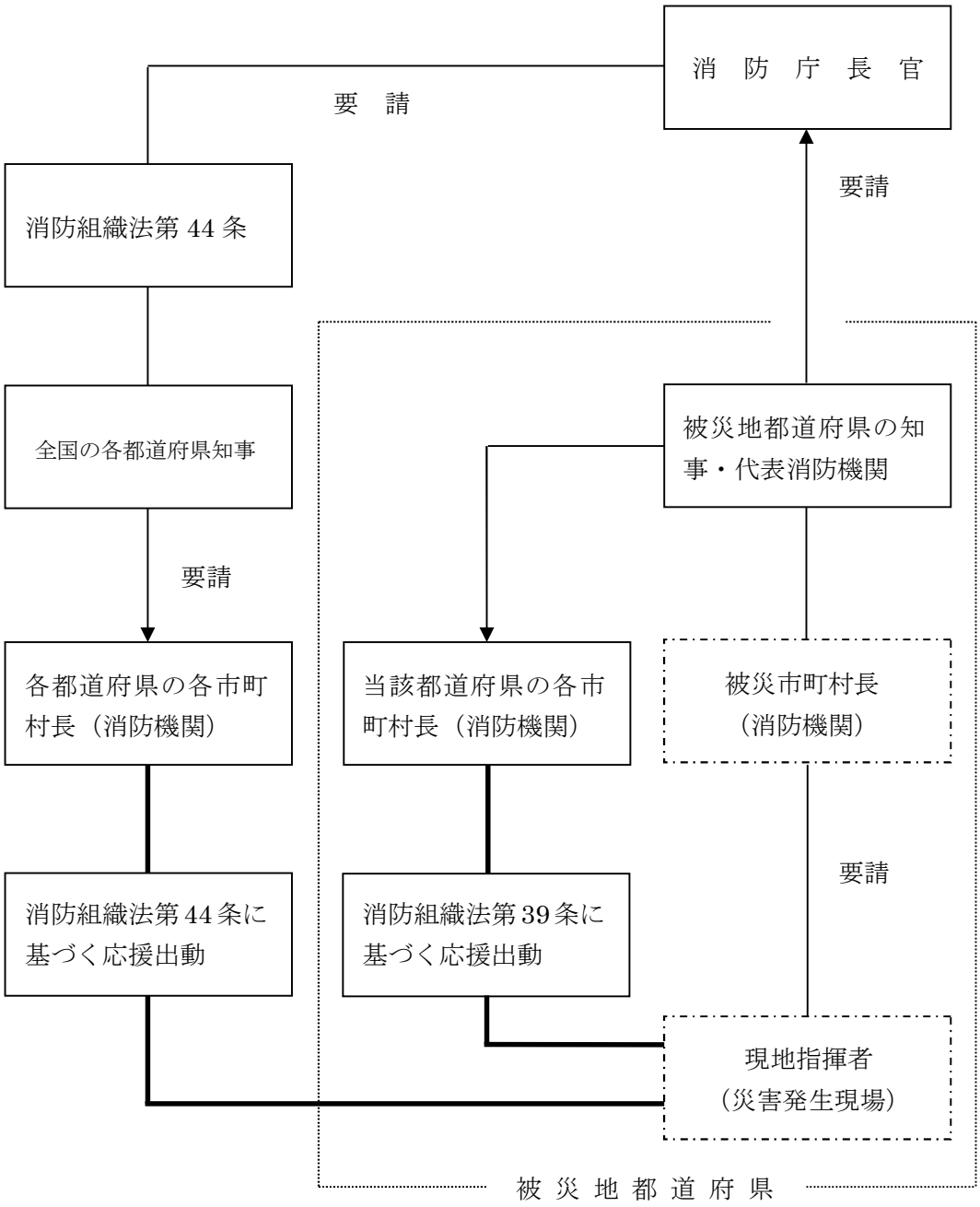

第５節　自衛隊の災害派遣〔実施責任者：防災安全課〕

大災害が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

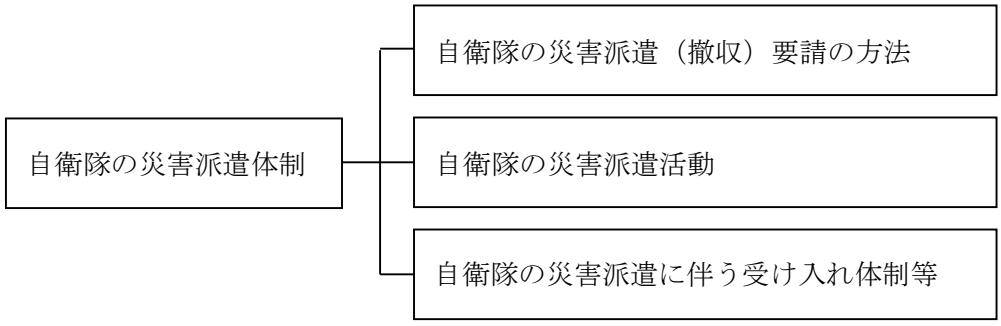

第１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

１　災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には，災害の様相等に対応して，次のような方法がある。

（１）災害が発生し，知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請した結果，派遣される場合

（２）災害に際し，被害がまさに発生しようとしている場合で，知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合

（３）災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合で，市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて，知事に対して災害派遣をするよう要請を求め，これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合

（４）災害に際し，通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に，自衛隊が市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

（５）災害に際し，関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため，自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

（６）災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

（７）庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき，自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

（１）災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は，知事が自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は市長の要請要求により行う。

（２）自衛隊の派遣要請系統図

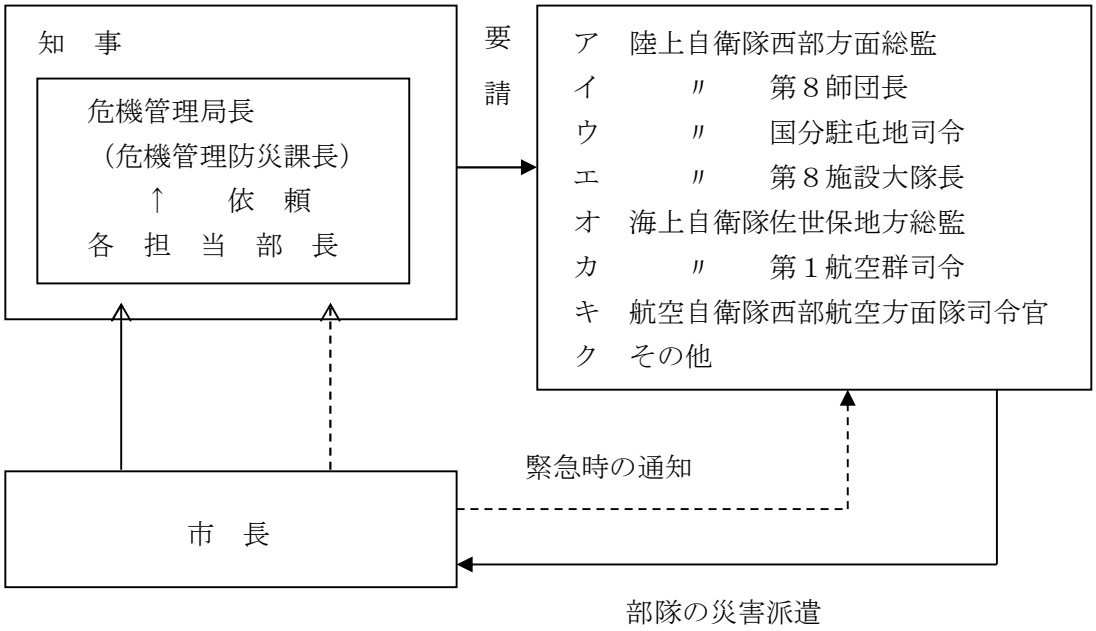

（注）ク　その他は，奄美基地分遣隊，自衛隊鹿児島地方協力本部

（３）要請文書の宛先

要請文書の宛先は次のとおりである。

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町 1-1-1	096-368-5111 内線 2255 又は 2256	県外
〃　第８師団司令部	第３部防衛班	熊本市北区八景水谷 2-17-1	096-343-3141 内線 3234（夜 3302）	県外
〃　第 12 普通科連隊本部	第３科	霧島市国分福島２丁目 4-14	0995-46-0350 内線 235，237	県内
〃　第８施設大隊 （川内駐屯地）	第３科	薩摩川内市冷水町 539-2	0996-20-3900 内線 230	県内
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111 内線 3225	県外
〃　第１航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線 2213	県内
〃　奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 27	0997-72-0250	県内
航空自衛隊西部航空方面隊	防衛部 運用２班	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 内線 2348（夜 2203）	県外
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920	県内

３　知事への災害派遣要請の要求

（１）災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は，原則として市長が行う。（様式２）

（２）要求手続

市長が，知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は，次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし，緊急を要する場合は，電話等で要求し，事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

（３）災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は，緊急避難，人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき，若しくは，通信の途絶等により知事への要求ができないときは，直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし，事後，速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（４）要求文書の宛先

要求文書の宛先は，下表のとおりである。

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県　危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	099-286-2256	直通
〃　総務部	人事課		099-286-2045	直通
〃　保健福祉部	保健医療福祉課		099-286-2656	直通
〃　農政部	農政課		099-286-3085	直通
〃　土木部	監理課		099-286-3483	直通
〃　〃	河川課		099-286-3586	直通
〃　環境林務部	環境林務課		099-286-3327	直通
〃　商工労働水産部	商工政策課		099-286-2925	直通
〃　教育委員会	総務福利課		099-286-5190	直通
〃　出納局	会計課		099-286-3765	直通
〃　警察本部	警備課		099-206-0110	代表

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

４　災害派遣部隊の撤収要請

知事は，災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は，民心の安全，民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。

５　市から県へ申請する自衛隊の派遣（撤収）の様式

市から県へ申請する自衛隊の派遣（撤収）の様式については次ページのとおりである。

様式２

第　　号
年　月　日

鹿児島県知事　　殿

市長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第 68 条の２第１項の規定により，下記のとおり自衛隊に対し，自衛隊法第 83 条１項の要請をするよう依頼します。

記

１　災害の状況および自衛隊の災害派遣が必要な事由
（１）　災害の状況

（２）　自衛隊の災害派遣が必要な事由

２　派遣を希望する期間
　　年　月　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

３　自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容
（１）活動希望区域

（２）活動内容

様式４

第　　号
年　月　日

鹿児島県知事　　殿

市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年　月　日付　　第　　号で要請したこのことについては，下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

１　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤収理由

３　その他必要事項

第２　自衛隊の災害派遣活動

１　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区　　分	活　　動　　内　　容
被害の状況の把握	知事等から要請があったとき，又は指定部隊等の長が必要と認めるときは，車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い，被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され，避難，立退き等が行われる場合で必要あるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。
避難者等の捜索救助	死者，行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作製，運搬，積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては，利用可能な消防車その他防火用具をもって，消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が破損し，若しくは障害物がある場合は，それらの啓開，除去に当たる。
応急医療，感染症予防病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には，被災者の応急医療，感染症予防，病虫害防除等の支援を行うが，薬剤等は，通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において，外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，救急患者，医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合，航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第１号)」に基づき，救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において，自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において，方面総監督が必要と認めるときは，能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。

２　災害派遣部隊の自衛官の権限等

（１）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，市町村長等，警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り，次の措置をとることができる。この場合，当該措置をとったときは，直ちにその旨を市町村長に通報する。

なお，当該措置を伴う補償費については，法令に定めるところによる。

ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第 63 条第３項）

イ　他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第 64 条第８項）

ウ　現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第８項）

エ　住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第 65 条第３項）

（２）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，通行禁止区域等において，車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において，警察官がその場にいない場合に限り，自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第 76 条の３第３項）この場合，当該措置をとったときには，直ちに，その旨を，当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

第３　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

１　派遣部隊の受け入れ体制

（１）県及び市は，派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。（地積，出入りの便を考慮）

（２）県及び市は，自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう，重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。

（３）災害地における作業等に関しては，県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。

（４）その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

２　使用器材の準備

（１）災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械，器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し，不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

（２）災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料，消耗品類はすべて県及び市において準備し，不足するものは派遣部隊が携行する材料，消耗品類を使用するものとする。ただし，派遣部隊携行の使用材料，消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく，災害時の程度その他の事情に応じて県及び市はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

（３）使用器材の準備については，以上のほかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため，出来得る限り事前に受け入れ側の準備する材料，品目，数量，集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

３　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は，原則として派遣を受けた市が負担するものとし，２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

（１）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費，借上料及び修繕費

（２）派遣部隊の宿営に必要な土地，建物等の使用及び借上料

（３）派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱，水道，電話料等

（４）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

（５）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は，自衛隊と市が協議する。

４　自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し，ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので，市において，下表のとおりヘリコプターの離着陸場を定める。なお，陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第１航空群司令に通報しておくものとする。

南九州市場外離着陸場

NO	名　　称	住　　所	緯度（N）	経度（E）	所有者又は管理者 （担当者又は連絡先）	電話番号 （FAX 番号）
1	頴娃運動公園	頴娃町牧之内 2606	31° 14′ 17″	130° 29′ 17″	南九州市長	0993-83-2511 (0993-83-4658)
2	知覧平和公園 多目的球場	知覧町郡 17919-1	31° 21′ 43″	130° 26′ 05″	南九州市長	0993-83-2511 (0993-83-4658)
3	諏訪運動公園広場	川辺町平山 7354	31° 23′ 41″	130° 23′ 47″	南九州市長	0993-83-2511 (0993-83-4658)

第６節　技術者，技能者及び労働者の確保〔実施責任者：防災安全課〕

災害時には，多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等のために必要な技術者，技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

１　従事命令等による労働力の確保

（１）命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　令	執　行　者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者・消防長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	知事
災害応急対策作業（除：災害救助法救助）	従事命令 協力命令 保管命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事
		災害対策基本法第 71 条第 2 項	知事（委任を受けた場合市長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官，海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第 3 項	自衛官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官

（２）命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命　令　区　分	従　　事　　対　　象　　者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	①　医師，歯科医師又は薬剤師 ②　保健師，助産師，看護師，准看護師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，救急救命士又は歯科衛生士 ③　土木技術者又は建築技術者 ④　大工，左官又はとび職 ⑤　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥　鉄道事業者及びその従業者 ⑦　軌道経営者及びその従業者 ⑧　自動車運送業者及びその従業者 ⑨　船舶運送業者及びその従業者 ⑩　港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市長，警察官，海上自衛官，自衛官の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者，その事物の管理者その他関係者

第７節　ボランティアとの連携等〔実施責任者：福祉健康課・社会福祉協議会〕

大規模な災害の発生時には，各種援護を必要とする者が増大し，ボランティアの積極的な参加が期待される一方で，その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため，市では，ボランティアの参加を促すとともに，参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。

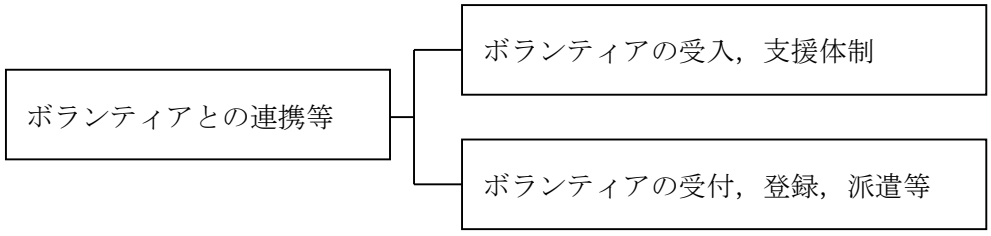

第１　ボランティアの受入，支援体制

１　ボランティア活動に関する情報提供

市は，被災者の様々なニーズの把握に努め，日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに，報道機関を通じて，求められるボランティア活動の内容，必要人員，活動拠点等について情報提供を行う。

２　被災地におけるボランティア支援体制の確立

（１）災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会等は，災害が発生した場合，必要に応じて速やかに市等関係団体と連携の上，ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し，被災者ニーズの把握，具体的活動内容の指示，活動に必要な物資の提供を行う。なお，被害の程度により，周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

（２）近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には，通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は，近隣支援本部を設置し，ボランティアの登録，派遣等のコーディネート，物資の調達等を行い，災害ボランティアセンターを支援する。なお，他地域市町村社会福祉協議会等は近隣本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第２　ボランティアの受付，登録，派遣

ボランティア活動希望者の受入にあたっては，災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付・登録を行い活動内容について，救援対策本部，近隣支援本部，ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際，ボランティア活動保険未加入者に対しては，紹介・加入に努める。

第２章　警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降，災害の発生に到る警戒避難期においては，各種情報を収集・伝達するとともに，避難，救助，救急，緊急医療等の人命の確保（避難行動要援護者への支援を含む）や，水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では，このような警戒避難期の応急対策について定める。

第１節　気象警報等の収集・伝達〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・消防組合〕

風水害時の応急対策を進めるうえで，鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は，基本的な情報である。このため，市及び関係機関は，予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し，その内容を把握し，関係機関等に伝達する。

気象警報等の収集・伝達 ―― 鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

第１　鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

１　気象警報等の発表機関

予・警報情報等の種類	発表機関	根拠法令
気象，地象（地震にあっては地震動に限る），高潮，波浪洪水に関する予報及び警報	鹿児島地方気象台長	気象業務法第 13 条～第 15 条 活動火山対策特別措置法第 21 条
地震及び津波に関する情報		気象業務法第 11 条
津波警報・注意報		気象業務法第 13 条～15 条
火災予防に関する情報（火災気象通報）		消防法第 22 条第１項
水防警報の通知	鹿児島県知事	水防法第 16 条の３
火災に関する警報	南九州市長	消防法第 22 条第３項
水位の通報	南九州市長（水防管理者）	水防法第 12 条
堤防決壊の通報	〃	水防法第 25 条

２　警報・注意報発表基準

鹿児島地方気象台の警報・注意報の発表基準は次のとおりである。

（１）警報・注意報発表基準一覧表

南九州市	府県予報区		鹿児島県	
	一次細分区域		薩摩地方	
	市町村等をまとめた地域		指宿・川辺	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	平坦地：１時間雨量 70 ㎜ 平坦地以外：３時間雨量 160 ㎜
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	183
	洪水		雨量基準	平坦地：１時間雨量 70 ㎜ 平坦地以外：３時間雨量 160 ㎜
			流域雨量指数基準	大谷川流域＝10.2，永里川流域＝9，麓川流域＝14.8
			複合基準	万之瀬川流域＝(12, 34.1) 永里川流域＝(12, 8.1) 麓川流域＝(12, 13.3)
			指定河川洪水予報による基準	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川〔大渡橋〕
	暴風		平均風速	陸上　20m/ｓ
				海上　20m/ｓ（注１）
	暴風雪		平均風速	陸上　20m/ｓ　雪を伴う
				海上　20m/ｓ（注１）　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 10 ㎝
				山地　12 時間降雪の深さ 15 ㎝
	波浪		有義波高	6.0m
	高潮		潮位	2.4m
注意報	大雨		雨量基準	平坦地：１時間雨量 40 ㎜ 平坦地以外：３時間雨量 110 ㎜
			土壌雨量指数基準	131
	洪水		雨量基準	平坦地：１時間雨量 40 ㎜ 平坦地以外：３時間雨量 110 ㎜
			流域雨量指数基準	大谷川流域＝8.2，永里川流域＝7.2，麓川流域＝11.8
			複合基準	万之瀬川流域＝(8, 30.1) 大谷川流域＝(8, 8.2) 永里川流域＝(12 5.8) 麓川流域＝(12, 9.4)
			指定河川洪水予報による基準	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川〔大渡橋〕
	強風		平均風速	陸上　12m/ｓ
				海上　12m/ｓ（注２）
	風雪		平均風速	陸上　12m/ｓ　雪を伴う
				海上　12m/ｓ（注２）　雪を伴う
	大雪		防雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 3 ㎝

			山地	12 時間降雪の深さ 5 ㎝
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で，実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 100 ㎝以上で次のいずれか １　気温 3℃以上の好天 ２　低気圧等による降雨 ３　降雪の深さ 30 ㎝以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後，さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：海岸地方で最低気温が－4℃以下　内陸部で最低気温―7℃以下		
	霜	11 月 30 日までの早霜　3 月 10 日以降の晩霜　最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で，気温－2℃～2℃，湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120 ㎜	

（注１）鹿児島地方気象台の観測値は 25m/ｓを目安とする。

（注２）鹿児島地方気象台の観測値は 15m/ｓを目安とする。

※：（ア）　洪水の欄中，「○○川流域＝１５」は，「○○川流域の流域雨量指数１５以上を意味する。

（イ）　平坦地とは概ね傾斜が３０パーミル以下で都市化率が２５％以上の地域を意味する。

（ウ）　土壌雨量指数基準値は１㎞四方毎に設定しており，市町村内における基準値の最低値を示す。１㎞四方毎の基準値については，気象庁ホームページを参照。

〈参考〉

土壌雨量指数：土壌雨量指数は，降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で，土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は，降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で，対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量の量を示す指数

（２）気象情報

気象の予報等について，特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や，特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想，防災上の注意を解説する場合等に発表する。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県では１時間 120 ㎜以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をし，かつ，大雨警報発表中に，キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に，直ちに「鹿児島県（奄美地方除く）記録的短時間大雨情報」「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については，警報・注意報の基準値と同じ検討と見直しが行われ必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で，線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で，警戒レベル４相当以上の状況で発表する。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に，半日程度前から，気象情報において，「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは，警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると，大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため，この情報は心構えを一段高めることを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく，ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し，大雨災害に対する危機感を早めにもって，ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報発表したときには，その後速やかに，その内容を補完するため「記録的な大雨に関する○○県気象情報」，「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」，「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

（３）土砂災害警戒情報

①　発表機関

土砂災害警戒情報は，気象業務法，災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により，鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で作成・発表する。

②　目的

土砂災害警戒情報は，大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに，市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること，また，住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

③　発表対象地域

土砂災害警戒情報は，市町村を最小発表単位とし，鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

④　土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため，わかりやすい文章と図を組み合わせて作成する。

⑤　土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

発表基準は，大雨警報（土砂災害）発表中において，２時間先の予測時間雨量が土砂災害発生危険基準線（以下，「CL」という）を超過した場合（危険度レベル２）は，鹿児島地方気象台（以下，「気象台」という）と鹿児島県土木部（以下，「鹿児島県」という）で共同発表する。（危険度レベル３，４においても発表する。）

なお，地震や火山噴火等での現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には，気象台と鹿児島県は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ　解除基準

解除基準は，土砂災害警戒情報の監視基準について，その基準を下回り，かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるときとする。ただし，大規模な土砂災害等が発生した場合等には，気象台と鹿児島県が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが，降雨の実況，土壌の水の含み具合，および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い，当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

⑥　土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア　土砂災害警戒情報は，土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており，技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊，山体の崩壊，地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

イ　市長が行う避難指示等の発令にあたっては，土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし，更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は，河川砂防情報システムによる危険度レベル（１，２，３，４），気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクル（危険度分布）等も合わせて判断すること。

ウ　県内では，雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり，土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。

そのため，避難指示等の解除にあたっては，現地の状況等を総合的に判断することが重要である。

（４）水防団待機水位及びはん濫注意水位等

河川の水防団待機水位及びはん濫注意水位等は，次頁のとおりである。

鹿児島県河川観測システムにおける南九州市内の水位観測箇所

	河川名	局名	所在地	警報値			
				水防団待機水位［m］	はん濫注意水位［m］	避難判断水位［m］	はん濫危険水位［m］
1	万之瀬川	大渡橋	川辺地域	3.10	4.40	4.90	5.40
2	万之瀬川	両添橋	川辺地域	－	－	－	－

３　特別警報の発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準は次のとおりである。

現象の種類	発表基準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され，若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては，降水量，積雪量，台風の中心気圧，最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け，これらの実況および予想に基づいて判断する。

４　気象予警報等の伝達系統

南九州市における伝達系統

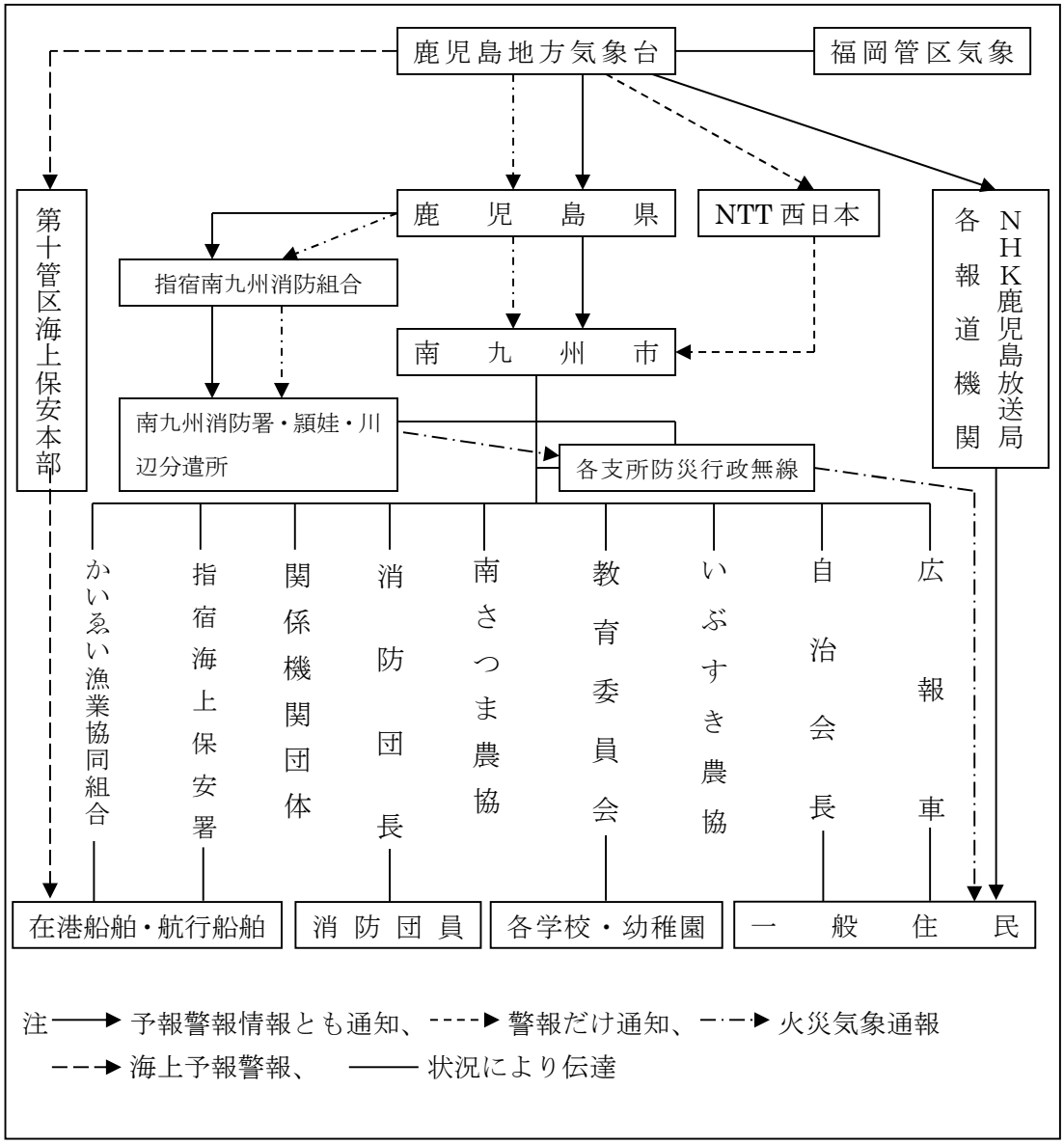

５　警報等の受領及び伝達方法

（１）関係機関から通報される警報等は，勤務時間内は防災安全課，勤務時間外は警備員が受領する。防災安全課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる）は次のとおりとする。

正：防災安全課長　　副：防災安全係長

（２）警備員が警報を受領した場合は，直ちに防災安全課長に伝達するものとする。警報等を受理した防災安全課長は，次の伝達担当員に伝達するとともに市長及び副市長に報告するものとする。　　正：防災安全係長

（３）（１）（２）により警報等を受領した伝達担当員は，直ちに各課等（勤務時間外は関係課長）に庁内放送，電話，電子連絡により周知させるとともに関係機関，住民等に

対して次により伝達，周知を図る。

ア　住民及び関係機関等に対する伝達

市防災行政無線により警報等の内容を放送し，さらに関係機関に対しては必要に応じて電話により連絡する。関係機関の電話番号及び受領責任者は次のとおり。

頴娃支所

関係機関団体名	電話番号	受領責任者	備考
いぶすき農業協同組合	３６－１１３１	えい総合支所長	
かいゑい漁業組合	３２－２０５６	組合長	
南九州勝縁こども園	３６－０１０２	園　長	
頴娃保育園	３６－０１３９	〃	
粟ヶ窪保育所	３６－０２７６	所　長	
御領保育園	３６－３９００	園　長	
光栄保育園	３６－０００６	〃	
ちどり保育園	３８－０１８９	〃	
大川こども園	３８－０１３１	〃	
青戸保育所	３９－０２３６	所　長	
県立頴娃高等学校	３６－１１４１	学校長	

知覧支所

関係機関団体名	電話番号	受領責任者	備考
南さつま農業協同組合	５８－７１２６	管理課長	
知覧地区漁業振興会	８６－２０７６	会　長	
ちらん二葉こども園	８３－２２２８	園　長	
ちらん中央こども園	８４－０６２８	〃	
明光保育園	８５－３２９２	〃	
大徳寺保育園	８６－２０２７	〃	
ちらん平和こども園	８３－４７３５	〃	
県立薩南工業高等学校	８３－２２１４	学校長	

川辺支所

関係機関団体名	電話番号	受領責任者	備考
南さつま農業協同組合	５８－７１２６	管理課長	
南九州市商工会	５６－０２４７	会　長	
川辺幼稚園	５６－０４５０	園　長	
緑が丘保育園	５６－１５０５	〃	
こばとこども園	５６－４２７８	〃	
星の子保育園	５６－１３１６	〃	
おののもりこども園	５６－１９３５	〃	
かつめこども園	５７－２５２５	〃	
県立川辺高等学校	５６－１１５１	学校長	

イ　教育委員会の学校に対する伝達

警報等を受領した教育委員会は，市防災行政無線により気象警報等の内容を周知しさらに電話連絡をするものとする。

頴娃支所

名　　称	電話番号	受領責任者	備　　考
頴娃中学校	３６－００２１	学校長	
頴娃小学校	３６－００１２	〃	幼稚園を含む
宮脇小学校	３６－００２５	〃	
栗ヶ窪小学校	３６－００３０	〃	
九玉小学校	３６－００１５	〃	
別府小学校	３８－００２９	〃	
青戸小学校	３９－０００１	〃	

知覧支所

名　　称	電話番号	受領責任者	備　　考
知覧中学校	８３－２２１１	学校長	
知覧小学校	８３－２４２０	〃	幼稚園を含む
中福良小学校	８４－０２２５	〃	
霜出小学校	８４－０６２２	〃	
松山小学校	８５－３００１	〃	

川辺支所

名　　称	電話番号	受領責任者	備　　考
川辺中学校	５６－１２４０	学校長	
高田小学校	５６－０１８４	〃	
清水小学校	５６－１３０４	〃	
勝目小学校	５７－２００５	〃	
大丸小学校	５７－２５１７	〃	
川辺小学校	５６－１２４３	〃	

６　火災気象通報及び火災警報の発表

（１）火災気象通報

ア　発表機関及び伝達方法

火災気象通報とは，消防法に基づいて鹿児島地方気象台長及び名瀬測候所長が気象状況が火災予防上危険であると認めるときに，その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は，その通報を受けたときは直ちに，市町村長に通知しなければならない。

イ　担当気象官署と担当区域は，次のとおり。

担当気象官署	担　　当　　区　　域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く）
名 瀬 測 候 所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

ウ　発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火　災　気　象　通　報　の　基　準
鹿児島地方気象台	実効湿度 65％以下で，最小湿度が 40％を下り，かつ最大風速が 7m/ｓを超える見込みのとき。

（２）火災警報

ア　発表機関

火災警報は，市長が火災気象通報の伝達を受けたとき，又はその他によって気象状況を知ったとき，その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ　発表基準

空気が乾燥し，かつ，風の強いとき等で，火災の危険が予想されるとき市が発表するものとし，具体的発表基準は次のとおりとする。

（ア）　実効湿度 65％以下または最小湿度が 35％以下に下がる見込みのとき

（イ）　平均風速 12m/ｓ以上の風が吹く見込みがあり，火災の危険が予想されるとき

ウ　周知方法

県の火災気象通報発表を受け消防組合が，市防災行政無線により火災予防広報を住民へ周知する。

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達〔実施責任者：全部〕

本計画は，市災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速，確実に収集し，又は通報，報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速化を期すものである。

収集にあたっては，特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

１　災害情報の収集・伝達

情報の収集においては，以下の情報を収集する。特に，人命危険に関する情報を優先し，速報性を重視する。

なお，人的被害の状況のうち，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市は住民登録の有無にかかわらず，市の区域（海上含む。）内で行方不明となった者について，県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるとともに，要救助者の迅速な把握のため，安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても，関係機関の協力を得て，積極的に情報収集を行うものとする。

また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者等，住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

（１）収集すべき災害情報等の内容

ア　人的被害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数，行方不明者の数を含む。）
イ　住家被害（全壊，倒壊，床上浸水等）
ウ　津波・高潮被害状況（人的被害状況，倒壊家屋状況）
エ　土砂災害（人的，住家・公共施設被害を伴うもの）
オ　出火件数，又は出火状況
カ　二次災害危険箇所（土砂災害危険，高圧ガス漏洩事故等）
キ　輸送関連施設被害（道路，港湾，漁港）
ク　ライフライン施設被害（電気，電話，水道，下水道施設被害）
ケ　避難状況，救護所開設状況
コ　災害対策本部設置等の状況
サ　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

（２）災害情報等の収集

ア　市（消防組合含む）による情報収集

市職員は，原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話，無線等による通報のほか，バイク，自転車，徒歩等の手段による登庁後の報告（災害状況速報）による。一般の市職員の場合も，参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し，その結果を参集後，本部へ報告（災害状況速報）する。

イ　調査班の編成

被害状況の調査にあたっては，被害の程度により調査班の数を決定するが，概ね各支所別表の地区ごとに各関係課と協力し，調査班を編成し被害状況調査を実施する。

被害状況の調査分担表

被害区分	担当課	協力団体等
人，住家等の被害	総務課 防災安全課 新庁舎建設推進課 財政課 企画課 まちづくり推進課 商工観光課 知覧特攻平和会館 市民生活課 福祉健康課 税務課 こども未来課 長寿介護課 福祉事務所 頴娃支所 知覧支所 川辺支所 会計課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 社会教育課 保健体育課 学校給食センター 文化財課	自治会 消防団
福祉関係被害	福祉健康課	施設の管理者
病院関係被害	福祉健康課	施設の管理者
農業関係被害 林業関係被害 茶業関係被害 畜産関係被害	農業振興課 耕地林務課 茶業課 農業委員会事務局	土地改良区 農業協同組合 森林組合
商工関係被害 水産業関係被害	商工観光課	商工会 漁業協同組合
土木関係被害	建設課 都市政策課	自治会
教育施設関係被害	教育総務課 学校教育課	各学校
水道関係被害	水道課	自治会

（３）災害情報等の集約，活用，報告及び共有化

ア　市における報告情報の収集

市本部において，上記方法により報告された災害情報等を整理し，広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難指示等，災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し，適宜，全職員に徹底する。

イ　市から県等への報告

市は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に，災害規模の把握のための報告は次のとおり実施する。

（ア）第１報（参集途上の被害状況，庁舎周辺の被害状況）

①勤務時間外（防災安全課長の登庁直後）

②勤務時間内（災害発生直後）

（イ）人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後，できる限り早く報告する。なお，この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難指示等，災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば，県等へ報告する。

（ウ）人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。県への報告は，災害情報等収集報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

（エ）市（消防組合）は，同時多発火災や救出要請等により，１１９番通報が殺到した場合は，その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ　災害情報等を収集するにあたっての留意事項

市及び防災関係機関は，人的被害，住家被害，避難，火災発生・延焼の状況等，広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について，他の情報に優先し収集・報告する。

２　災害情報等の報告

（１）災害情報等の報告系統

ア　市は，市内の災害情報及び被害情報を収集・把握し，県その他関係機関に報告する。

なお，通信途絶等により，県との情報連絡がとれない場合は，消防庁に直接被害情報等の連絡を次表のとおり行うものとする。

回線別＼区分		平日（9：30～18：30） ※応急対策室	左　記　以　外 ※宿　直　室
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	8-90-49013	8-90-49102
	FAX	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	FAX	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

災害情報等収集報告系統図

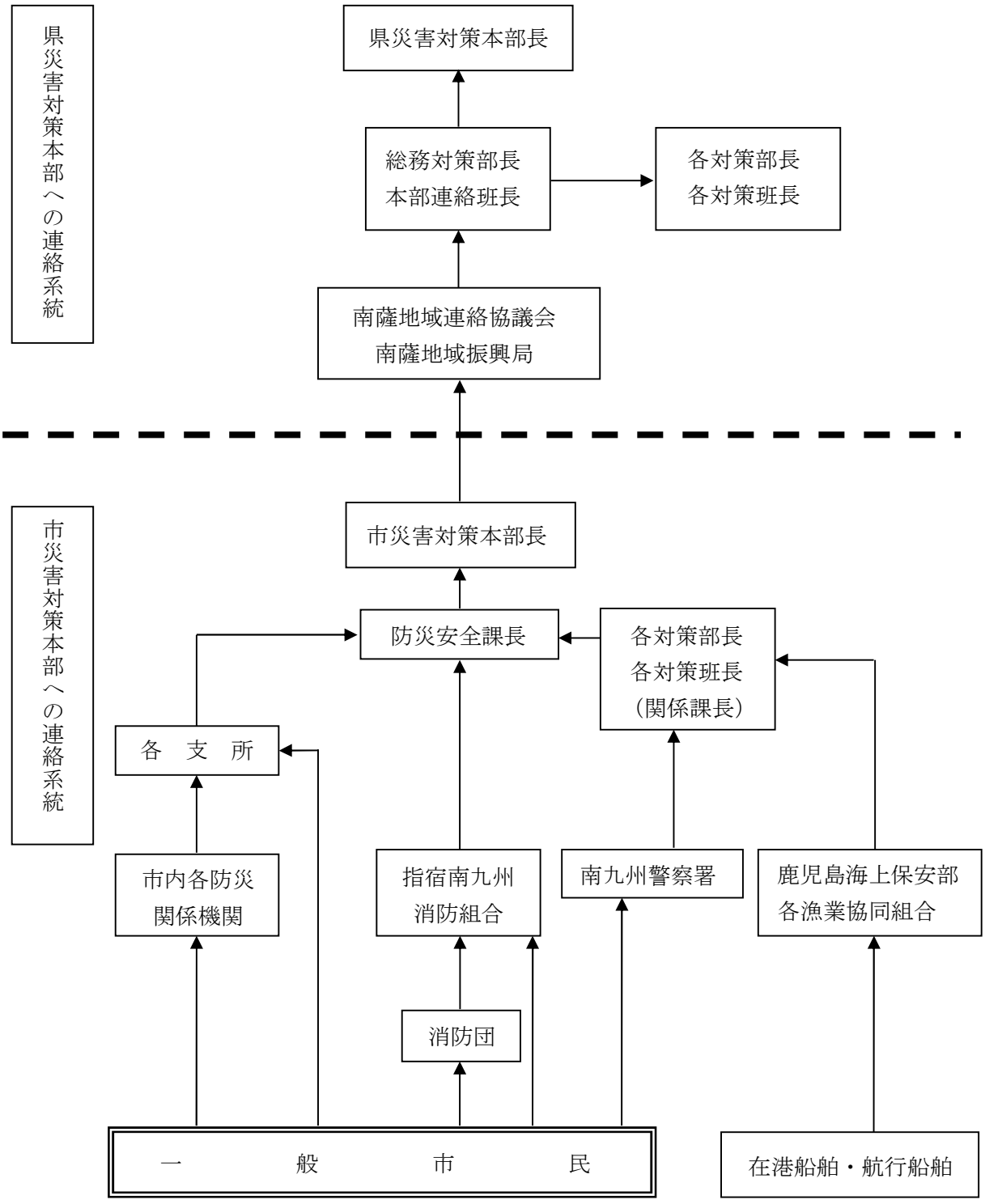

（注）１　市災害対策本部が設置されていない場合の連絡系統は，市の関係課長に直接通報，報告するものとする。

２　緊急を要する場合の連絡は，この系統によらず必要な関係機関に直接緊急通報，報告することができる。

３　市内の各防災関係機関は，市災害対策本部に対し，被害状況の報告を協力するとともに市災害対策本部との相互間に災害情報の交換を行うものとする。

（２）災害情報等の種類及び内容

ア　災害情報

災害情報とは，災害が発生しそうな状況のときから，被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

（ア）災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき，その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

（イ）災害の発生する直前に，災害が発生しようとしている状況を通報するもの

（ウ）災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

（エ）災害が発生しているが，災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ　災害報告の種類

災害報告とは，被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

（ア）災害即報

報告（通報）すべき災害等を覚知した時，原則として，覚知後 30 分以内で可能な限り早く，わかる範囲で，その第１報を報告するものとし，以後，判明したもののうちから逐次報告するもの

（イ）災害確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に報告（通報）するもの

（ウ）災害中間年報

12 月 20 日までに報告（通報）するもの

（エ）災害年報

4 月 30 日までに報告（通報）するもの

（３）災害情報，災害報告の通報及び報告要領

ア　災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

（ア）発見者の通報

異常現象を発見した者は，直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	消防組合，建設課，防災安全課
火災発生に関するもの	消防組合
気象，水象，海難等に関するもの	消防組合，防災安全課，警察署，海上保安部

（イ）警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は，直ちに市長に通報するものとする。

（ウ）市長の通報

（ア），（イ）及びその他により異常現象を承知した市長は，直ちに次の機関に通報するものとする。

①　気象，地震，水象に関するものは，関係気象官署

②　その異常現象により災害発生が予想される隣接市町

③　その異常現象により，予想される災害の対策実施機関

（エ）市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に関係する異常現象を承知した市長が関係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

①　通報すべき事項

a　気象関係

b　水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位，異常波浪等）

②　通報の方法

通報の方法は，電話，電報によることを原則とする。

③　通報のあて先

通報のあて先は，鹿児島地方気象台とする。

イ　ア以外の災害情報及び災害報告の通報，報告方法

（ア）市長は，管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し，系統図に基づき南薩地域振興局の各対策班又は県災害対策本部の各対策部に通報報告するものとする。

（イ）市長は，災害情報で，県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

（ウ）防災関係機関（消防組合等）は所管事項に関し，収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，県その他防災関係機関に通報するものとする。

（４）災害報告の様式

災害報告に際しては，「南九州市被害調査報告書」（様式１）により行い，県への報告は，防災安全係が取りまとめ「災害状況速報」（別記様式）により行うものとする。

（５）災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は，次頁のとおりとする。

区分	被害の判定基準
死　　者	当該災害が原因で死亡し，死体を確認したもの，または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり，かつ死亡の疑いのある者とする。
重　傷　者 軽　傷　者	災害のため負傷し，医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち，「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし，「軽傷者」とは，１月未満で治療できる見込みの者とする。
住　　家	現実に居住のために使用している建物をいい，社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非　住　家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお，官公署，学校，病院，公民館，神社，仏閣等は非住家とする。ただし，これらの施設に，常時，人が居住している場合には，当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎，公民館，公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの，すなわち，住家全部が倒壊，流失，埋没，焼失したもの，または住家の損壊が甚だしく，補修により元通りに再使用することが困難なもので，具体的には，住家の損壊，焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半　　焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの，すなわち，住家の損害が甚だしいが，補修すれば元通りに再使用できる程度のもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で，補修を必要とする程度のものとする。ただし，ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが，土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊，半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎，下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては，これを一世帯として扱い，また同一家屋の親子，夫婦であっても，生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹　災　者	罹災世帯の構成員とする。

（注）
（１）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
（２）損壊とは，住家が被災により損傷，劣化，傾斜等何らかの変化を生じることにより，補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
（３）主要な構成要素とは，住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって，住家の一部として固定された設備を含む。

南　九　州　市　被　害　調　査　報　告　書

（災害調査職員⇒防災安全係）**※被害があった場合，なるべく住宅地図の写しを添付してください。**

災害名				
	報告日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分現在		
	自治会名	自治会	報告者名	・　　・

人的被害

区　　分		人　　数	罹　　災　　者　　名
死　　者		人	
行方不明者		人	
負傷	重傷者	人	
	軽傷者	人	

住家被害（店舗付き住宅含む）

区　　分	棟　数	世帯数	被害額	罹　　災　　者　　名
全　　壊	棟	世帯	千円	
半　　壊	棟	世帯	千円	
一部損壊	棟	世帯	千円	
床上浸水	棟	世帯	千円	
床下浸水	棟	世帯	千円	
合　　計	棟	世帯	千円	

非住家被害（公共：公民館，神社等，その他：倉庫，車庫等）

区　　分		棟　数	被害額	罹災者（世帯主）氏名
公共建物	全　　壊	棟	千円	
	半　　壊	棟	千円	
	一部損壊	棟	千円	
その他	全　　壊	棟	千円	
	半　　壊	棟	千円	
	一部損壊	棟	千円	
合計		棟	千円	

その他

区　　分		箇所数	備考（路線名，箇所名，交通規制等の状況）
崖崩れ	道　路		
	その他		
ブロック塀			
電線破損等			
電話線破損等			
そ　の　他			

その他特記事項

※　上記以外に関する災害報告は，各担当課へお願いします。

※　私用車を使用した場合，その旨報告をして下さい。

都道府県		区分			被害
災害名	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他の	田	流失・埋没	ha
				冠水	ha
			畑	流失・埋没	ha
報告番号				冠水	ha
報告者名			文教施設		箇所
			病院		箇所
			道路		箇所
			橋りょう		箇所
			河川		箇所
			港湾		箇所
			砂防		箇所
			清掃施設		箇所
			がけ崩れ		箇所
			鉄道不通		箇所
			被害船舶		隻
			水道		戸
			電話		回線
			電気		戸
			ガス		戸
			ブロック塀等		箇所
		被災世帯数			世帯
		被災者数			人
		火災発生	建物		件
			危険物		件
			その他		件

区分			被害
人的被害	死者		人
	行方不明者		人
	負傷者	重傷	人
		軽傷	人
住家被害	全壊		棟
			世帯
			人
	半壊		棟
			世帯
			人
	一部破損		棟
			世帯
			人
	床上浸水		棟
			世帯
			人
	床下浸水		棟
			世帯
			人
非住家	公共建物		棟
	その他		棟

区分		被害	都道府県対策本部	名称	
公立文教施設	千円			設置	月　日　時
農林水産業施設	千円			解散	月　日　時
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円		災害対策本部設置市町村名		
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他 農産被害	千円		部名		
林産被害	千円		計		団体
畜産被害	千円		災害適用市町村名		
水産被害	千円				
商工被害	千円				
			計		団体
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）				

第３節　広報〔実施責任者：総務課・防災安全課〕

風水害等の災害の発生に際し，浸水，斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し，誘導できるよう，必要な情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため，市及び防災関係機関は，保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに，災害時の適切な防災活動を遂行する上で，それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

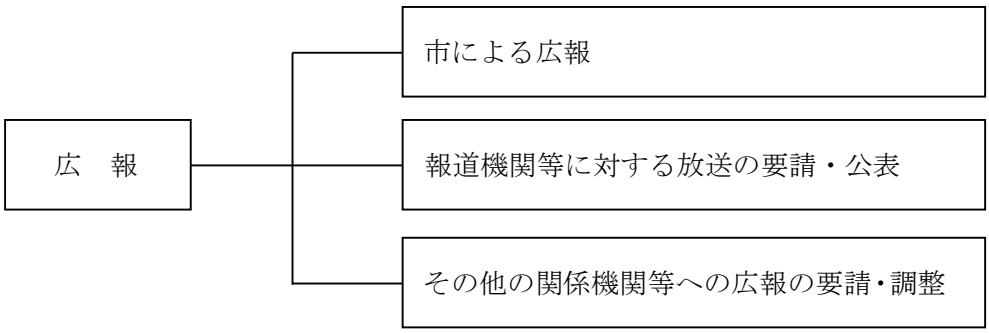

第１　市による広報

１　広報内容

災害時には，以下に示す人命の安全確保，人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また，気象警報，避難指示等を住民に周知することにより，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際，高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

（１）災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導），避難の指示

市の防災担当者は，降雨が長期化し，災害危険が増大していると判断されるときは事前に定めた広報要領により，大雨への警戒を強め，防災安全課長と協議し必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

（２）災害発生直後の広報

市は，各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は，自主防災組織，住民等へ災害時の防災行動を喚起するため，以下の内容の広報を実施する。

ア　緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ　出火防止，初期消火，プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

（３）災害発生後，事態が落ち着いた段階での広報

市は，各種広報媒体を活用し，以下の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の指定避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない，テレビ，ラジオ，行政機関のホームページ，緊急速報（エリアメール等）から情報を入手するように。・・・等

エ　安否情報

安否情報については，NTT の災害用伝言ダイヤル“１７１”や，各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板等を活用するよう広報する。

２　広報手段

市による広報は，市が保有する防災行政無線，インターネット（市ホームページ，ソーシャルメディア），緊急速報（エリアメール等），広報車，市職員，消防団，自主防災組織，自治会長等による口頭等の各伝達手段による。

また，「高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保」等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，本節第２「１　放送機関に対する災害情報の提供」に示す，放送機関への情報の提供を行い，住民への周知に努める。

第２　報道機関等に対する放送の要請・公表

１　放送機関に対する災害情報の提供

「高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保」等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，市は，県に報告し，県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また，市は，県の放送機関への情報提供を補完するため，放送機関に直接情報提供をする。

２　報道機関に対する発表

市の広報担当者は，災害の種別，発生の場所及び日時，被害状況，応急対策の状況等を取りまとめ，適宜報道機関に発表する。

（１）報道発表の要領

ア　発表の場所は，原則として知覧庁舎委員会室とする。

イ　発表担当者は，原則として市長とする。

ウ　事前に報道発表時間等の広報ルールを定めておく。また，情報入手状況や防災活動の進捗状況により，広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより，報道機関との混乱を最小限のものとする。

（２）報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア　災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

①　災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，人命・財産を保護するための避難の指示

②　災害に関する重要な伝達並びに，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

③　災害時における混乱を防止するための指示

④　その他必要な情報

イ　災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ　雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ　火災状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕

オ　家屋倒壊件数，浸水状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕
カ　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
キ　周辺受入れ可能病院及びその診療科目，ベッド数〔要請〕
ク　避難状況等〔発表〕
ケ　被災地以外の住民へのお願い〔要請〕
（例１）被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
（例２）安否情報については，NTT 等の災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
（例３）個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
（例４）まとまった義援物資を送ってくださる場合は，被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう），物資の種類，量，サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。・・・等
コ　ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
サ　住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
シ　交通機関運行状況，不通箇所，開通見込日時，道路交通状況等〔発表〕
ス　電気，電話，上下水道等公益事業施設状況（被害状況，復旧見通し等）〔発表〕
セ　河川，道路，橋梁等土木施設状況（被害，復旧状況）〔発表〕

第３　その他の関係機関等への広報の要請・調整

１　ライフライン関係機関への要請

災害時に市の災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には，ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通し等）も多いと予想される。このため，市は，住民等からの通報内容で，必要があると認めたときは，ライフライン関係機関に対し，広報担当セクションの設置や増強を要請する。

２　関係機関との調整

（１）災害対策本部が広報を実施したとき
市の災害対策本部は広報を実施したときは，直ちに関係機関に通知する。
（２）関係機関が広報を実施したとき
関係機関が個別に広報を実施したときは，直ちに市の災害対策本部へ報告する。

第４節　水防・土砂災害等の防止対策〔実施責任者：防災安全課・建設課・消防組合・消防団〕

風水害時は，河川出水，高潮，斜面崩壊等のため，水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため，市は，水防団（消防団）等を出動させ，必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し，水防・土砂災害防止対策を実施する。

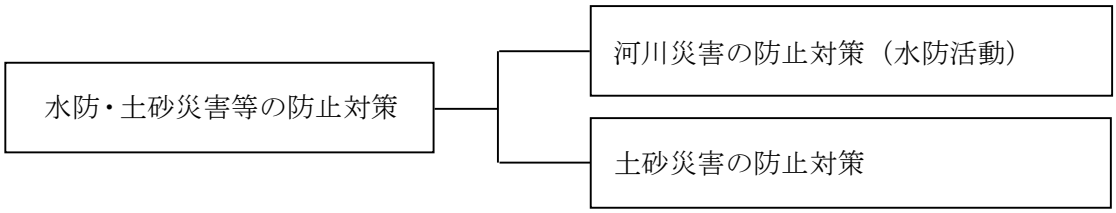

第１　河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は，「南九州市水防計画書」に準じ，以下の活動を行う。

１　水防体制の確立

市は，河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い，水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「南九州市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

２　水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は，「南九州市水防計画書」に定めた方法に準じて，気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか，雨量・河川水位等の諸観測を通報する等，各種水防情報を収集・伝達する。

また，これらの情報に留意し，重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池堤防等の施設の監視，警戒を行い，被害状況等の把握に努める。

３　河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

市は，以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（１）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水，溢水等による浸水被害が生じた場合は，その被害の実態に応じて，土のう積み等の浸水防止措置を講じ，二次災害を防止する。

（２）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入る等，被害が生じた場合は，被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（３）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については，関係業者等を手配する等，早急に応急復旧措置を講じ，被害の拡大防止を図る。

（４）その他の水防活動の実施

上記のほか，河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

ア　出動・監視・警戒及び水防作業

イ　通信連絡及び輸送

ウ　避難のための立退き

エ　水防報告と水防記録

オ　その他

第２　土砂災害の防止対策

１　土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は，気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し，被害の拡大防止対策に着手する。

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は，土砂災害警戒区域等，山地崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流，地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合，その被害実態の早期把握に努める。

また，地域で土砂災害の発生の兆候が認められる等の実態が把握された場合，それらの地域の警戒監視体制を強化し，土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

（１）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において，引き続きがけ崩れや土石流，地すべり等が懸念される場合は，各々の施設所管各課，市において，応急的な崩壊防止措置を講ずる。

（２）警戒避難体制の確立

市は，土砂災害の危険が解消されない場合は，当該区域に警戒区域を設定し，関係住民の出入りを制限し，必要に応じ，関係地域住民の避難措置を実施する。

（３）土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

市は，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は，適切に避難指示（緊急）等の発令を行う。

第５節　消防活動〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

火災が発生した場合，市（消防団）・消防機関を中心に，住民，自主防災組織，各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら，消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て，効果的に連携し，消防活動を実施する。

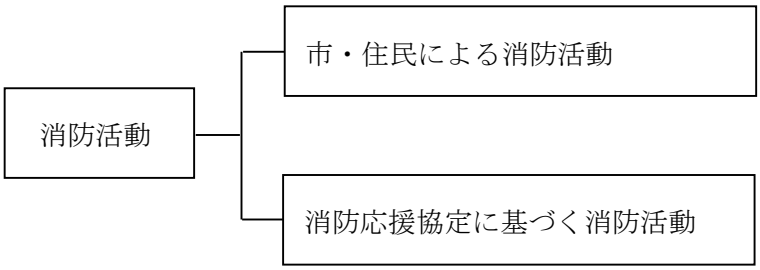

第１　市・住民による消防活動

１　市の消火活動

消防機関は，市が策定した消防計画に基づき，統制ある消防活動を行い，火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては，消防・救急無線通信網を効果的に運用し，他の消防機関の部隊等との通信を確保し，消防通信体制の強化を図る。

市は，同時多発的火災の発生に際し，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう，防火水槽，耐震性貯水槽，プール等の人工水利のほか，河川・海，ため池等の自然水利からの取水等，消防水利の有効活用に努める。

大火に際しては，その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め，避難の指示を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

２　住民の対策

住民は，出火防止，初期消火等の活動に努めるとともに，近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第２　消防応援協定に基づく消防活動

大規模な火災等が発生し，所管する市の消防力で災害の防御が困難な場合は，「南薩地域における消防及び救急業務相互応援協定」等により消防力を十分活用し，災害応急対策にあたる。

第６節　避難の指示，誘導〔実施責任者：防災安全課，関係機関〕

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市は，避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。

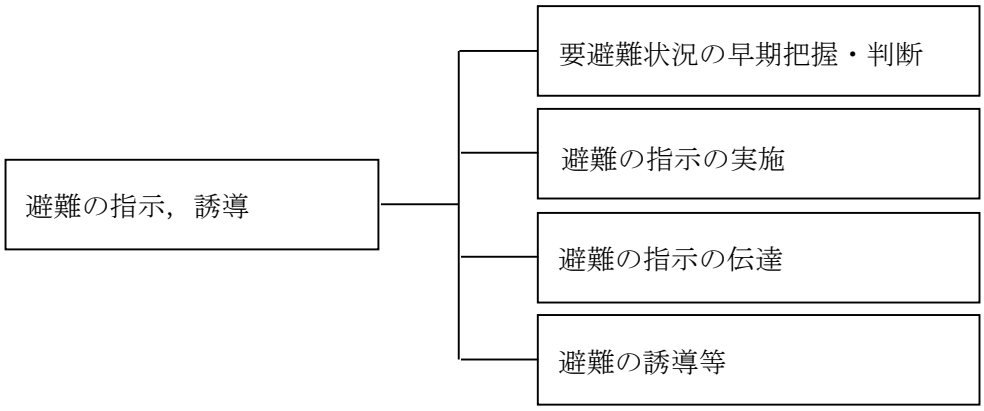

第１　要避難状況の早期把握・判断

１　要避難状況の把握活動の早期実施

市は，避難措置実施の第１次責任者として常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（本章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照)。

２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した災害の状況により大きく異なるため，被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

（１）河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって，河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため，当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう，市・消防組合その他は，警報発表以降着手する警戒活動により，地域の状況を的確に把握し，避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し，住民の避難活動を補完する。

（２）斜面災害防止のための避難対策

土壌等の性質から，急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防組合その他は，警戒活動により斜面状況を把握し，被災地域の被害実態に応じて，避難の必要性を判断し，混乱防止措置と合わせて，必要な対策を講ずるものとする。

３　自主避難

災害時に，自ら危険だと判断した場合等においては，近隣住民等声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆　　候
がけ崩れ	（１）がけにひび割れができる。 （２）がけから水が湧いてくる。 （３）小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	（１）地下水の変化が前兆となることが多いため，池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また，井戸水が濁ったりする。 （２）地面にひび割れができる。 （３）地面の一部が落ち込んだり，盛り上がったりする。
土 石 流	（１）立木の裂ける音が聞こえる場合や，巨礫の流下する音が聞こえる場合 （２）渓流の流水が急激に濁りだした場合や，流木が混ざりはじめた場合 （３）降雨が続いているにもかかわらず，渓流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し，流れが堰き止められているおそれがあるため）

第２　避難の指示の実施

１　避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は，災害の種類，地域，その他により異なるが，市長は躊躇なく避難指示等を発令できるよう，「避難指示等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ，関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに，平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み，当該業務を遂行するための役割を分担する等，全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

避難措置は，概ね次の方法に基づき，当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

（１）高齢者等避難

河川出水等による浸水，山・崖崩れ，地すべり等の予想される地域からの避難，出火・延焼が予想される地域からの避難等，人的被害の発生する可能性が高まった状況で，要配慮者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合，要配慮者を事前に避難させる。

また，要配慮者以外の者は，家族等との連絡，非常用持出品の用意等，避難準備を開始する。

（２）避難指示

河川出水等による浸水，山・崖崩れ，地すべり等の予想される地域からの避難，出火・延焼が予想される地域からの避難等，明らかに危険が事前に予想され，早期避難が適当と判断される場合，事前に避難させる。

特に，土砂災害警戒情報が発表された場合には，土砂災害発生の危険度が高まっている地域からの住民の早期避難を開始する。

（３）緊急安全確保

山・崖崩れ，土石流等の斜面災害の兆候が直前に把握されたり，有毒ガス事故が発生する等，著しく危険が切迫していると認めるときには，すみやかに近くの安全な場所に避難させる。また，避難指示等の発令後で避難中の住民には，確実な避難行動を直ちに完了させる。

なお，避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル５	**●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）** **●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！** ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合，緊急安全確保する。ただし，災害発生・切迫の状況で，本行動を安全にとることができるとは限らず，また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル４	**●発令される状況：災害のおそれ高い** **●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難 （立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル３	**●発令される状況：災害のおそれあり** **●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等，及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ，出勤等の外出を控える等，普段の行動を見合わせ始めたり，避難の準備をしたり，自主的に避難をするタイミングである。例えば，地域の状況に応じ，早めの避難が望ましい場所の居住者等は，このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル２	**●発令される状況：気象状況悪化** **●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認** ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク，指定緊急避難場所や避難経路，避難のタイミング等を再確認するとともに，避難情報の把握を再確認・注意する等，避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル１	**●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ** **●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める** ・防災気象情報等の最新情報に注意する等，災害への心構えを高める。

２　市の実施する避難措置

（１）避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合，必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は，状況の許す限り，次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）
イ　避難の経路及び避難先
ウ　避難先の給食及び救助措置
エ　避難後における財産保護の措置
オ　その他

（２）避難対策の通報・報告

ア　避難措置を実施しようとするときは，当該現場にある警察官・海上保安官等のほか，指定緊急避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通知する。
イ　避難行動要支援者施設等への通報にも配慮する。
ウ　避難の措置を実施したときは，速やかにその内容を県に報告する。
エ　避難の必要がなくなったときは，その旨を公示する。

（３）警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

３　学校・教育施設等における避難措置

市教育委員会及び市は，児童・生徒の避難措置については，秩序が乱れて混乱することのないよう，管理者が検討考慮した安全な方法により実施する。

（１）在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

ア　避難の指示等の徹底

（ア）教育長の避難の指示等は，市長等の指示により行うほか，安全性を考慮して，早期に実施する。

（イ）教育長は，災害種別，災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

（ウ）教育長は，災害種別，程度を速やかに校長に通報し，必要な措置を取らせる。

（エ）校長は，教育長の指示のもとに，又は緊急を要する場合は臨時に，児童生徒を安全な場所に避難させる。

（オ）児童生徒の避難順位は，低学年，疾病，身体障害者等を優先して行う。

（カ）避難が比較的長期にわたると判断されるときは，避難指示の段階において児童生徒の保護者のもとに誘導し，引き渡す。

（キ）学校が市の地域防災計画等に定める指定緊急避難場所に指定されている場合等で，児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は，児童生徒をその保護者に引き渡す。

（ク）児童生徒が学校の管理外にある場合には，校長は，状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ　指定緊急避難場所の確保

教育長は，市地域防災計画に掲載された，災害種別，程度に応じた各学校ごとの指定緊急避難場所を選定し，避難させる。

（２）在園中の園児の避難誘導

幼稚園や保育園等の管理者は，災害に備え，あらかじめ整備した連絡網を用い，保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

４　不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

（１）避難体制の確立

施設管理者は，災害が発生した場合を想定し，あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し，施設職員の任務分担，動員計画，緊急連絡体制に従い，迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に，夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡の確保や入所者の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また，施設管理者は，市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時対応を実施する。

（２）緊急連絡体制等の確立

施設管理者等は，災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常用通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

５　車両等の乗客の避難措置

（１）災害時の車両等の乗客に対する避難措置は，それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

（２）天災その他の理由により，輸送の安全を確保できない場合は，当該車両の乗務員は，すみやかに当該車両を停車させた地域の市長に対し，避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第３　避難の指示の伝達

１　市長による避難指示等の伝達

（１）避難計画に基づく伝達

市長は，市地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示等の伝達系統及び伝達要領に従って，危険地域の住民に周知・徹底を図る。

（２）災害状況に応じた伝達

避難の指示等は，避難を要する状況を的確に把握したうえで，住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう，当該市が保有する情報伝達手段を用い，以下の方法により伝達する。

なお，情報にあたっては，複数の伝達手段等を用い，確実に伝達する。

ア　防災行政無線を利用した伝達

イ　関係者等による直接口頭又は拡声器による伝達

ウ　サイレン，鐘による伝達

エ　広報車又は消防車からの呼びかけによる伝達

オ　緊急速報（エリアメール等）

カ　テレビ，ラジオ，インターネット（市ホームページ，市公式ＬＩＮＥ等のソーシャルメディア），自治会無線放送，電話等の利用による伝達

（３）伝達方法の工夫

市長は，伝達にあたっては，予め作成した例文の使用，放送前のサイレン吹鳴，緊急放送モードの使用等により，住民に迅速・確実に伝達する。

２　関係機関等による避難の指示の伝達

警察官，海上保安官及び自衛官等による避難に際しては，各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに，当該市の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また，学校・教育施設，駅等，不特定多数の者が出入りする施設，病院・社会福祉施設等の管理者は，各々の消防計画等に定めた避難計画に従い，各種広報施設等を利用して，必要な情報を関係者に周知・徹底し，避難措置を講ずる。

第４　避難の誘導等

１　地域における避難誘導等

（１）避難誘導の実施

市は，災害時に河川出水，斜面崩壊等が予想され，地域に避難の指示等をした場合で，避難者の誘導を行う必要がある場合，以下の方法で避難の誘導体制を確立し，安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア　避難誘導体制の確立

（ア）指定緊急避難場所が比較的遠距離であり，かつ避難に危険が伴う場合等は，避難のための集合場所，自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め，できるだけ集団で避難するようにする。

（イ）緊急を要する避難の実施にあたっては，特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり，住民及び群衆が混乱に陥らず，安全に避難できるようにすることに努める。

イ　避難経路

（ア）避難誘導に先立ち，災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定避難所への避難経路の周知・徹底を図る。

（イ）災害時に避難経路を選択するにあたっては，周辺の状況を検討し，浸水や斜面崩壊，地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ　避難順位

（ア）災害時の避難誘導は，高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

（イ）浸水や斜面崩壊等の災害に際しては，災害の種別，災害発生の時期等を考慮し，客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内住居者の避難を優先するよう努める。

エ　携帯品の制限

（ア）携帯品は，必要最小限の食料，衣料，日用品，医薬品等とする。

（イ）避難が比較的長期にわたるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが，その数量は災害の種別，危険の切迫性，指定避難所の距離，地形等により決定しなければならない。

オ　危険防止措置

（ア）指定緊急避難場所の開設にあたっては，市長は，指定緊急避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て，二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

（イ）避難経路の危険箇所には，標識，なわ張等をしたり，誘導員を配置する等，危険防止に努める。

（ウ）避難者は，携帯品を最小限とし，行動の自由を確保し，夜間にあっては特に誘導者を配置し，その誘導に従うようにする。

（２）自主避難の実施

災害時に，自ら危険だと判断した場合等においては，隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

（３）その他避難誘導にあたっての留意事項

ア　避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導にあたっては，事前に把握された避難行動要支援者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に，自力で避難できない者に対しては，自主防災組織等の協力を得る等して地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか，状況によっては，市が車両，船舶等を手配し，一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送する等の措置をとる。

イ　避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合，市において処置できないときは，直ちに県又はその他の機関に援助を要請し，状況に応じて救出，避難施設への収容を図る。

２　学校・教育施設等における避難誘導

（１）在校時の市立学校の児童生徒の避難誘導

ア　教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は，予め整備されている連絡網を用い，迅速かつ確実に行う。

イ　校長は，概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

（ア）災害種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法

（イ）指定緊急避難場所の指定

（ウ）避難順位及び指定緊急避難場所までの誘導責任者

（エ）児童生徒の携行品

（オ）余裕がある場合の書類，備品等の搬出計画

ウ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合，校長は速やかに関係機関に通報する。

エ　災害の種別，程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は，次の方法による。

（ア）各自治会の担当教師の誘導を必要とする場合は，自治会ごとに安全な場所まで誘導する。

（イ）自治会ごとに児童生徒を集団下校させる場合は，校区内の危険箇所（がけ崩れ，危険な橋，堤防）の通行を避ける。

オ　児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法，連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第７節　救助・救急〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

風水害等では，土砂崩れ，洪水等による被害の可能性が危惧され，多数の救助，救急事象が発生すると予想される。

このため，各関係機関は，迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

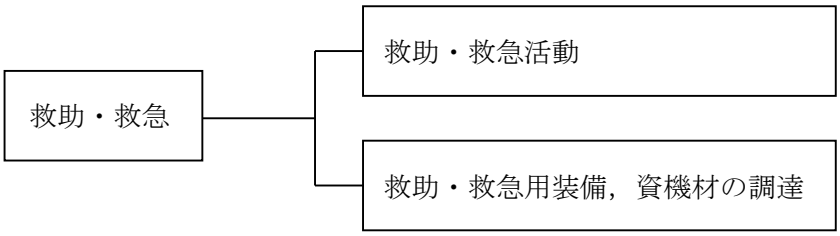

第１　救助，救急活動

１　市・消防組合による救助・救急活動

関係機関名	項　　目	活　　動　　内　　容
市・消防組合	救助・救急活動	（１）活動の原則 救助･救急活動は，救命処置を要する重症者を最優先とする。 （２）出動の原則 救助・救急を伴う場合は，努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし，救助を伴わない場合は救急隊のみとし，次の優先順位により出動する。 ア　延焼火災が多発し，多数の救助，救急事象が発生している場合は，火災現場付近を優先する。 イ　延焼火災は少ないが，多数の救助，救急事象が発生している場合は，多数の人命を救護することを優先する。 ウ　同時に小規模な救助，救急事象が併発している場合は，救命効率の高い事象を優先する。 エ　傷病者に対する救急処置は，救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	（１）傷病者の救急搬送は，救命処置を要する者を優先し，搬送に際しては，所轄消防本部，医療救護班等の車両のほか，必要に応じ県消防・防災ヘリコプター等により行う。 （２）救護所等からの後方医療施設への移送は，被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	（１）災害の状況等を判断して，安全かつ活動の容易な場所に現場救護所を設置し，救助隊，医療救護班と密接な連携を図り，効果的な救助活動を行う。 （２）救助能力が不足する場合は，自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等，関係機関との連絡を密にし，効率的な活動を行う。

２　住民及び自主防災組織による救助，救急活動

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助，救急活動を行うとともに，救助，救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第２　救助・救急用装備・資機材の調達

１　救助・救急用装備・資機材の調達

（１）初期における救助・救急用装備，資機材の運用については，原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

（２）救助・救急用装備，資機材等に不足を生じた場合は，その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り，救助活動に万全を期する。

（３）倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について，あらかじめ定められた協定等に基づき民間業者から調達する。

（４）搬送する重傷者が多数で，所轄消防本部，医療救護班等の車両が不足する場合は，住民及び自主防災組織の協力を得て，民間の車両を確保する。

２　救急車・救助工作車の配備状況

消防組合　救急車８台　救助工作車２台（平成 29 年４月１日現在）

第８節　交通確保・規制〔実施責任者：建設課・関係機関〕

災害時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送の支障が予想される。また，海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

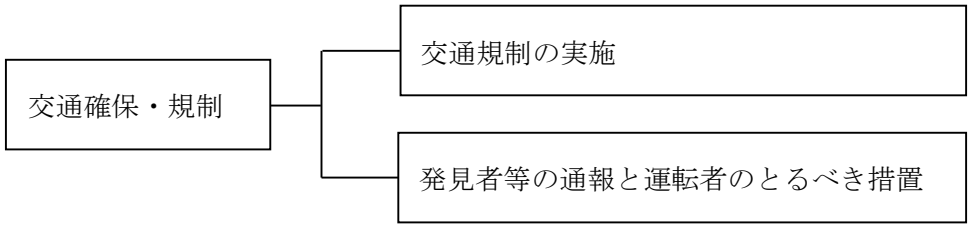

第１　交通規制の実施

１　交通規制の実施方法

実　施　者	実　施　の　方　法
道路管理者	道路，橋梁等交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報により承知したとときは，速やかに必要な規制を行う。
警察機関	（１）交通情報の収集 警察本部は，航空機，オートバイその他の機動力を活用し，交通情報の収集を行い，交通規制の実施を判断する。 また，隣接県警本部等と連携を密にし，交通情報の収集を行う。
	（２）交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見したとき，若しくは通報により承知したときは，速やかに必要な交通規制を行う。
	（３）緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は，被災者の輸送，被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため，必要があると認めるときは，次の処置を行う。 ア　交通が混雑し，緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは，区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し，又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ　被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，区域又は道路の区間を指定して，被災地周辺の警察等の協力により，また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して，周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

実　施　者	実　　施　　の　　方　　法
警 察 機 関	（４）警察官の措置命令等 ア　警察官は，通行禁止又は制限に係る区域又は区間において，車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり，災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは，車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは，又はその命令の相手方が現場にいないため，当該措置を命ずることができないときは，警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は，警察官がその場にいない場合に限り，自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため，上記（４）のア，イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安本部	海上において，災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは，港湾管理者は，港長，第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち，所轄業務を通じ相互に協力して交通の規制，制限区域の設定，危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

２　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に緊密な連絡をとり，交通の規制をしようとするときは，あらかじめ規制の対象，区間，期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ，警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし，緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは，事後においてこれらの事項を通知するものとする。

３　迂回路等の設定

実施者は，道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため，交通規制を実施した場合，適当な迂回路を設定し，必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

４　規制の標識等

実施者が規制を行った場合は，それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし，緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは，適宜の方法により，とりあえず交通規制をしたことを明示し，必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式１）

なお，防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに，必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式２）

５　規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は，関係機関に通知するとともに県道路維持課，県道路情報センター機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

６　規制の解除

交通規制の解除は，実施者が規制解除の判断をし，通行の安全を確保した後，速やかに行うものとし，当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

規制の標識等

様式１　災害用

様式２　訓練用

備　　考

１ 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２ 縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

３ 図示の長災害の単位は、センチメートルとする。

４ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

第２　発見者等の通報と運転者のとるべき措置

１　発見者等の通報

災害時に道路，橋梁の交通施設の危険な状況，また交通が極めて混乱している状況を発見した者は，速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は，その旨を市長に通報，市長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

２　災害発生時における運転者のとるべき措置

（１）土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは，車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　走行中の場合は，次の要領により行動すること。

（ア）できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

（イ）停車後は，カーラジオ等により災害情報及び交通規制を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

（ウ）車両を置いて避難するときは，できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて停車させ，エンジンを切り，エンジンキーはつけたままとし，窓を閉め，ドアロックはしないこと。

イ　避難のために車両を使用しないこと。

（２）道路の通行禁止等が行われたときは，通行禁止等の対象とされている車両の運転者は，次の措置をとらなければならない。

ア　区域内又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は，当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは，当該車両を道路の左側端に沿って駐車する等，緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官の指示を受けたときは，その指示にしたがって車両を移動し，又は駐車しなければならない。

第９節　緊急輸送〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

災害時には，避難並びに救出，救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため，迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し，緊急度，重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

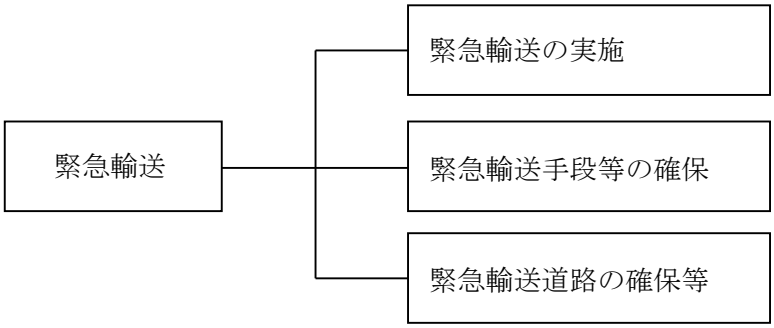

第１　緊急輸送の実施

１　緊急輸送の実施責任者

輸　送　対　象	実　施　責　任　者	輸送にあたっての配慮事項
被　災　者　の　輸　送	市　　長	（１）人命の安全 （２）被害の拡大防止 （３）災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

２　緊急輸送の対象

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段　階	輸　　送　　対　　象
第１段階 （警戒避難期）	（１）救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資 （２）消防，水防活動等災害拡大防止のための人員，物資 （３）政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員，物資等 （４）後方医療機関へ搬送する負傷者等 （５）緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階 （事態安定期）	（１）上記第１段階の続行 （２）食料，水等生命の維持に必要な物資 （３）傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 （４）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階 （復旧期）	（１）上記第２段階の続行 （２）災害復旧に必要な人員及び物資 （３）生活必需品

第２　緊急輸送手段等の確保

１　緊急輸送手段

緊急輸送は，次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸　送　力　の　確　保　等	関　係　連　絡　先
自動車	（１）確保順位 ア　応急対策実施機関所有の車両等 イ　公共的団体の車両等 ウ　貨物自動車運送事業者等の事業用車両 エ　その他の自家用車両等 （２）貨物自動車運送事業者等の事業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは，鹿児島県トラック協会との協定に基づき，貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等の応援要請を行う。	協力先 県トラック協会 （TEL 099-261-1167）
鉄　道	道路の被害等によって自動車による人員の輸送が不可能なときは，九州旅客鉄道株式会社によって輸送することが適切なときは，それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社総務企画課，営業，運輸 （TEL 099-256-0165） （TEL 099-253-4512） （TEL 099-256-1868）
船舶等	（１）確保順位 ア　公共的団体の船舶 イ　営業用の船舶 ウ　その他の自家用船舶 ※市内での船舶確保が困難な場合は，隣接市，県又は九州運輸局鹿児島海運支局に確保の協力又はあっせんの要請を行う。 （２）海上保安本部所属の船舶の活用 市及び防災関係機関は，緊急に海上輸送を必要とするとき，又は（１）による輸送が困難であるときは，輸送条件を明示し危機管理局危機管理防災課（TEL099-286-2256）に巡視船艇による輸送を要請する。	九州運輸局鹿児島運輸支局 （TEL 099-222-5660） 第十管区海上保安本部 （TEL 099-250-9801）
航空機	市長は，緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には，危機管理局危機管理防災課に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。	危機管理局危機管理防災課 （TEL 099-286-2256）

２　市有輸送力による輸送

（１）市有車両の確保

災害対策上，各対策部が必要とする車両の確保は次の方法により行うものとする。

ア　車両の掌握管理は，総務課が行うものとする。

イ　各対策部は，車両を必要とするときは，総務課に配車を要請する。

ウ　総務課は，各対策部から配車の要請があった場合は，車両の保有状況，対策の内容，緊急度等を考慮のうえ，使用車両を決定し要請した対策部へ配車する。

（２）輸送要員

輸送要員については，原則として要請した対策部で確保する。ただし，不足する場合は，総務対策部と協議して各対策部の応援を求めるものとする。

（３）輸送の要請

輸送の要請は，各対策部が総務対策部長に対し，次の事項を明示して，速やかに行うものとする。

ア　輸送日時

イ　輸送区間

ウ　輸送の目的

エ　輸送対象の人員又は物資の品名，数量（重量を含む）

オ　その他必要な事項

３　費用の基準及び支払い

運送業者による輸送あるいは車両等の借上げは，国土交通省の認可及び届出を受けている料金になる。

なお，自家用車の借上げについては，借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と協議によって定める。ただし，官公署及び公共的機関所有の車両使用については，燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては，債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

第３　緊急輸送道路の確保等

１　確保路線の情報収集

道路管理者は，関係機関と連携するなど確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また，市は，緊急輸送路線等の状況について，各道路管理者の情報収集に協力する。

２　優先順位の決定

各道路管理者は，確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は，重要度を考慮し，優先順位を決めて道路確保を実施する。

第１０節　緊急医療〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時には，多数の負傷者が発生し，また，医療機関事自体も被害を受け混乱が予想される中で，救命処置，後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため，災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

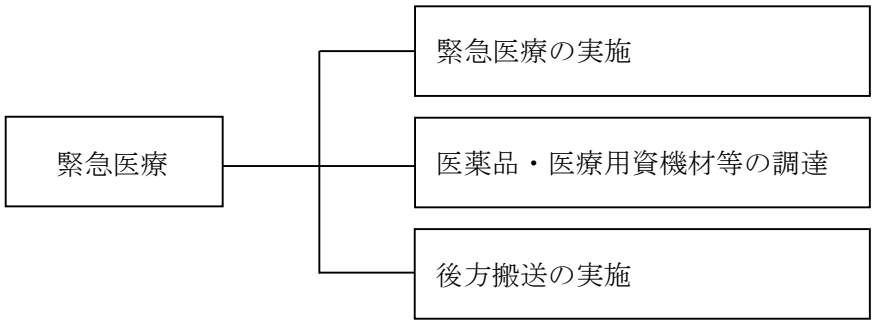

第１　緊急医療の実施

１　DMAT（ディーマット）

（１）DMAT の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に，災害現場等で，急性期（発災後，おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療，災害現場から医療機関への患者搬送時の診療，被災地内の災害拠点病院等での診療，広域医療搬送時の診療等を行う。

（２）市長又は消防機関の長による DMAT の出動要請の特例

市長又は消防機関の長は，DMAT の派遣要請基準に照らし，DMAT の派遣が必要と判断するときは，DMAT 指定病院に DMAT の出動を要請する。この場合において，当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し，その承認を得るものとする。

（３）DMAT の編成と所在地

ア　DMAT の編成

DMAT は，原則として医師１人，看護師２人及び業務調整員１人を含む４人を基本として構成する。

イ　DMAT の所在地

DMAT の所在地は，次のとおりとする。　（令和４年３月 31 日現在）

施　設　名	所　在　地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃　平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃　鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃　桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃　南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2

施　　設　　名	所　　在　　地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曽於郡医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	1
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎１丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃　　城山町８番１号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島１丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830	0994-43-3434	1

２　救護班

（１）実施責任者

災害のため，医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は，関係機関の協力を得て市長が行う。

（２）医療，助産の対象者

医療の対象者は，医療を必要とする状態にあるにもかかわらず，災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行い，助産の対象者は，災害発生の日の以前又は以降７日以内の分娩者であって災害のため助産の途を失った者とする。

（３）医療，助産の範囲

ア　医　療

（ア）診察

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置，手術，その他治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

イ　助　産

（ア）分娩の扶助

（イ）分べん前，分娩後の処置

（ウ）脱脂綿，ガーゼ，その他衛生材料支給

（４）医療，助産の実施

医療，助産は原則として次表の救護班により行うものとするが，緊急やむを得ない場合は，最寄りの医師，助産師等により行う。

（５）救護班の編成

ア　市長は，被災者の実情に応じて医師会の協力を得て救護班を編成するものとする。

施　　設　　名	所　在　地	電 話 番 号	救護班数
県立薩南病院	南さつま市	53-5300	1
枕崎市立病院	枕　崎　市	72-0303	1
枕崎市医師会	枕　崎　市	72-5059	1
南薩医師会	南さつま市	53-6062	1
南薩歯科医師会	南九州市	36-3939	1
枕崎歯科医師会	南九州市	86-3010	1
国立病院機構指宿病院	指　宿　市	0993-22-2231	1
指宿市医師会	指　宿　市	0993-34-2820	2
指宿市歯科医師会	指　宿　市	0993-25-4000	2

イ　市の救護班で不足する場合は，県の救護班に応援を求めるほか，委託医療機関，委託助産機関の協力を求めて実施する。

第２　医薬品・医療用資機材等の調達

１　市による医薬品・医療用資機材等の調達

市は，医療，助産の活動に必要な医薬品・医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等の確保について市内の薬局，薬店等と協力し調達を図るものとする。

２　県備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

市は，医薬品・医療用資機材等の調達が困難な場合，県の備蓄医薬品・医療用資機材等の要請を行うものとする。

第３　後方搬送の実施

１　負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は，医師会等の協力を求めることとし，状況により航空機等による移送を行う。

２　負傷者の後方搬送

応急手当の後，入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について，市及び関係機関は以下の情報を収集し，連携をとり迅速に実施する。

（１）収容施設の被災状況の有無，程度

（２）収容施設までの交通状況，道路状況（緊急輸送道路の状況），ヘリポートの状況等，また，搬送能力が不足する場合は，消防団員，自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求める等，関係機関との連絡を密にし，効率的な活動を行う。

３　輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として，市が指定している車両を使用し，状況により船艇，航空機等については，関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

４　透析患者等への対応

（１）透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは，１人１回の透析に約 120ℓの水を使用する血液透析を週２～３回受けており，災害時にも平常時と同様の医療を要することから，適切な医療体制を確保する。

また，生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても，血液透析等の適切な医療を確保する。

このため，市は，断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や，近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

（２）在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。状況に応じて，市，医療機関及び近隣市町等との連携により，搬送及び救護所等へ収容する。

５　トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては，救護活動を効率的に実施するために，負傷者の傷病程度を選別し，救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり，そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

第１１節　要配慮者への緊急支援〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時には，高齢者や妊産婦，乳幼児，障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく，被災しやすいことから，地域ぐるみの支援が必要である。このため，「南九州市避難行動配慮者避難支援プラン」に基づき，要配慮者の避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

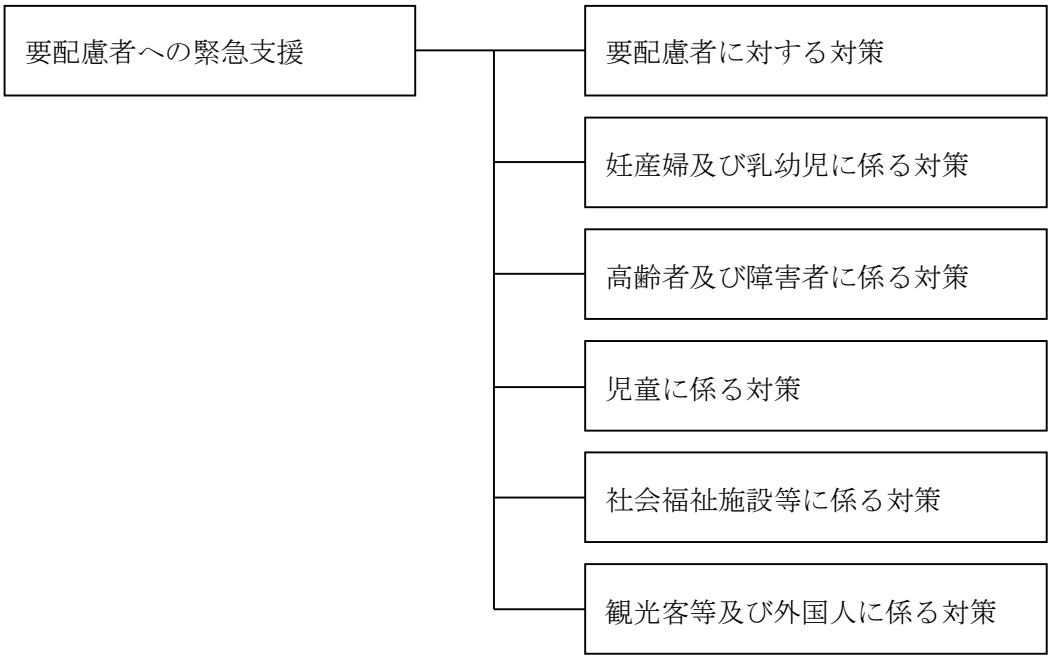

第１　要配慮者に対する対策

市が実施する対策

災害発生時には，平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え，災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから，これらの要配慮者に対し，時間の経過に沿って，各段階におけるニーズに合わせ，的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため，市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

（１）要配慮者を発見した場合には，当該要配慮者の同意を得て，必要に応じ以下の措置をとる。

ア　地域住民等と協力して指定避難所へ移送すること。

イ　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては，在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

（２）要配慮者に対するホームヘルパー，手話通訳者の派遣，補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため，発災後２～３日目から，全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第２　妊産婦及び乳幼児に係る対策

市が実施する対策

市は，災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し，指定避難所においても特に配慮を行うとともに，必要な物資の調達，メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第３　高齢者及び障害者に係る対策

市が実施する対策

市は，指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え，以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

（１）被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

（２）掲示板，広報誌，インターネット（携帯電話含む）のホームページや電子メール，ファクシミリ等を活用し，また，報道機関の協力のもとに，新聞，ラジオ，テレビの文字放送，データ放送や手話つきテレビ放送，ワンセグ放送等を利用することにより，被災した高齢者及び障害者に対して，生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

（３）指定避難所等において，被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車椅子，障害者用携帯便器，おむつ等の物資やガイドヘルパー，手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに，それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

（４）指定避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い，ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

（５）高齢者及び障害者の精神的不調に対応するため，メンタルヘルスケアを実施する。

第４　児童に係る対策

市が実施する対策

（１）要保護児童の把握等

市は，次の方法等により，被災地による孤児，遺児等の要保護児童の発見，把握及び援護を行う。

ア　指定避難所の責任者等を通じ，指定避難所における児童福祉施設からの避難児童，保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し，市に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ　住民基本台帳による犠牲者の承認，災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し，孤児，遺児を速やかに発見するとともに，その実態把握を行う。

ウ　市は，避難児童及び孤児，遺児等の要保護児童の実態を把握し，その情報を親族等に提供すること。

（２）児童の保護等のための情報伝達

市は，被災者に対し，掲示板，広報誌等の活用，報道機関の協力，インターネット等の活用により，要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに，利用可能な児童福祉サービスの状況，児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第５　社会福祉施設等に係る対策

１　入所者・利用者の安全確保

（１）各社会福祉施設等の管理者は，あらかじめ定めた避難誘導方法に従い，速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

（２）市は，施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

２　市への応援要請等

（１）各社会福祉施設等の管理者は，日常生活用品及びマンパワーの不足数について，市に対し，他の施設からの応援のあっせんを要請する。

（２）各社会福祉施設等は，それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより，被災地の支援を行う。

３　市の支援活動

（１）ライフラインの復旧について，優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

（２）ライフラインの復旧までの間，水，食料等の確保のための措置を講ずる。

（３）ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

第６　観光客等及び外国人に係る対策

１　観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は，災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い，安全確保に努める。

また，市（消防機関含む）は，道路損壊等により孤立した観光客等の救出，移送活動について，関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

２　外国人の安全確保

（１）外国人への情報提供

市は，ライフライン等の復旧状況，指定避難所，医療，ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について，ホームページやＳＮＳ等を通じて，外国人への多言語による情報提供を行う。

（２）相談窓口の開設

市は，外国人を対象とした相談窓口を設け，安否確認や生活相談等を行う。この場合，県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。

第７　帰宅困難者に係る対策

１　県民等への啓発

県は，県民・民間事業者等に対して，帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

２　一時滞在施設等の確保等

県・市は，互いに協力して一時滞在施設（(発災から 72 時間（原則 3 日間)）程度まで，帰宅困難者等の受け入れを行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後，徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

⑴一時滞在施設

ア　施設の確保

・　県は，広域的な立場から，事業者団体に対して，一時滞在施設の提供について協力を求める。

・　市は，地元の事業者等に協力を求め，民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ　施設の開放

・　市は，一時滞在施設の提供に関する協定に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開放を要請する。

・　県は及び市は，帰宅困難者の状況等を勘案し，自ら所有・管理する施設について，一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ　情報提供

・　市は，開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

・　県及び市は，自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

・　県及び市は，上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は，互いに情報提供する。

⑵帰宅支援ステーション

ア　施設の確保

・　県は，広域的な立場から，事業者団体に協力を求め，帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

・　市は，地元の事業者等に協力を求め，帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ　施設の設置

・　市は，自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに，県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合には，県へ設置許可を依頼する。

・　県は，市町村の依頼を受け，帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

ウ　情報提供

・　県及び市は，自らが開設を要請した帰宅支援ステーションの開設状況等を互いに

に情報提供する。

・　県及び市は，自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

・　県及び市は，上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は，互いに情報提供する。

３　公共交通機関に関する情報提供

・　県は，公共交通機関の状況把握を行い，市へ伝達する。

・　市は，施設管理者に伝達し，帰宅困難者に随時情報提供を行う。

４　避難所の案内

・　県及び市は，自らが開設した一時滞在施設において，３日間を超える支援が必要な帰宅困難者については，施設管理者の要請に基づき，市の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第３章　事態安定期の応急対策

風水害等の発生後，状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては，民生安定に関する指定避難所の運営，食料，水，生活必需品の供給，あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

本章では，このような事態安定期の応急対策について定める。

第１節　指定避難所の運営〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時には，ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため，指定避難所を開設し，これらの避難者を収容するとともに，適切な管理運営を実施する。

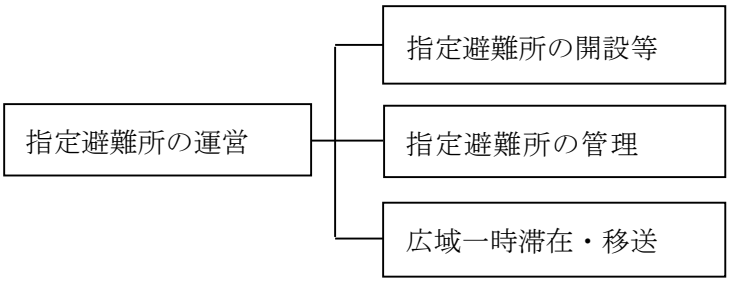

第１　指定避難所の開設等

１　指定避難所の開設

指定避難所開設の対応は，次のとおりである。

（１）避難所を開設する場合には，あらかじめ施設の安全性を確認する。

（２）指定避難所を開設したときは，開設の日時，場所，避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により，県及び警察署，消防組合等関係機関に連絡する。

（３）指定避難所を開設した場合は，管理責任者を置く。

（４）指定避難所の開設期間は，災害発生の日から７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合には，知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

（５）指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

（６）指定避難所が不足する場合には，一時的に被災者を受け入れるため，野外に受入れ施設を開設するほか，あらかじめ指定していた施設以外の施設についても，管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお，野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については，指定避難所の開設と同様とする。

（７）野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは，県に調達を依頼する。

（８）野外受入れの施設は，一時的な施設であり，その開設期間は，原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

２　福祉避難所の開設

福祉避難所の開設対応は，次のとおりである。

（１）自宅や指定避難所で生活している高齢者や障害者等に対し，状況に応じ介護等，必要なサービスを提供するため，社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。

（２）福祉避難所を開設したときは，開設の日時，場所，避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により，県及び関係機関へ連絡する。

第２　指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営対応は次のとおりである。

（１）市の指定避難所の受入れについては，可能な限り自治会又は地区公民館単位に避難者の集団を編成し，自主防災組織等と連携して班を編成の上，受け入れる。その際，それぞれの指定避難所に収容されている避難者の情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，県への報告を行う。また，民生委員・児童委員・介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について市に提供する。

（２）指定避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等について，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに，必要に応じて防災関係機関，NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て，適切な運営管理に努める。

（３）指定避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう，その立ち上げを支援する。

（４）指定避難所に避難した被災者に対し，正確かつ迅速な情報提供を行うため，テレビ・ラジオ等の設置，臨時広報誌の発行，インターネット，ファクシミリ等の整備に努める。

（５）指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。また，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し，簡易トイレ，トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

（６）避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，ごみ処理の状況等，避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め，栄養バランスのとれた適温の食事や，入浴，選択等の生活に必要となる水の確保，福祉的な支援の実施など必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（７）多様な主体と連携し，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，指定避難所における安全性の確保等，女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

（８）災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

（９）被災地において，感染症の発生・拡大が見られる場合は，防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して，感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(10) 市は，指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて，住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(11) 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について，適切に受け入れるとともに，避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(12) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は，利用者数，食料等の必要な物資数等を集約し，必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし，被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(13) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は，車中泊避難を行うためのスペースの避難者数，食料等の必要な物資数等を集約し，必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし，被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際，車中泊避難の早期解消に向け，必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第３　広域一時滞在・移送

広域一時滞在・移送

広域一時滞在・移送の対応は，次のとおりである。

（１）市は，災害の規模，被災者の避難・収容状況，避難の長期化等に鑑み，市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，県内の他の市町村への受入れについては，当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては，県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

（２）市長は，広域一時滞在を要請した場合，所属職員の中から移送先における指定避難所管理者を定め，移送先の市町村に派遣するとともに，移送にあたっては引率者を添乗させる。

（３）移送された被災者の指定避難所の運営は市が行い，被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

第２節　食料の供給〔実施責任者：市民生活課・教育総務課・農業振興課・防災安全課〕

災害時には，住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により，食事の確保が困難な状況となり，一部では，その状態が長期化するおそれがある。

このため，迅速に食料を調達し，被災者に供給する。

また，関係機関は，備蓄する食料の供給に関し，相互に協力するよう努める。

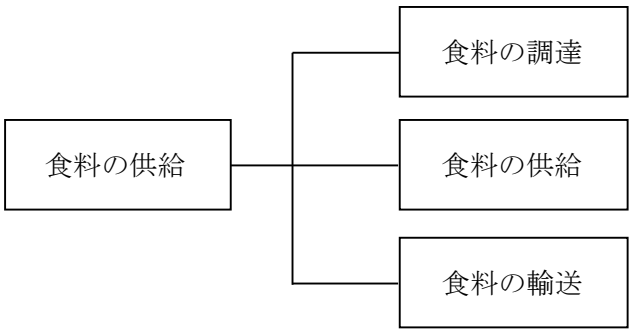

第１　食料の調達

１　実施責任者

災害時における，被災者及び災害応急対策要員等に対する食料の調達供給は，市長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）

２　乾パンの調達

市は，災害時における乾パンの備蓄に努めるものとする。なお，災害時における乾パンの調達は，知事（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

３　米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては，政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

（１）市長は，災害時に次の給食を実施しようとするときは，知事（県農政部農産園芸課）に対し，所要数量を報告し知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。

ア　被災者に対し，炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ　被災により供給機関が，通常の供給を行うことができないため，その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ　災害時における救助作業，緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合

（２）災害救助法が適用されて，災害の状況により前期（１）の方法で調達不可能の場合で，政府倉庫の保管米を調達する場合は，知事と農政事務所で協議のうえ，市長は政府保管米を直接購入する。

第２　食料の供給

１　市による食料の供給

市による食料の供給は，下記のとおり実施する。

なお，被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

（１）被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による，給食又は食料の供給を行う。

（２）米穀の供給機能が混乱し，通常の供給が不可能となった場合，県の指定を受けて，被害を受けない住民に対しても米穀，乾パン及び麦製品等の供給を行う。

（３）米穀（米飯を含む），乾パン及び食パン等の主食のほか，必要に応じて漬物及び野菜等の副食，味噌，醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお，乳児に対する供給は，原則として調製粉乳とする。

（４）炊き出し及び食料の配分について，あらかじめ炊き出し等の実施場所として，指定避難所のほか適当な場所を定めておき，災害時は必要に応じ，迅速に炊き出しを実施する。

（５）市が多大な被害を受けたことにより，市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは，県に炊き出し等について協力を要請する。

（６）炊き出し，食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は，実施状況を速やかに知事に報告する。

２　給食基準

１人あたりの配給量

品　　目	基　　準	
米穀	被　災　者	１食あたり精米 200 グラム以内
	応急供給受給者	１人１日あたり精米 400 グラム以内
	災害救助従事者	１食あたり精米 300 グラム以内
乾パン	１食あたり	１包（100 グラム入り）
食パン	１食あたり	185 グラム以内
調製粉乳	乳児１日あたり	200 グラム以内

・その他必要と認められる食料等があれば調達を行う。

・高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

・市は，避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施，食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第３　食料の輸送

１　市及び県による輸送

（１）県が調達した食料の市集積地までの輸送は，原則として知事が行う。ただし，輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは，市に供給する食料について市長に引取りを指示することができる。

（２）市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は，市長が行う。

２　自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により，緊急の用に間に合わないおそれのある場合は，知事は自衛隊法第83 条の規定に基づき，自衛隊に災害地までの運送を要請し，要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

３　輸送方法等

輸送方法は，貨物自動車等による陸上輸送を主とし，孤立地区等については，船舶やヘリコプター等を利用する。

４　食料集積地の指定及び管理

（１）市は，あらかじめ定めた食料の市集積地を活用し，調達した食料の集配拠点とする。

（２）食料の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し，食料管理の万全を期するものとする。

（３）集積地の場所は次表のとおりとする。

施　設　名	所　在　地	電話番号	FAX 番号
頴娃保健センター	頴娃町牧之内 2830 番地	58-7221	83-3550
知覧保健センター	知覧町郡 17530 番地		
川辺保健センター	川辺町平山 6978 番地		

第３節　応急給水〔実施責任者：水道課〕

災害時には，水道施設が被災し，復旧までの間，飲料水等の確保が困難となるほか医療機関等では，緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また，多数の避難者が予想され，指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため，緊急度，重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに，早急に給水手段を確保し，被災者に給水する。

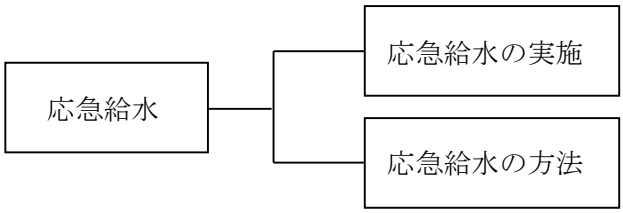

第１　応急給水の実施

（１）市は，次の情報を収集し，被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。
　ア　被災者や指定避難所の状況
　イ　医療機関，社会福祉施設等の状況
　ウ　断水区域及び断水人口の状況
　エ　原水，浄水等の水質の状況
（２）水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し，運搬給水，拠点給水，仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。
（３）給水場所，給水方法，給水時間等について，防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
（４）医療機関，社会福祉施設については，別に応急給水班を編成する等して，迅速・的確な対応を図る。
（５）自力で給水を受けることが困難な災害時要配慮者を支援するため，ボランティアとの連携を可能な限り図る。
（６）被災地における応急給水の目標量は，被災直後は生命維持のため，１人１日３ℓ以上とする。ただし，被災状況や復旧状況により適宜増加する。
（７）激甚災害等のため，市だけで応急給水が実施困難の場合は，近隣市町や県及び関係機関へ応援を要請する。

第２　応急給水の方法

１　補給用水源の把握

市内の湧水等から供給する場合の方法は次のとおりとする。

（１）湧水等を利用する場合は，ろ水機等により浄水し，又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。

（２）応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

２　応急給水の方法

給　水　方　法	内　容
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	（１）指定避難所等への応急給水は，原則として市が実施するが，資機材や要員等が不足する場合は，応援要請により行う。 （２）医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置しての仮設給水	（１）配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して行う。 （２）復旧に長期間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

３　給水の費用及び期間

災害の程度によりその都度決定する。

第４節　生活必需品の給与〔実施責任者：福祉健康課・社会福祉協議会・防災安全課〕

災害時には，住居の浸水や焼失等により，寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し，一部では避難生活の長期化が予想され，特に冬期においては，防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため，被災地の実情を考慮するとともに，災害時要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で，迅速に生活必需品を調達し，被災者に給与する。

また，関係機関は，備蓄する生活必需品の給与に関し，相互に協力するよう努める。

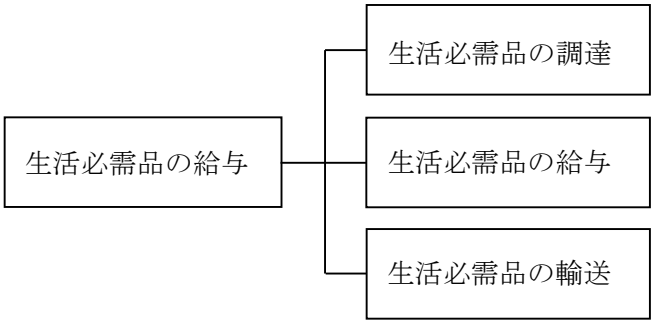

第１　生活必需品の調達

１　備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が，その他の場合は市が原則として，備蓄物資を調達する。また，日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

（１）市の備蓄品　　（令和７年３月 31 日現在）

品名	毛布	圧縮タオル	下着ｾｯﾄ（男性用）	下着ｾｯﾄ（女性用）	マスク	ティッシュ	紙オムツ	手指消毒剤
数量	372 枚	145 個	120 着	120 着	59,000 枚	180 個	10,188 枚	30 本

（別記）災害用トイレ，カセットガス炊飯器，フィルムタンク，救急ｾｯﾄ等

※　備蓄品は，３支所にできる限り均等に配置することとする。

（２）県の備蓄品　　（令和６年５月 31 日現在）

備蓄場所	災害救助法による物資　備蓄内容			
	品名	毛布	タオル	大人用紙オムツ
姶良市平松 6252 鹿児島県防災研修センター （電話 0995-64-5251）	数量	1,539 枚	13,653 枚	1,490 枚

（３）日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄品　　（令和５年３月 31 日現在）

備蓄場所	備蓄内容			
	毛　布	緊急ｾｯﾄ	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,677 枚	542 個	2,236 枚	2,171 枚
常備地区	1,884 枚	900 個	1,185 枚	1,077 枚
計	3,561 枚	1,442 個	3,421 枚	3,248 枚

２　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合，スーパー，コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品等を調達する。

主な調達品目は，次のとおりとする。

大　品　目	小　　品　　目
寝具	就寝に必要なタオルケット，毛布及び布団等
外衣	洋服，作業着，子供服等〔布地は給与しない（以下同じ）。〕
肌着	シャツ，パンツ等
身の回り品	タオル，手ぬぐい，靴下，サンダル，傘等
炊事道具	なべ，炊飯器，包丁，ガス器具等
食器	茶碗，さら，はし等
日用品	石鹸，ちり紙，歯ブラシ等
光熱材料	マッチ，ローソク，プロパンガス等

第２　生活必需品の給与

１　市及び関係機関等による生活必需品の給与

（１）市は，次の情報を収集し被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含める等，被災地の実情を考慮する。

ア　被災者や指定避難所の状況

イ　医療機関，社会福祉施設の被災状況

（２）被服，寝具，その他生活必需品物資を，備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

（３）自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため，及び被災者が多数発生した場合，ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（４）激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には，県，隣接市及び関係機関へ応援要請する。

２　災害救助法による基準

災害救助法による基準は第２部第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

３　市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は，以下のとおりである。

区　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
全焼・全壊流失	13,800 円	17,800 円	26,200 円	31,400 円	39,800 円	5,900 円
半焼・半壊床上浸水	4,500 円	6,100 円	9,200 円	11,100 円	14,000 円	2,000 円

第３　生活必需品の輸送

１　市による輸送

（１）県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし，輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは，市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。

（２）市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は，市長が行う。

２　自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により，緊急の用に間に合わないおそれのある場合は，知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき，自衛隊に災害地までの運送を要請し，要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

３　輸送方法等

輸送方法は，貨物自動車等による陸上輸送を主とし，孤立地区等については，船舶やヘリコプター，航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については，第２部第２章第９節「緊急輸送」参照）

４　集積地の指定及び管理

（１）市はあらかじめ定めた生活必需品の市集積地を活用し，調達した生活必需品の集配拠点とする。

（２）生活必需品の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員を配備し，物資管理の万全を期するものとする。

（集積地については，本章第２節第３．４「食料集積地の指定及び管理」を参照）

第５節　医療・保健〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時の初期の医療活動については，「第２章第 10 節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で，被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し，市をはじめとする防災関係機関は，被災地住民の医療・保健の確保に万全を期す必要がある。

このため，避難生活が長期化した被災地においては，健康状態の把握やメンタルケア等を行うが，「災害時保健活動マニュアル」等を活用し，迅速かつ適切な対応に努める。

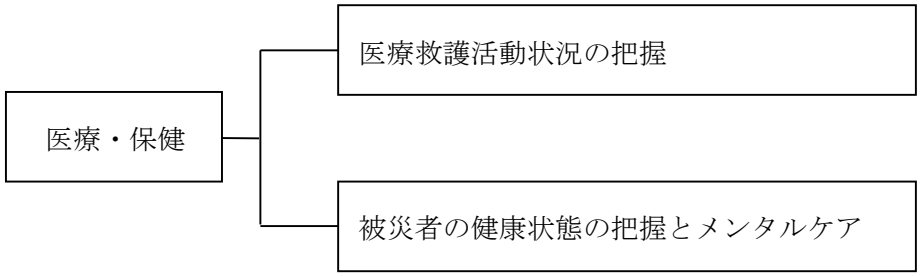

第１　医療救護活動状況の把握

１　被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

市は，保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

（１）指定避難所での医療ニーズ
（２）医療機関，薬局の状況
（３）電気，水道の被害状況，復旧状況
（４）交通確保の状況

２　医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の報告

市は，以下の情報を集約の上，県（保健福祉部）へ報告するものとする。

（１）医療機関の被災状況，稼働状況
（２）医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
（３）現地での医薬品，人員等の確保状況
（４）医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
（５）負傷者の発生状況
（６）移送が必要な入院患者の発生状況
（７）透析患者等への医療体制確立状況

第２　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

１　被災者の健康状態の把握

市は，被災地，特に指定避難所において生活環境の激変に対し，被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから，被災者の健康管理を行う。

（１）必要に応じて指定避難所への救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
（２）高齢者や妊産婦，乳幼児，障害者等要配慮者に対しては，福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車いす等の手配等特段の配慮を行う。

（３）保健師等による巡回相談を行う。

２　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活等のストレスは，しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

（１）メンタルケア

保健所と連携して精神保健活動を行うとともに，巡回精神相談班を編成して，被災者に対する相談体制を確立する。

（２）精神疾患患者対策

ア　被災した精神科病院の入院患者については，関係機関と連携をとり，被災を免れた地域の精神科病院に転院させる等の措置をとる。

イ　通院患者については，関係機関と連携をとり，治療の継続等の対応に努める。

ウ　措置患者の緊急の受入れ等については，県（保健福祉部）と連携を取り協力を得る。

エ　精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

第６節　感染症予防，食品衛生，生活衛生対策〔実施責任者：市民生活課・福祉健康課〕

災害時には，建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される指定避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，食品衛生，生活衛生対策に関し，適切な処置を行う。

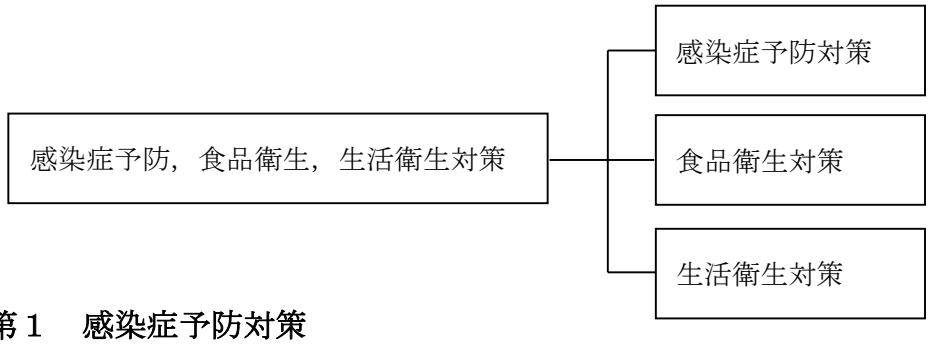

第１　感染症予防対策

１　感染症予防対策の実施者

実施者	実　　施　　内　　容
知　事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な措置を行う。
市　長	知事の指示，命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

２　感染症予防実施の市の組織体制

災害感染症予防のための市における各種作業実施の組織編成は，次のとおりとする。

（１）市は，感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

（２）感染症予防班は，市民生活課とし，同課は衛生自治団体連合会の協力を求め編成する。なお，作業員が不足する場合は，臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

３　市における感染症予防業務

感染症予防業務	内　　容
（１）消　毒	知事の指示に基づき，速やかに消毒を実施するものとする。 なお，消毒の方法は，感染症法施行規則第 14 条の規定により，対象となる場所の状況，感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し，十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
（２）ねずみ族，昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で，知事の指示に基づき，ねずみ族，昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお，駆除の方法は，感染症法施行規則第 15 条の規定により，対象となる区域の状況，ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し，十分な駆除が行えるような方法により行うこと。

（３）患者等に対する措置	被災地において，感染症患者等が発生したときは，感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
（４）生活用水の供給	知事の指示に基づき，生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行う。 生活用水の供給方法は，容器による搬送，ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際，特に配水器の衛生的処理に留意すること。
（５）指定避難所の感染症予防指導等	指定避難所は，施設の設備が応急仮設的であり，かつ，多数の避難者を収容するため，衛生状態が悪くなりがちで，感染症発生の原因になることが多いので，県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際，施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ，その協力を得て感染症予防の万全を期する。 なお，感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 ア　疫学調査 イ　消毒の実施 ウ　集団給食の衛生管理 エ　飲料水の管理 オ　その他施設の衛生管理
（６）予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット，チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに，広報活動を強力に実施する。

第２　食品衛生対策

市は，県の活動に協力し，被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第３　生活衛生対策

市は，県の活動に協力し，被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第７節　動物保護対策〔実施責任者：市民生活課，農業振興課〕

被災した飼養動物の保護収容，指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。

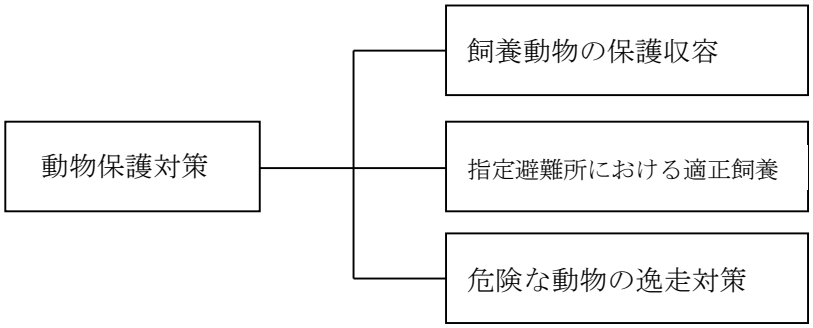

第１　飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

第２　指定避難所における適正飼養

指定避難所において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行う等，動物の愛護及び環境衛生に努める。

また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

第３　危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

第８節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策〔実施責任者：市民生活課〕

災害時には，建物の浸水，焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また，ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし，し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため，し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し，必要な措置を行う。

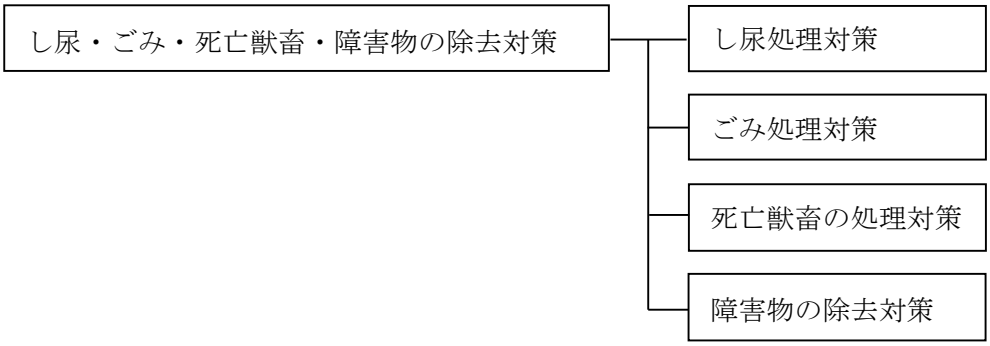

第１　し尿処理対策

１　し尿処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い，下水道機能を活用した，し尿処理が困難となることが想定されるため，以下にし尿処理方法について示す。

（１）水を確保することによって，下水道機能を有効活用する。

（２）（１）の対策と併せ，仮設トイレ等を使用する。

なお，貯留したし尿の処理は原則として，し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが，やむを得ない場合は，農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

２　指定避難所等のし尿処理

（１）指定避難所

発災後，断水した場合には，学校のプール，河川等の確保した水を利用し，下水道機能の活用を図る。

また，水洗トイレが不足する場合を想定して，便槽付きの仮設トイレを準備する。

（２）地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても，可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため，井戸，河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお，家庭，事業所では，平素から水の汲み置き等により，断水時における生活用水の確保に努める。

便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には，併せてこれも利用し，地域の衛生環境の保全に努める。

３　仮設トイレ等によるし尿処理

（１）仮設トイレ等の設置

関係機関は，仮設トイレ等の設置にあたっては，次の事項について配慮する。

ア　設置体制等

市は，仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ　高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の設置にあたっては，高齢者・障害者等に配慮する。

ウ　設置場所等の周知

市は，仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに，これを周知する。

（２）し尿収集・処理計画

ア　仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合，市は仮設トイレ等の設置状況を把握し，収集体制を整備する。

イ　収集作業

市は，被害状況，収集場所等の情報を基にして，汲取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し，し尿処理施設に搬入して，し尿の処理・処分を行う。

４　し尿収集の応援体制の確立

（１）基本方針

し尿の量，し尿処理施設の被害状況等により，市のみでは，し尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

（２）実施計画

市は，市の能力のみでは実施困難と認められるときは，知事にあっせんを要請し，被災の軽微な，又は被災を免れた近隣市からの応援を得る等して収集体制を整備する。

第２　ごみ処理対策

１　ごみの収集，運搬及び処分の方法

（１）市は，現有の人員，施設を活用するほか，必要により一般廃棄物収集運搬業者等の協力を得て，ごみの収集に努める。

（２）ごみの収集にあたっては，排出される災害ごみを迅速，計画的に処理するため，ダンプやトラック，タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い，車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また，ごみの処理は，ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが，市で処理できない場合は，仮置場にて保管し，近隣市のごみ処理施設等で適正に処理する。

（３）市長は，あらかじめ，ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を記した，水害等に係る災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに，近隣市と緊急時の施設の利用や，必要な資機材，人員等を確保するための協力について協議しておく。

２　ごみ収集の応援体制の確立

（１）基本方針

ごみの量，ごみ処理施設の被害状況等により，ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

（２）実施計画

市の能力のみでは，実施困難と認められるときは，知事にあっせんを要請し，被災の軽微な，又は被災を免れた市町村からの応援を得る等して収集体制を整備する。

また，廃棄物関係団体やボランティア等について，その応援能力等を十分調査のうえ，応援協定の締結を行う等，協力体制を整えておく。

第３　死亡獣畜の処理対策

１　処理方法（加世田保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は，原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが，やむを得ない場合は，加世田保健所長の指示を受けて処理する。

（１）死亡獣畜を運搬するときは，死亡獣畜が露出しないようにし，かつ，汚液が露出しないようにすること。

（２）死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において，地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは１メートル以上とし，かつ，地表面 30 センチメートル以上の盛土をすること。

（３）死亡獣畜を埋却する場所には，消毒その他の必要な措置を講ずること。

（４）埋却現場には，その旨を標示すること。

（５）埋却した死亡獣蓄は，埋却後１年間は発掘しないこと。ただし，知事の許可を受けた場合は，この限りでない。

第４　障害物の除去対策

１　障害物除去の実施者

障害物のうち，住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は，市長が行い，公共その他の場所に流入した障害物の除去は，それぞれの管理者が行うものとする。

２　障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川，鉱山の付近・がけ下等）においてはかねてから，付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか，随時災害発生場所の状況により，障害物の種類や数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

３　障害物の除去に必要な機械器具等

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに，不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう，かねてから十分協議しておく。

４　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第２部第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第９節　行方不明者の捜索，遺体の処理等〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団・市民生活課〕

災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者，死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの捜索，収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は，遺体の処理等を適切に行う。

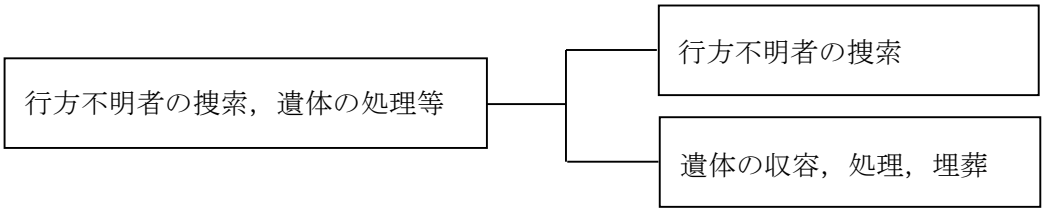

第１　行方不明者の捜索

１　行方不明者の捜索隊の編成

市においては，県警察とともに行方不明者の捜索を行うため，市捜索隊を編成する。捜索隊は，消防機関及び自主防災組織の活用を図る。

２　捜索の実施方法等

（１）捜索の方法

捜索範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	ア　捜索範囲をよく検討し，これをいくつかの区域に分ける。 イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ　各地区では，合理的，経験的に行方不明者の所在の重点を定め，重点的に行う。
捜索の範囲が比較的狭い場合	ア　災害前における当該地域，場所，建物等の正確な位置を確認する。 イ　災害後における地形，建物等の移動変更等の状況を検討する。 ウ　り災時刻等から捜索対象の所在を認定し，災害により，それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め，効果的な捜索に努める。
捜索場所が河川，湖沼の場合	ア　平素の水流，湖沼の実情をよく調査する。 イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ　合理的，経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか，移動経路をよく検討し，捜索を行う。

（２）広報活動

捜索をより効果的に行うため，捜索地域内はもちろん，広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

（３）装備資材

捜索に使用する車両，船艇その他の装備資材は，有効適切な活用に努めるとともに，警察，市で所有する車両，船艇等が不足するときは，関係機関に対し協力を依頼する。

（４）必要帳票等の整備

市は，行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合，次の書類・帳票を整備する。

ア　救助実施記録日計表

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

３　行方不明者発見後の処理

区　　分	負　傷　者　等	遺　　体
海上保安部署	市に引渡す	刑事訴訟法，海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより，検視を行い，明らかに災害による死亡と認められるときは，遺族等の引取人又は市に引渡す。
県警察署	医療機関に収容する	刑事訴訟法，検視規則，死体取扱規則等の定めるところにより処理し，処理後は遺族等の引取人又は市に引渡す。
市	医療機関に収容する	犯罪に関係すると思われる場合は，県警察署に通報し，明らかに災害による死亡と認められるものは，遺体収容所に収容する。

捜索に関しては，負傷者の救護，遺体の検案等が円滑に行われるよう，医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

第２　遺体の収容，処理，埋葬

１　遺体の収容，処理

（１）遺体の収容

市長は，海上保安官及び警察官から遺体の引渡しを受けたとき，又は市捜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは，担架等により，直ちに予定された市の体育館，公民館，学校等の遺体収容所に収容する。

（２）遺体の処理

ア　小災害時等で遺体の状態が比較的正常であり，かつ，引取人である遺族等の申し出があった場合は，直ちに遺族等に引渡す。

イ　遺体の識別が困難なとき，伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は，必要に応じ遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理を実施する。

ウ　遺体の確認及び死因究明のための検案を行う必要があるが，遺体の検案は，原則として第２部第２章第 10 節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし，遺体が多数のとき，又は救護班が他の業務で多忙なとき等は，一般開業医により行うものとする。

エ　遺体の識別，身元究明等に長日時を要するとき，又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は，死体を遺体収容所に一時保存する。

２　遺体の埋葬等

（１）遺体の埋葬

ア　身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても，災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものについては，市が埋葬を行う。

イ　埋葬は，混乱期であるので応急的仮葬とし，その土地の事情及びそのときの状況により，火葬又は土葬等の方法により行うものとするが，身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

（２）身元不明者の措置

身元不明者の遺体については，埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし，各種広報照会，その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

（３）必要帳票等の整備

埋葬等を実施し，又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出したときは，次の書類・帳簿等を整備，保存しておかなくてはならない。

ア　救助実施記録日計表

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

４　火葬場の設置状況等

南九州市周辺の火葬場及び処理能力等は，次のとおりである。

火　葬　場　名　称	所　在　地	管　　理　　者	１日処理能力
南薩地区衛生管理組合枕崎共同斎場	枕　崎　市	南薩地区衛生管理組合長	９体
南薩地区衛生管理組合南さつま火葬場	南さつま市	南薩地区衛生管理組合長	６体
川辺火葬場	南九州市	市長	６体
頴　娃　浄　楽　苑	南九州市	市長	６体

第１０節　住宅の供給確保〔実施責任者：福祉健康課・都市政策課・建設課〕

災害時には，住居の浸水，全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され，住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また，一部損壊の住居も多数発生するので，応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため，応急仮設住宅の建設等，被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

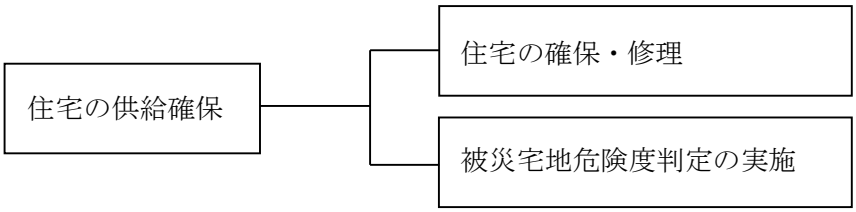

第１　住宅の確保・修理

１　応急仮設住宅の供給

（１）実施者

ア　災害により住家が全壊，全焼又は流失し，自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は，市長が実施する。ただし，災害救助法を適用したときは知事が行い，救助を迅速に行う必要があると認めるときは，知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また，知事による救助のいとまがないときは，知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ　市のみで処理不可能な場合は，近隣市，県，国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（２）応急仮設住宅の建設

ア　建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅１戸あたりの規模は，29.7 平方メートルを基準とし，その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ　資材の調達等

（ア）組立式住宅

県が（社）プレハブ建築協会等と締結している「組立式住宅の提供，建設に関する協定」に基づき，迅速な仮設住宅の確保に努める。

（イ）木造応急仮設住宅

①　木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い，資材の供給を受ける。

②　建設については，建築関係団体等の協力を得て行う。

③　労務資材に関する関係者との協定は，知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

ウ　建設場所

敷地名称	所在地	敷地面積（㎡）		建設可能戸数
		全体敷地面積	建設可能敷地面積	
頴娃運動公園	頴娃町牧之内 2606	159,000	7,500	93
平和公園ゲートボール場	知覧町郡 3975 他	232,000	13,000	162
知覧テニスの森公園	知覧町郡 9169-6	48,000	5,700	71
諏訪運動公園	川辺町平山 7035-2 他	190,000	45,000	562
塘之池公園	川辺町下山田 5127 他	159,000	9,700	121

（３）入居者の選定

ア　入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか，知事が必要と認める者とする。ただし，使用申込みは一世帯１箇所限りとする。

（ア）住家が全焼，全壊又は流失した者

（イ）居住する住家がない者

（ウ）自ら住家を確保できない者

イ　入居者の募集・選定

（ア）入居者の募集計画は，被災状況に応じて県が策定し，市に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては，原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが，必要戸数の確保が困難な場合には，市町間で融通し合う。

住宅の割り当てを受けた市は，被災者に対し募集を行う。

（イ）入居者の選定は，高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として，生活条件等を考慮して市が行う。

（４）応急仮設住宅の運営管理

市は，応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また，必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお，応急仮設住宅を供与できる期間は，竣工の日から２年以内とする。

２　住宅の応急修理

（１）実施者

ア　災害のため，住家が半焼又は半壊し，自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して，日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は，市長が実施する。ただし，災害救助法を適用したときは，知事が行い，救助を迅速に行う必要があると認めるときは，知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また，知事による救助のいとまがないときは，知事の補助機関として市長が行う。

イ　市で処理不可能な場合，近隣市，県，国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（２）資材の調達等

ア　木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請は，鹿児島森林管理署を通じ，九州森林管理局に行い，資材の供給を受ける。

イ　労務資材に関する関係者との協定は，知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が災害に応じて締結するものとする。

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第２　被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合，速やかに被災状況を把握し，二次災害防止の措置を講じるため，被災宅地危険度判定士の登録者により，擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し，宅地の危険度判定を実施する。

なお，被災状況に応じ，市と県は協議・連携を図り，相互協力・支援を行うものとする。

第１１節　文教対策〔実施責任者：教育総務課・学校教育課〕

災害時には，多数の児童生徒の被災し，学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また，学校施設等は，被災者の指定避難所として利用される所が多く，一部では長期化することも予想され，その調整も必要である。

このため，応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

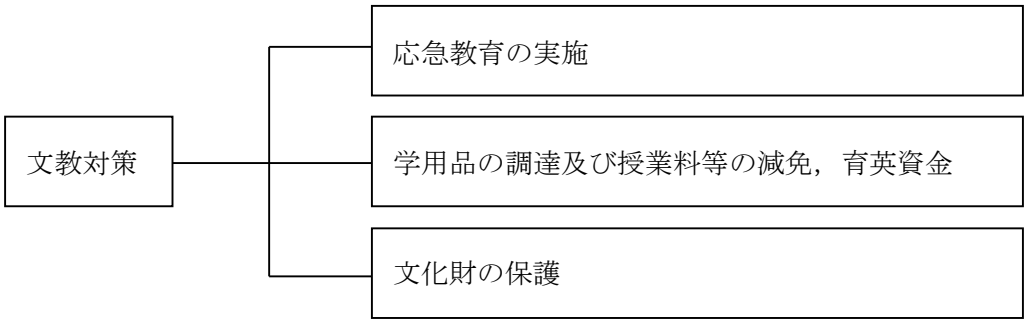

第１　応急教育の実施

１　文教対策の実施者

応　急　教　育　の　対　象	実　　施　　者
市立の学校	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長
私立学校	学校法人等の長

２　教室等の確保

（１）施設の応急復旧

被害の程度により，応急処理のできる範囲の場合は，できるだけ速やかに修理を行い，施設の確保に努める。

（２）普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室，屋内体育施設，講堂等を利用する。

（３）校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。また，市内の学校の校舎が利用できない場合は，近隣市等の学校の利用ができないか検討を行う。

（４）応急仮校舎の建設

（１）～（３）までにより施設の確保ができない場合は，応急仮校舎の建設を検討する。

３　教職員の確保

（１）学校内操作

欠員が少数の場合には，学校内において操作する。

（２）学校外操作

学校内で操作できないときは，市教育委員会の意見を聞き，県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

（３）市の地域外操作

市で操作できないときは，県教育委員会において災害地に近い他の市町からの操作を行うものとする。これも困難な場合は，教職員の緊急募集等の方法を検討する。

４　応急教育の留意点

（１）災害の状況に応じ，施設の確保，教材，学用品等の調達及び教職員の確保によりできるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業，分散授業の方法による。

（２）応急教育の実施にあたっては，次の点に留意して行う。

ア　教科書，学用品等の損失状況を考慮し，児童生徒の負担にならないように留意する。

イ　教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは，授業の方法，児童生徒の健康等に留意する。

ウ　通学道路その他の被害状況に応じ，通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ　授業が不可能な事態が予想されるときは，児童生徒に対し，自習，勉学の内容・方法等を周知徹底する。

５　学校給食等の措置

（１）給食施設・設備が被災した場合，できるだけ応急措置を講ずる。

（２）原材料等が被害を受けた場合は，応急調達の措置を講ずる。

（３）衛生管理上支障のないよう十分留意する。

６　学校が指定避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において指定避難所が開設される場合，学校長等は指定避難所の開設等に協力し，次のような措置をとる。

（１）児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては，児童生徒等の安全確保を最優先とした上で，学校施設の使用方法について市と協議する。

（２）指定避難所の運営への協力

指定避難所の運営について積極的に協力するとともに，できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市，教育委員会等との間で必要な協議を行う。

（３）避難が長期化する場合の措置

ア　避難が長期化する場合，収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ　避難が長期化する場合，給食施設は，り災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが，学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第２　学用品の調達及び授業料等の減免，育英資金

１　教材，学用品等の調達，給与

（１）教科書については，市教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき，県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

（２）文房具，通学用品等については，市教育委員会又は県教育委員会において，調達する。

（３）災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が行う。

２　授業料等の減免，育英資金

高等学校生徒の保護者又は生徒が被害を受け，授業料等の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は，県教育委員会及び市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第３　文化財の保護

１　所有者，管理者の通報義務等

文化財に被害が発生した場合は，その所有者，管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

２　被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は，その所有者，管理者は被害状況を速やかに調査し，その結果を市教育委員会へ報告しなければならない。

３　関係機関との協力

関係機関は，被災文化財の被害拡大を防ぐため，協力して応急措置を講じる。

第１２節　義援金・義援物資等の取扱い〔実施責任者：市民生活課・社会福祉協議会〕

災害時には，県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに，義援金については，できる限り迅速な配分に努め，また義援物資については，被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

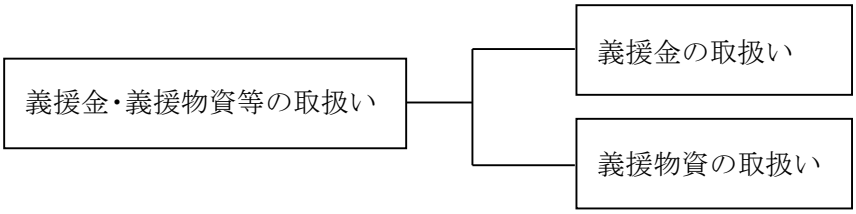

第１　義援金の取扱い

１　義援金の募集

市は，県及び関係団体と相互に連携を図りながら，義援金の募集を行う。

２　義援金の管理

市において，個人，会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は，厳重な管理をする。

３　義援金の配分

市において受領した義援金は，配分委員会において，配分の対象，基準，方法，時期並びにその他必要な事項について決定する。

第２　義援物資の取扱い

１　義援物資の募集

市は，県及び関係団体と相互に連携を図りながら，義援物資の募集を行う。

２　義援物資の管理

市において，個人，会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援物資は，厳重な管理をする。

３　義援物資の配分

市において受領した義援物資は，配分委員会において，配分の対象，基準，方法，時期並びにその他必要な事項について決定する。

第１３節　農林水産業災害の応急対策〔実施責任者：農業振興課・耕地林務課・茶業課・商工観光課〕

災害時には，農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため，農林水産物等の被害の拡大防止，被災地における家畜伝染病の予防，飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

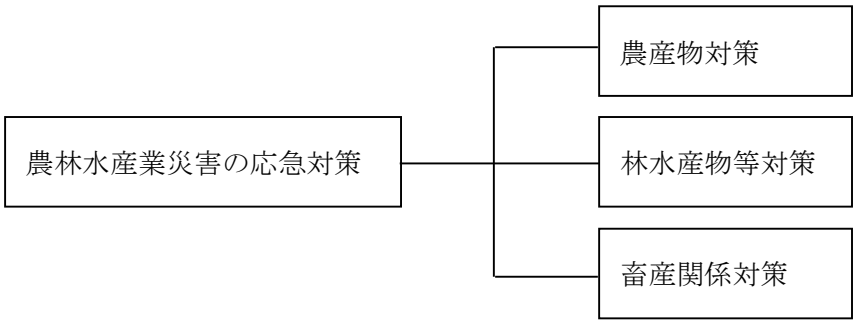

第１　農産物対策

１　事前・事後措置の指導

市は，災害による農産物の被害拡大を防止するために，各作物毎に事前・事後措置について，農家に対して実施の指導にあたるものとする。

２　気象災害対策

気象災害対策については，関係機関と緊密な連携のもとに，的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対　象　作　物	主　な　対　象　災　害
（１）水稲	風害，水害，干害，寒害
（２）大豆	風害，水害，干害
（３）そば	風害，水害
（４）甘しょ	風害，水害，干害，寒害，霜害，潮風害
（５）たばこ	風害，水害，干害，寒害，降灰害，霜害
（６）さとうきび	風害，干害，潮風害
（７）野菜	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
（８）果樹	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
（９）花き・花木	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(10) 茶	干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(11) 飼料作物	風害，水害，干害，寒害，降灰害

３　病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は，次のとおりである。

（１）指導の徹底

病虫害防除対策については，県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもと

的確な状況の防除指導の徹底を期するものとする。

（２）農薬の確保

市は，病虫害の異常発生に備えて，ＪＡ南さつま・ＪＡいぶすき及び市内の販売業者を把握しておくものとし，農薬が不足する場合は，県経済連及び農薬卸売業者と連絡を取り早急に確保するものとする。

（３）防除機具の整備

市，団体及び自治会防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

（４）集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり，かつ，突発的に発生する病害虫については，大型防除機具等を中心に共同防除を指導するとともに，必要に応じて関係機関と協議の上，ヘリコプター等による防除も実施する。

第２　林水産物等対策

１　応急措置，事後措置の指導

市は，災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために，被災林業家，漁家等に対して応急措置，事後措置の指導にあたるものとする。

２　対象作物等及び対象災害

応急措置，事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については，次のとおりである。

（１）林産物

対　象　作　物	対　　象　　災　　害
（１）苗畑	干害，降灰害
（２）造林木	干害，風害，潮害
（３）たけのこ専用林	風害，水害，干害
（４）しいたけ	干害，降灰害

（２）水産物

台風等の際の養殖魚については，餌止めを行う等，過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第３　畜産関係対策

１　防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は，知事が行うものとし市は，活動に協力するものとする。

２　畜舎の消毒

市は，家畜伝染病の発生・まん延防止のため，県に協力するものとする。

第４章　社会基盤の応急対策

電力，ガス，上下水道，通信等のライフライン関係施設や道路，河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は，都市化等の進展とともにますます複雑化，高度化し，災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では，このような社会基盤の応急対策について定める。

第１節　電力施設の応急対策〔実施責任者：九州電力株式会社〕

災害時には，風雨等により電柱の倒壊，電線の断線等が多数発生し，住民生活に多大な支障が生じるので，迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため，本計画は，九州電力株式会社が電力施設の防護，復旧を図り，早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定めたものとする。

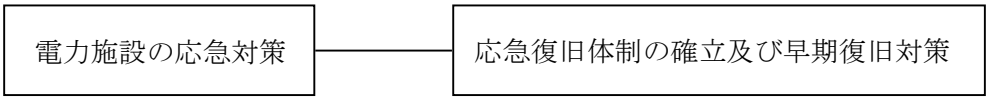

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合，又は災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況についての広報を行うとともに，公衆感電事故，電気火災等を防止するため広報活動を行う。

なお，広報については，テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか，ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

２　対策要員の確保

夜間，休日に災害発生のおそれがある場合，予め定められた各対策要員は，気象，地象情報その他の情報に留意し，防災体制の発令に備える。また，防災体制が発令された場合は，対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

３　復旧資材の確保

予備品，貯蔵品等の在庫量を確認し，調達を必要とする資材は現地調達，対策組織相互の流用，他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。また，資機材の輸送は，原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ，その他実施可能な運搬手段により行う。

４　危険予防措置

電力の需要の実態に鑑み，災害時においても原則として供給を継続するが，警察・消防機関等から要請があった場合には，対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

５　施設の復旧順位

供給に支障を生じた場合は，極力早期復旧に努めるが，被害が広範囲に及んだ場合は，災害の復旧，民生の安定に影響の大きい，病院，交通，通信，報道機関，水道，ガス，官公庁等の公共機関，指定避難所，その他重要な施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

第２節　ガス施設の応急対策〔実施責任者：ガス供給機関〕

災害時には，プロパンガスの埋没や流失等の被害があり，住民生活への支障が予想される。このため，ガス災害から住民を保護する。

ガス施設の応急対策 ― 液化石油ガス施設災害応急対策

第１　液化石油ガス施設災害応急対策

１　連絡体制

液化石油ガス販売事業所は，自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは，速やかに現地に赴くと同時に消防署に連絡する。さらに，液化石油ガスの保安の確保に努めるものとする。

２　出動体制

液化石油ガス販売事業所は，消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは，直ちに現場に急行し，応急対策にあたるものとする。

また，事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは，速やかに消防機関に出動を要請するものとする。

３　出動条件

（１）出動にあたっては，通報受理後，原則として 30 分以内に到着できる体制を整える。
（２）出動者は，緊急措置を的確に行う能力を有する有資格者が望ましい。
（３）出動者は，必ず所定のヘルメット及び腕章を着用するものとする。
（４）出動の際には，必要な資機材を必ず携行し，事故処理に遺漏のないようにする。

４　事故の処理

事故現場における処理は，警察，消防機関の承諾を得て行い事故の拡大防止に努める。

５　関係機関との連携

（１）県 LP ガス協会会長は，事故発生の連絡及び事故の状況報告等に基づき，危機管理局消防保安課，消防機関，警察と連携をとり，事故対策について調整を図るものとする。
（２）県 LP ガス協会支部長及び地区代表者は，消防機関，警察との連携を密に行うため，連絡方法，協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

第３節　上水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

災害時には，水源，浄水場の冠水や道路決壊，崖崩れ，橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し，給水停止による住民生活への支障はもちろん，特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護，復旧を図るとともに，安全な水道水を供給する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　応急対策要員の確保

水道事業者は，災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため，非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお，災害の状況により人員が不足する場合は，指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

２　応急対策用資機材の確保

水道事業者は，応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお，災害の状況により資材及び機材が不足する場合は，他の水道事業者等から緊急調達する。

３　応急措置

（１） 災害発生に際しては，施設の防護に全力をあげ被災の範囲をできるだけ少なくする。

（２）施設が破損したときは，破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに，混入したおそれがある場合は，直ちに給水を停止し，水道の使用を中止するよう住民に周知する。

（３）配水管の幹線が各所で破損し，漏水が著しく，給水を一時停止することが適当と考えられる場合は，配水池からの送水を停止し，破損箇所の応急修理を行う。

（４）施設に汚水が侵入した場合は，汚水を排除した後，施設の洗浄・消毒を行い，水の消毒を強化して給水する。

（５）施設が破損し，一部の区域が給水不能となったときは，他系統からの応援給水を行うとともに，施設の応急的な復旧に努める。

（６）施設が破損し，全域的に給水不能となったときは，施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに，他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等，飲料用の最低量の確保に努めるほか，給水場所等について住民への周知を徹底する。

第４節　下水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

災害時には，マンホールの破損や汚水管の流失等の被害が発生し，住民生活への支障はもちろん，長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため，迅速かつ的確に下水道施設の防護，復旧を図り，早期に供用を再開する。。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　応急対策要員の確保

下水道事業者は，災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため，非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお，災害の状況により人員が不足する場合は，指定工事店等の協力を求めて確保する。

２　応急対策用資機材の確保

下水道事業者は，応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお，災害の状況により資材及び機材が不足する場合は，指定工事店等から緊急調達する。

３　応急措置

（１）ポンプ場・処理場において，停電のためポンプの機能が停止した場合，非常用発電機等においてポンプ運転を行い，排水不能の事態が起こらないように対処する。

（２）各施設の点検を行い，施設の被害に対しては，箇所，程度に応じて応急措置を実施する。

（３）工事施工中の箇所においては，請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに，必要に応じて現場要員，資機材の補給を行わせる。

４　復旧作業

（１）ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は，揚水施設の復旧を最優先する。また，雨水貯留池等への汚水を貯留する等の措置も検討する。これらと平行して各施設の破損箇所を直ちに処置し，流下機能の確保と機能の回復を図る。

（２）管きょ施設

管きょ施設は，管の継ぎ手部のズレ，ひび割れ等，被害箇所から土砂が流入し，管きょの流下能力が低下することが予想されることから，管きょ施設の点検を行い，被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

（３）下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは，主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については，処理場，ポンプ所，幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め，その後，枝線管きょ，ます・取付管の復旧を行う。

第５節　電気通信施設の応急対策〔実施責任者：西日本電信電話株式会社〕

災害時には，風雨等により電柱の倒壊，電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，市は，西日本電信電話株式会社による応急復旧対策に協力し，迅速に通信を確保する。

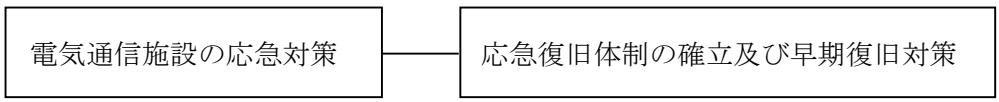

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は，西日本電信電話株式会社が行う，次の対策に協力する。

１　情報の収集及び連絡

災害が発生し，あるいは発生するおそれのあるときは，必要に応じて市及び関係機関に被災の状況及び災害対策等について連絡するものとする。

２　通信の非常疎通措置

災害が発生した場合，次により状況に応じた措置をとり，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

（１）臨時回線の設置，中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他，必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用，特設公衆電話の設置等を図る。

（２）通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保する必要があるときは，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，状況に応じて利用制限等の措置を行う。

（３）非常・緊急電報は，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，一般の電報に優先して扱う。

（４）警察通信，消防通信，鉄道通信，その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

３　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は，次により速やかに復旧する。

（１）被災した電気通信設備等は，災害対策機器，応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。

（２）復旧工事に要する要員の出動，資材調達，輸送手段の確保については，必要と認める場合，他の一般工事に優先する。

（３）重要拠点施設である病院，電気通信施設，水道施設，防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため，道路管理者と復旧箇所の優先度，復旧方法等について協議する。

４　応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合，被災した電気通信施設等の応急復旧の状況，通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について，自社ホームページに加え，SNS を通じて行うほか，広報車により地域の利用者に周知を図る。

また，テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め，広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

なお，市は，災害が広範囲におよび広報活動への協力要請があった場合は，協力するものとする。

第６節　道路・河川等の公共施設の応急対策〔実施責任者：建設課〕

災害時には，道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は，緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため，速やかに被災状況の情報収集を行い，迅速かつ的確に，緊急度，優先度を考慮して施設の復旧に努める。

道路・河川等公共施設の応急対策	―	応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　道路・橋梁等の応急対策

（１）災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため，ライフライン占有者，建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに，市はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに，連携した復旧に努めるものとする。また，必要に応じて迂回路の選定を行う。

（２）応急復旧対策

被害を受けた道路は，速やかに復旧し，交通の確保に努めるものとする。特に，「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し，道路の機能確保に努める。

２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

（１）海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき，又はそのおそれがあるときは，関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（２）河川管理施設

洪水・高潮等により堤防，護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき，又はそのおそれがあるときは，関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（３）港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設，外郭施設，けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき，又はそのおそれがあるときは，関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（４）砂防設備，急傾斜地崩壊防止施設

土石流，がけ崩れ等により砂防施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき，又はそのおそれがあるときは，関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第３部　特殊災害

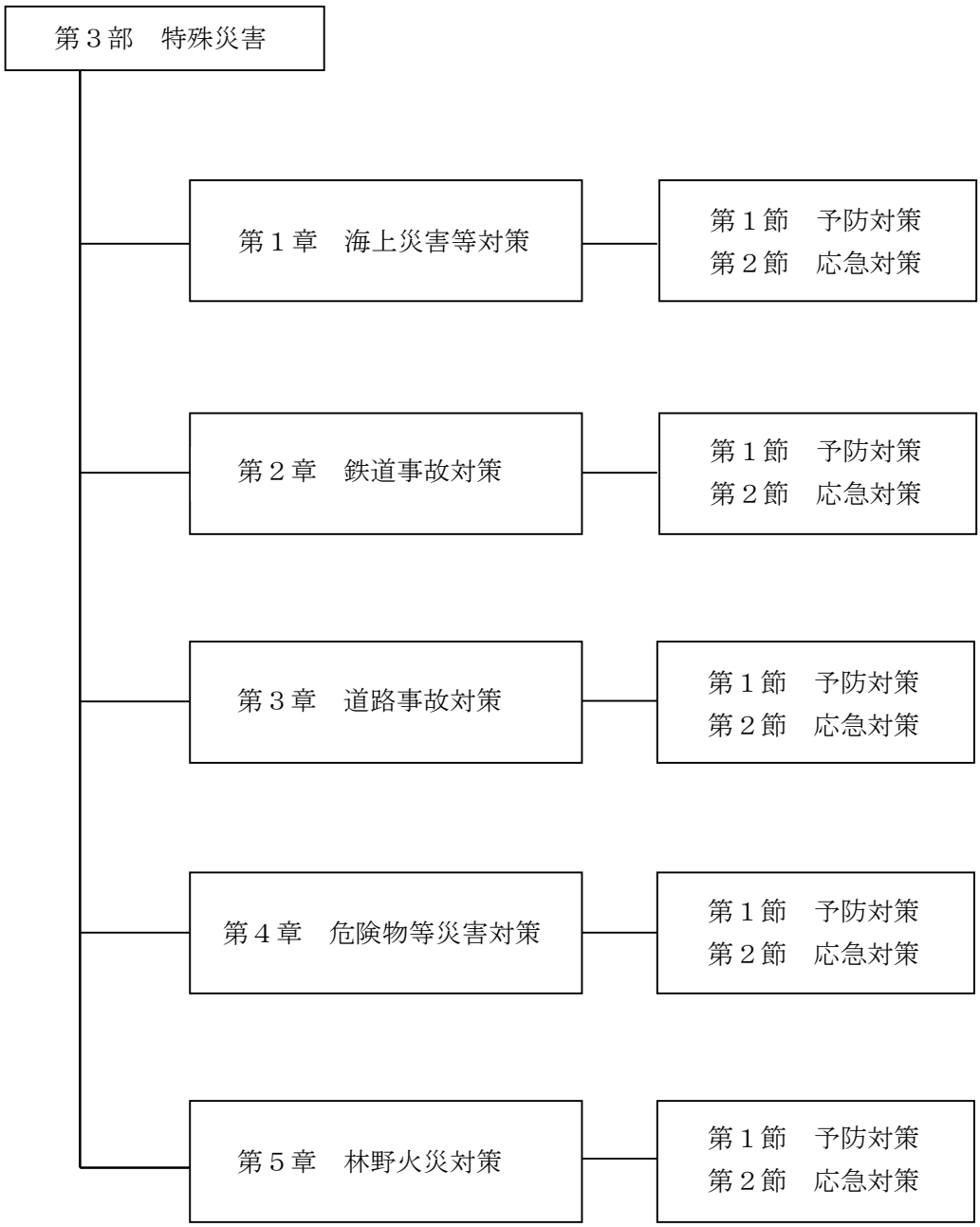
第３部　特殊災害
第１章　海上災害等対策
第１節　予防対策
第２節　応急対策
第２章　鉄道事故対策
第１節　予防対策
第２節　応急対策
第３章　道路事故対策
第１節　予防対策
第２節　応急対策
第４章　危険物等災害対策
第１節　予防対策
第２節　応急対策
第５章　林野火災対策
第１節　予防対策
第２節　応急対策

第３部　特殊災害

第１章　海上災害等対策

船舶の衝突，座礁，転覆，火災，爆発，浸水，機関故障等の海難の発生による多数の遭難者，行方不明者，死傷者の発生，又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染，火災，爆発等の発生といった海上災害に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策〔実施責任者：全部〕

第１　海上災害対策

１　災害情報の収集・連絡体制の整備

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

２　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備

（２）防災組織相互の連携体制の整備

（３）広域応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第１節「防災組織の整備」を準用する。

３　防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に，捜索，救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため，防災資機材の整備に努める。

４　医療活動体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第９節「医療体制の整備」を準用する。

５　緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」を準用する。

６　防災訓練の実施

（１）市は，消防，警察等，その他防災関係機関と，相互に連携した訓練を実施するものとする。

（２）訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第２節　応急対策〔実施責任者：全部〕

第１　海上災害対策

１　被害情報等の連絡

（１）関係事業者

海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合，関係事業者は，事故発生の状況，被害の状況等を速やかに第十管区海上保安本部に連絡するものとする。

（２）海上保安部

ア　海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合，海上保安部署は，市及び関係機関へ連絡するものとする。

イ　海上保安部署は，必要に応じ巡視船艇，航空機等による目視，写真撮影等による情報収集を行い，被害規模の把握を行うものとする。

ウ　海上保安部署は，被害の状況，活動体制，応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

（３）市から県への報告

市は，市の区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

２　活動体制の確立

市，消防機関等，防災関係機関は，災害の状況・規模に応じ，又は県の体制等を踏まえ，災害応急対策のため必要な体制を確立する。

３　防災関係機関の連携体制

海上災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，防災関係機関相互の連絡を緊密にし，円滑に災害対策を実施する必要があるときは，現地に現地連絡調整所を設置するとともに，現地連絡調整所に対する指示や広報・被災者対策等，総合調整を実施するため連絡調整会議を設置し，防災関係機関の連携体制を確立する。

（１）連絡調整会議

県は，第十管区海上保安本部と協議の上，連絡調整会議を設置する以下に掲げる関係機関は，連絡調整会議に防災責任者等を派遣し，現地連絡調整所における調整事項の指示等を行い，円滑な応急対策の調整を図るものとする。

なお，設置場所は，県及び第十管区海上保安部が協議し決定する。

関　　係　　機　　関	
（１）九州運輸局鹿児島運輸支局	（７）事故関係事業者
（２）自衛隊	（８）医師会
（３）鹿児島県	（９）県警察
（４）関係市町村	(10) 消防機関
（５）日本赤十字社鹿児島県支部	(11) その他関係機関・団体
（６）第十管区海上保安本部	

（２）現地連絡調整所

ア　設置

海上保安本部等からの負傷者の状況等の情報に基づき，現場での捜索，救助・救急，医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り，応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合，県及び関係市町村が協議の上，関係市町村が現地連絡所を設置する。

イ　運営等

現地連絡調整所の設置者，設置場所，参集機関，運営方法，応急対策等については，県の「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成 18 年 12 月策定）による。

４　実施事項

県及び市の実施事項は，以下のとおりである。

（１）海上災害応急対策の実施（被災者の救助，医療，輸送，感染症予防及び保護等）

（２）調整本部における調整事項の実施

（３）その他の災害応急対策

５　捜索，救助・救急活動

（１）船舶の事故が発生したときは，海上保安部，消防，警察等は，船舶及び航空機等，多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。

（２）事故関係事業者は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

６　消火活動

（１）海上保安部等による消火活動

ア　海上保安部又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，相互に直ちにその旨を通報するものとする。

イ　関係事業者，防災組織等は，速やかに火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

ウ　海上保安部署は，速やかに火災発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

（２）消防機関による消火活動

ア　消防機関は，速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

イ　発生現場以外の市町村は，発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

７　広域的な応援体制

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

第２　海上流出油災害対策

１　活動体制の確立

（１）連絡調整本部の設置

第十管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

関係機関は，調整本部に防災責任者を派遣し，相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとする。

なお，調整本部の設置の時期は，海上保安庁に警戒本部が設置されたときとする。

関　係　機　関	
ア　鹿児島地方気象台	ケ　鹿児島湾・志布志湾排出油防除協議会
イ　九州運輸局鹿児島運輸支局	コ　鹿児島県西部排出油防除協議会
ウ　陸上自衛隊第 12 普通科連隊	サ　薩摩半島南部地区排出油防除協議会
エ　海上自衛隊第１航空群	シ　奄美郡島排出油防除協議会
オ　鹿児島県	ス　事故関係企業
カ　鹿児島県警察本部	セ　その他関係機関
キ　関係市町村	
ク　日本赤十字社鹿児島県支部	

（２）市その他の防災関係機関の組織

市においては，関係市町村，関係漁業協同組合，関係消防機関，県機関等，災害対策のために必要な組織を確立する。

２　実施事項

（１）市の実施事項は，以下のとおりである。

ア　漂着油の状況把握
イ　沿岸住民に対する災害情報の周知，広報
ウ　沿岸住民に対する火気使用の制限，危険防止のための措置
エ　沿岸及び地先海面の警戒
オ　沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
カ　ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
キ　沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
ク　漂着油の除去措置
ケ　回収した油の処分
コ　海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力
サ　その他海上保安部の行う応急対策への協力

（２）南九州市社会福祉協議会

ア　ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知
イ　ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整

（３）関係漁協，その他の関係機関，団体

自らの防災対策を講ずるとともに，他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は，海上保安部，その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

（４）情報連絡体制

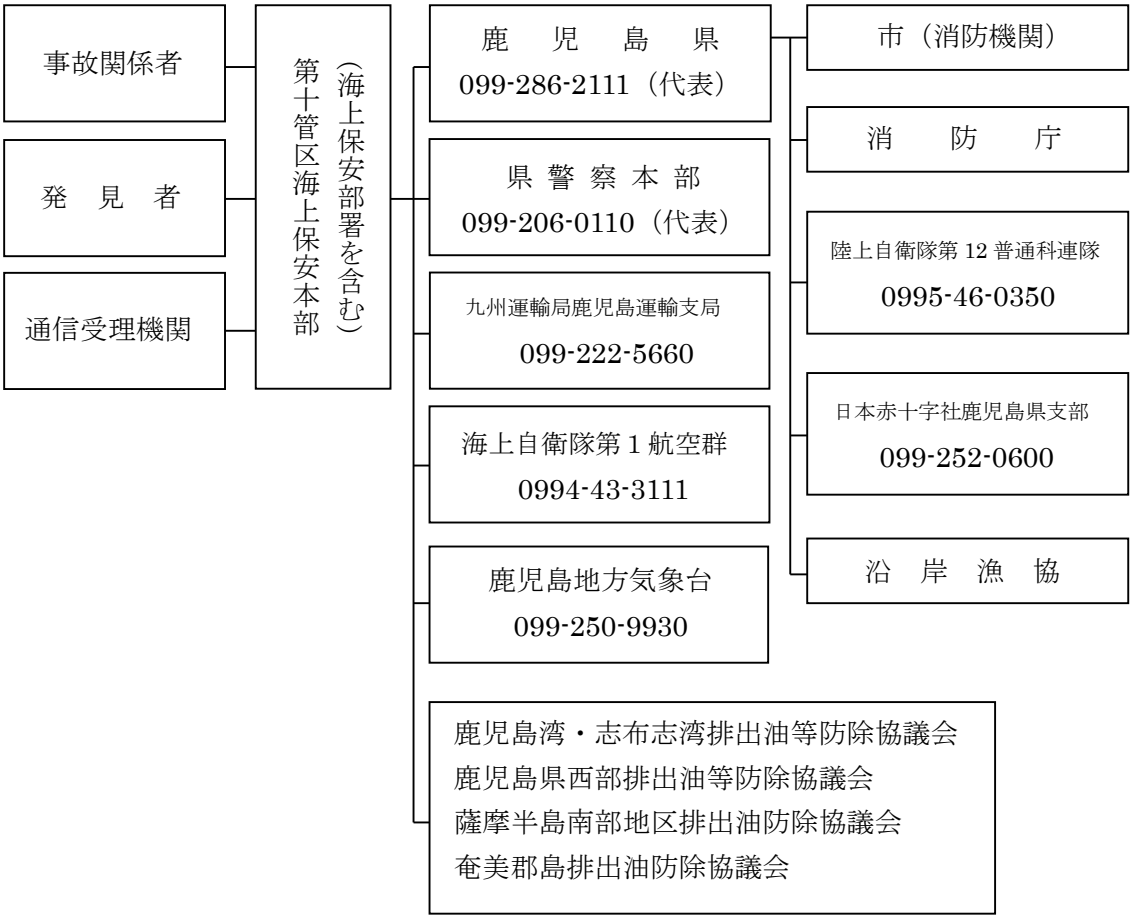

管区本部及び海上保安部	第十管区海上保安本部	099-250-9801（運用司令センター）
	鹿児島海上保安部	099-222-6681（警備救難課）
	指宿海上保安署	0993-34-1000
	喜入海上保安署	09934-5-0125
	志布志海上保安署	099-472-4999
	串木野海上保安部	0996-32-3592（警備救難課）
	奄美海上保安部	0997-52-5812（警備救難課）
	古仁屋海上保安署	0997-72-2999

３　被害情報等の連絡

（１）関係事業者

海上災害が発生した場合，又は発生するおそれのある場合，関係事業者等は，事故発生の状況，被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部に連絡する。

（２）第十管区海上保安本部（海上保安部署）

ア　海上災害が発生した場合，又は発生するおそれのある場合，第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は県，市，消防，警察等防災関係機関に連絡する。

イ　第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は，必要に応じ巡視船艇，航空機等による目視，写真撮影等による情報収集を行い，被害規模の把握を行うものとする。

ウ　第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は，被害の状況，活動体制，応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

（３）市

市は，市区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

４　広域的な応援体制

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

５　一般船舶・沿岸住民への周知

（１）一般船舶への周知

防災関係機関は，災害が発生し，又はその波及が予想される場合は，海上における船舶の安全を図るため，災害の状況並びに安全措置について，一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送，無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

（２）沿岸住民等への周知

防災関係機関は，災害が発生し，沿岸住民及び施設等に波及し，又は波及することが予想される場合，人心の安定と施設の安全措置を図るため，防災行政無線，広報車等の手段により周知に努める。

６　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第９節「緊急輸送」を準用する。

第２章　鉄道事故対策

列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策〔実施責任者：全部〕

第１　情報の収集・連絡手段の整備等

１　情報通信手段の整備

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

２　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備

（２）防災組織相互の連携体制の整備

（３）広域応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第１節「防災組織の整備」を準用する。

３　医療活動体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第９節「医療体制の整備」を準用する。

４　緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」を準用する。

５　防災訓練の実施

（１）鉄軌道事業者は，事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに，警察，消防をはじめとする県及び市の防災訓練に積極的に参加する。

（２）鉄軌道事業者と防災関係機関は，相互に連携した訓練を実施する。

（３）訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第２節　応急対策〔実施責任者：全部〕

第１　活動体制

１　通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は，列車無線，指令電話，鉄道電話を利用するとともに消防，警察，鹿児島県等関係機関との連絡を密にする。

２　被害情報等の連絡

（１）鉄道事業者

大規模な鉄道災害が発生した場合，速やかに国，県，消防及び警察に事故の状況，被害の状況等を連絡するものとする。

（２）市から県への報告

市は，市の区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

（３）情報連絡体制

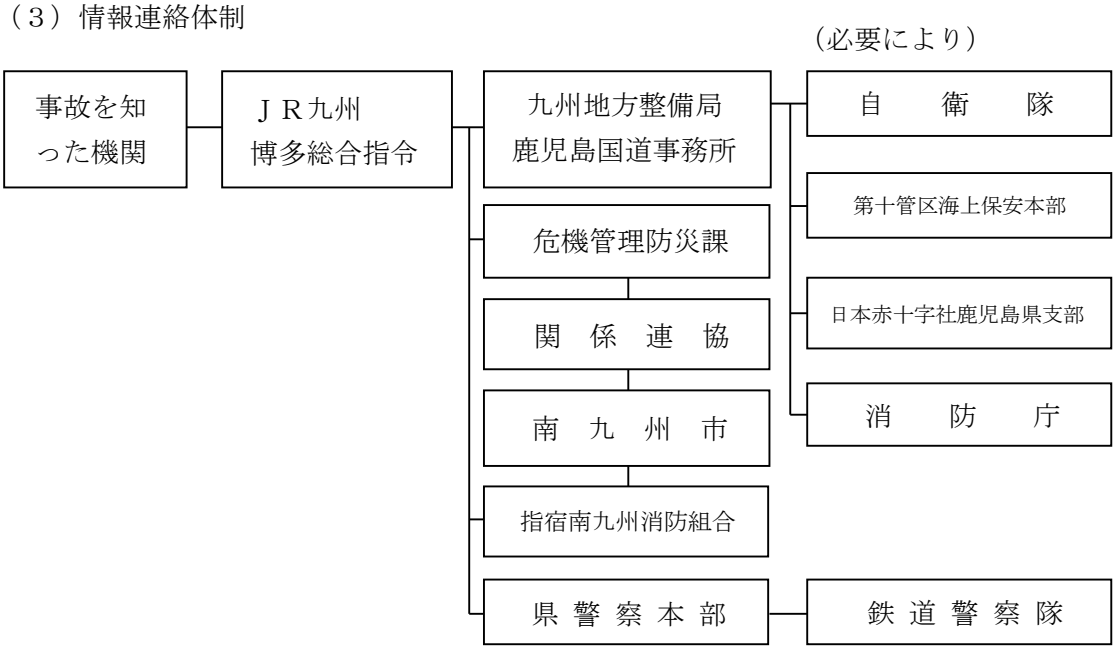

３　消火活動

消防機関は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行う。

４　広域的な応援体制

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

５　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送体制

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第９節「緊急輸送」を準用する。

第３章　道路事故対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策〔実施責任者：建設課〕

第１　道路施設の整備

道路は，災害時の消防，救出，避難，医療，救援活動の際，重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため，国，県，市等の各道路管理者は，既存道路施設等の安全化を基本に，以下の防災，耐震対策等に努める。

１　所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため，所管道路については，道路防災総点検等に基づき，対策が必要な箇所について，法面の補強等の防災対策工事を実施する。

２　所管道路の橋梁の耐震補強

緊急輸送道路としての機能を確保するため，大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり，速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

３　道路冠水危険個所の周知等

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため，道路冠水危険箇所の周知を行うとともに，標識，情報板，排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

４　道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため，老朽化した道路施設について，長寿命化計画の作成・実施等により，その適確な維持管理に努める。

第２　緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に，救助，救急，医療，消防活動に要する人員や，救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため，道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため，道路管理者においては，防災拠点間（又は，防災拠点へのアクセス道路）について，多重化，代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し，これらの道路の拡幅，バイパスの整備等，防災対策を推進する。

第３　道路警戒用資機材の整備

道路管理者は，事故車両，倒壊物，落下物等を排除して，災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう，レッカー車，クレーン車，工作車等の道路警戒用資機材の確保の体制を整える。

第４　情報の収集・連絡手段の整備等

１　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

２　災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

第５　防災組織の整備

１　応急活動実施体制の整備
２　防災組織相互の連携体制の整備
３　広域応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第１節「防災組織の整備」を準用する。

第６　防災訓練の実施

１　事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう，防災訓練を実施する。
２　訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策〔実施責任者：全部〕

第１　活動体制

１　事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合，道路管理者は，人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため，必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

２　通信連絡体制

各道路管理者は，事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに，消防，警察関係機関との連絡を密にする。

３　被害情報等の報告

（１）道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合，速やかに国，県，消防及び警察に事故の状況，被害の状況等を連絡するものとする。

（２）市

市は，市区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図

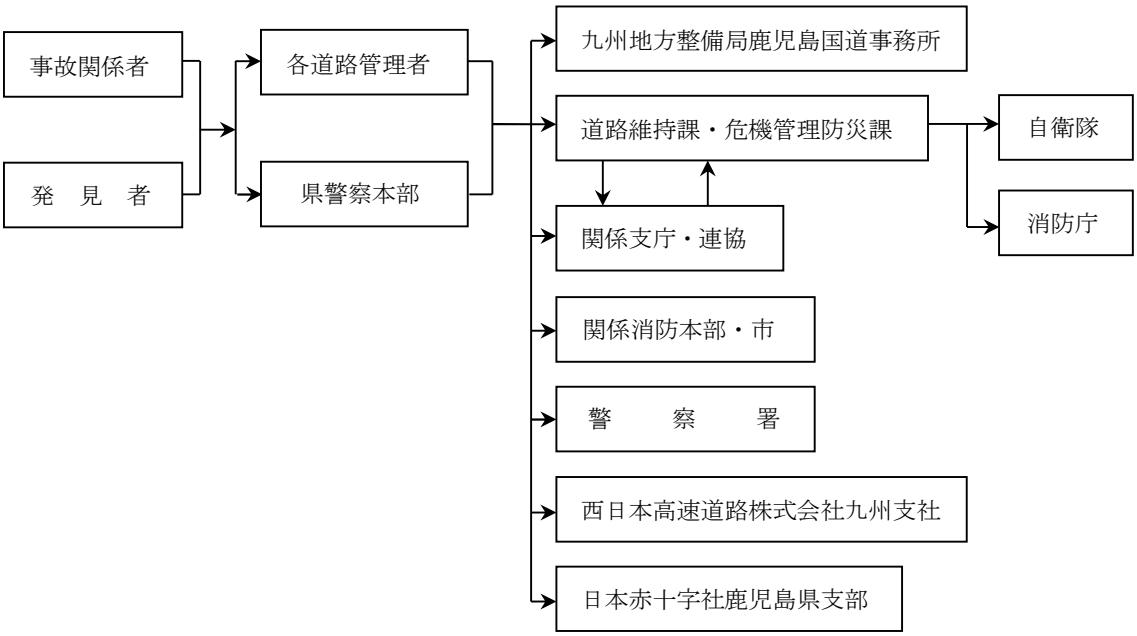

第２　発生時の初動体制

１　救助・救急

道路管理者は，事故が発生した場合は，人命の救助・救急を最優先とし，消防，警察等関係機関と人命救助・救急活動を支援する。

２　交通規制

道路管理者は，事故が発生した場合は，二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために，必要に応じて交通規制を行う。

また，道路管理者は，道路の交通規制の措置を講じた場合には，関係機関や道路交通情報センターに連絡し，一般住民等への情報提供を行うとともに，迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第８節「交通確保・規制」を準用する。

第３　広域的な応援体制

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

第４　避難誘導

道路管理者は，事故が発生した場合は，二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため，消防，警察等関係機関との連携を密にし，歩行者，運転車等の避難誘導を行う。

第５　被災者関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は，被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第６　復旧活動

道路管理者は，事故が発生した場合は，輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第４章　危険物等災害対策

石油類等の危険物，高圧ガス，火薬類，電気，毒物劇物の漏えい，流出，火災，爆発，飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策〔実施責任者：消防組合〕

第１　危険物等災害の防止

１　危険物の災害防止

（１）危険物施設等の保安監督・指導

市は，消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者，管理者等に対し，自主防災体制の確立，保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し，当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに，消防法の規定による立入検査を実施し，災害防止上必要な助言又は指導を行う。

（２）危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため，市長は，消防法に基づき，次の予防措置を講ずるものとする。

ア　立入検査等の実施

（ア）危険物施設の施工又は完成時に検査を実施する。

（イ）危険物の施設の定期的保安検査を実施する。

（ウ）危険物の運搬，移送中の事故防止を図るため，路上検査を実施する。

イ　定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者，管理者又は占有者に対し，法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ　危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し，取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ　事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか，事業所が自ら予防規定を策定し，従業員に対する保安教育や，災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ　消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等，消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として，その取扱方法，注意事項等の周知徹底を図る。

２　高圧ガス施設の災害防止

市は，県の行う高圧ガスによる災害防止のための予防措置を推進する。

３　火薬類等の災害防止

市は，県の行う火薬類取締法等による災害防止のための予防措置を推進する。

４　電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため，電気工作物に関する規制については，電気事業法，その他の電気関係諸法令で規制されているが，これらの法規に基づき，次のような電気保安対策を強化する。

（１）電気事業者は，施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し，適切な措置をする。

（２）自家用電気工作物施設者は，保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

（３）住宅等における一般用電気工作物は，電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

５　毒物劇物災害の防止

市は，県の行う毒物及び劇物取締法等に基づく予防措置を推進する。

第２　災害応急対策への備え

１　災害情報の収集・連絡手段の整備等

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

２　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備

（２）防災組織相互の連携体制の整備

（３）広域応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第１節「防災組織の整備」を準用する。

３　救助・救急，医療及び消火活動の整備

（１）救助・救急活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第６節「救助・救急体制の整備」を準用する。

（２）医療活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第９節「医療体制の整備」を準用する。

（３）消火活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第４節「消防体制の整備」

を準用する。

４　緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」を準用する。

５　避難活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節「避難体制の整備」を準用する。

６　防災訓練の実施

（１）事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう，防災訓練を実施する。
（２）訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策〔実施責任者：消防組合〕

第１　危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は，関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか，次により災害時における保安対策を実施する。

１　石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は，危険物施設の種類，取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが，おおむね次の区分に応じて措置する。

（１）災害が発生するおそれのある場合の措置

ア　情報及び警報等を確実に把握する。

イ　消防施設（ここでいう消防施設とは，各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ　施設内の警戒を厳重にする。

エ　危険物の集荷の中止，移動搬出の準備，浮上，流出，転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

（２）災害発生の場合の措置

ア　消防機関及びその他の関係機関への通報

イ　消防設備（（１）のイ）を使用し災害の防除に努める。

ウ　危険物施設等における詰替，運搬等の取扱いを禁止し，災害の拡大誘発の防止に努める。

エ　消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し，災害の防除に努める。

オ　災害の拡大に伴って，付近の状況等により，避難等の処理をなし，被害を最小限度に抑えるように努める。

２　高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては，第２部 第４章 第２節も参照のこと）

施設の管理者は，現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

（１）災害事故の急報及び現場措置

ア　通報

事故の当事者，又は発見者等は，事故の大小にかかわらず，事故発生を最寄りの消防，警察に通報する。連絡を受けた消防，警察は，事故現場に出動するとともに，以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

イ　現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行い，必要に応じて次の対策を行う。

（ア）初期消火，漏洩閉止等の作業

（イ）付近住民への通報

（ウ）二次災害防止措置（火気の使用停止，ガス容器の撤去，退避，交通制限等）

（エ）その他必要な措置（消火，除害，医療，救護）

ウ　防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は，直ちに現場に出動し，消防，警察等の防災活

動に対し協力助言を行う。

（２）通報の内容

（３）の通報系統図に基づき通報するときの内容は，次のとおりである。

ア　事故発生の場所・日時

イ　現場（通報時の実情及びとっている措置）

ウ　被害の状況

エ　原因となったガス名

オ　応援の要請，その他必要事項

（３）通報系統

高圧ガス災害発生時の通報系統図

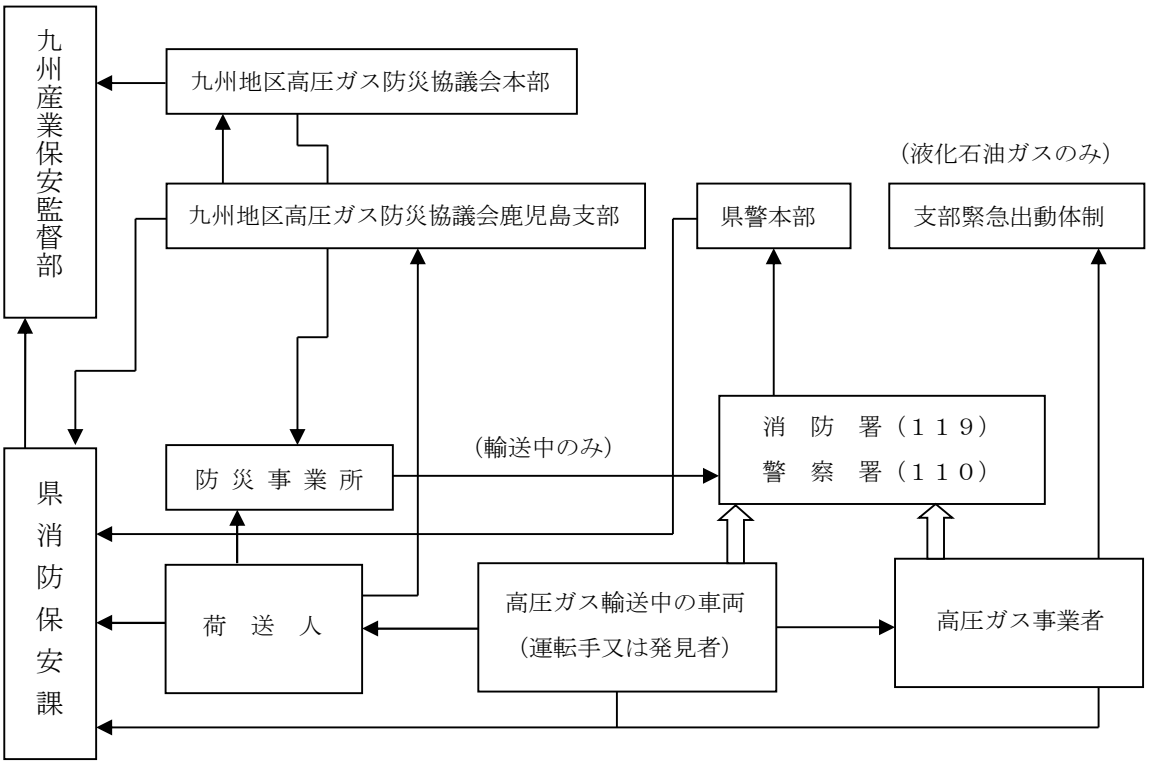

〔注１〕防災事業所とは，九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

〔注２〕⇦ は通報，← は連絡

３　火薬類の保安対策

施設の管理者は，現場の消防，警察等と連絡を密にし，速やかに次の措置を講ずる。

（１）保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は，速やかにこれを安全な場所に移し，見張人をつけて，関係者以外の者が近づくことを禁止する。

（２）道路が危険であるか，又は搬送の余裕がない場合には，火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

（３）搬出の余裕がない場合には，火薬庫にあっては，入口，窓等を目塗土等で完全に密閉し，木部には注水等の防火措置を講じ，かつ，必要に応じて住民に避難するよう警告する。

４　電気の保安対策

台風，火災，その他の非常災害時には，支持物の倒壊，電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

（１）災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い，危険箇所の早期発見に努める。

（２）危険箇所を発見した場合には，直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し，公衆に対する危険の標示，接近防止の措置を行う。

（３）出火のあった場合は，直ちに現場に急行し，現場の警察，消防関係者と緊密に連絡し，近傍電気工作物の監視を行うとともに，必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止，又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

５　毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が，災害により被害を受け，毒物劇物が飛散，漏洩又は地下に浸透し，保健衛生上危害が発生し，又は発生するおそれがあるとき，速やかに次の措置を講ずる。

（１）施設等の管理責任者は，危険防止のための応急措置を講ずるとともに，保健所，警察署及び消防署に届け出る。

（２）県は，警察，消防等の関係機関と連携し，広報活動等の必要な措置を講ずる。

第２　活動体制の確立

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」を準用する。

第３　広域的な応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

第４　被害情報の報告

１　事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合，事業者は被害の状況，応急対策の活動体制等を速やかに県，消防，警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

２　市

市は，市区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

第５　救助・救急，医療及び消火活動の整備

１　救助・救急活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第７節「救助・救急」を準用する。

２　医療活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第 10 節「緊急医療」を準用する。

３　消火活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第５節「消防活動」を準用する。

第６　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第９節「緊急輸送」を準用する。

第７　避難収容活動

１　避難誘導の実施

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第６節「避難の勧告・指示，誘導」を準用する。

２　指定緊急避難場所

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第１節「指定避難所の運営」を準用する。

３　災害時要援護者への配慮

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第 11 節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第８　被災者等への的確な情報伝達活動

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第３節「広報」を準用する。

第５章　林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策〔実施責任者：消防組合・耕地林務課〕

第１　広報活動の充実

市（消防組合）及び国，県は，森林所有者，林業労働者，付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施することとし，立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて，林野火災予防思想の普及，啓発に努める。

第２　予防体制の強化

（１）市は，乾燥・強風等の気象状況に留意し，森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また，気象状況等が，火災予防上危険であると認めるときは，地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
（２）森林所有者，地域の林業関係団体は，自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

第３　防災組織の育成

市等防災関係機関は，森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第４　予防施設，防災資機材の整備

市は，林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

第５　情報の収集・連絡手段の整備等

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

第６　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備
（２）防災組織相互の連携体制の整備
（３）広域応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第１節「防災組織の整備」を準用する。

第７　緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」を準用する。

第８　避難活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節「避難体制の整備」を準用する。

第９　防災訓練の実施

（１）事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう，防災訓練を実施する。
（２）訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

第１　活動体制

１　現場指揮本部等の設置

市は，火災を覚知した時は，現場指揮本部を設置し，関係機関と連携して防ぎょにあたるとともに，状況把握を的確に行い，延焼拡大等を考慮した上，隣接市等への応援要請の準備を行う。

２　空中消火体制

市は，消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは，県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をする等，空中消火体制をとる。

３　通信連絡体制

市は，火災を発見した者等から通報を受けた場合は，速やかに，県，隣接市，関係機関等に通報する。また，市は，森林管理署，県等と相互に情報交換等を行う。

林野火災通報連絡図

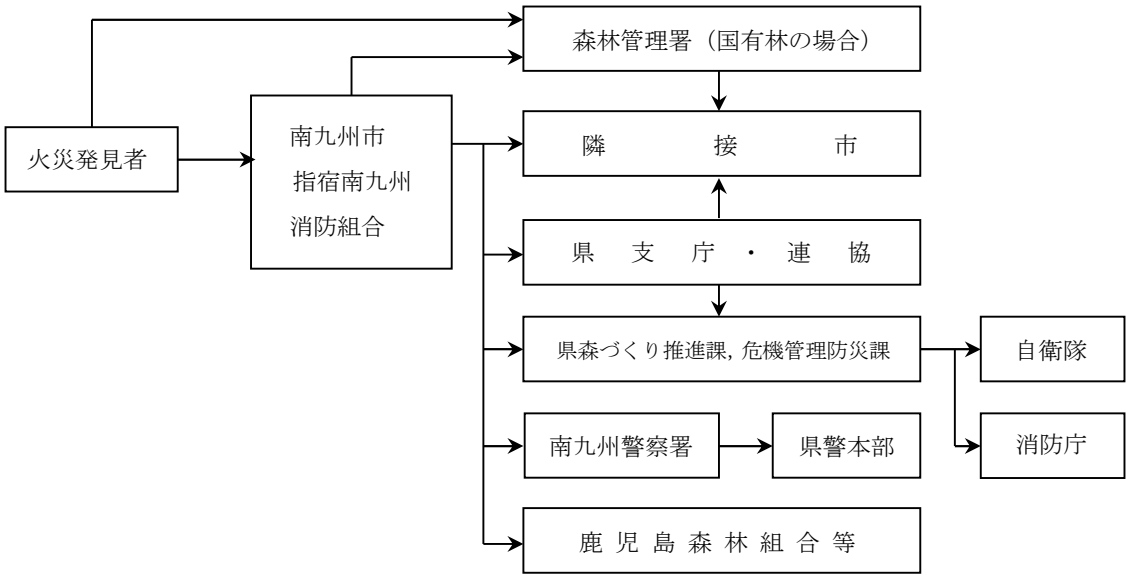

４　災害情報の収集・連絡体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用する。

第２　関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は，おおむね次のとおりである。

関　係　機　関	実　施　事　項
各森林管理署	（１）国有林に係る火災対策の総括的な業務 （２）国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 （３）国有林に係る火災の関係機関への協力要請 （４）国有林内への立入り制限，火の使用制限等 （５）国有林に係る火災関係情報の広報
南九州市 指宿南九州消防組合	（１）火災対策の総括的な業務 （２）救難及び捜索，消火・延焼防止作業 （３）関係機関への情報伝達 （４）関係機関への協力要請 （５）立入り制限，火の使用制限等 （６）火災関係情報の広報 （７）指定避難所の設置及び運営 （８）広域応援
第十管区海上保安本部	（１）被害規模に関する総括的な情報等の連絡 （２）救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第 12 普通科連隊	（１）災害状況等情報の収集，通報 （２）救難及び捜索，消火・延焼防止作業 （３）防災資機材の輸送 （４）付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第１航空群	（１）災害状況等情報の収集，通報 （２）避難及び捜索，消火・延焼防止作業 （３）防災資機材の海上輸送
鹿児島県	（１）関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 （２）消防・防災ヘリコプターによる空中消火，避難誘導等 （３）応援要請 （４）被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	（１）警備活動 （２）災害状況等情報の収集 （３）救出救助活動 （４）立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	負傷者の収容並びに手当

第３　広域的な応援体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

第４　救助・救急，医療及び消火活動の整備

１　救助・救急活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第７節「救助・救急」を準用する。

２　医療活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第 10 節「緊急医療」を準用する。

３　消火活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第５節「消防活動」を準用する。

第５　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第９節「緊急輸送」を準用する。

第６　避難収容活動の整備

１　避難誘導の実施

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第６節「避難の勧告・指示，誘導」を準用する。

２　指定緊急避難場所

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第１節「指定避難所の運営」を準用する。

３　災害時要援護者への配慮

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第 11 節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第７　被災者等への的確な情報伝達活動の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第３節「広報」を準用する。

第８　施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

１　市，県及び関係機関は，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

２　市，国及び県は，林野火災により荒廃した地域の下流域において，降雨等による土砂災害等，二次災害の危険性について点検を実施するとともに，緊急性の高い箇所については，応急対策を行う。

第４部　災害復旧・復興

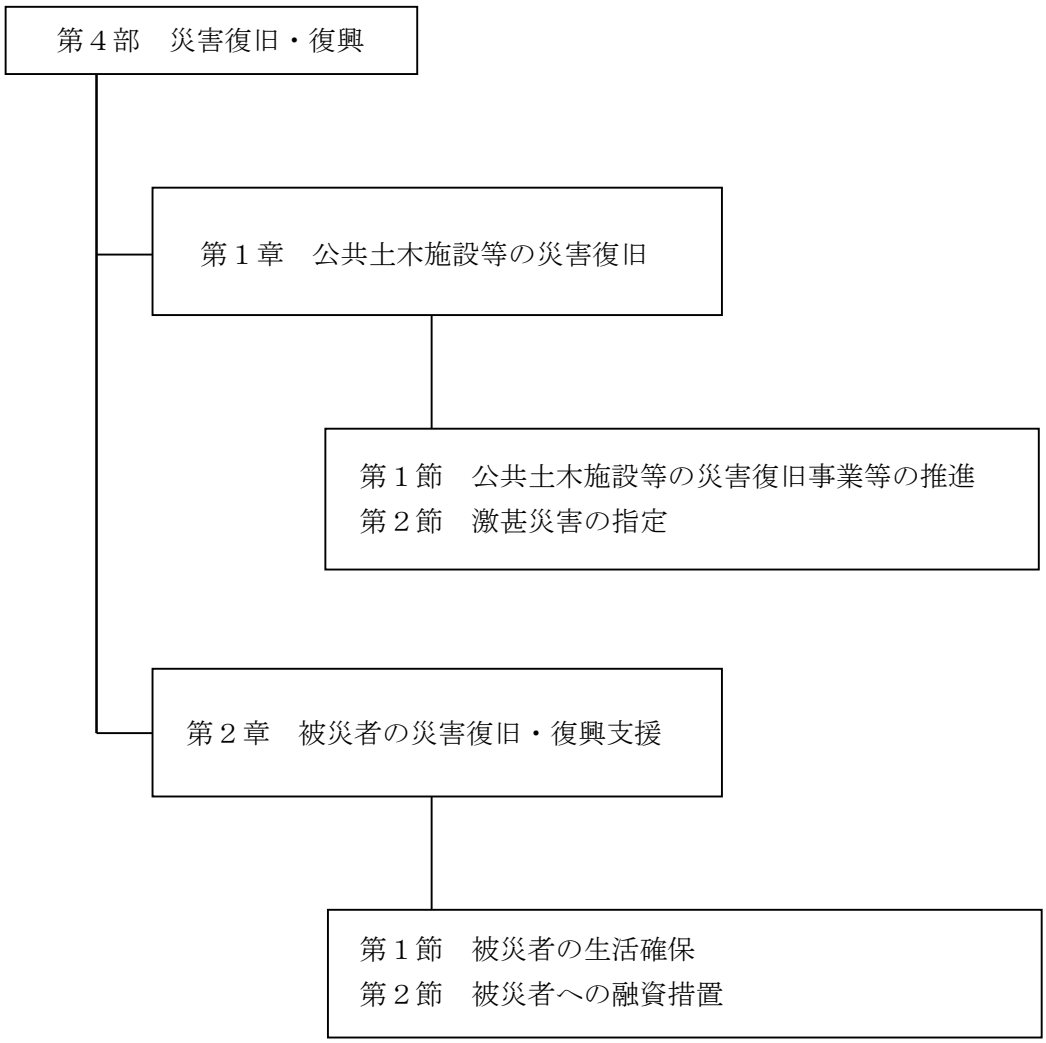
第４部　災害復旧・復興
第１章　公共土木施設等の災害復旧
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進
第２節　激甚災害の指定
第２章　被災者の災害復旧・復興支援
第１節　被災者の生活確保
第２節　被災者への融資措置

第４部　災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は，住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため，本章では，公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進〔実施責任者：全部〕

第１　災害復旧事業等の推進

１　災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う，災害復旧事業の計画策定の基本方針は，各施設の原形復旧と併せ，市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して，災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し，極力早期復旧に努める。

２　災害復旧事業等の実施要領

（１）災害の程度及び緊急の度合等に応じて，県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

（２）査定のための調査，測量及び設計を早急に実施する。

（３）緊急査定の場合は，県及び派遣された現地指導官と十分なる協議をなし，その指示に基づき周到な計画をたてる。

また，本査定の場合は，査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

（４）災害復旧にあたっては，被災原因を基礎にして，再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え，災害箇所の復旧のみに捉われず，周囲との関連を十分考慮に入れて，極力改良復旧ができるよう提案する。

（５）査定終了後は，緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり，現年度内に完了するよう施工の促進を図る。

（６）査定で補助事業の対象外となったもので，なお，今後危惧されるものについては，その重要度により，県の各課所管の県単防災事業で実施できるよう要望する。

（７）大災害が発生した場合の復旧等については，復旧事業着手後において労働力の不足，施工業者の不足や質の低下，資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので，このような事態を想定して十分検討しておく。

（８）災害の増破防止，交通の安全確保等のため，災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

（９）大災害発生を想定して，査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　事業計画の種別

「１　災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き，次に掲げる事業計画について，被害発生の都度，検討作成するものとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画
（２）農林水産施設災害復旧事業計画
（３）都市災害復旧事業計画
（４）上下水道災害復旧事業計画
（５）住宅災害復旧事業計画
（６）社会福祉施設災害復旧事業計画
（７）公共医療施設，病院等災害復旧事業計画
（８）学校教育施設災害復旧事業計画
（９）社会教育施設災害復旧事業計画
(10) その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定〔実施責任者：全部〕

第１　激甚災害に関する調査

市長は，県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第２　特別財政援助額の交付手続き等

市長は，激甚災害の指定を受けたときは，速やかに関係調書等を作成し，県各部局に提出しなければならない。

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が，その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように，生活相談，災害弔慰金等の支給，税の減免，各種融資措置等，本章では，被災者の支援に係る対策を定める。

第１節　被災者の生活確保〔実施責任者：全部〕

市は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティーの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

第１　生活相談

市は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また，所住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった市と避難先の市町村が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は，次のとおりとする。

機　関　名	相　談　の　内　容　等
市	被災者のための相談所を設け，苦情，要望等を受け付け，その解消を図るほか，その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
鹿　児　島　県	１　被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため，電話による相談のほか，県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け，被災者の生活安定の早期回復に努める。 ２　市町村をはじめ関係機関との連携により，総合相談体制の確立を図る。
総務省九州管区行政評価局，鹿児島行政監視行政相談センター	被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。
県　警　察　本　部	警察署，交番その他必要な場所に警察安全相談窓口を設置し，警察関係の相談にあたる。
指宿南九州消防本部	発災後の出火防止を図るため，次のような指導を行うとともに，消防署等に，災害の規模に応じて消防相談所を設け，相談にあたる。 １　被災建物，仮設建物及び指定避難所等における予防対策の徹底 ２　電気，都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対

	応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ３　危険物施設等における余震に対する警戒体制，構造・設備に関する点検等の強化 ４　火災による，罹災証明等各種手続きの迅速な実施

第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）

１　処理処分方法の確立及び仮置場，最終処分地の確保

市は，災害廃棄物の処理処分方法を確立する。また，市内での災害廃棄物の仮置場，最終処分地の確保を行うことを原則とするが，それが，困難な場合，県は県内の他市町村及び県外での仮置場，最終処分地の確保について環境省と連携して市町村を支援する。

２　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理にあったては，適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図る。

３　環境汚染の未然防止，住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理にあたっては，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

４　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため，市は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし，そのための処理計画を定めるものとする。

５　建物等の解体等による石綿飛散防止

市は，建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため，必要に応じ事業者等に対し，大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第３　借地借家制度の特例の適用に関する事項

１　り災都市借地借家臨時処理法の適用手続

（１）市長は，り災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第 25 条の２の災害として指定を受け，借地借家制度の特例の適用を希望する場合は，国土交通大臣に対し，申請を行う。

（２）市長は，適用の申請に際し，次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて，国土交通大臣あて２部提出する。

ア　市の面積

イ　り災土地の面積

ウ　市の建物戸数

エ　滅失戸数

オ　災害の状況

カ　その他（り災土地中，借地の比率及び滅失建物中，借家の比率等もできれば記載する。）

２　法適用基準

法の適用基準は，災害により市街地における建物の滅失が著しく，借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第４　被災者生活再建支援金の支給〔実施責任者：県保健福祉部社会福祉課〕

被災者生活再建支援法に基づいて，自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し，生活の再建を支援し，もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

（平成 22 年 11 月 1 日現在）

<table>
<tr><td>区　分</td><td>支　給　の　内　容　等</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td>県（被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館を指定）支給事務を委託）</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>（１）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
（２）10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
（３）100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
（４）（１）又は（２）の市町村を含む都道府県で，５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）の区域に係る自然災害
（５）（１）～（３）の区域に隣接し，５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）の区域に係る自然災害
（６）（１）若しくは（２）の市町村を含む都道府県又は（３）の都道府県が２以上ある場合に，
①５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）
②２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満）</td></tr>
<tr><td>対象世帯</td><td>（１）居住する住宅が全壊した世帯
（２）居住する住宅が半壊，又は住宅の敷地に被害が生じ，その住宅をやむを得ず解体した世帯
（３）災害による危険な状態が継続し，住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
（４）住宅が半壊し，大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支 給 額</td><td>支給額は，以下の２つの支援金の合計額となる
（※世帯人数が１人の場合は，各該当欄の金額の３／４の額）
（１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全　壊
対象世帯の(1)</td><td>解　体
対象世帯の(2)</td><td>長期避難
対象世帯の(3)</td><td>大規模半壊
対象世帯の(4)</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</td></tr>
</table>

	住宅の再建方法	建設・購入	補　修	賃　借（公営住宅以外）
	支給額	２００万円	１００万円	５０万円
	※一旦住宅を賃借した後，自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は，合計で２００（又は１００）万円			
申 請 先	県（市町村経由）			

第５　被災者生活支援金の支給〔実施責任者：県保健福祉部社会福祉課・市福祉健康課〕

被災者生活再建支援法が適用される等の大規模な災害において，床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して，生活再建を支援するため，被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	①　被災者生活再建支援法が適用された市町村 ②　上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	①　全壊，半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ②　商工業を行う拠点である店舗，事務所，工場等が全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし，①の支給対象者は除く。 ③　①，②に係らず，被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④　①，②のうち，被災日の前年の１月１日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①，②については，１世帯（１事業者）あたり２０万円 上記④については１世帯（１事業者）あたり３０万円

第６　災害弔慰金等の支給〔実施責任：福祉健康課〕

１　災害弔慰金の支給

市長は，南九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）に基づいて，自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

ただし，災害救助法及び条例の適用を受けない場合は，南九州市単独災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱に基づいて支給する。

２　災害障害見舞金の支給

市長は，条例に基づいて災害により負傷し，又は疾病にかかり，治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に災害対策基本法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して，災害障害見舞金を支給する。

３　県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて，自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

４　県単住家災害見舞金

鹿児島県災害彫金等支給要綱に基づいて，自然災害によって現に居住している住家が全壊，流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

第７　税の減免措置〔実施責任者：鹿児島県・税務課〕

１　税の徴収猶予等

（１）市長又は知事は，地方税法第 15 条の規定に基づき，県税又は市税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため，税金を一時に納めることができないと認めたときは，納税者又は特別徴収義務者の申請により１年以内の範囲で，県税又は市税の徴収猶予を行う。

（２）市長は，地方税法第 20 条の５の２の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により，災害による被災者のうち，市税の納入等ができない者に対し，期限の延長を行う。

２　税の減免

（１）県税の減免

種　別	減　免　の　内　容　等
事　業　税	ア　災害により自己の所有に係る事業用資産について受けた損害金額が，その資産の価額の１/２以上である個人の事業税の納入者のうち，前年中の事業の所得が 1,000 万円以下のものについては，納期限の到来しない税額について，次の割合で減免する。 （ア）課税標準所得金額が 500 万円以下のもの　全部 （イ）課税標準所得金額が 750 万円以下のもの　１/２ （ウ）課税標準所得金額が 750 万円を超えるもの　１/４ イ　アに該当しないもので，災害により自己又は同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち，合計所得金額が 500 万円以下のものについては，納期限の到来しない税額の１/２以内の額を軽減する。
自動車税種別割	災害により自己の所有する自動車につき損害を受けた自動車税の納税者に対し，修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車に係る自動車税種別について，損害の程度に応じて税額の１/２以内の額を軽減する。
不動産取得税	ア　不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合，当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合に応じ減免する。 イ　災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から３年以内に取得した場合，当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台

	帳価格に見合う税額分を減免する。
産業廃棄物税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は，災害の発生した日以降，納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。

（２）市税の減免

市長は，市税の減免に関する関係条例等の規定により，災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し，市税の減免を行う。

第８　職業のあっせん等〔実施責任者：鹿児島労働局（各公共職業安定所）・商工観光課〕

１　職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が，職業のあっせんの対象とする被災者は，災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

２　職業相談

公共職業安定所は，原則として被災者が公共職業安定所に来所し，求職の申込をした者に対し職業相談を行う。ただし，被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については，市長は，被災者の求職申込を公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は，市長の求職取次ぎに基づき，事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

第９　罹災証明書の交付〔実施責任者：防災安全課〕

市は，各種の支援措置が早期に実施されるよう，発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し，被災者に罹災証明書を交付する。

なお，住家等の被害の程度を調査する際，必要に応じて，航空写真，被災者が撮影した住家の写真，応急危険度判定の判定結果等を活用する等，適切な手法により実施する。

また，平時から被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加する等，被害認定を迅速かつ公正に実施できるような体制の整備に努める。

第２節　被災者への融資措置〔実施責任者：県社会福祉協議会，県社会福祉課，市福祉健康課〕

第１　民生関係の融資

１　生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき，県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し，自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

区　分	融　資　の　内　容　等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 （１）資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより，独立自活できると認められる世帯であること。 （２）独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続き及び方法	借入申込人は，その居住地区を担当する民生委員を通じ市社会福祉協議会へ提出する。市社会福祉協議会は，意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し，県社会福祉協議会で貸付を決定の上，市社会福祉協議会長あて通知するとともに，貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	１５０万円以内
償還期間	据置期間（６か月以内無利子）経過後７年以内に償還を完了するものとする。
利　率	年１．５％（保証人がある場合は無利子）

２　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき，自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し，生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行う。

区　分	貸　付　の　内　容　等
実施主体	市の条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 （県内においての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2/3，県1/3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌日１日から起算して３月を経過する日まで
貸付対象世帯	ア 同一世帯に属するものが１人の場合は，その所得の合計額が，220 万円以下の世帯 イ 同一世帯に属するものが２人の場合は，その所得の合計額が，430 万円以下の世帯 ウ 同一世帯に属するものが３人の場合は，その所得の合計額が，620 万円以下の世帯 エ 同一世帯に属するものが４人の場合は，その所得の合計額が，730 万円以下の世帯 オ 同一世帯に属するものが５人の場合は，その所得の合計額が，730 万円以下に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額以下の世帯 カ 住居が滅失又は流失した場合は，その所得の合計額が 1,270 万円以下の世帯

別表　貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
１　世帯主が負傷した場合（約１ヶ月以上かかること）	（ア）家財・居住ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0%	10 年以内	３年（特認５年）	半年賦又は年賦	連帯保証人
	（イ）家財の損害はあるが，住居の損害はない場合	2,500,000					
	（ウ）住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	2,700,000 (3,500,000)					
	（エ）住居が全壊した場合	3,500,000	据置期間中は無利子	据置期間を含む		原則として元利均等償還	
２　世帯主が負傷しなかった場合（療養期間が約１ヶ月かからない場合も含む）	（ア）家財の損害はあるが，住居の損害はない場合	1,500,000					
	（イ）住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	1,700,000 (2,500,000)					
	（ウ）住居の全壊した場合（エの場合を除く）（特別の事情がある場合）	2,500,000 (3,500,000)					
	（エ）住居全体が滅失し，又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」・・・家財の損害金額が，家財の価格の１／３以上に達した場合をいう。
「特別な事情」・・・被災した住居を立て直すに際し，残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第２　住宅資金の融資〔実施責任者：鹿児島県・関係機関等〕

１　災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し，又は損傷した場合において，当該家屋を復興して自ら居住し，又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から２年以内に災害復興住宅を建設し，若しくは補修し，又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し，当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し，若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
対象となる災　害	次のいずれかの災害 （１）地震，豪雨，噴火，津波等の自然現象により生じた災害 （２）自然現象以外の原因による災害のうち，住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受付けることのできる住宅	（１）建設の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）面積要件なし。 （ウ）併用住宅は，住宅部分が概ね１／２であること。ただし，非住宅部分を賃貸す

	るものは除く。 （エ）建築基準法その他の関係法令に適合すること。 （オ）居住室，台所及びトイレを備えていること。 （カ）木造である場合，１戸建又は連続建であること。 （２）補修の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）家屋の床面積，構造の種類は制限がない。 （ウ）併用住宅は，住宅部分が概ね１／２以上であること。ただし，非住家部分を賃貸するものは除く。 （エ）建築基準法の規定に適合すること。 （オ）各戸に居住室，便所及び炊事室を備えていること。 （カ）１戸あたりの補修に要する費用が 10 万円以上であること。
貸付対象者	（１）機構から資金の貸付を受けなければ，災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 （２）災害によるり災時，滅失し，又は損傷した家屋の所有者，賃借人又は居住者であって災害の発生の日から２年以内に自ら居住し，又は他人（親族等）に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 （３）償還能力を有する者であること。
貸付の条件	（１）建設の場合 （ア）貸付限度額　機構の貸付限度額による 住宅建設資金　土地取得あり　（工事費の 100％融資） 土地取得なし　（工事費の 100％融資） 住宅購入資金　（購入費の 100％融資） （イ）貸付利率　機構の貸付利率による。 （ウ）償還期間　機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 （エ）償還方法　機構の償還方法及び条件による。 （２）補修の場合 （ア）貸付限度額　機構の貸付限度額による。 住宅補修資金　（工事費の 100％融資） （イ）貸付利率　機構の貸付利率による。 （ウ）償還期間　機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 （エ）償還方法　機構の償還方法及び条件による。
借入手続	融資希望者は，り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け，申込書の提出は，機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

２　地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法に基づく勧告により，自ら居住し，又は他人（親族等）に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して，本資金を融資するものである。

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ
貸付の条件その他	災害復興住宅に同じ

第３　農林漁業関係の融資〔実施責任者：鹿児島県・関係機関等〕

１　天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき，特に著しい災害があり，法適用の指定を受けた場合，農林漁業者等に対し，次のような資金の融資を行う。

（１）被害農林漁業者に対する経営資金

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
資金使途	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る。），家畜，家きん，薪炭原木，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る。），稚魚，稚貝，飼料，漁業用燃油等の購入資金，炭がまの構築資金，漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	（ア）被害農業者 農業を主な業務とする者であって，天災による農作物，畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の 100 分の 30 以上であり，かつ，減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災による果樹，茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積５アール以上）の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分 30 以上である旨の市町村長の認定を受けた者 （イ）被害林業者 林業を主な業務とする者であって，天災による薪炭（薪炭原木を含む。），木材，林業用種苗その他の林産物の流失等による損害額が，平年における林業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま，しいたけほだ木，わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市町村長の認定を受けた者 （ウ）被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって，天災による魚類，貝類及び海そう類の流失等による損失額が，平年における漁業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によ

	るその所有する漁船若しくは漁具の沈没，滅失，流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市町村長の認定を受けた者。 （エ）特別被害農業者 被害農業者であって，天災による農作物，畜産物及び繭の減収による損失額が，その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 30）以上である旨又は天災による果樹，茶樹若しくは桑樹の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者 （オ）特別被害林業者 被害林業者であって，天災による薪炭（薪炭原木を含む。），木材，林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が，平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま，しいたけほだ木，わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者 （カ）特別被害漁業者 被害漁業者であって，天災による魚類，貝類及び海そう類の流失等による損失額が，平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没，滅失，流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者
貸付利率	（ア）特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年３％以内 （イ）天災による農作物等，林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業，林業又は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者・・・・年５.５％以内 （ウ）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年６.５％以内
償還期限	６年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合７年）

<table>
<tr><td>貸付の限度</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">貸付対象者</td><td colspan="2">天災融資法</td><td colspan="2">激甚災害法</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）</td><td colspan="2">貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）</td></tr>
<tr><td>A%</td><td>B 万円個人
(( )は法人)</td><td>A%</td><td>B 万円個人
(( )は法人)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農業者</td><td rowspan="2"></td><td>果樹栽培者･家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開拓者</td><td>果樹栽培者･家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td>一般開拓者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td colspan="3">林　　業　　者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">漁業者</td><td colspan="2">漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>80</td><td>5,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td colspan="2">水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500(2,500)</td><td>60</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般漁業者</td><td>50</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（２）被災農林漁業組合に対する事業資金

区　分	融　資　の　内　容　等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年６.５％以内
償還期限	３年以内
貸付限度	2,500 万円以内，ただし，連合会については，5,000 万円以内（激甚法適用の場合は，5,000 万円以内，ただし，連合会については，7,500 万円以内）

２　日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき，日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者に対し，貸し付けを行う資金は，次のとおりである。

（１）農林漁業セーフティネット資金
（２）農業基盤整備資金
（３）農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・共同利用施設）

（４）漁業基盤整備資金（漁港・漁場整備）
（５）林業基盤整備資金（林道・樹苗養成施設）
※　貸付利率等は随時改訂が行われるので，利用の際は関係先に確認すること。

第４　商工業関係の融資及び利子補助〔実施責任者：鹿児島県・関係機関等〕

１　鹿児島県融資制度　緊急災害対策資金

（１）目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し，当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

（２）融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を１年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で，次の要件のいずれかに該当するもの。

①　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。）
②　災害救助法第２条の災害により被害を受けた者
（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
③　被災者生活再建支援法第２条の自然災害により被害を受けた者
（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
④　知事が特に認める災害により被害を受けた者
※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額	運転設備資金	2,000 万円
	設備資金	3,000 万円
融資期間	運転設備資金	7 年以内（据置２年以内）
	設備資金	10 年以内（据置３年以内）
融資利率	1 年以内	年 1.6%
	1 年超　3 年以内	年 1.8%
	3 年超　5 年以内	年 1.9%
	5 年超　7 年以内	年 2.1%
	7 年超　10 年以内	年 2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会の保証を要する。
信用保証料率：融資対象者①～③　年 0%　融資対象者④　年 0%～年 1.40%
※割引料率
①財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者（個人を除く。）　－0.1%割引
②担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合　－0.1%割引
連帯保証人：保証機関の定めるところによる
担　　保：保証機関の定めるところによる
申込み先　：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関
取扱金融機関　鹿児島銀行，南日本銀行，各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫，

福岡銀行，肥後銀行，宮崎銀行，西日本シティ銀行，熊本ファミリー銀行，宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：　当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

２　政府系金融機関の融資

（令和４年４月１日現在）

機関名／事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠　1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき，3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転　10年以内 設備　15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転　10年以内 設備　20年以内
据置期間	２年以内	２年以内 (ただし，異例の災害の場合は，その都度定める。)	３年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし，特別利率が適用される場合がある。	各融資制度に定められた利率	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

（注）融資条件は随時改訂されるので，利用の際は関係先への確認が必要。

３　鹿児島県信用保証協会の保証

（１）保証対象は，県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し，事業を営んでいる中小企業者。ただし，保証制度要綱等で別に業歴が定められている場合は，それによる。

（２）相談・申込先：各金融機関

（３）保証限度：個人・法人　2億8,000万円　組合　4億8,000円（激甚災害保証の場合は別枠）

（４）保証期間：運転資金15年以内，設備資金20年以内
（激甚災害保証の場合　運転資金5年以内，設備資金7年以内）

（５）保証人及び担保：保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求

（６）返済方法：一括又は分割返済

（７）信用保証料率：0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合　年0.87%）　※「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者－0.1%割引・担保の提供がある事業者－0.1%割引

４　鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

（１）目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について，利子補助を行う市町村に対し，融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

（２）利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が，災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね６ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※災害復旧資金：（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

（３）補助の概要

利子補助率：融資額 200 万円以下　　年 1.80%
融資額 200 万円超 600 万円以下　　年 1.35%
融資額 600 万円超 1,500 万円以下　　年 0.90%

※　補助率は県が負担するものであり，被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため，市町村によって異なる。

補助機関：５年間

補助対象額：借入金 1,500 万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：ア　中小企業災害復旧資金利息支払証明願
イ　災害により被害を受けたことの市長，消防署長等の証明書又は証明書の写し
ウ　事業報告書
エ　市長が必要と認める書類

第３編　地震災害対策編

第１部　地震災害予防

第１部　地震災害予防

- 第１章　地震災害に強い施設等の整備
  - 第　１　節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進
  - 第　２　節　防災構造化の推進
  - 第　３　節　建築物災害の防止対策の推進
  - 第　４　節　公共施設の災害防止対策の推進
  - 第　５　節　危険物災害等の防止対策の推進
  - 第　６　節　地震防災緊急事業５箇年計画の推進
  - 第　７　節　地震防災研究の推進
- 第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
  - 第　１　節　防災組織の整備
  - 第　２　節　通信・広報体制（機器等）の整備
  - 第　３　節　地震等気象観測体制の整備
  - 第　４　節　消防体制の整備
  - 第　５　節　避難体制の整備
  - 第　６　節　救助・救急体制の整備
  - 第　７　節　交通確保体制の整備
  - 第　８　節　輸送体制の整備
  - 第　９　節　医療体制の整備
  - 第１０節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備
- 第３章　住民の防災活動の促進
  - 第　１　節　防災知識の普及啓発
  - 第　２　節　防災訓練の効果的実施
  - 第　３　節　自主防災組織の育成強化
  - 第　４　節　防災ボランティアの育成強化
  - 第　５　節　要配慮者の安全確保

第１部　地震災害予防

第１章　地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して，被害の軽減を図るためには，各種防災事業を推進し，被害を未然に防止したり，被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では，このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進〔実施責任者：建設課・農業振興課・耕地林務課〕

本市は，地形・地質条件から，山地災害，土石流，急傾斜地崩壊等の被害を受けやすく，地震等においても，斜面災害，液状化，農地災害等の被害が予想される。

このような災害を防止するため，従来から推進されている事業を継続し，地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号，平成 13 年４月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき，土砂災害から住民の生命を守るため，危険性のある区域を明らかにし，警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

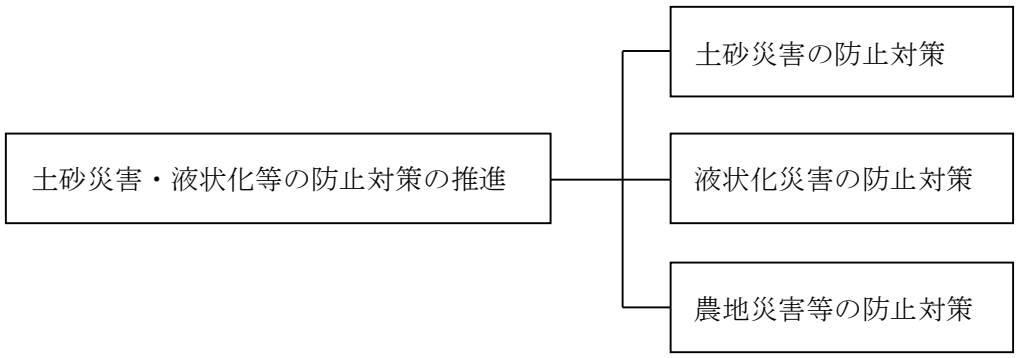

第１　土砂災害の防止対策

本市は，広範囲にシラス土壌に覆われている上，台風，豪雨の発生する頻度が高いため，土石流，がけ崩れ，地すべり等による土砂災害を受けやすい。また，地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ，これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか，道路交通の不通箇所が予測される。

市及び県は，各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し，災害防止事業を行い，行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

土砂災害防止事業の推進，砂防施設等の災害防止，災害危険箇所等の調査結果の周知，災害危険箇所の警戒避難体制の整備等については，一般災害対策編第１部第１章第１節「土砂災害等の災害防止対策の推進」に準ずる。

第２　液状化災害の防止対策

１　法令遵守の指導

市は，これまでの地震時の液状化対策として，建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが，阪神・淡路大震災の事例をみても，現行の法令に適合した構造物の被害は少ないことから，耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

２　地盤改良及び構造物対策の推進

地震による液状化等の被害は，地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査によると，市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって，今後，市は新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ，以下の液状化対策を推進する。

（１）地盤改良の推進

新規都市開発，市街地再開発，産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては，地盤改良等の推進を図る。

（２）構造的対策の推進

市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に，構造物については地盤改良や基礎工法による対策，地下埋設物については既存施設の技術的改良，新設管の耐震化，管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

３　液状化対策手法の周知

市は，これまで，液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが，将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても，住民や関係方面への周知に努める。

第３　農地災害等の防止対策

１　農地災害等の防止対策

市は，被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋等の農業用施設について，県と連携を図りながら関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し，対策の必要なものはその整備に努める。

また，既存のダムや防災重点農業用ため池等の主要な施設については，定期的に点検を行い，必要に応じて耐震化の診断をする等，地震時に備えた対策を推進する。

２　危険箇所の把握及び情報周知

市及び県は，防災重点農業用ため池等が地震により決壊した場合，人命に関わる被害が想定される施設について，浸水想定区域等を把握するための調査を行う。

市は，得られた調査結果に基づき，危険箇所等の情報を市の防災マップ等に明示し，地域住民へ周知する。

第２節　防災構造化の推進〔実施責任者：都市政策課〕

都市等の基盤施設の整備を推進し，災害の拡大を防ぎ，被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また，新規事業等の事業に際して，各法令等に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新，新規開発に伴う指導等を行うことによる適正な土地利用を推進するほか，市における，ハード・ソフト両面からの防災対策等を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより，風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。

具体的な内容については，一般災害対策編第１部第１章第３節「防災構造化の推進」に準ずる。

第３節　建築物災害の防災対策の推進〔実施責任者：都市政策課〕

地震時は，建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため，建築物の耐震性・安全性を確保し，建築物の倒壊，焼失等の被害の防止対策を推進する。特に，既存建築物の耐震性の向上を図るため，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の的確な施行により，耐震診断・耐震改修の促進に努める。

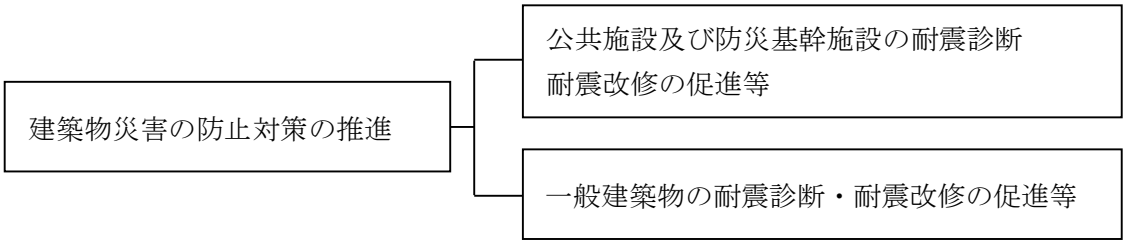

第１　公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

１　公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

市の庁舎，消防，学校，公民館及び福祉機関等の施設は，災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか，学校，公民館等は，避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため，市は，これらの防災拠点施設や公共施設等のうち，新耐震基準によらない既存建築物については，災害応急対策実施上の重要性，有効性，地域特性等を考慮し，防災上重要と判断される建築物を選定して耐震改修の推進に努める。

さらに，乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園，保育園についても，その安全性の確保を図る必要があることから，同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また，県及び市は災害時の拠点となる庁舎，指定避難所等について，屋外広告物，窓ガラス，外壁材，天井，配管等の非構造物を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに，指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には，優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお，大規模災害においては，防災拠点施設等の被災により，行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため，新たに防災拠点施設等の機能強化対策として，行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化等に努める。

２　液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は，地盤の特質や液状化の程度にも関係するため，市は，液状化危険の高い地域の公共建築物等については，防災上の重要性を考慮し，地震等にその機能が損なわれることのないよう，地盤対策や基礎工法を強化する等の液状化対策を推進する。

第２　一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

１　住民等への意識啓発

市は，住民に対し，以下の意識啓発を実施する。

（１）耐震診断の必要性の啓発

既存建物については，耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり，講習会等を実施することにより，耐震診断の必要性を啓発する。

（２）専門家の協力による指導・啓発

建築士会，建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て，専門家による耐震診断を推進することにより，耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに，耐震診断を促進するための体制を整備し，また，がけ地近接等危険住宅の移転についても，助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

（３）一般に対する指導啓発内容

ア　建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ　天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

ウ　コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

第４節　公共施設の災害防止対策の推進〔実施責任者：市民生活課・建設課・水道課〕

上・下水道，電力，ガス，通信等のライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港等の公共施設は，地域生活の根幹をなすものであり，これらが地震・津波により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため，公共施設の的確な維持管理に努め，地震災害に強い施設を整備するとともに，災害が発生したときも被害を最小限に止め，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保等，施設の災害防止対策を推進する。

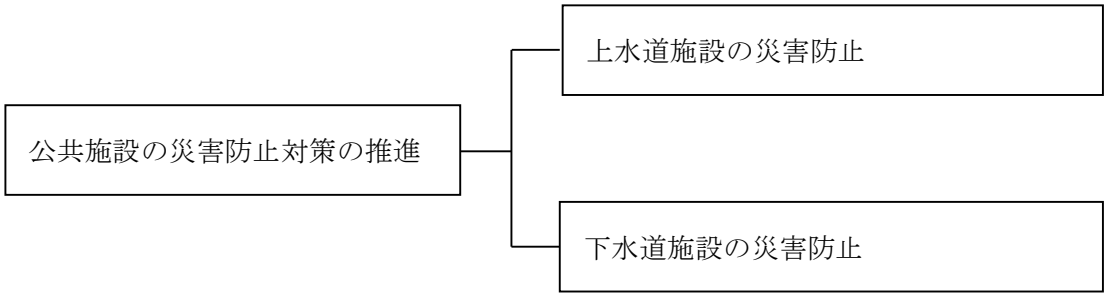

第１　上水道施設の災害防止

１　地震に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は，生命の維持や日常生活に不可欠なため，各水道事業者は，地震に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが，今後，施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに，引き続き，以下の対策により，被害発生の抑制と影響の最小化を図り，地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に，重要度，緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

（１）水源施設，管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
（２）耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
（３）老朽化した浄水場等の構造物，導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
（４）浄水場等の基幹施設，導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
（５）災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
（６）配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
（７）給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
（８）系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

（９）飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

２　復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材，被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

第２　下水道施設の災害防止

１　地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

市は，下水道施設について，これまでも災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き以下の対策を推進し，地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

（１）耐震性の劣る配管から，柔軟で外力を分散させる構造への敷設替えの推進
（２）老朽化した施設，管路施設等の点検・補修の推進
（３）広域的なバックアップ体制の推進
（４）処理場等の耐震化・停電対策の推進

２　集中監視システムの活用

浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第５節　危険物災害等の防止対策の推進〔実施責任者：消防組合〕

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により，危険物災害等による被害が予想される。

このため，石油等の危険物や高圧ガス等の漏えい・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し，危険物災害等の防止対策を推進する。

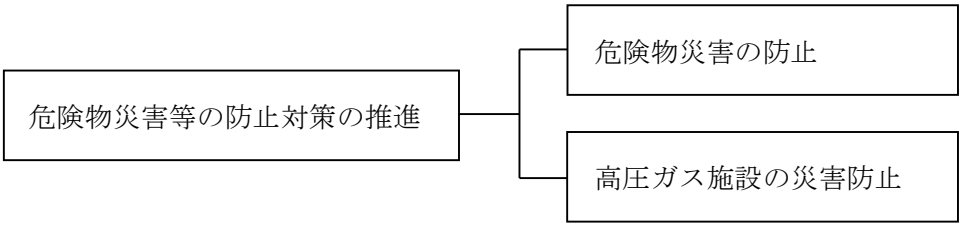

第１　危険物災害の防止

１　危険物施設の保安監督・指導

市及び県は，消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者，管理者等に対し，自主防災体制の確立，保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し，当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに，消防法の規定による立入検査を実施し，災害防止上必要な助言又は指導を行う。

２　危険物取扱者への保安教育の徹底

市は，県の行う消防法に基づく取扱作業の保安に関する講習会への受講を推進する。

第２　高圧ガス施設の災害防止

市及び県は，高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者，管理者等に対し，自主防災体制の確立，保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し，当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに，高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し，災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第６節　地震防災緊急事業５箇年計画の推進〔実施責任者：防災安全課〕

県は，第５次地震防災緊急事業５箇年計画（平成 28～令和２年度）に引き続き，第６次地震防災緊急事業５箇年計画（令和３～７年度）に基づいて，地震防災上特に緊急を要する施設の整備を，県下全域において重点的・計画的に推進している。

市は，県が作成した５箇年計画に基づき，地震防災上緊急に整備すべき以下の施設等の計画的な推進を図る。

（１）避難地
（２）避難路
（３）消防用施設
（４）消防活動が困難である区域の解消に資する道路
（５）緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート，港湾施設又は漁港施設
（６）共同溝，電線共同溝等の電線，水管等の公益物件を収容するための施設
（７）公的医療機関，その他法令で定める医療機関のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
（８）社会福祉施設又は公立幼稚園のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
（９）公立の小学校又は中学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
（10）第７号から第９号までに掲げるもののほか，不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
（11）海岸保全施設又は河川管理施設
（12）砂防施設，森林保安施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設又はため池で，家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
（13）地域防災拠点施設
（14）防災行政無線設備その他の施設又は設備
（15）井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備その他の施設又は設備
（16）非常用食糧，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
（17）救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
（18）老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第７節　地震防災研究の推進〔実施責任者：防災安全課〕

市，県及び関係機関等は，関係研究機関との協力により，地震及び地震防災に関する調査研究を実施し，その成果の活用に努めるものとする。

１　重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化，津波等による被害を軽減し，各種救援活動の拠点としての機能を確保するため，公共建築物・構造物，港湾等の耐震性や液状化，津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

２　地域危険度の調査研究

市は，防災アセスメントを実施することにより，地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し，地区別防災カルテ，防災マップ等の作成に努める。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震災害に際して，迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では，このような地震災害対策への事前の備えについて定める。

第１節　防災組織の整備〔実施責任者：防災安全課〕

地震が発生した場合，人命の損傷をはじめ，家屋の倒壊，火災，がけ崩れ，津波や水害の発生，道路やライフライン等生活関連施設の損壊等，市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう，市及び各防災関係機関は，それぞれの計画に基づき，迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また，防災会議の委員について，多様な視点が反映できる構成とし，防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

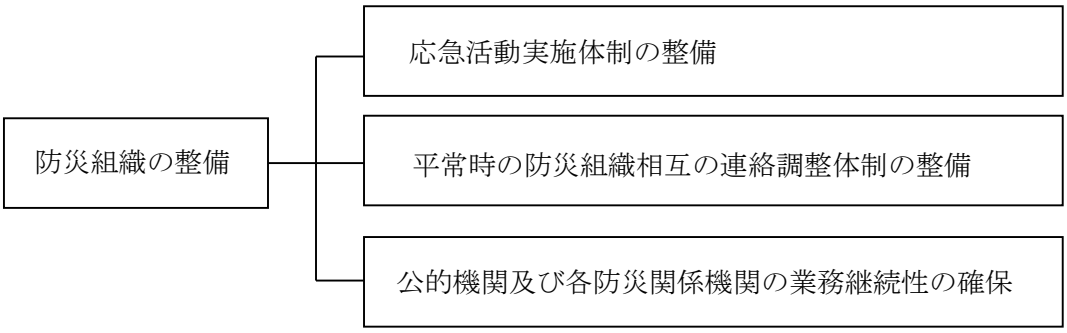

第１　応急活動実施体制の整備

１　職員の動員・配備体制の強化

職員を地震の発生初期からできるだけ早急かつ必要な部署に動員配備させることは，応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで，極めて重要である。

このため，市及び各防災関係機関は，それぞれの機関において実情に応じ，専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話等，参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し，職員の非常参集体制の整備を図る。

（市の動員配備体制は，一般災害対策編第２部第１章第１節第１「市の応急活動体制の確立」参照）

２　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において，災害対策本部の円滑な運営を図るため，以下の対策を推進する。
（災害対策本部の設置方法は，一般災害対策編第２部第１章第１節第１「市の応急活動体制の確立」参照）

（１）災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後，本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう，情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

（２）災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう，少なくとも２～３日分の水，食料，毛布等を備蓄する。

（３）災害対策本部室の職員の育成

災害対策本部室の職員が災害発生時に的確な活動を行うため，平常時から特に以下の点について習熟できるよう，重点的に研修しておく。

ア　動員配備・参集方法
イ　本部の設営方法
ウ　防災無線ほか各種機器の操作方法等

第２　平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

１　情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は，大規模な地震が発生した場合，迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため，平常時から以下のように，防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

（１）情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

（２）勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は，相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように，連絡窓口等体制の整備に努める。

２　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように，以下の対策を進める。

（１）日頃から情報交換を積極的に実施

市及び防災関係機関は，防災に関する情報交換を日頃から積極的に実施し，防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

（２）通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は，災害時の通信体制を整備するとともに，鹿児島地区非常通信連絡会と連携し，毎年，通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は，人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合，迅速かつ円滑に行わなければならない。

（１）市における連絡手続等の明確化

市は，県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について，連絡手続等を迅速に実施できるように，南九州市地域防災計画に明示しておく。

（２）自衛隊との連絡体制の整備

市は，地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して，連絡体制の整備を図る。

第３　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

１　市及び各防災関係機関は，災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るよう努める。

また，実効性ある業務継続体制を確保するため，地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努める。

２　特に，市は，災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから，業務継続計画の策定等に当たっては，少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第２節　通信・広報体制（機器等）の整備〔実施責任者：総務課・防災安全課〕

大規模な地震が発生した場合，通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び防災関係機関は，災害に強い複数の通信回線の整備・多重化・耐震化や通信が途絶している地域で，衛星通信を活用したインターネット機器の整備，長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備，通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化等，通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また，効果的・効率的な防災対策を行うため，IoT，SNSの活用等，災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては，災害対応に必要な情報項目等の標準化や，システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

具体的な計画については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第３節　地震等観測体制の整備〔実施責任者：防災安全課〕

地震による被害を未然に防止し，あるいは軽減するため，震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため，観測施設を有する機関は，当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに，これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

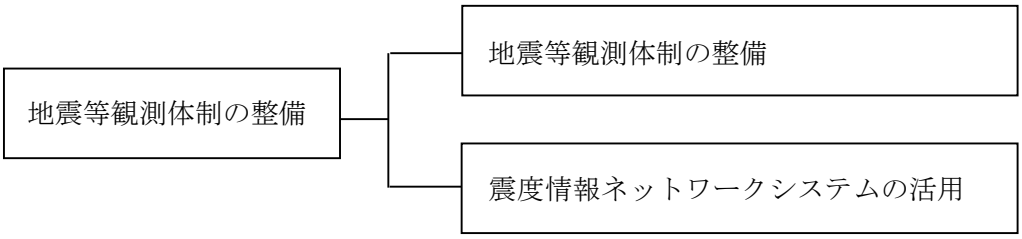

第１　地震等観測体制の整備

市及び関係機関における観測施設の整備については,現有施設の十分な活用を行うとともに，地震計，自記雨量計，自記水位計等の整備充実を図る。

第２　震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁，県，市をネットワークで結び，県下各地に配備した計測震度計を利用し，県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し，地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第４節　消防体制の整備〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

地震の発生に際して，消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう，消防活動の組織，方法及び関係機関と協力体制を確立しておく必要がある。このため，消防本部等のほか消防団，地域住民及び事業所による消防活動体制，並びに消防水利，装備，資機材等の整備を推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第４節「消防体制の整備」に準ずる。

第５節　避難体制の整備〔実施責任者：福祉健康課〕

地震時には，延焼火災の拡大等のため，住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため，地震災害時における避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め，住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお，避難に際しては，特に高齢者，障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

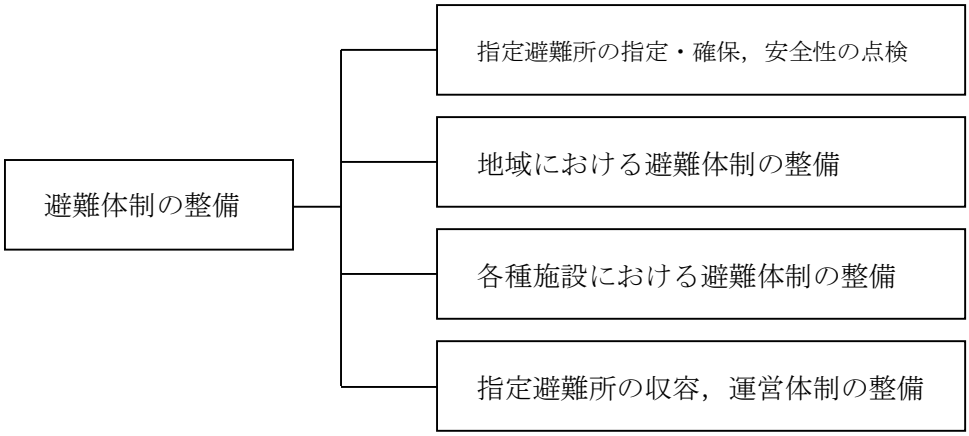

第１　指定避難所の指定・確保，安全性の点検

１　避難予定場所の指定

市は，市地域防災計画等を踏まえて，液状化，斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し，地区ごと，災害種別ごとに，学校及び社会教育施設等の公共建物の他，企業等が有する建物を含め具体的な避難予定場所を定め，その所在，名称，概況，収容人員等の把握に努める。

また，要配慮者が，相談等の必要な生活支援が受けられる等，安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお，避難予定場所として学校等を指定する場合は，あらかじめ指定避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに，避難者の範囲や規模，運営方法，管理者への連絡体制等についても学校・教育委員会と共有しておく。

市は，避難予定場所，避難経路については適時総合的に検討を加え，必要ある場合は変更の上，住民に対し周知徹底しておくものとする。

なお，自治会及び自主防災組織等は，指定避難所への避難が困難な場合があるため，事態切迫時に避難できる場所を確保するよう努める。

２　指定避難所の確保と整備

（１）指定避難所の確保

指定避難所は，学校，公民館等の既存建物を利用する。

（２）指定避難所の収容能力等の把握

市は，市地域防災計画等を踏まえて，液状化，斜面崩壊等の危険度や予測される避

難者数等を考慮し，地区ごと，災害種別ごとの指定避難所を定め，その所在，名称，概況，収容可能人員等を把握しておく。

なお，指定避難所の指定にあたっては，大規模災害時における指定避難所の機能低下や喪失に対応できるよう量的な確保に努めるとともに，可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し，併せて，指定避難所である旨を明確に表示しておく。

また，これらの適当な既存施設がない場合，野外に仮設物等又は天幕を設置し，指定避難所とする。

（３）指定避難所の整備

市が，指定避難所に指定した建物には，避難生活の環境を良好に保つため，あらかじめ，避難所内の空間配置図，レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに，必要な機能を整理し，備蓄場所の確保，通信設備の整備等を進めるものとする。また，必要に応じ，指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市は，感染症対策のため，平常時から，指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに，感染症患者が発生した場合の対応を含め，防災安全課と福祉健康課が連携して，必要な措置を講じるよう努める。

また，指定避難所における救護施設，貯水槽，井戸，給水タンク，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等，衛星通信を活用したインターネット機器の通信機器等のほか，洋式トイレ等，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め，被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに，停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう，長時間対応可能な電源を確保するため，再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に，学校施設等においては，電気，水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて，備蓄倉庫，情報通信設備，貯水槽・井戸，自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

（４）指定避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し，食料，飲料水，携帯トイレ，簡易トイレ非常用電源，常備薬，マスク，消毒液，段ボールベッド，パーティション，炊き出し用具，毛布，仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに，指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて，これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また，備蓄品の調達にあたっては，要配慮者，女性，子供にも配慮する。

３　指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保については，液状化，斜面崩壊等の危険性を考慮して行い，耐震診断や耐震改修に努め，安全点検を行う。

避難路については，液状化，斜面崩壊，ブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておく。また，避難路沿いに標高や指定避難所までの距離・時間を示した標高等の整備に努める。

併せて，指定避難所や避難路のバリアフリー化に努める。

第２　地域における避難体制の整備

１　避難の指示・誘導体制の整備

（１）避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア　市長は，地震の発生に際し必要があると認めるときは，必要と認める地域の居住者等に対し，高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。），避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。），を発令し，居住者等に避難行動を促すものとする。（以下，地震災害対策編において，「高齢者等避難」，「避難指示」を「避難指示等」と総称する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第６節「避難の指示，誘導」を準用する。

イ　市長以外の避難指示権者は，関係法令に基づき，それぞれの状況に応じ，避難の指示を行う。

ウ　市長は，本計画を基礎に，関係機関の協力を得て，管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また，避難指示権者は，避難指示等の実施について，法令等が定めるもののほか，鹿児島県地域防災計画及び本計画により行う。

（２）避難指示（緊急）等の実施要領

ア　市長による避難の指示等は，迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう，あらかじめ本計画において実施要領を定めておく。

イ　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは，各法令に基づき，関係機関に報告又は通知するほか，市長にも通知しなければならない。

ウ　市は，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して，どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また，災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員を配置し，車両による移送等の方法を講じておく。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を，安全かつ迅速に行うことができるよう，次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難活動は，基本的に自主避難を原則とし，避難誘導を必要とする場合には，消防団や自主防災組織等のもとで，組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に高齢者，身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類，危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき，一般への周知徹底を図る。その際，周辺の状況を検討し，地震の場合は，建物やブロック塀等の倒壊や液状化，地すべり等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　状況に応じて誘導員を配置し，車両による移送等の方法を講じておく。

２　避難指示等の伝達方法の周知

（１）避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は，本章第２節の「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準

じ，住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう，以下のように，あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお，情報伝達にあたっては，複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　防災行政無線等を利用して伝達する。

イ　自主防災組織等を通じ，関係者が直接，口頭及び拡声器により伝達する。

ウ　サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ　広報車による呼びかけにより伝達する。

オ　Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ・ラジオ，インターネット（市ホームページ），市公式ＬＩＮＥ等のソーシャルメディア，携帯電話（緊急速報メールを含む。），自治会無線放送施設等の利用により伝達する。

（２）伝達方法等の周知

市は，危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め，かねてから危険区域の住民に周知徹底を図る。

（３）伝達方法の工夫

市は，例文の事前作成，放送前のサイレンの吹鳴，緊急放送モードの使用等，住民に迅速・確実に伝達し，避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

３　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については，以下の点に留意し，「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（平成 26 年２月 鹿児島県）を参考にして，市は，「避難支援プラン」を作成し，地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

（１）避難指示等の伝達体制の確立

市は，日頃から要配慮者，特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに，避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

（２）地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は，避難行動要支援者が避難するにあたっては，他人の介添えが必要であることから，避難誘導員をはじめ，自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を，事前に具体的に定めておくものとする。

（３）要配慮者の特性に合わせた指定避難所等の指定・整備

指定避難所や避難経路の設定にあたっては，地域の要配慮者の実態に合わせ，利便性や安全性を十分に配慮したものとする。

また，高齢者，障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から，避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を図る。

なお，指定避難所においては，高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに，避難生活が長期化することが予想される場合に

は，これらの者が一般の指定避難所とは別に，マンパワー等，介護に必要な機能を備えた指定避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

４　自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は，新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え，管内市町村が，ハザードマップに基づき，自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるように，必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また，市は，把握した情報に基づき，自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

５　在宅避難者等の避難体制の強化

（１）　県及び市は在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等，在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（２）　県及び市は，やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等，車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際，車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第３　各種施設における避難体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節第３「各種施設における避難体制の整備」に準ずる。

第４　指定避難所の収容・運営体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節第４「指定避難所の収容・運営体制の整備」に準ずる。

第６節　救助・救急体制の整備〔実施責任者：消防組合〕

地震時には，建物倒壊，火災，地すべり等の被害の可能性が危惧され，多数の救助，救急事象が発生すると予想される。

このため，災害発生に際して，救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第６節「救助・救急体制の整備」に準ずる。

第７節　交通確保体制の整備〔実施責任者：建設課〕

地震時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保することが必要である。

このため，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第８節　輸送体制の整備〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害時には，被害者の避難，災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため，各計画が効率的に実施されるように，必要な車両，船艇，労務の確保を図る等，輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第８節「輸送体制の整備」に準ずる。

第９節　医療体制の整備〔実施責任者：福祉健康課・消防組合〕

地震発生時は多数の負傷者が発生し，また，医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため，必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準等，医療体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第９節「医療体制の整備」に準ずる。

第１０節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備〔実施責任者：防災安全課〕

市は，その他の地震災害応急対策事前措置体制について，整備を計画的に推進する。

なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定される等の地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の郵送手段の確保に努めるものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第 10 節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第３章　住民の防災活動の促進

地震災害に際して，効果的な防災対策を行うためには，平素より住民や職員の防災知識の普及・啓発，防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化，要配慮者対策等を推進し，住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では，このような住民の防災活動の促進について，その対策を定める。

第１節　防災知識の普及啓発〔実施責任者：防災安全課・社会教育課・学校教育課〕

地震災害に際して的確な行動がとれるよう，住民及び職員に対し，災害予防又は災害応急対策等に関し，防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため，災害予防又は災害応急対策の実施の任にある担当部署は，それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。なお，防災知識の普及・啓発の推進にあたっては，その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

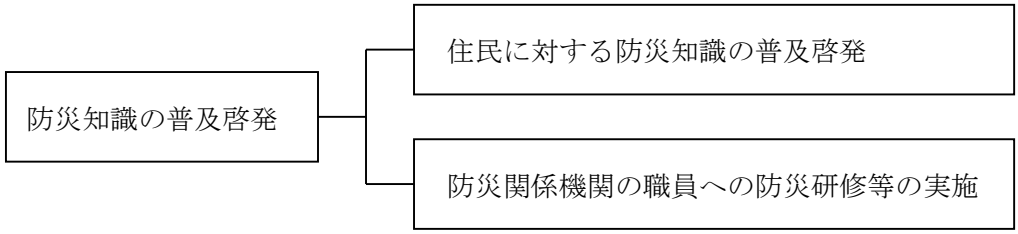

第１　住民に対する防災知識の普及啓発

１　住民への防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において，各種媒体を利用して行うほか，労働安全，交通安全等災害安全運動の一環として，災害防止運動を行い，住民の防災知識を高め，防災知識の普及を図る。

（１）防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は，以下に示す各種媒体を活用して行う。

ア　ラジオ，テレビ，自治会放送施設
イ　新聞
ウ　市ホームページ（モバイルを含む）
エ　広報誌，印刷物（チラシ，ポスター含む）
オ　映画，ビデオ，スライドの制作
カ　広報車の巡回
キ　講習会，パネル展示会等の開催
ク　ＳＮＳ（市公式ＬＩＮＥ等）
ケ　その他

（２）防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は，概ね以下のとおりである。なお，普及に際しては，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか，指定避難所や仮設住宅，ボランティアの活動場所等において，被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう，「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

また，家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ア　住民及び自主防災組織の責務

住民及び自主防災組織は，各種防災対策を行うとともに，市及び防災関係機関と連携し，協働すること。

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

（ア）避難行動への負担感，過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識，正常性バイアス等を克服し，避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

（イ）家庭での予防・安全対策

①　災害に備えた「最低３日，推奨１週間」の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄

②　非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備

③　負傷の防止や避難路の確保の観点から家具等の転倒防止対策

④　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

⑤　地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

（ウ）出火防止，初期消火等の心得

（エ）家屋内，路上，自動車運転中等，様々な条件化で災害が発生した時の行動

（オ）警報等発表時や避難指示，高齢者等避難の発令時にとるべき行動，指定緊急避難場所での行動

（カ）災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと

（キ）災害危険箇所の周知

（ク）指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所，避難経路等の確認

（ケ）負傷者，要配慮者等の救出の心構えと準備

（コ）船舶等の避難措置

（サ）気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

（シ）気象庁が発表する津波警報等，地震津波関係情報の内容

（ス）地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

（セ）その他

エ　災害応急措置

（ア）災害対策の組織，編成，分掌事務

（イ）災害調査及び報告の要領，連絡方法

（ウ）防疫の心得及び消毒方法，清潔方法等の要領

（エ）災害時の心得

① 災害情報の聴取並びに聴取方法

② 停電時の照明

③ 非常食料，身廻り品等の整備及び貴重品の始末

④ 屋根・雨戸等の補強

⑤ 排水溝の整備

⑥ 初期消火，出火防止の徹底

⑦ 避難の方法，避難路，指定緊急避難場所の確認

⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定避難所での支援

（オ）その他

オ　災害復旧措置

（ア）家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影する等，生活の再建に資する行動

カ　その他，災害の態様に応じた取るべき手段・方法等

（３）防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお，市，県，その他の防災機関は，「県民防災週間」「防災週間（「防災の日」９月１日を含む１週間)」「防災ボランティア週間（「防災とボランティア週間」１月 17 日を含む１月 15 日から１月 21 日)」，「津波防災の日」（11 月 5 日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

２　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園，小・中学校，高等学校等における学校教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習会等をカリキュラムに組み込む等，教育方法を工夫しつつ実施する。また，市は学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに，学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年，女性，高齢者，障害者，ボランティア等を対象とする社会教育の場での防災教育は，校区・地区公民館等の各種社会教育施設等を活用する等，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で，それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底する。

３　防災教育の伝承

市は，過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存，住民及び児童・生徒への周知に努める。また，災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や各種資料の収集・保存等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第２　防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は，日頃より各々の職員に対して，防災対策の責務・役割を徹底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお，地震・津波災害時において，市及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため，各自において，家屋の家具の固定や補強，飲料水，食料，医薬品・非常持ち出し品の用意等の防災準備を行うとともに，日頃より様々な防災知識の習得に心掛ける等，自己啓発に努めるものとする。

第２節　防災訓練の効果的実施〔実施責任者：防災安全課〕

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して，訓練を行う必要がある。

このため，災害応急対策の実施責任者を有する機関は，各々目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第２節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

第３節　自主防災組織の育成強化〔実施責任者：防災安全課〕

災害を未然に防止又は軽減するためには，市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより，「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに，住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに，地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため，住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに，多数の者が出入りし又は利用する施設，危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し，大規模な災害，事故等に備えるものとする。

市は，自主防災組織の活動の活性化・育成強化のための研修・訓練，情報提供に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第３節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

第４節　防災ボランティアの育成強化〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害時においては，個人のほか，専門分野のボランティア等の組織が消火，救助，救急等の災害応急活動に従事するとともに，被災者個人の生活の維持・再建を支援する等，発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため，地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう，平常時から，個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか，幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第５節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第５節　要配慮者の安全確保〔実施責任者：福祉健康課〕

高齢者や乳幼児，障害者，外国人，妊産婦，観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「要配慮者」といわれている。

今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による県内への流入人口の増加に伴い，「要配慮者」が増加することが予想される。

このため，市及び防災関係機関は，平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第７節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第２部　地震災害応急対策

第２部　地震災害応急対策

- 第１章　活動体制の確立
  - 第　１　節　応急活動体制の確立
  - 第　２　節　情報伝達体制の確立
  - 第　３　節　災害救助法の適用及び運用
  - 第　４　節　広域応援体制
  - 第　５　節　自衛隊の災害派遣
  - 第　６　節　技術者，技能者及び労働者の確保
  - 第　７　節　ボランティアとの連携等
- 第２章　初動期の応急対策
  - 第　１　節　地震情報等の収集・伝達
  - 第　２　節　災害情報・被害情報の収集・伝達
  - 第　３　節　広報
  - 第　４　節　水防・土砂災害等の防止対策
  - 第　５　節　消防活動
  - 第　６　節　避難の指示，誘導
  - 第　７　節　救助・救急
  - 第　８　節　交通確保・規制
  - 第　９　節　緊急輸送
  - 第１０節　緊急医療
  - 第１１節　要配慮者への緊急支援
- 第３章　事態安定期の応急対策
  - 第　１　節　避難所の運営
  - 第　２　節　食料の供給
  - 第　３　節　応急給水
  - 第　４　節　生活必需品の給与
  - 第　５　節　医療・保健
  - 第　６　節　感染症予防，食品衛生，生活衛生対策
  - 第　７　節　動物保護対策
  - 第　８　節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
  - 第　９　節　行方不明者の捜索，遺体の処理等
  - 第１０節　住宅の供給確保
  - 第１１節　文教対策
  - 第１２節　義援金・義援物資等の取扱い
  - 第１３節　農林水産業災害の応急対策
- 第４章　社会基盤の応急対策
  - 第　１　節　電力施設の応急対策
  - 第　２　節　ガス施設の応急対策
  - 第　３　節　上水道施設の応急対策
  - 第　４　節　下水道施設の応急対策
  - 第　５　節　電気通信施設の応急対策
  - 第　６　節　道路・河川等公共施設の応急対策

第２部　地震災害応急対策

第１章　活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため，市及び関係機関は，各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また，当該地域だけでは対処しえない事態においては，他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い，必要に応じ，各種ボランティア等の協力を得る等，効果的な体制を確立する必要がある。

本章では，このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第１節　応急活動体制の確立〔実施責任者：全部〕

地震の災害発生に際して，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び関係機関等は，それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ，迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため，特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに，各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお，災害状況により，配備指示が不十分となることも予想されるため，職員は自主参集に努める。

具体的な計画については，一般災害対策編第２部第１章第１節第１「市の応急活動体制の確立」に準ずる。ただし，地震発生の際は，次の動員配備体制とする。

配　備　体　制	配　　備　　基　　準	活　　動　　内　　容
情報連絡体制	●震度４以上の地震が発生した場合 ●津波注意報が発表された場合 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ●その他市長が特に必要と認めたとき	小規模地震や津波への警戒を行うため，関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	●震度５弱以上の地震が発生した場合 ●津波警報が発表された場合 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ●震度５弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのある場合 ●その他市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を設置し，事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て，災害情報の収集，応急対策等，防災対策の一層の確立を図る。

災害対策本部体制	●震度６弱以上の地震が発生した場合 ●大津波警報が発表された場合 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ●震度６弱未満でも重大な災害が発生し，若しくはそのおそれのある場合	災害対策本部を設置し，災害の規模，程度に応じ市の組織をあげて，各種災害応急対策を実施する。

第２節　情報伝達体制の確立〔実施責任者：全部〕

地震災害の発生に際して，的確な災害応急対策を遂行するためには，各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し，被災地域の災害状況の実態を的確に把握し，緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため，各防災関係機関は，事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い，保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し，各種災害情報を収集・伝達するとともに，組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については，一般災害対策編第２部第１章第２節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第３節　災害救助法の適用及び運用〔実施責任者：防災安全課〕

大規模な地震が発生し，一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され，同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため，応急的救助が実施される。

このため，災害救助法の実施機関，適用基準，被災世帯の算定基準，適用手続について示し，これに基づいて市，県は災害救助法を運用する。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第４節　広域応援体制〔実施責任者：全部〕

大規模な地震が発生した場合，被害が拡大し，被災した県，市町村及び各防災関係機関独自では，対処することが困難な事態が予想される。

このため，各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上，相互応援の体制を整えるとともに，災害時には相互に協力し緊密な連携のもと，円滑な応急対策活動を実施する。

具体的な体制については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」に準ずる。

第５節　自衛隊の災害派遣〔実施責任者：防災安全課〕

大災害が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第１章第５節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第６節　技術者，技能者及び労働者の確保〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害時には，多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等のために必要な技術者，技能者及び労働者等の確保を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第１章第６節「技術者，技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第７節　ボランティアとの連携等〔実施責任者：福祉健康課・南九州市社会福祉協議会〕

大規模な地震の発生時には，各種援護を必要とする者が増大し，ボランティアの積極的な参加が期待される一方で，その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため，市では，ボランティアの参加を促すとともに，参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第１章第７節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

第２章　初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては，各種情報を収集・伝達するとともに，避難，救助・救急，緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や，火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では，このような初動期の応急対策について定める。

第１節　地震情報等の収集・伝達〔実施責任者：防災安全課〕

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで，地震情報等は基本的な情報である。このため，市及び関係機関は，予め定めた警報等の伝達系統により，迅速・確実に受信し，その内容を把握し，関係機関等に伝達する。

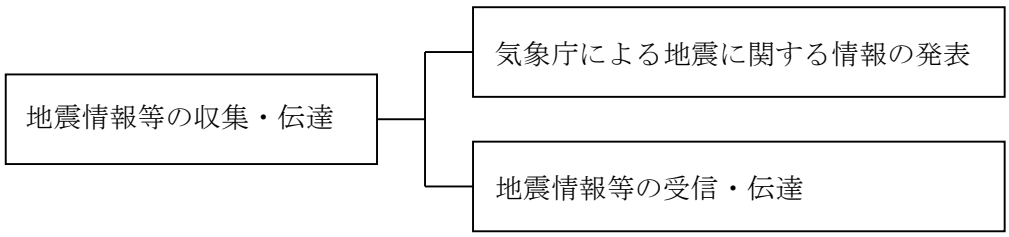

第１　気象庁による地震に関する情報の発表

１　地震に関する情報の発表

（１）緊急地震速報

気象庁は，震度５弱以上の揺れが予想される地域及び震度４以上が予想される地域名を緊急地震速報（警報）で発表し，日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また，テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール機能），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は，緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

なお，緊急地震速報（警報）は，地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより，地震の強い揺れが来る前に，これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

（２）地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下に示す。

地震情報の種類，発表基準，内容

地震情報の種類	発　　表　　基　　準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に，震度３以上を観測した地域名（全国を約190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等，著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震発生時刻，発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに，１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

※地震発生後，新たなデータが入るにしたがって，順次以上のような情報を発表。

気象庁の震度階級表

●　人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物がわずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が恐怖を覚え物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が，物につかまらないと歩くことが難しい等，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で，落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停車する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。
６強	立っていることができず，はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ，動くこともできず，飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し，倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし，飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● **木造建築物（住宅）の状況**

震度階級	木造建築物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	―	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	―	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁等に軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり，建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁等にひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや，倒れるものが多くなる。
７	壁等のひび割れ･亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや，倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は，建築年代の新しいものほど高い傾向があり，概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く，昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし，構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため，必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は，耐震診断により把握することができる。
（注２）この表における木造の壁のひび割れ，亀裂，損壊は，土壁（割り竹下地），モルタル仕上壁（ラス，金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は，建物の変形が少ない状況でも，モルタル等が剥離し，落下しやすくなる。
（注３）木造建物の被害は，地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように，震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● **鉄筋コンクリート造建物の状況**

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁，梁（はり），柱等の部材に，斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ，倒れるものがある。
７	壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し，まれに傾くものがある。	壁，梁（はり），柱等の部材に，斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ，倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では，建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり，概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く，昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし，構造形式や平面的，立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため，必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は，耐震診断により把握することができる。
（注２）鉄筋コンクリート造建物は，建物の主体構造に影響を受けていない場合でも，軽微なひび割れがみられることがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		かけ崩れや地すべりが発生することがある。
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し，大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※１亀裂は，地割れと同じ現象であるが，ここでは規模の小さな地割れを亀裂として表記している。
※２地下水位が高い，ゆるい砂地盤では，液状化が発生することがある。液状化が進行すると，地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり，堤防や岸壁が壊れる，下水管やマンホールが浮き上がる，建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。
※３大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合，地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また，大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し，ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には，安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水，停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では，断水，停電が発生することがある※。
鉄道の停止 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には，鉄道，高速道路等で，安全確認のため，運転見合わせ，速度規制，通行規制が，各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は，事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時，揺れの強い地域やその周辺の地域において，電話・インターネット等による安否確認，見舞い，問合せが増加し，電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として，震度６弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に，通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは，震度５弱程度以上の揺れがあった場合，安全のため自動停止する。運転再開には，安全確認のため，時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には，広い地域で，ガス，水道，電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため，固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし，長周期地震動に対しては，ゆっくりとした揺れが長く続き，揺れが大きい場合には，固定の弱いＯＡ機器等が大きく移動し，人も固定しているものにつかまらないと，同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し，石油タンクから溢れ出たり，火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損・脱落	体育館，屋内プール等，大規模空間を有する施設では，建物の柱，壁等，構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも，天井等が大きく揺れたりして，破損，脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合，長周期の地震波が発生し，震源から離れた遠方まで到達して，平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され，継続時間も長くなることがある。

● **津波警報・注意報の種類**

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合。	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し，人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビル等，安全な場所へ避難してください。
		10m （５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い，浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビル等，安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上，１ｍ以下の場所であって，津波による災害のおそれがある場所。	１ｍ （0.2m＜予想高さ≦１ｍ）	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ，また，養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって，海岸から離れてください。

● 津波予報

発　表　さ　れ　る　場　合	内　　容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく，特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており，今後も継続する可能性が高いため，海に入っての作業や釣り，海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

第２　地震情報等の受信・伝達

１　地震情報等の伝達系統

（１）津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は，図１の津波警報等の基本的伝達系統のとおり。

なお，地震や津波に関する情報についても，同伝達系統によるものとする。

（２）地震に関する情報の伝達系統

地震に関する情報の伝達系統は，図２の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と図３の県内 73 箇所の震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統のとおり。

また，緊急地震速報の伝達系統については，図４緊急地震速報の伝達系統のとおり。

図１　津波警報等の基本的伝達系統

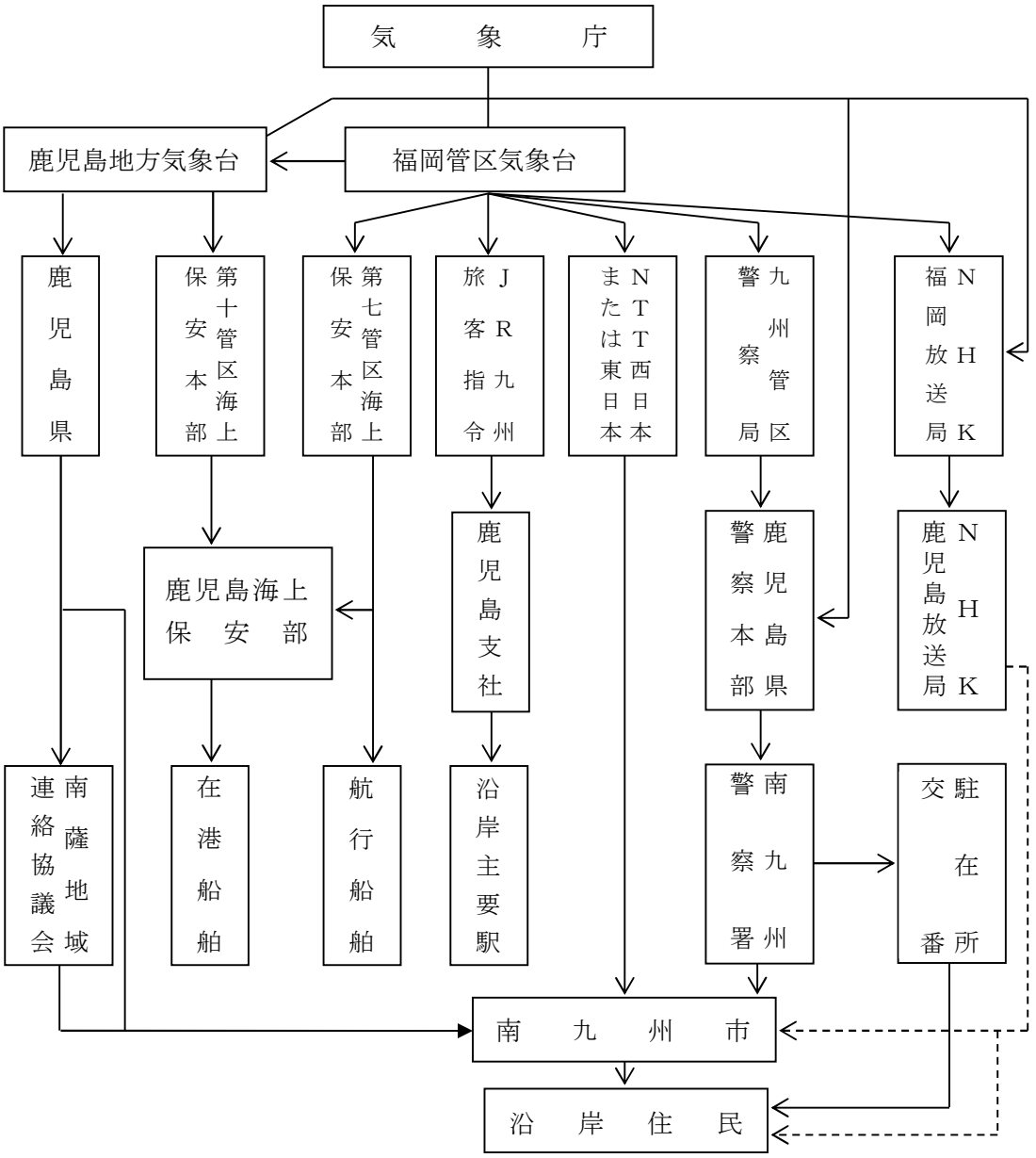

図２　気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

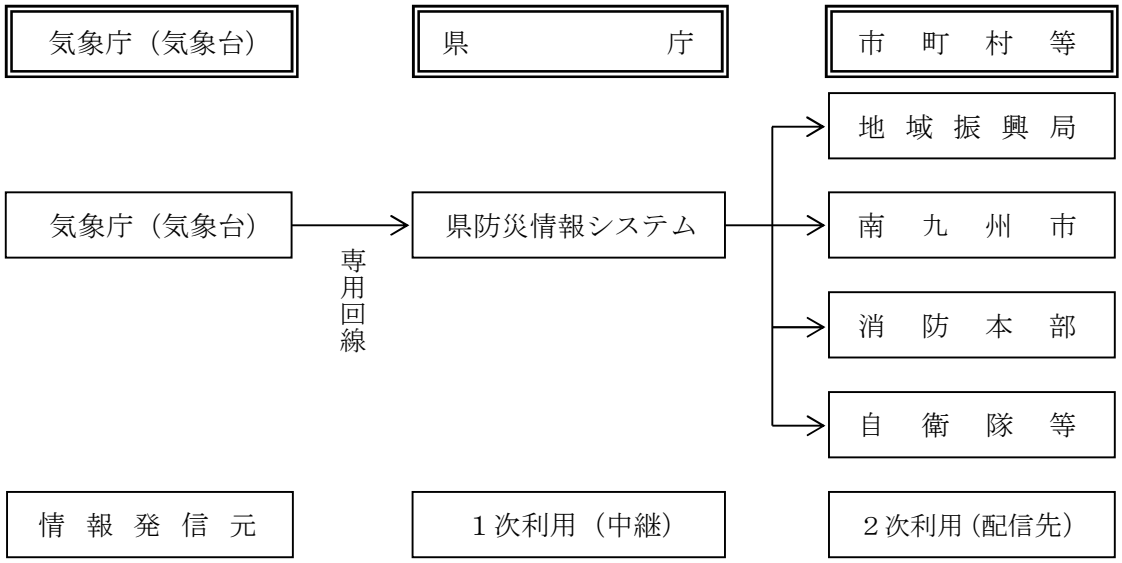

図３　震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統

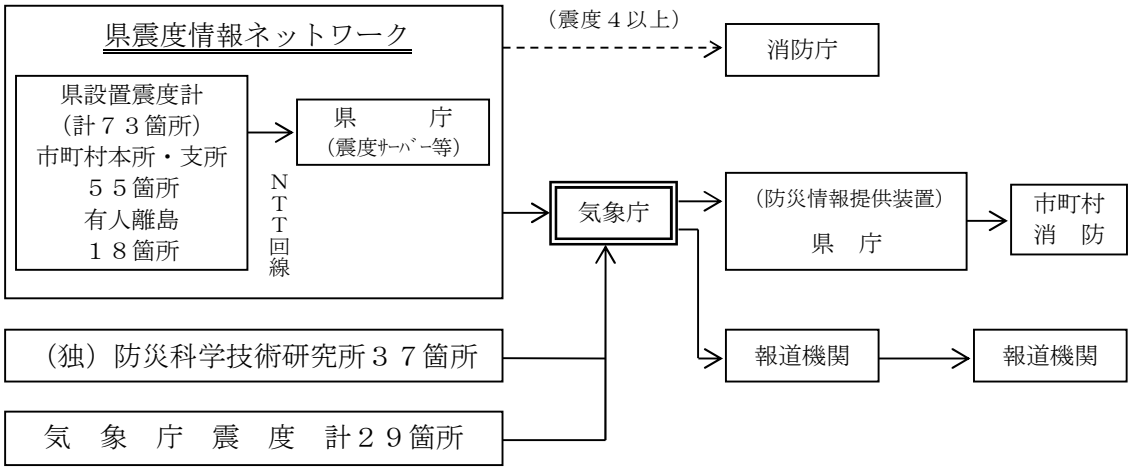

図４　緊急地震速報の伝達系統

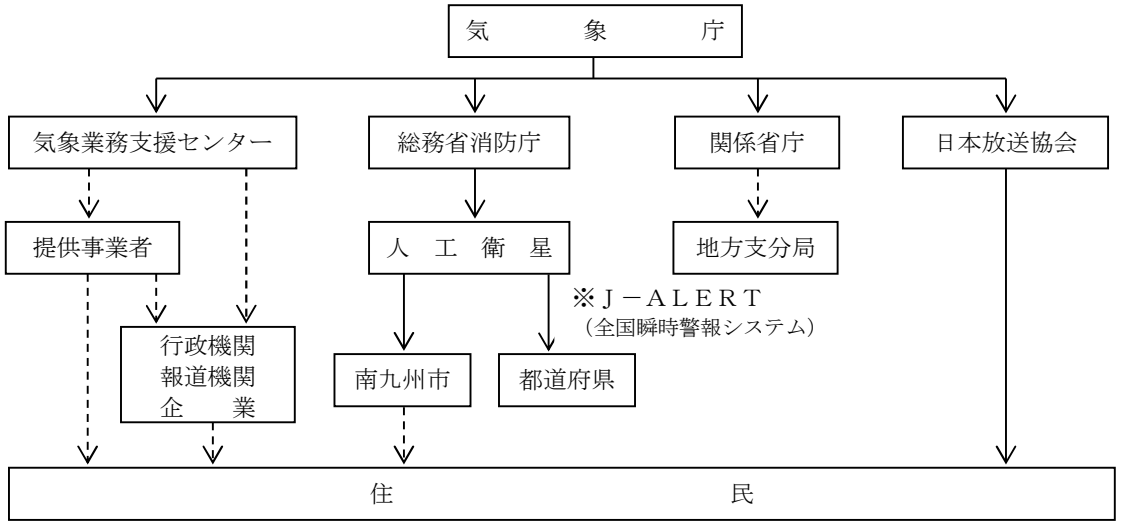

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達〔実施責任者：全部〕

市災害対策本部は，地震発生直後から被災状況を正確に把握するため，災害情報及び被害報告を収集し，防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに，速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため，特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き，情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに，収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し，応急対策に活用する。

１　災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては，以下の情報を収集する。特に，人命危険に関する情報を優先し，速報性を重視する。

なお，人的被害の状況のうち，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市は住民登録の有無にかかわらず，当該市の区域（海上含む。）内で行方不明となった者について，県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるとともに，要救助者の迅速な把握のため，安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても，関係機関の協力を得て，積極的に情報収集を行うものとする。

また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者等，住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

（１）収集すべき災害情報等の内容

ア　人的被害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数，行方不明者の数を含む。）

イ　住家被害（全壊，倒壊，床上浸水等）

ウ　津波・高潮被害状況（人的被害状況，倒壊家屋状況）

エ　土砂災害（人的，住家・公共施設被害を伴うもの）

オ　出火件数，又は出火状況

カ　二次災害危険箇所（土砂災害危険，高圧ガス漏洩事故等）

キ　輸送関連施設被害（道路，港湾，漁港）

ク　ライフライン施設被害（電気，電話，水道，下水道施設被害）

ケ　避難状況，救護所開設状況

コ　災害対策本部設置等の状況

サ　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

（２）災害情報等の収集

ア　市（消防機関含む）による情報収集

市職員は，原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話，無線等による通報のほか，バイク，自転車，徒歩等の手段による登庁後の報告（災害状況速報）による。一般の市職員の場合も，参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し，その結果を参集後，本部へ報告（災害状況速報）する。

イ　調査班の編成

被害状況の調査にあたっては，被害の程度により調査班の数を決定するが，概ね各支所別表の地区ごとに各関係課と協力し，調査班を編成し被害状況調査を実施する。

被害状況の調査分担表

被害区分	担当課	協力団体等
人，住家等の被害	総務課 防災安全課 新庁舎建設推進課 財政課 企画課 まちづくり推進課 商工観光課 知覧特攻平和会館 市民生活課 福祉健康課 税務課 こども未来課 長寿介護課 福祉事務所 頴娃支所 知覧支所 川辺支所 会計課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 社会教育課 保健体育課 学校給食センター 文化財課	自治会 消防団
福祉関係被害	福祉健康課	施設の管理者
病院関係被害	福祉健康課	施設の管理者
農業関係被害 林業関係被害 茶業関係被害 畜産関係被害	農業振興課 耕地林務課 茶業課 農業委員会事務局	土地改良区 農業協同組合 森林組合
商工関係被害 水産業関係被害	商工観光課	商工会 漁業協同組合
土木関係被害	建設課 都市政策課	自治会
教育施設関係被害	教育総務課 学校教育課	各学校
水道関係被害	水道課	自治会

（３）災害情報等の集約，活用，報告及び共有化

ア　市における報告情報の収集

市本部において，上記方法により報告された災害情報等を整理し，広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の指示，災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し，適宜，全職員に徹底する。

イ　市から県等への報告

市は，震度４以上の地震を把握した場合は，県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

（ア）第１報（参集途上の被害状況，庁舎周辺の被害状況）

①勤務時間外（防災安全課長の登庁直後）

②勤務時間内（地震・津波発生直後）

（イ）人命危険情報の中間集約結果の報告

地震・津波発生後，30 分以内。遅くとも１時間以内とする。

なお，震度５強以上を観測した場合は，市は県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の指示，災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば，県等へ報告する。

（ウ）人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。県への報告は，災害情報等収集報告系統と同一の系統と方法を用いる。

（エ）市（消防組合）は，同時多発火災や救出要請等により，１１９番通報が殺到した場合は，その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ　災害情報等を収集するにあたっての留意事項

市及び防災関係機関は，人的被害，住家被害，避難，火災発生・延焼の状況等，広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について，他の情報に優先し収集・報告する。

災害情報等収集報告系統図

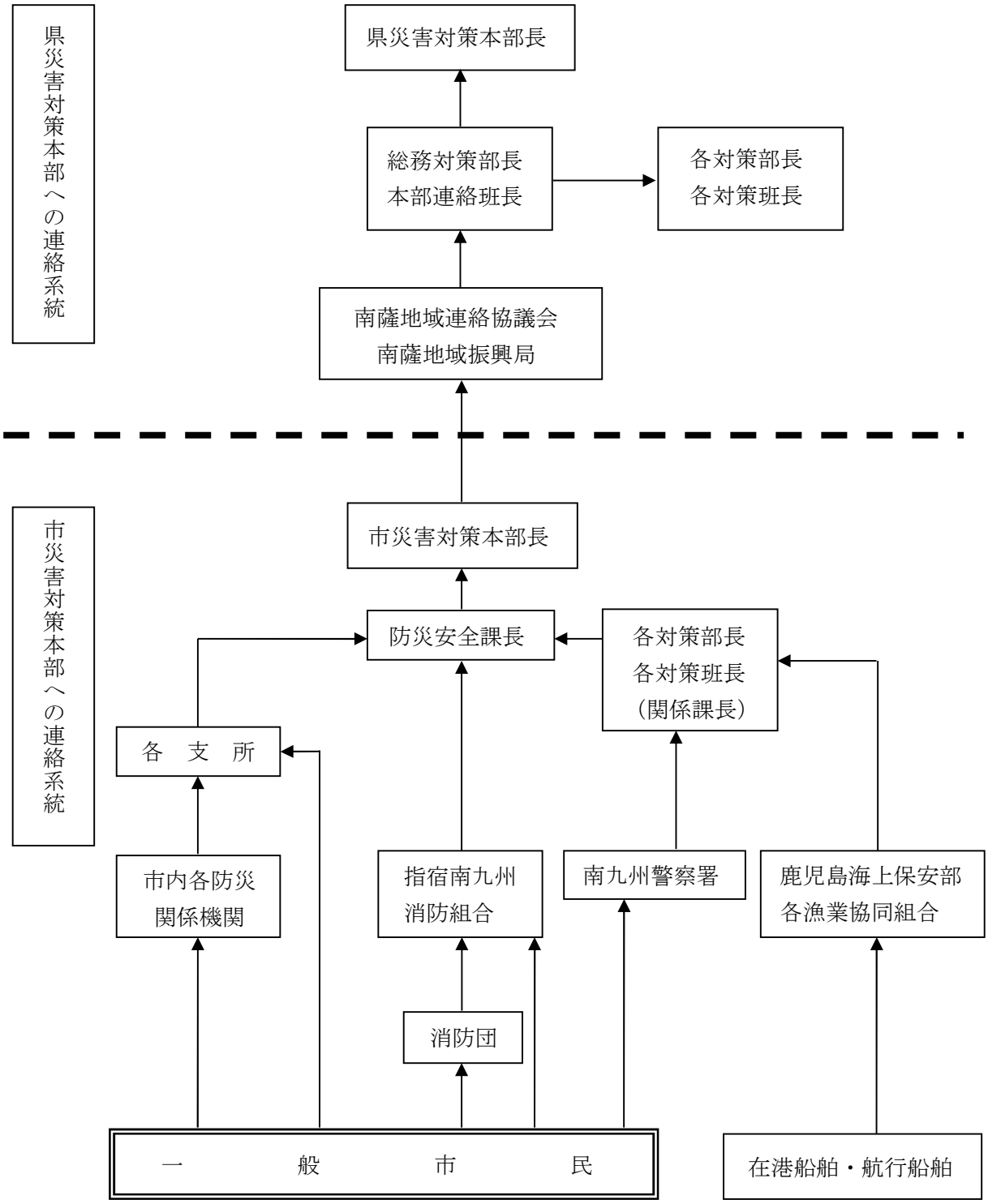

（４）災害情報等の種類及び内容等

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第２章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第３節　広報〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害に際して，津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し，誘導できるよう，必要な情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため，市及び防災関係機関は，保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに，地震・津波時の適切な防災活動を遂行する上で，それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

なお，市の防災担当者は，地震を感じたときは，事前に定めた広報要領により，津波からの避難に関する広報を防災安全課長と協議し即座に実施する。広報の承認手続のために，時間を浪費しないよう特に留意する。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第２章第３節「広報」を準用する。

第４節　水防・土砂災害等の防止対策〔実施責任者：防災安全課・建設課・消防組合・消防団〕

地震災害時は，災害状況によっては，護岸破損や斜面崩壊等により，水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため，市は，水防団（消防団）等を出動させ，必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し，水防・土砂災害防止対策を実施する。

具体的な対策については，一般災害対策編第２部第２章第４節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用する。

第５節　消防活動〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

地震災害時に，火災が発生した場合，市（消防団）・消防機関を中心に，住民，自主防災組織，各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら，消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て，効果的に連携し，消防活動を実施する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第５節「消防活動」を準用する。

第６節　避難の指示，誘導〔実施責任者：防災安全課〕

地震の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市長は，避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第２章第６節「避難の指示，誘導」を準用する。

第７節　救助・救急〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

地震発生時には，建物の倒壊や地震火災等による多数の要救出現場や要救助者，重傷者等が発生するものと予想される。

このため，各関係機関は，迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第７節「救助・救急」を準用する。

第８節　交通確保・規制〔実施責任者：建設課・関係機関〕

地震災害時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送の支障が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第８節「交通確保・規制」を準用する。

第９節　緊急輸送〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

地震災害時には，避難並びに救出，救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため，迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し，緊急度，重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第９節「緊急輸送」を準用する。

第１０節　緊急医療〔実施責任者：福祉健康課〕

地震災害時には，多数の負傷者が発生し，また，医療機関事自体も被害を受け混乱が予想される中で，救命処置，後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため，災害派遣医療チーム「DMAT」及び救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第 10 節「緊急医療」を準用する。

第１１節　要配慮者への緊急支援〔実施責任者：福祉健康課〕

地震災害時には，高齢者や妊産婦，乳幼児，難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく，被災しやすいことから，地域ぐるみの支援が必要である。

このため，「南九州市避難行動要配慮者支援プラン」に基づき，避難行動要支援者の避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第 11 節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第３章　事態安定期の応急対策

地震災害の発生後，状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては，民生安定に関する指定避難所の運営，食料，水，生活必需品の供給，あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また，大規模地震災害においては，長期化が想定される避難生活を短縮するため，広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供等に努める必要がある。

本章では，このような事態安定期の応急対策について定める。

第１節　指定避難所の運営〔実施責任者：福祉健康課〕

地震災害時には，ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため，指定避難所を開設し，これらの避難者を収容するとともに，適切な管理運営を実施する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第１節「指定避難所の運営」を準用する。

第２節　食料の供給〔実施責任者：市民生活課・教育総務課・農業振興課・防災安全課〕

地震災害時には，住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により，食事の確保が困難な状況となり，一部では，その状態が長期化するおそれがある。

このため，迅速に食料を調達し，被災者に供給する。

また，関係機関は，備蓄する食料の供給に関し，相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第２節「食料の供給」を準用する。

第３節　応急給水〔実施責任者：水道課〕

地震災害時には，水道施設が被災し，復旧までの間，飲料水等の確保が困難となるほか，医療機関等では，緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また，多数の避難者が予想され，指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため，緊急度，重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに，早急に給水手段を確保し，被災者に給水する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第３節「応急給水」を準用する。

第４節　生活必需品の給与〔実施責任者：福祉健康課・社会福祉協議会・防災安全課〕

地震災害時には，住居の倒壊や焼失及び津波等により，寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し，一部では避難生活の長期化が予想され，特に冬期においては，防寒具や布団等の早期な給与が必要である。

このため，被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で，迅速に生活必需品を調達し，被災者に給与する。

また，関係機関は，備蓄する生活必需品の給与に関し，相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第４節「生活必需品の給与」を準用する。

第５節　医療・保健〔実施責任者：福祉健康課〕

地震災害時の初期の医療活動については，「第２章第 10 節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で，被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し，市をはじめとする防災関係機関は，被災地住民の医療・保健の確保に万全を期す必要がある。

このため，避難生活が長期化した被災地においては，健康状態の把握やメンタルケア等を行うが，「災害時保健活動マニュアル」等を活用し，迅速かつ適切な対応に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第５節「医療・保健」を準用する。

第６節　感染症予防，食品衛生，生活衛生対策〔実施責任者：市民生活課・福祉健康課〕

地震災害時には，建物の倒壊や焼失及び津波水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される指定避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，食品衛生，生活衛生対策に関し，適切な処置を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第６節「感染症予防，食品衛生，生活衛生対策」を準用する。

第７節　動物保護対策〔実施責任者：市民生活課〕

被災した飼養動物の保護収容，指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第７節「動物保護対策」を準用する。

第８節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策〔実施責任者：市民生活課〕

地震災害時には，建物・ブロック塀等の倒壊や火災等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また，ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし，し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため，し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し，必要な措置を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第８節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用する。

第９節　行方不明者の捜索，遺体の処理等〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団・市民生活課〕

地震災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者，死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの捜索，収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は，遺体の処理等を適切に行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第９節「行方不明者の捜索，遺体の処理等」を準用する。

第１０節　住宅の供給確保〔実施責任者：福祉健康課・都市政策課〕

地震災害時には，住居の全壊，全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され，住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また，一部損壊の住居も多数発生するので，応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため，応急仮設住宅の建設等，被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 10 節「住宅の供給確保」を準用する。

第１１節　文教対策〔実施責任者：教育総務課・学校教育課〕

地震災害時には，多数の児童生徒の被災が予想され，学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また，学校施設等は，被災者の指定避難所として利用される所が多く，一部では長期化することも予想され，その調整も必要である。

このため，応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 11 節「文教対策」を準用する。

第１２節　義援金・義援物資等の取扱い〔実施責任者：市民生活課・社会福祉協議会〕

地震災害時には，県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに，義援金については，できる限り迅速な配分に努め，また義援物資については，被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 12 節「義援金・義援物資等の取扱い」を準用する。

第１３節　農林水産業災害の応急対策〔実施責任者：農業振興課・耕地林務課・茶業課・商工観光課〕

地震災害時には，農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため，農林水産物等の被害の拡大防止，被災地における家畜伝染病の予防，飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 13 節「農林水産業災害の応急対策」を準用する。

第４章　社会基盤の応急対策

電力，ガス，上下水道，通信等のライフライン関係施設や道路，河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は，都市化等の進展とともにますます複雑化，高度化し，地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では，このような社会基盤の応急対策について定める。

第１節　電力施設の応急対策〔実施責任者：九州電力株式会社〕

地震災害時には，建物の倒壊，火災，液状化等により電柱の倒壊，電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので，迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため，市は，九州電力株式会社が電力施設の防護，復旧を図り，早急な電力供給の確保を図るために必要な協力を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第１節「電力施設の応急対策」を準用する。

第２節　ガス施設の応急対策〔実施責任者：ガス供給機関〕

地震災害時には，プロパンガスの埋没や流失等の被害が予想され，住民生活への支障が予想される。このため，ガス災害から住民を保護する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第２節「ガス施設の応急対策」を準用する。

第３節　上水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

地震災害時には，地震動，液状化等により水道施設の被害が多数発生し，給水停止による住民生活への支障はもちろん，特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護，復旧を図るとともに，安全な水道水を供給する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第３節「上水道施設の応急対策」を準用する。

第４節　下水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

地震災害時には，地震動，液状化等により下水道施設の被害が多数発生し，供用停止による住民生活への支障はもちろん，長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため，迅速かつ的確に下水道施設の防護，復旧を図り，早期に供用を再開する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第４節「下水道施設の応急対策」を準用する。

第５節　電気通信施設の応急対策〔実施責任者：西日本電信電話株式会社〕

地震災害時には，建物の倒壊，火災，液状化等により電柱の倒壊，電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，市は，西日本電信電話株式会社による応急復旧対策に協力し，迅速に通信を確保する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第５節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

第６節　道路・河川等の公共施設の応急対策〔実施責任者：建設課〕

地震災害時には，道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は，緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため，速やかに被災状況の情報収集を行い，迅速かつ的確に，緊急度，優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第６節「道路・河川等の公共施設の応急対策」を準用する。

第３部　地震災害復旧・復興

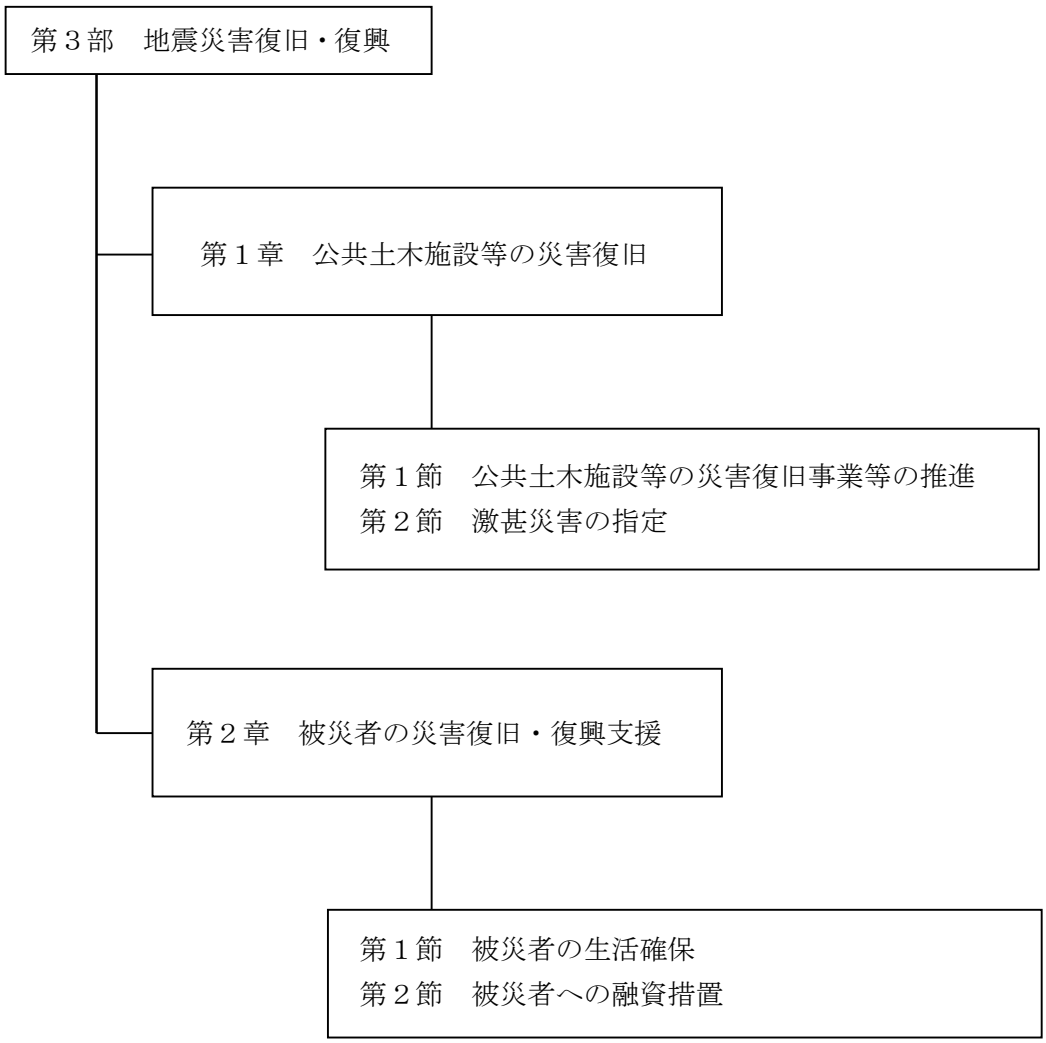
第３部　地震災害復旧・復興
第１章　公共土木施設等の災害復旧
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進
第２節　激甚災害の指定
第２章　被災者の災害復旧・復興支援
第１節　被災者の生活確保
第２節　被災者への融資措置

第３部　地震災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は，住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため，本章では，公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進〔実施責任者：全部〕

地震災害復旧・復興対策は，地震災害発生後，被災した施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生防止のため，必要な施設の設計又は改良を行う等，将来の災害に備える事業計画を樹立し，極力早期復旧に努めるものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第１章第１節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」を準用する。

第２節　激甚災害の指定〔実施責任者：防災安全課〕

市長は，県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第１章第２節「激甚災害の指定」を準用する。

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が，その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように，生活相談，災害弔慰金等の支給，税の減免，各種融資措置等，本章では，被災者の支援に係る対策を定める。

第１節　被災者の生活確保〔実施責任者：全部〕

市は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティーの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第２章第１節「被災者の生活確保」を準用する。

第２節　被災者への融資措置〔県社会福祉協議会，県社会福祉課，市福祉健康課〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第２章第２節「被災者への融資措置」を準用する。

第４部　南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第４部　南海トラフ地震防災対策推進計画
  - 第１章　総則
    - 第１節　推進計画の目的
    - 第２節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
  - 第２章　関係者との連携協力の確保
    - 第１節　資機材，人員等の配備手配
    - 第２節　他機関に対する応援要請
    - 第３節　帰宅困難者への対応
  - 第３章　津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
    - 第１節　津波からの防護
    - 第２節　津波に関する情報の伝達等
    - 第３節　避難指示等の発令基準
    - 第４節　避難対策等
    - 第５節　消防機関等の活動
    - 第６節　水道，電気，ガス，通信，放送関係
    - 第７節　交通
    - 第８節　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策
    - 第９節　迅速な救助
  - 第４章　時間差発生時における円滑な避難の確保
    - 第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
    - 第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
    - 第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
  - 第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
  - 第６章　防災訓練計画
  - 第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第４部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総　則

第１節　推進計画の目的

この計画は，南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき，南海トラフ地震防災対策推進地域について，南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項，南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め，当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し，県，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については，総則第２章「防災機関の業務の大綱」を準用する。

第２章　関係者との連携協力の確保

第１節　資機材，人員等の配備手配〔実施責任者：全部〕

１　物資等の調達手配

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第２節「食料の供給」，第３節「応急給水」，第４節「生活必需品の給与」を準用する。

２　人員の配置

具体的な内容等については，地震災害対策編第２部第１章第１節「活動体制の確立」を準用する。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（１）防災関係機関は，地震が発生した場合において，南九州市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，あらかじめ必要な資機材の点検，整備，配備等の計画を作成するものとする。

（２）具体的な措置内容は，防災関係機関ごとに別に定める。

第２節　他機関に対する応援要請〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

第３節　帰宅困難者への対応〔実施責任者：福祉健康課〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第 11 節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第３章　津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１節　津波からの防護〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第１部第２章第１節「津波災害防止対策の推進」を準用する。

第２節　津波に関する情報の伝達等〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・消防組合〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第２部第２章第１節「津波警報等及び津波情報等の収集・伝達」を準用する。

第３節　避難指示等の発令基準〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第２部第２章第１節「津波警報等及び津波情報等の収集・伝達」を準用する。

第４節　避難対策等〔実施責任者：全部〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第１部第３章第５節「避難体制の整備」を準用する。

第５節　消防機関等の活動〔実施責任者：防災安全課，消防組合，消防団〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第５節，津波災害対策編第２部第２章第５節「消防活動」を準用する。

第６節　水道，電気，ガス，通信，放送関係〔実施責任者：水道課・関係機関〕

１　水道

津波からの円滑な避難を確保するため，水道管の破損による道路通行制限等の二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

２　電気

電力事業者は，津波から円滑な避難を確保するため，火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また，電気が津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等，円滑な避難を行うために重要なことから，電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに，災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

３　ガス

ガス事業者は，津波からの円滑な避難を確保するため，火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

４　通信

電気通信事業者は，津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため，電源の確保，地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また，災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

５　放送

（１）テレビ，ラジオ等の放送は，居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため，放送事業者は，津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては，大きな揺れを感じたときは，津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに，津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

（２）放送事業者は，県，市及び防災関係機関と協力して，被害に関する情報，交通に関する情報ライフラインに関する情報，津波情報など，防災関係機関，居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際，聴覚障害者等の情報入手に資するよう，テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

（３）放送事業者は，災害発生後も円滑に放送を継続し，津波情報等を放送出来るよう，あらかじめ必要な要員の配置，施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第７節　交通〔実施責任者：建設課，関係機関〕

１　道路

鹿児島県警察及び道路管理者は，津波襲来のおそれのあるところでの交通規制，避難路についての交通規制の内容を，広域的な整合性に考慮しつつ，あらかじめ計画し，周知するものとする。

２　海上

（１）鹿児島海上保安部は，海上交通の安全を確保するため，船舶交通の輻輳が予想される海域において，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行う。

（２）鹿児島海上保安部及び港湾・漁港管理者は，津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

３　鉄道

鉄道事業者は，地震発生時，走行路線に津波が襲来する危険度が高いと予想される区間がある場合は，運行の停止等の措置を講じるものとする。

４　乗客等の避難誘導

津波の影響を受けると予想される，船舶，鉄道事業者は，船舶，列車等の乗客や，駅，港湾・漁港に滞在する者の避難誘導計画を策定するものとする。

第８節　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策〔実施責任者：公共施設管理者〕

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（１）各施設に共通する事項

① 津波警報等の入場者等への伝達
② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
③ 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置
④ 出火防止措置
⑤ 水，食料等の備蓄
⑥ 消防用設備の点検，整備
⑦ 非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（２）個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別に定める。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（１）災害対策本部又は各支部が設置される庁舎等の管理者は，１の（１）に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

① 自家発電装置，可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
② 無線通信機器等通信手段の確保
③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び車両等の確保

（２）この推進計画に定める避難所等が設置される学校，社会教育施設等の管理者は１の（１）又は１の（２）の掲げる措置をとるとともに，市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入，配備に協力するものとする。

第９節　迅速な救助〔実施責任者：防災安全課，消防組合，消防団〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第６節，「救助・救急体制の整備」を準用する。

第４章　時間差発生時における円滑な避難の確保

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置〔実施責任者：防災安全課〕

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され，気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発令された場合は，防災安全課職員による情報収集体制を確立することとする。

具体的な内容等については，地震災害対策編第２部第２章第１節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置〔実施責任者：防災安全課〕

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達，災害対策本部等の設置等

市長は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は，災害対策本部を設置することとする。

本部設置後，災害対策本部会議を開催し，関係課による今後の取り組みを確認するとともに，市民に対し，今後の備えについて呼びかけを行う。関係課においては，災害対策本部会議の開催を受けて，情報収集・連絡体制の確認，所管する施設等がある場合には，必要に応じてこれらの点検，大規模地震発生後の災害応急対策の確認など，地震への備えを改めて徹底する。

（１）災害対策本部の設置・運営

災害対策本部の設置方法は，一般災害対策編第２部第１章第１節第１「市の応急活動体制の確立」を準用する。

（２）情報収集・伝達

情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については，地震災害対策編第２部第２章第１節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，市民等に密接に関係のある事項について周知する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は，災害応急対策の実施状況，その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため，各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとする。

具体的な内容等については，地震災害対策編第２部第２章第１節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

４　災害応急対策をとるべき機関等

（１）巨大地震警戒対応の期間

市の巨大地震警戒対応の期間は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード８．０以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から１週間とする。

（２）巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

（１）の巨大地震警戒対応の期間経過後，市は，さらに１週間，巨大地震注意対応をとるものとする。

５　地域住民等に対する呼びかけ等

市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において，地域住民に対し，日ごろからの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

６　消防機関等の活動

市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において，消防機関が出火及び混乱の防止，津波からの円滑な避難の確保等のために，津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として，その対策を定めるものとする。

７　警備対策

県警察は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において，犯罪及び混乱の防止等に関して，次の事項を重点として，措置をとるものとする。

（１） 正確な情報の収集及び伝達
（２） 不法事案等の予防及び取締り
（３） 地域防犯団体，警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

８　水道，電気，ガス，通信，放送，銀行関係

水道，電気，ガス，通信，放送，銀行等の事業者は，必要な体制及び安全を確保し，後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし，その実施体制を定めておくものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章「社会基盤の応急対策」を準用する。

９　交通

（１）道路

① 県警察は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について，地域住民等に周知するものとする。

② 市は，道路管理者等と調整の上，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

（２）海上

① 第十管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は，在港船舶の避難対策等について，津波に対する安全性に留意し，必要な措置を実施するものとする。

② 港湾・漁港管理者は，津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について，津波に対する安全性に留意し，必要な措置を実施するものとする。

（３）鉄道

鉄道事業者は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合，安全性に留意しつつ，運行するために必要な措置を実施するものとする。

10　市が自ら管理を行う道路，河川その他の施設に関する対策

（１）不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う施設の管理上の措置及び体制は，おおむね次のとおりとする。

① 各施設に共通する事項

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水，食料の備蓄

カ　消防用設備の点検，整備

キ　非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　各施設における緊急点検，巡回

② 個別事項

ア　橋梁，トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ　河川，海岸について，水門及び陸閘の閉鎖手順の確認又は閉鎖等，津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ　病院においては，患者等の保護等の方法について，各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ　幼稚園，小・中学校等にあっては，児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置

オ　社会福祉施設にあっては，入所者等に対する保護の方法等について必要な措置

なお，施設ごとに具体的な措置内容は，施設ごとに別に定める。

（２）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部又は各支部が設置される庁舎等の管理者は，（１）の①に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置，可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ　無線通信機器等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び車両等の確保

11　滞留旅客等に対する措置

市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため，避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置〔実施責任者：防災安全課〕

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達，市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は，災害警戒本部を設置することとする。

災害警戒本部設置後，災害警戒本部会議を開催し，一部割れのケースにおいて地震発生から１週間，ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は，災害警戒本部体制で対応を行う。

（１）災害警戒本部の設置・運営

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」を準用する。

（２）情報収集・伝達

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」を準用する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発令された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，市民等に密接に関係ある事項について周知する。

具体的な内容等については，地震災害対策編第２部第２章第１節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

３　災害応急対策をとるべき期間等

（１）地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード７．０以上マグニチュード８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０キロメートル程度までの範囲でマグニチュード７．０以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は，１週間とする。

（２）ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は，プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，震災災害対策編第１部第１章第６節「地震防災緊急５箇年計画の推進」を準用する。

第６章　防災訓練計画

防災訓練計画〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第２節「防災訓練の効果的実施」を準用する。

第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・社会教育課〕

具体的な内容等については，地震災害対策編第１部第３章第１節「防災知識の普及啓発」を準用する。

第４編　津波災害対策編

第１部　津波災害予防

第１部　津波災害予防

- 第１章　津波災害予防の基本的な考え方
- 第２章　津波災害に強い地域づくり
  - 第　１　節　津波災害防止対策の推進
  - 第　２　節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進
  - 第　３　節　防災構造化の推進
  - 第　４　節　建築物災害の防止対策の推進
  - 第　５　節　公共施設の災害防止対策の推進
  - 第　６　節　危険物災害等の防止対策の推進
  - 第　７　節　津波防災研究等の推進
- 第３章　迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え
  - 第　１　節　防災組織の整備
  - 第　２　節　通信・広報体制（機器等）の整備
  - 第　３　節　津波等観測体制の整備
  - 第　４　節　消防体制の整備
  - 第　５　節　避難体制の整備
  - 第　６　節　救助・救急体制の整備
  - 第　７　節　交通確保体制の整備
  - 第　８　節　輸送体制の整備
  - 第　９　節　医療体制の整備
  - 第１０節　その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備
- 第４章　住民の防災活動の促進
  - 第　１　節　防災知識の普及啓発
  - 第　２　節　防災訓練の効果的実施
  - 第　３　節　自主防災組織の育成強化
  - 第　４　節　防災ボランティアの育成強化

第１部　津波災害予防

第１章　津波災害予防の基本的な考え方

市は，津波災害対策の検討にあたり，科学的知見を踏まえ，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し，その想定結果に基づき対策を推進する。

第１　総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては，以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

（１）発生頻度は極めて低いものの，発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

（２）最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く，津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地の嵩上げ，指定緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎょ」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減等，地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては，人命保護に加え，住民財産の保護，地域の経済活動の安定化，効率的な生産拠点の確保の観点から，海岸保全施設等の整備を進める。

第２　過去に遡った津波の想定

市及び県は，津波の想定にあたっては，古文書等の資料の分析，津波堆積物調査，海岸地形等の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて，できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第３　津波想定に係る留意点

市及び県は，被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため，具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際，今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに，地域性の考慮，複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ，津波被害は，波源域の場所や地形の条件等によって，発生する津波高，範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また，地震を原因とする津波だけではなく，火山の噴火，大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

第２章　津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して，被害の軽減を図るためには，各種防災事業を推進し，被害を未然に防止したり，被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では，このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第１節　津波災害防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課〕

市は，従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに，津波発生に備え，危険予想地域の把握・指定，応報体制及び避難体制の整備，並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し，津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

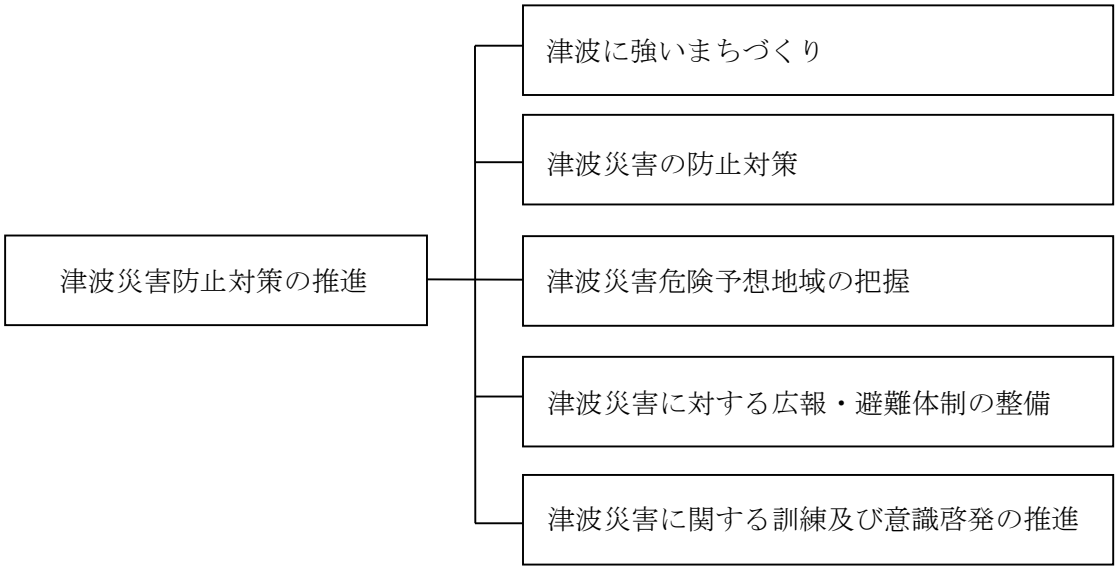

第１　津波に強いまちづくり

１　津波に強いまちの形成

（１）市は，津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため，徒歩による避難を原則として，地域の実情を踏まえつつ，できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に，津波到達時間が短い地域では，おおむね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし，地形的条件や土地利用の実態等，地域の状況によりこのような対応が困難な地域については，津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

（２）市及び県は，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等，都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図る。

（３）市及び県は，地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため，関係部局による共同での計画作成，まちづくりへの防災専門家の参画等，津波防災の観点からのまちづくりに努める。また，都市計画等を担当する職員に対して，ハザードマップ等を用いた防災教育を行い，日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

（４）市及び県は，津波による危険の著しい区域については，人的災害を防止するため，今後において，津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い，必要な措置を講ずるものとする。

（５）市及び県は，行政関連施設，要配慮者に関わる施設等については，できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし，やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には，建築物の耐浪化，非常用電源の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに，中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また，庁舎，消防署，警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については，特に万全を期するものとする。

（６）市は，津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し，海岸保全施設等，海岸防災林や避難施設の配置，土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

（７）市は，津波災害警戒区域の指定のあったときは，市地域防災計画において，当該区域ごとに，津波に関する情報，予報及び警報伝達に関する事項，指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項，津波避難訓練に関する事項，主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設，学校，医療施設の名称及び所在地等について定める。

（８）市は，市地域防災計画において，今後，津波災害警戒区域が設定された場合，津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設，学校，医療施設については，津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう，津波に関する情報，予報及び警報の伝達方法を定める。

（９）市は，津波に関する情報の伝達方法，指定緊急避難場所及び避難経路，円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（10）市は，避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い，施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

（11）市及び県は，最大クラスの津波に対して，住民等の生命を守ることを最優先としつつ，生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

（12）市及び県は，河川堤防の整備等を推進するとともに，水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

（13）市及び県は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を推進するものとする。

(14) 市及び県は，津波に関する防災教育，訓練，津波からの避難の確保等を効果的に実施するため，津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

２　避難関連施設の整備

（１）市は，指定緊急避難場所の整備にあたり，これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう，できるだけ浸水の危険性が低く，かつ，避難後においても孤立せず，津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また，専ら避難生活を送る場所として整備された指定緊急避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう，両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

（２）市は，指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し，活用できる場合には，道路管理者等の協力を得つつ，避難路・避難階段の整備に努める。

（３）市及び県は，住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう，避難路・避難階段を整備し，その周知に努めるとともに，その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお，避難路の整備にあたっては，地震の揺れによる段差の発生，避難車両の増加，停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに，地震による沿道建築物の倒壊，落橋，土砂災害，液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し，安全性の確保を図る。

（４）県及び市町村は，地域の特性に応じた避難施設，避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

３　建築物の安全化

市，県及び施設管理者は，不特定多数の者が使用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に係る社会福祉施設，医療施設等について，津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

第２　津波災害の防止対策

１　海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

市及び県は，従来の台風，高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え，津波や地震災害に備え，老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度の点検を行い，特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また，護岸施設の液状化対策の検討や，情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第３　津波災害危険予想地域の把握

１　津波被害予測調査結果等の周知及び津波危険の把握

市は，県地震被害予測調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえた津波災害危険の把握を推進するものとする。

第４　津波災害に対する広報・避難体制の整備

１　避難指示等の伝達，広報体制の整備

津波に関する避難指示等が出されたとき，沿岸住民や旅行者，海水浴客等に伝達できるよう，防災行政無線（屋外同報系等による），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），

Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール含む。），ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに，防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておく等の事前措置を講じておく。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第６節「避難の勧告・指示，誘導」を準用する。

２　津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあるとの県地震被害予測調査（平成７～８年）の結果に対応できるよう，市は，地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に，沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所等を指定・確保しておく。

また，避難するに際して，津波到達時間内に避難できるような経路を指定し，指定避難所の標高等の配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて，適宜見直しを行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節「避難体制の整備」を準用する。

第５　津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

１　各種広報媒体を活用した津波広報等

市及び県は，広報誌，パンフレット，防災マップ，テレビ，ラジオ，新聞，ビデオ，映画等の多種多様な広報媒体を活用し，市民等に対して津波に関する基礎知識，津波災害危険の実態，津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い，周知に努める。

（防災意識啓発の推進方策は，第４章第１節「防災知識の普及啓発」参照）

２　津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

市は，津波の発生を想定した，住民参加の訓練をするほか，釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

第２節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

具体的な内容等については，地震災害対策編第１部第１章第１節「土砂災害・液状化等の防止対策の推進」を準用する。

第３節　防災構造化の推進〔実施責任者：建設課・都市政策課・消防組合〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第１章第３節「防火構造化の推進」を準用する。

第４節　建築物災害の防止対策の推進〔実施責任者：公共施設管理者・都市政策課・消防組合〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第１章第４節及び地震災害対策編第１部第１章第３節「建築物災害の防止対策の推進」を準用する。

第５節　公共施設の災害防止対策の推進〔実施責任者：水道課〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第１章第５節「公共施設の災害防止対策の推進」を準用する。

第６節　危険物災害等の防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，地震災害対策編第１部第１章第５節「危険物災害等の防止対策の推進」を準用する。

第７節　津波防災研究等の推進〔実施責任者：防災安全課〕

市，県及び関係機関等は，関係研究機関との協力により，津波や地震防災に関する調査研究を実施し，その成果の活用に努めるものとする。

１　重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し，各種救援活動の拠点としての機能を確保するため，公共建築物・構造物，港湾等の耐震性や液状化，津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

２　地域危険度の調査研究

市は，防災アセスメントを実施することにより，地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し，地区別防災カルテ，防災マップ等の作成に努める。

第３章　迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

津波災害に際して，迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では，このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また，海溝型巨大地震が発生した場合，甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に，これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生，防災拠点の被災，市の行政機能の喪失，交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生，ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め，事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ，災害応急対策を行う必要がある。

第１節 防災組織の整備〔実施責任者：防災安全課〕

津波が発生した場合，広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう，市，県及び各防災関係機関は，それぞれの計画に基づき，迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また，防災会議の委員について，多様な視点が反映できる構成とし，防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第１節「防災組織の整備」を準用する。

第２節 通信・広報体制（機器等）の整備〔実施責任者：防災安全課〕

大規模な津波が発生した場合，通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び防災関係機関は，災害に強い複数の通信回線の整備・多重化・耐震化や通信が途絶している地域で，衛星通信を活用したインターネット機器の整備，長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備，通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化等，通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また，効果的・効率的な防災対策を行うため，IoT，SNSの活用等，災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては，災害対応に必要な情報項目等の標準化や，システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第２節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

第３節 津波等観測体制の整備〔実施責任者：防災安全課〕

津波による災害を未然に防止し，あるいは軽減するため，津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため，観測施設を有する機関は，当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに，これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第３節「気象観測体制の整備」を準用する。

第４節 消防体制の整備〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

津波や地震の発生に際して，消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう，消防活動の組織，方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため，消防本部等のほか，消防団，地域住民及び事業所による消防活動体制，並びに消防水利，装備，資機材等の整備を推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第４節「消防体制の整備」を準用する。

第５節　避難体制の整備〔実施責任者：全部〕

津波災害においては，住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため，津波避難に関する計画や津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準，防災マップ及び海抜表示板等を作成し，その周知に努める等，関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお，避難に際しては，特に，高齢者，障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

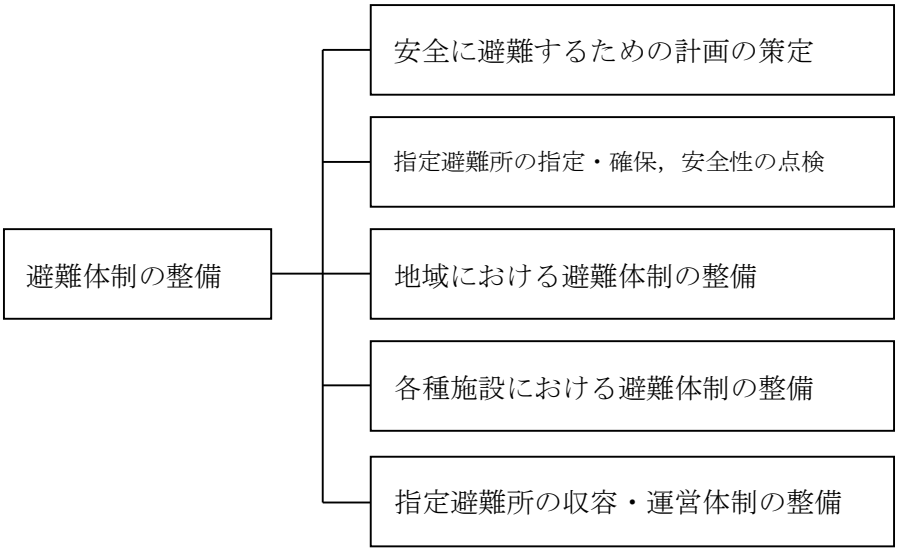

第１　安全に避難するための計画の策定

１　津波避難計画の策定

市は，津波発生時の避難を円滑に行うため，次の点に留意の上，地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

（１）津波避難計画の策定の検討にあたっては，津波到達時間を想定し，避難のシミュレーションを実施する等の評価を行った上で，地形や指定緊急避難場所の整備状況等，地域の実情を踏まえる。

（２）津波避難計画の検討にあたっては，住民，自主防災組織，消防機関，警察等の様々な主体の参画を得て実施する。

（３）地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため，女性の視点を取り入れることにも配慮する。

（４）津波避難計画は，津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施，社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。

（５）津波避難計画において定めるべき事項は，概ね次のとおりとする。

ア　津波浸水予想地域，津波到達時間

イ　避難対象地域

ウ　避難先（避難目標地点，指定緊急避難場所，避難ビル）及び避難経路（避難路，

避難経路）
エ　避難困難地域
オ　初動体制
カ　津波情報の収集・伝達
キ　高齢者等避難・避難指示等の発令
ク　津波防災教育・啓発
ケ　津波避難訓練の実施
コ　その他留意点
（参考：資料編「付録１　鹿児島県津波避難計画策定指針」）

２　避難手段の考え方

津波発生時の避難にあたっては，徒歩避難を原則とする。

ただし，歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な指定緊急避難場所がない場合のように，自動車避難を検討せざるを得ない場合には，自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに，自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

３　避難誘導体制

（１）市及び県は，消防職員，消防団員（水防団員），警察官，市職員等，防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため，津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め，住民等に周知するものとする。

また，避難誘導・支援の訓練を実施することにより，避難誘導等の活動における問題点を検証し，行動ルール等を必要に応じて見直す。

（２）市は，高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，要配慮者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施に努める。

（３）市は，小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間，施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

（４）市及び県は，要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため，防災，医療，保健，福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第２　指定避難所の指定・確保，安全性の点検

１　避難予定場所の指定

市は，県地域防災計画及び市地域防災計画等を踏まえて，津波，液状化，斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し，地区ごと，災害種別ごとに，学校及び社会教育施設等の公共建物の他，企業等が有する建物を含め具体的な避難予定場所を定め，

その所在，標高，名称，概況，収容可能人員等の把握に努める。

また，要配慮者が，相談等の必要な生活支援が受けられる等，安心して避難生活できる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお，避難予定場所として学校等を指定する場合は，あらかじめ指定避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに，避難者の範囲や規模，運営方法，管理者への連絡体制等についても学校・教育委員会（県立学校については県教育委員会）と共有しておく。

市は，避難予定場所，避難経路については，適時総合的に検討を加え，必要がある場合は変更の上住民に対し周知徹底しておくものとする。

自治会及び自主防災組織等は，指定避難所への避難が困難な場合があるため，事態切迫時に一時的に危険を回避できる場所を確保するよう努めるものとする。

２　指定避難所の確保と整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節第１の２「指定避難所の確保と整備」を準用する。

３　指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保については，津波，液状化，斜面崩壊等の危険性を考慮して行い，耐震診断や耐震改修に努め，安全点検を行う。

避難路については，液状化，斜面崩壊，ブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておく。

また，避難路沿いに標高や指定避難所までの距離・時間を示した標識等の整備に努める。

第３　地域における避難体制の整備

１　避難の指示・誘導体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第２章第６節「避難の指示，誘導」を準用する。

ただし，津波の場合は，直ちに避難の指示を行い，また遠地地震による津波のように津波到達まで時間がある場合は，状況に応じ，高齢者等避難や避難指示を活用する。

２　避難指示等の伝達方法の周知

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節第２の３「避難指示等の伝達方法の周知」を準用する。

３　災害時要援護者の避難体制の強化

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節第２の４「要配慮者の避難体制の強化」を準用する。

第４　各種施設における避難体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節第３「各種施設における避難体制の整備」を準用する。

第５　指定避難所の収容・運営体制の整備

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第５節第４「指定避難所の収容・運営体制の整備」を準用する。

第６節　救助・救急体制の整備〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

津波や地震時には，浸水，建物倒壊，火災等の被害の可能性が危惧され，多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため，災害発生に際して，救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第６節「救助・救急体制の整備」を準用する。

第７節　交通確保体制の整備〔実施責任：防災安全課・建設課・関係機関〕

津波や地震時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保することが必要である。

このため，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第７節「交通確保体制の整備」を準用する。

第８節　輸送体制の整備〔実施責任：防災安全課・建設課〕

津波や地震災害時には，被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため，各計画が効率的に実施されるように，必要な車両，船艇，労務の確保を図る等，輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第８節「輸送体制の整備」を準用する。

第９節　医療体制の整備〔実施責任：福祉健康課・消防組合〕

津波や地震災害時には，多数の負傷者が発生し，また，医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため，発災時に備え，必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準等，医療体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第９節「医療体制の整備」を準用する。

第 10 節　その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備〔実施責任：全部〕

市は，その他の津波災害応急対策事前措置体制について，整備を計画的に推進する。

なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定される等の地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の郵送手段の確保に努めるものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第２章第 10 節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」を準用する。

第４章　住民の防災活動の促進

津波災害に際して，効果的な防災対策を行うためには，平素より住民や職員の防災知識の普及・啓発，防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化，要配慮者対策等を推進し，住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では，このような住民の防災活動の促進について，その対策を定める。

第１節　防災知識の普及啓発〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・社会教育課〕

津波災害に際して的確な行動がとれるよう，住民及び職員に対し，災害予防又は災害応急対策等に関し，防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため，災害予防又は災害応急対策の実施の任にある担当部署は，それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。なお，防災知識の普及・啓発の推進にあたっては，その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第１節「防災知識の普及啓発」を準用する。

第２節　防災訓練の効果的実施〔実施責任者：防災安全課〕

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して，訓練を行う必要がある。

このため，災害応急対策の実施責任者を有する機関は，各々目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練にあたっては，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施し，又は行うよう指導し，住民の津波発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に，津波災害を想定した訓練の実施にあたっては，津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ，最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第２節「防災訓練の効果的実施」を準用する。

第３節　自主防災組織の育成強化〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

災害を未然に防止又は軽減するためには，市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより，「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに，住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに，地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため，住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに，多数の者が出入りし又は利用する施設，危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し，大規模な災害，事故等に備えるものとする。

市は，自主防災組織の活動の活性化・育成強化のための研修・訓練，情報提供に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第３節「自主防災組織の育成強化」を準用する。

第４節　防災ボランティアの育成強化〔実施責任者：防災安全課・南九州市社会福祉協議会・消防組合〕

津波災害時等においては，個人のほか，専門分野のボランティア等の組織が，救助，救急等の災害応急活動に従事するとともに，被災者個人の生活の維持・再建を支援する等，発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため，津波や地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう，平常時から，個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか，幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第１部第３章第５節「防災ボランティアの育成強化」を準用する。

第２部　津波災害応急対策

第２部　津波災害応急対策

- 第１章　活動体制の確立
  - 第　１　節　応急活動体制の確立
  - 第　２　節　情報伝達体制の確立
  - 第　３　節　災害救助法の適用及び運用
  - 第　４　節　広域応援体制
  - 第　５　節　自衛隊の災害派遣
  - 第　６　節　技術者，技能者及び労働者の確保
  - 第　７　節　ボランティアとの連携等
- 第２章　初動期の応急対策
  - 第　１　節　津波警報等及び津波情報等の収集・伝達
  - 第　２　節　災害情報・被害情報の収集・伝達
  - 第　３　節　広報
  - 第　４　節　水防・土砂災害等の防止対策
  - 第　５　節　消防活動
  - 第　６　節　避難の指示，誘導
  - 第　７　節　救助・救急
  - 第　８　節　交通確保・規制
  - 第　９　節　緊急輸送
  - 第１０節　緊急医療
  - 第１１節　要配慮者への緊急支援
- 第３章　事態安定期の応急対策
  - 第　１　節　避難所の運営
  - 第　２　節　食料の供給
  - 第　３　節　応急給水
  - 第　４　節　生活必需品の給与
  - 第　５　節　医療・保健
  - 第　６　節　感染症予防，食品衛生，生活衛生対策
  - 第　７　節　動物保護対策
  - 第　８　節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
  - 第　９　節　行方不明者の捜索，遺体の処理等
  - 第１０節　住宅の供給確保
  - 第１１節　文教対策
  - 第１２節　義援金・義援物資等の取扱い
  - 第１３節　農林水産業災害の応急対策
- 第４章　社会基盤の応急対策
  - 第　１　節　電力施設の応急対策
  - 第　２　節　ガス施設の応急対策
  - 第　３　節　上水道施設の応急対策
  - 第　４　節　下水道施設の応急対策
  - 第　５　節　電気通信施設の応急対策
  - 第　６　節　道路・河川等公共施設の応急対策

第２部　津波災害応急対策

第１章　活動体制の確立

津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため，市及び関係機関は，各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また，当該地域だけでは対処しえない事態においては，他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い，必要に応じ，各種ボランティア等の協力を得る等，効果的な体制を確立する必要がある。

本章では，このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第１節　応急活動体制の確立〔実施責任者：全部〕

津波の発生に際して，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び関係機関等は，それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ，迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため，特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに，各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお，災害状況により，配備指示が不十分となることも予想されるため，職員は自主参集に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第１節「応急活動体制の確立」を準用する。

第２節　情報伝達体制の確立〔実施責任者：防災安全課・企画課・消防組合〕

津波災害の発生に際し，的確な災害応急対策を遂行するためには，各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し，被災地域の災害状況の実態を的確に把握し，緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため，各防災関係機関は，事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い，保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し，各種災害情報を収集・伝達するとともに，組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第２節「情報伝達体制の確立」を準用する。

第３節　災害救助法の適用及び運用〔実施責任者：全部〕

大規模な津波や地震が発生し，一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され，同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため，応急的救助が実施される。

このため，災害救助法の実施機関，適用基準，被災世帯の算定基準，適用手続について示し，これに基づいて市，県は災害救助法を運用する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を準用する。

第４節　広域応援体制〔実施責任者：防災安全課〕

大規模な津波や地震災害が発生した場合，被害が拡大し，被災した県，市町村及び各防災関係機関独自では，対処することが困難な事態が予想される。

このため，各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上，相互応援の体制を整えるとともに，災害時には相互に協力し緊密な連携のもと，円滑な応急対策活動を実施する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第４節「広域応援体制」を準用する。

第５節　自衛隊の災害派遣〔実施責任者：防災安全課〕

大災害な津波や地震が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入れ体制を整える。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第５節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

第６節　技術者，技能者及び労働者の確保〔実施責任者：防災安全課〕

津波災害時には，多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等のために必要な技術者，技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第６節「技術者，技能者及び労働者の確保」を準用する。

第７節　ボランティアとの連携等〔実施責任者：福祉健康課・南九州市社会福祉協議会〕

大規模な津波の発生時には，各種援護を必要とする者が増大し，ボランティアの積極的な参加が期待される一方で，その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため，市では，ボランティアの参加を促すとともに，参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第１章第７節「ボランティアとの連携等」を準用する。

第２章　初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては，各種情報を収集・伝達するとともに，避難，救助・救急，緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や，火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では，このような初動期の応急対策について定める。

第１節　津波警報等及び津波情報等の収集・伝達〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・消防組合〕

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで，津波警報等及び津波情報等は，基本的な情報である。このため，市及び関係機関は，予め定めた警報等の伝達系統により迅速・確実に受信し，その内容を把握し，関係機関等に伝達する。

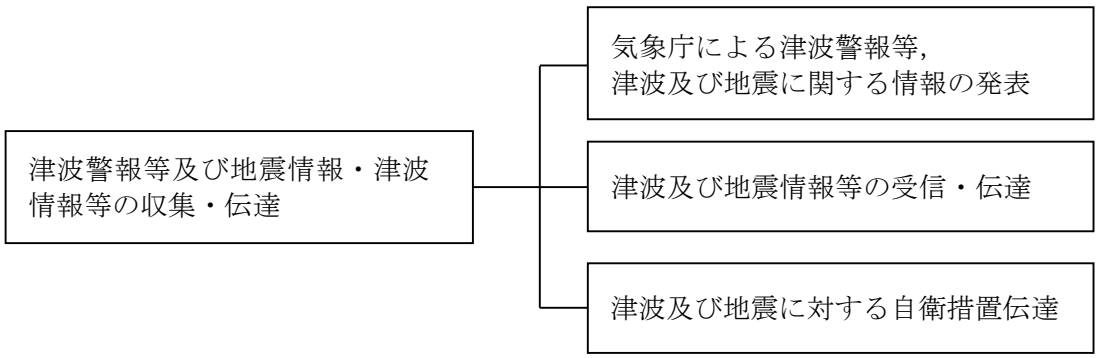

第１　気象庁による津波警報等，津波及び地震に関する情報の発表

１　津波及び地震に関する情報の発表

（１）緊急地震速報

気象庁は，震度５弱以上の揺れが予想される地域及び震度４以上が予想される地域名を緊急地震速報（警報）で発表し，日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また，テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール機能），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は，緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

なお，緊急地震速報（警報）は，地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより，地震の強い揺れが来る前に，これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため，震源付近では，強い揺れの到達に間に合わない。

（２）地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下に示す。

地震情報の種類，発表基準，内容

地震情報の種類	発　　表　　基　　準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に，震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等，著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震発生時刻，発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに，１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

※地震発生後，新たなデータが入るにしたがって，順次以上のような情報を発表。

（３）大津波警報，津波警報，津波注意報

ア　大津波警報，津波警報，津波注意報の発表等

気象庁は，地震が発生した時は，地震の規模や位置を即時に推定し，これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め，津波による災害の発生が予想される場合には，地震が発生してから約３分を目標に大津波警報，津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは，通常は５段階の数値で発表する。ただし，地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから，推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は，予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は，地震発生からおよそ 15 分程度で，正確な地震規模を確定し，その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

● 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し，人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビル等，安全な場所へ避難してください。
		10m （５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い，浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビル等，安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上，１ｍ以下の場所であって，津波による災害のおそれがある場所	１ｍ （0.2m＜予想高さ≦１ｍ）	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ，また，養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって，海岸から離れてください。

（注）「津波の高さ」とは，津波によって潮位が高くなった時点における潮位と，その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって，津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波警報等の留意事項等

・　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合，津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・　津波警報等は，最新の地震・津波データの解析結果に基づき，内容を更新する場合がある。

・　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合，津波警報等の解除を行う。このうち，津波の観測状況等により，津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には，津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に，海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（４）津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には，津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

●　津波情報の種類と発表基準

	情　報　の　種　類	内　　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ，及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・　沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き，及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・　最大波の観測値については，観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため，当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は，数値ではなく「観測中」の言葉で発表して，津波が到達中であることを伝える。

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き，その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに，及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻，最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・　最大波の観測値及び推定値については，観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため，当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は，数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して，津波が到達中であることを伝える。

・　ただし，沿岸からの距離が 100 ㎞を超えるような沖合の観測点では，津波予報区との対応付けが困難となるため，沿岸での推定値は発表しない。また，最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して，津波が到達中であることを伝える。

● **最大波の観測値の発表内容**

発表中の津波警報等	発　表　基　準	発　表　内　容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

● **最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100 ㎞程度以内にある沖合の観測点）**

発表中の津波警報等	発　表　基　準	発　表　内　容
大津波警報	観測された津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表

● **最大波の観測値及び推定値の発表基準（沿岸から 100 ㎞を超える沖合の観測点）**

全国の警報等の発表状況	発　表　基　準	発　表　内　容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100 ㎞以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

イ　津波情報の留意事項等

①　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・　津波到達予想時刻は，津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては，この時刻よりも数十分，場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・　津波の高さは，一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なること

から局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・ 津波と満潮が重なると，潮位の高い状態に津波が重なり，被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・ 津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・ 場所によっては，検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・ 津波の高さは，沖合での観測値に比べ，沿岸ではさらに高くなる。

・ 津波は，非常に早く伝わり，「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合がある。また，地震の発生場所によっては，情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（５）津波予報

地震発生後，津波による災害が起こるおそれがない場合には，以下の内容を津波予報で発表する。

● 津波予報の発表基準と発表内容

	情　報　の　種　類	内　　容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2ｍ未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく，特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波の伴う海面変動が観測されており，今後も継続する可能性が高いため，海に入っての作業や釣り，海水浴等に際しては，十分な留意が必要である旨を発表

第２　津波情報等の受信・伝達

具体的な内容等については，地震災害対策編第２部第２章第１節第２「地震情報等の受信・伝達」を準用する。

第３　津波等に対する自衛措置伝達

１　津波への警戒，避難の指示

近海で地震が発生した場合は，津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため，強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき，又は弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，以下のように対応する。

また，津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

（１）住民等の対応

津波危険予想地域の住民，海浜の旅行者・海水浴客・就労者は自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオ･テレビ放送を聴取する。

（２）市の対応

市は，防災行政無線等を用いたり，漁業協同組合，宿泊施設，関係施設・団体等の協力を得て，海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

● **緊急地震速報の伝達系統**

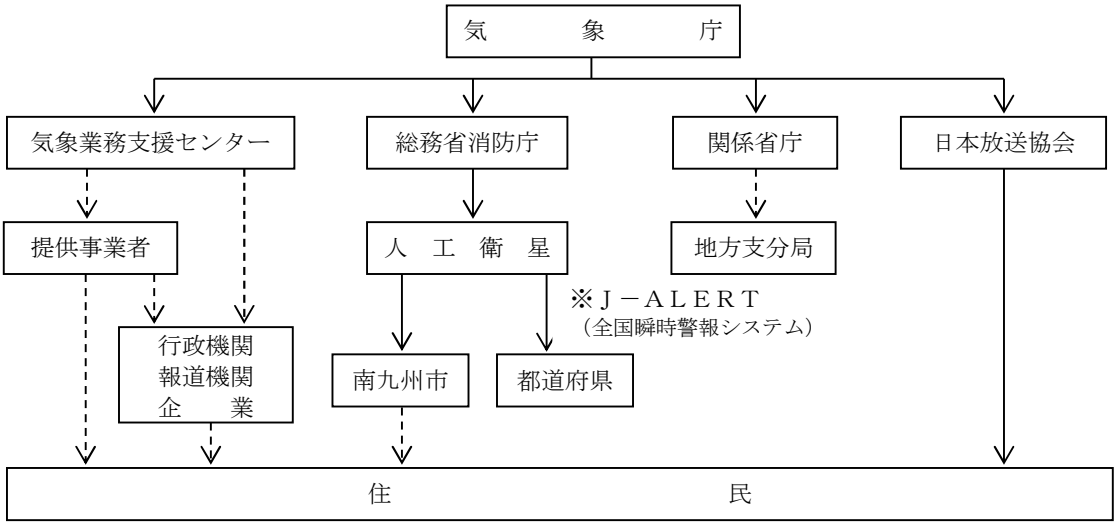

２　津波の監視警戒

市は，揺れを感じた場合には，津波警報等を的確に把握するとともに，海岸地域及び河川沿岸をパトロールし，高台等安全な場所で潮位，波高を監視警戒するものとする。

特に，震度４以上と思われる揺れを感じた場合は，以下の対応をとる。

（１）海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間，海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は，監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

なお，今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

（２）津波報道の聴取

地震を感じてから１時間以上，責任者を定め，ＮＨＫの放送を聴取する。

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達〔実施責任者：全部〕

本計画は，市災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速，確実に収集し，又は通報，報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速化を期すものである。

収集にあたっては，特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

具体的な内容については，地震災害対策編第２部第２章第２節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第３節　広報〔実施責任者：総務課・防災安全課〕

津波災害の発生に際し，津波や津波をもたらす地震に伴う火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し，誘導できるよう，必要な情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため，市及び防災関係機関は，保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに，災害時の適切な防災活動を遂行する上で，それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第２章第３節「広報」を準用する。

第４節　水防・土砂災害等の防止対策〔実施責任者：防災安全課・建設課・消防組合・消防団〕

津波災害においても，災害状況によっては，護岸破損や斜面崩壊等により，水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため，市は，水防団（消防団）等を出動させ，必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し，水防・土砂災害防止対策を実施する。

具体的な対策については，一般災害対策編第２部第２章第４節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用する。

第５節　消防活動〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

津波災害においても，火災が予想されるため，市（消防団）・消防機関を中心に，住民，自主防災組織，各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら，消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て，効果的に連携し，消防活動を実施する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第５節「消防活動」を準用する。

第６節　避難の指示，誘導〔実施責任者：防災安全課〕

津波や津波をもたらす地震の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市は，避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。

具体的な内容については，一般災害対策編第２部第２章第６節「避難の指示，誘導」を準用する。

第７節　救助・救急〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

津波災害時には，建物の倒壊や地震火災，及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者，重傷者等が発生するものと予想される。

このため，各関係機関は，迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第７節「救助・救急」を準用する。

第８節　交通確保・規制〔実施責任者：建設課・関係機関〕

津波災害時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送の支障が予想される。

また，海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第８節「交通確保・規制」を準用する。

第９節　緊急輸送〔実施責任者：関係機関〕

津波災害時には，避難並びに救出，救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため，迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し，緊急度，重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第９節「緊急輸送」を準用する

第１０節　緊急医療〔実施責任者：福祉健康課〕

津波災害時には，多数の負傷者が発生し，また，医療機関事自体も被害を受け混乱が予想される中で，救命処置，後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため，災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第 10 節「緊急医療」を準用する。

第１１節　要配慮者への緊急支援〔実施責任者：福祉健康課〕

津波災害時には，高齢者や妊産婦，乳幼児，難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく，被災しやすいことから，地域ぐるみの支援が必要である。このため，「南九州市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき，要配慮者の避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動については，一般災害対策編第２部第２章第 11 節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第３章　事態安定期の応急対策

津波災害の発生後，状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては，民生安定に関する指定避難所の運営，食料，水，生活必需品の供給，あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また，大規模な津波災害においては，長期化が想定される避難生活を短縮するため，広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供等に努める必要がある。

本章では，このような事態安定期の応急対策について定める。

第１節　指定避難所の運営〔実施責任者：福祉健康課〕

津波災害時には，ライフラインの途絶や住居の倒壊，浸水，流失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため，指定避難所を開設し，これらの避難者を収容するとともに，適切な管理運営を実施する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第１節「指定避難所の運営」を準用する。

第２節　食料の供給〔実施責任者：市民生活課・教育総務課・農業振興課・防災安全課〕

津波災害時には，住居の倒壊や流失，ライフラインの途絶等により，食事の確保が困難な状況となり，一部では，その状態が長期化するおそれがある。

このため，迅速に食料を調達し，被災者に供給する。

また，関係機関は，備蓄する食料の供給に関し，相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第２節「食料の供給」を準用する。

第３節　応急給水〔実施責任者：水道課〕

津波災害時には，水道施設が被災し，復旧までの間，飲料水等の確保が困難となるほか，医療機関等では，緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また，多数の避難者が予想され，指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため，緊急度，重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに，早急に給水手段を確保し，被災者に給水する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第３節「応急給水」を準用する。

第４節　生活必需品の給与〔実施責任者：福祉健康課・社会福祉協議会・防災安全課〕

津波災害時には，住居の流失等により，寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し，一部では避難生活の長期化が予想され，特に冬期においては，防寒具や布団等の早期な給与が必要である。

このため，被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で，迅速に生活必需品を調達し，被災者に給与する。

また，関係機関は，備蓄する生活必需品の給与に関し，相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第４節「生活必需品の給与」を準用する。

第５節　医療・保健〔実施責任者：福祉健康〕

津波災害時の初期の医療活動については，「第２章第 10 節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で，被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し，市をはじめとする防災関係機関は，被災地住民の医療・保健の確保に万全を期す必要がある。

このため，避難生活が長期化した被災地においては，健康状態の把握やメンタルケア等を行うが，「災害時保健活動マニュアル」等を活用し，迅速かつ適切な対応に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第５節「医療・保健」を準用する。

第６節　感染症予防，食品衛生，生活衛生対策〔実施責任者：市民生活課・福祉健康課〕

津波災害時には，津波水害等より多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される指定避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，食品衛生，生活衛生対策に関し，適切な処置を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第６節「感染症予防，食品衛生，生活衛生対策」を準用する。

第７節　動物保護対策〔実施責任者：市民生活課〕

被災した飼養動物の保護収容，指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第７節「動物保護対策」を準用する。

第８節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策〔実施責任者：市民生活課・農業振興課〕

津波災害時には，大量のごみの発生が予想される。また，上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし，し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため，し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し，必要な措置を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第８節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用する。

第９節　行方不明者の捜索，遺体の処理等〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団・市民生活課〕

津波災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者，死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの捜索，収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は，遺体の処理等を適切に行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第９節「行方不明者の捜索，遺体の処理等」を準用する。

第１０節　住宅の供給確保〔実施責任者：福祉健康課・都市政策課〕

津波災害時には，住居の流失等が多数発生することが予想され，住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また，一部損壊の住居も多数発生するので，応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため，応急仮設住宅の建設等，被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 10 節「住宅の供給確保」を準用する。

第１１節　文教対策〔実施責任者：教育総務課・学校教育課〕

津波災害時には，多数の児童生徒の被災が予想され，学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また，学校施設等は，被災者の指定避難所として利用される所が多く，一部では長期化することも予想され，その調整も必要である。

このため，応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 11 節「文教対策」を準用する。

第１２節　義援金・義援物資等の取扱い〔実施責任者：市民生活課・社会福祉協議会〕

津波や地震災害時には，県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに，義援金については，できる限り迅速な配分に努め，又義援物資については，被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 12 節「義援金・義援物資等の取扱い」を準用する。

第１３節　農林水産業災害の応急対策〔実施責任者：農業振興課・耕地林務課・茶業課・観光商工課〕

津波災害時には，農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため，農林水産物等の被害の拡大防止，被災地における家畜伝染病の予防，飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第３章第 13 節「農林水産業災害の応急対策」を準用する。

第４章　社会基盤の応急対策

電力，ガス，上下水道，通信等のライフライン関係施設や道路，河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は，都市化等の進展とともにますます複雑化，高度化し，津波災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では，このような社会基盤の応急対策について定める。

第１節　電力施設の応急対策〔実施責任者者：九州電力株式会社〕

津波災害時には，電柱の倒壊，電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので，迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため，市は，九州電力株式会社が電力施設の防護，復旧を図り，早急な電力供給の確保を図るために必要な協力を実施する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第１節「電力施設の応急対策」を準用する。

第２節　ガス施設の応急対策〔実施責任者者：ガス供給機関〕

津波災害時には，プロパンガスの埋没や流失等の被害が予想され，住民生活への支障が予想される。このため，ガス災害から住民を保護する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第２節「ガス施設の応急対策」を準用する。

第３節　上水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

津波災害時には，水道施設の被害が多数発生し，給水停止による住民生活への支障はもちろん，特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護，復旧を図るとともに，安全な水道水を供給する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第３節「上水道施設の応急対策」を準用する。

第４節　下水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

津波災害時には，下水道施設の被害が多数発生し，供用停止による住民生活への支障はもちろん，長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため，迅速かつ的確に下水道施設の防護，復旧を図り，早期に供用を再開する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第４節「下水道施設の応急対策」を準用する。

第５節　電気通信施設の応急対策〔実施責任者：西日本電信電話株式会社〕

津波災害時には，電柱の倒壊，電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，市は，西日本電信電話株式会社による応急復旧対策に協力し，迅速に通信を確保する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第５節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

第６節　道路・河川等の公共施設の応急対策〔実施責任者：建設課〕

津波災害時には，道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は，緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため，速やかに被災状況の情報収集を行い，迅速かつ的確に，緊急度，優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部第４章第６節「道路・河川等の公共施設の応急対策」を準用する。

第３部　津波災害復旧・復興

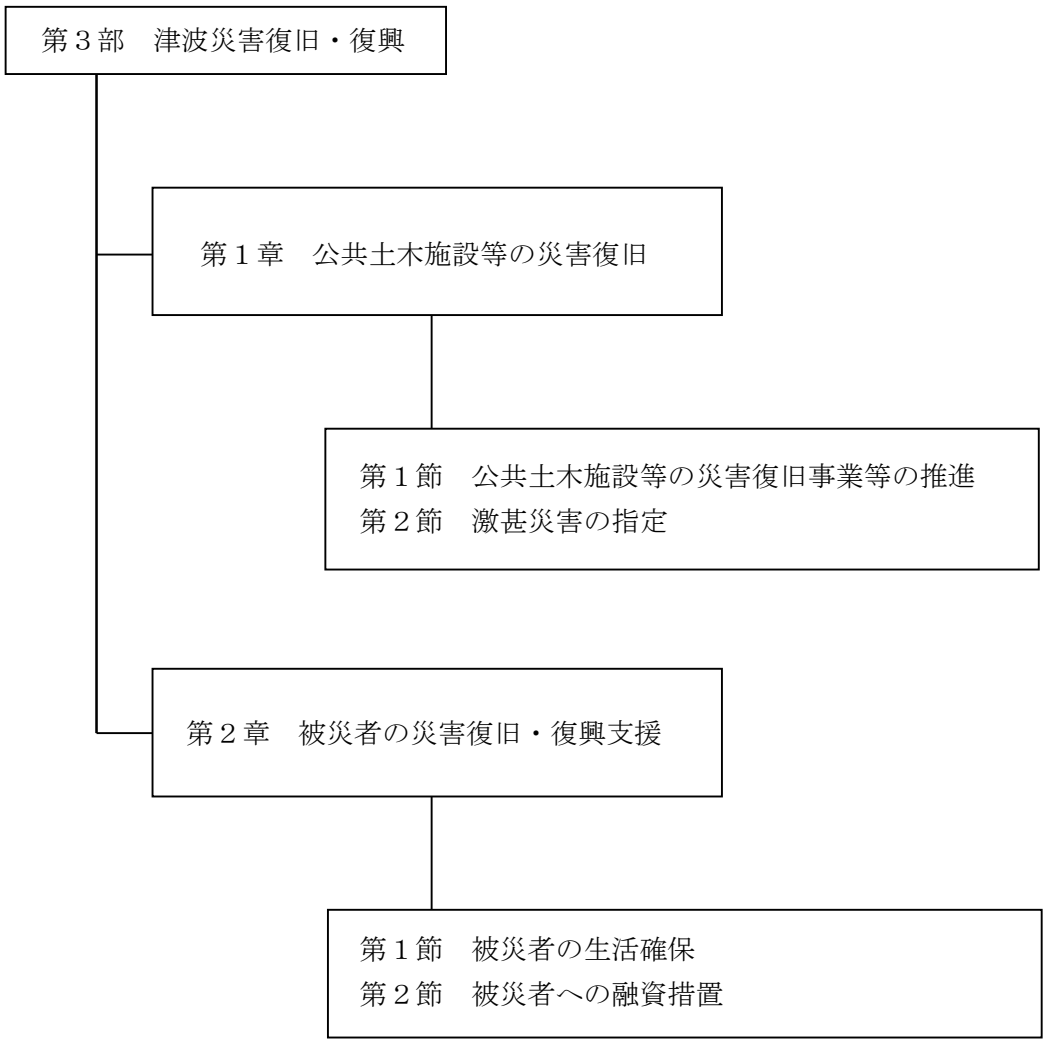
第３部　津波災害復旧・復興
第１章　公共土木施設等の災害復旧
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進
第２節　激甚災害の指定
第２章　被災者の災害復旧・復興支援
第１節　被災者の生活確保
第２節　被災者への融資措置

第３部　津波災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は，住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため，本章では，公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

津波災害復旧・復興対策は，津波災害発生後，被災した施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生防止のため，必要な施設の設計又は改良を行う等，将来の災害に備える事業計画を樹立し，極力早期復旧に努めるものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第１章第１節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」を準用する。

第２節　激甚災害の指定

市長は，県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第１章第２節「激甚災害の指定」を準用する。

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が，その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように，生活相談，災害弔慰金等の支給，税の減免，各種融資措置等，本章では，被災者の支援に係る対策を定める。

第１節 被災者の生活確保〔実施責任者：全部〕

市は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティーの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第２章第１節「被災者の生活確保」を準用する。

第２節　被災者への融資措置〔実施責任者：関係機関〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部第２章第２節「被災者への融資措置」を準用する。

第５編　火山災害対策編

第１部　桜　島

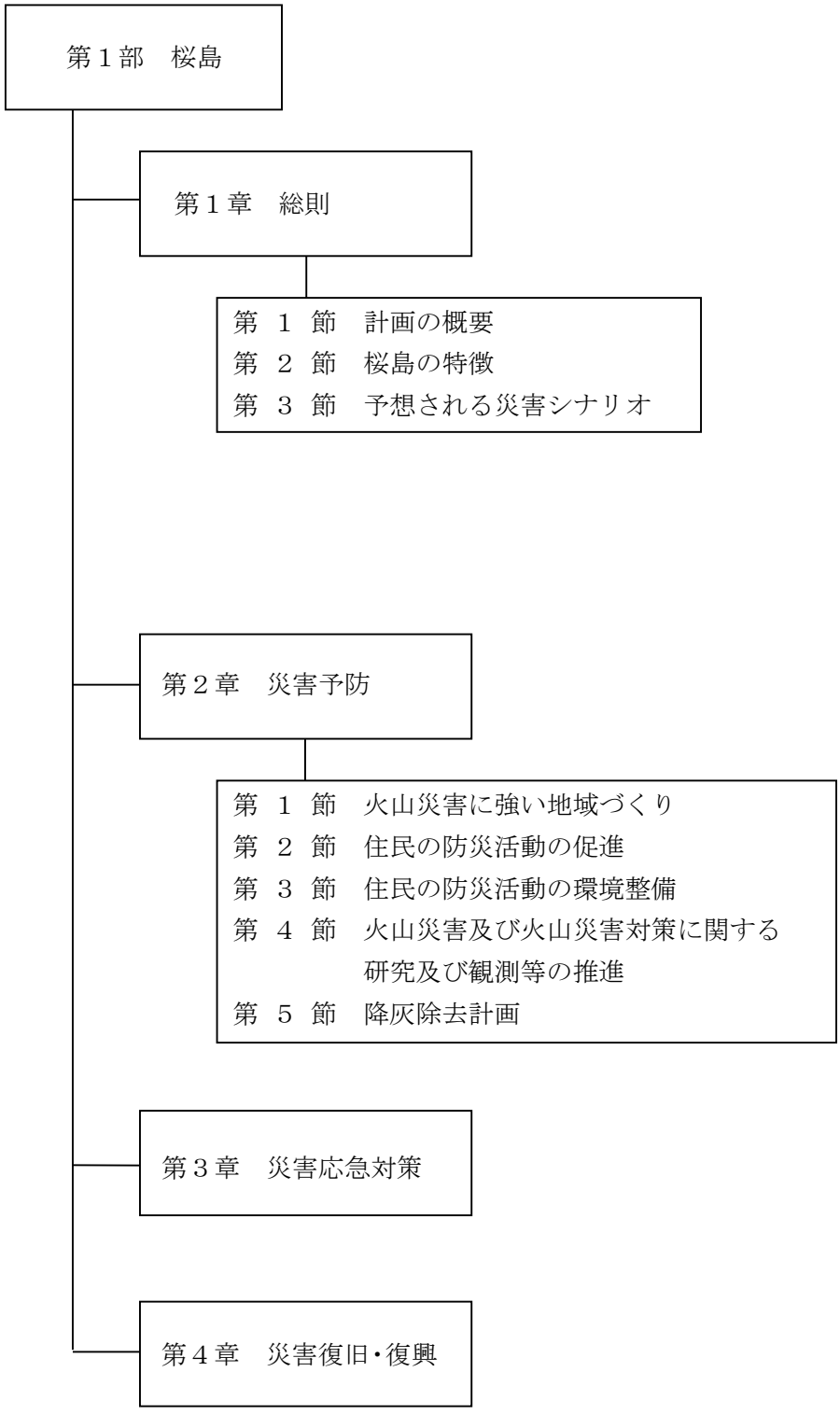
第１部　桜島
第１章　総則
第 １ 節　計画の概要
第 ２ 節　桜島の特徴
第 ３ 節　予想される災害シナリオ
第２章　災害予防
第 １ 節　火山災害に強い地域づくり
第 ２ 節　住民の防災活動の促進
第 ３ 節　住民の防災活動の環境整備
第 ４ 節　火山災害及び火山災害対策に関する
研究及び観測等の推進
第 ５ 節　降灰除去計画
第３章　災害応急対策
第４章　災害復旧・復興

第１部　桜島

第１章　総則

第１節　計画の概要

桜島は，西暦 708 年の噴火以来，大小 30 余回の噴火が記されている。安永噴火や大正噴火等のように多量の火山灰噴出や溶岩流出を伴うような大規模噴火が起こっている。このようなことから，県においては，地域防災計画の実施細目として桜島の噴火から県民等の生命・身体を守ることを目的に昭和 42 年１月に「桜島爆発災害対策細部計画」を策定した。

さらに，平成６年５月には，県及び関係市町によって大正噴火規模の噴火を想定した桜島火山噴火災害危険区域予測図が発表され，この結果を踏まえて「桜島爆発災害対策細部計画」が改訂された。

第２節　桜島の特徴

１　桜島の概要

桜島は，姶良カルデラの南縁に形成された成層火山である。桜島の火山体は，北岳（標高 1,117m）と南岳（標高 1,040m）の２つの主成層火山が重なってひとつの桜島火山を形成している。これら主成層火山の山腹には，歴史時代の活動によって形成された火口（大正噴火や昭和噴火の火口等），火砕丘（鍋山，蝦ノ塚等），溶岩ドーム（フリハタ山，湯之平，権現山，ハルタ山，引ノ平等）がある。山腹から山麓にかけては，昭和溶岩，大正溶岩，安永溶岩，文明溶岩等の歴史時代の溶岩流が広がっているほか，噴出年代の明らかになっていない溶岩流が広い範囲に分布している。

また，赤生原から白浜にかけてや，赤水から野尻にかけての山麓には河川・渓流から流下した土石流によって形成された火山麓扇状地が発達している。

桜島は，休止期間を挟んで約 13,000 年前から活動をはじめ，その後 13 回の大規模な軽石噴火を繰り返し，火砕流や溶岩流を噴出しながら成長し現在に至っている。

２　桜島の活動史

（１）桜島の活動

桜島の発達史は古期北岳，新期北岳，南岳の３つのステージに区分できる。古期北岳の活動（約 2 万 6 千年から 2 万 4 千年前）の後，休止期間を挟み，新期北岳の活動が 1 万 3 千年前から開始し，少なくとも 10 回の軽石噴火を繰り返し，約 5 千年前には活動を停止した。その後，南岳の活動へ移り，歴史時代に 4 回の軽石噴火が発生した。

（２）歴史時代の活動

歴史時代の桜島の活動記録は，和銅元年（708 年）が最も古いとされている。その後の噴火は大正３年の大噴火まで 30 回余記録されている。しかし，他に記録が残らなかった大噴火もあったであろうし，また，中小噴火は記録に残されていないものが多数あるものと考えられる。これらの噴火のうち最も活動の激しかった噴火は，天平宝字８年（764 年），文明年間，安永年間，大正３年，昭和 21 年の噴火であったとされている。

天平宝字年間の噴火：南岳の東麓でマグマ水蒸気爆発が起こり，それによって鍋山が形成されたと推定されている。

また，この時には，現在は東側の大正溶岩や昭和溶岩の下にある長崎鼻溶岩が流下し，海まで達した。

文明年間の噴火：桜島の南西と北東斜面から溶岩を噴出し，持木町方面と黒神町方面に溶岩原を形成し，２方向の溶岩とも海まで達した。

安永年間の噴火：桜島の南斜面と北東斜面から溶岩を噴出し，古里町方面と高免町方面に溶岩原を形成した。北東斜面から流下した溶岩は，一部で文明溶岩を被い，北東の海域まで広がった。南側火口からは降下火砕物から変わった火砕流が流下した（小林，1982）。

大正噴火（大正３年１月）：爆発的噴火により多量の火山灰が降下堆積し，その後，西側斜面で火砕流が発生し，さらに，東と西の斜面から溶岩が流下し，それぞれ海まで達した。特に，東側に流下した溶岩は瀬戸海峡を埋め，桜島は大隅半島と陸続き

になった。

昭和噴火（昭和 21 年３月）：大正溶岩の分布する東側斜面から溶岩が流下し，一部で大正溶岩を被った。

1955 年以来，南岳の山頂噴火が断続的に続いており，降灰によって農作物に被害が生じているほか，噴石や空振によって島内の建物や車両に被害が発生している。

また，2006 年（平成 18 年）には，昭和火口が噴火を再開し，活発な噴火活動が継続している。

大きな噴火の活動間隔（頻度）は，文明・安永・大正の各噴火の間隔が約 300 年，135 年であることから，約 100 年～300 年の時間スケールと考えられる。

第３節　予想される災害のシナリオ

桜島の今後の大噴火に伴う現象の想定は，その規模，噴火場所，災害要因等がどのようであるか，現在の科学でも困難である。今後，大正３年の噴火程度のもの，あるいはそれ以上の桜島全体が噴火口となり島が消滅してしまうほどの噴火等，いずれの可能性も考えられる。

しかし，桜島が生成して以来，島が消滅するほどの大噴火は発生しておらず，将来発生の可能性は，何千年に１回といった程度の極めて少ない発生率でしか考えられない。このため，島が消滅するほどの大噴火を想定した対策計画は，非現実的であるといえる。

桜島の噴火のうちで歴史時代に発生した災害規模の噴火は，近い将来における発生が十分考えられ，その程度の想定に基づく対策計画が現実的である。したがって，歴史時代の噴火記録の中で最も大きかったといわれる文明，安永，大正の噴火程度を想定の対象とし，中でも最も記録が整理されている大正３年の噴火規模及びそれに伴う現象に基づいて想定し，対策計画を検討・実施することとする。

大正噴火規模のものが当時と同じ条件で発生することは考えにくいので，別の条件下で噴火現象の強さや影響の及ぶ範囲を検討しておくことが噴火災害対策を考える上で重要である。平成５年度に桜島の噴火災害危険区域予測図が作成され，予測される主な災害要因の影響範囲等が推定されている。

そこで，本計画においては，大正３年の実績と予測結果及び平成 23 年度県地域防災計画検討有識者会議の助言・提言等に基づく想定災害とする。

想定噴火の概要

噴火様式：プリニー式噴火と溶岩の流出
噴火規模：大正３年噴火規模。巨大噴火の発生も否定できない。
噴火場所：山腹中部。山頂の両山腹で噴火する可能性がある。どの方位で噴火が起こるか特定できない。また，山頂からの大きな噴火及び海底噴火も否定できない。
災害要因：噴出岩塊，降下火砕流，火砕流，溶岩流，火山ガス・噴煙，空振，地震動，地殻変動，地下水・温泉変動，泥流，土石流，山くずれ，岩屑なだれ，地熱変動，津波（噴火前後の地震，海底噴火等によるもの）

１　予想される噴火のシナリオ

桜島で予想される噴火のシナリオは，過去の噴火の経過等から見て，次のように予測される。

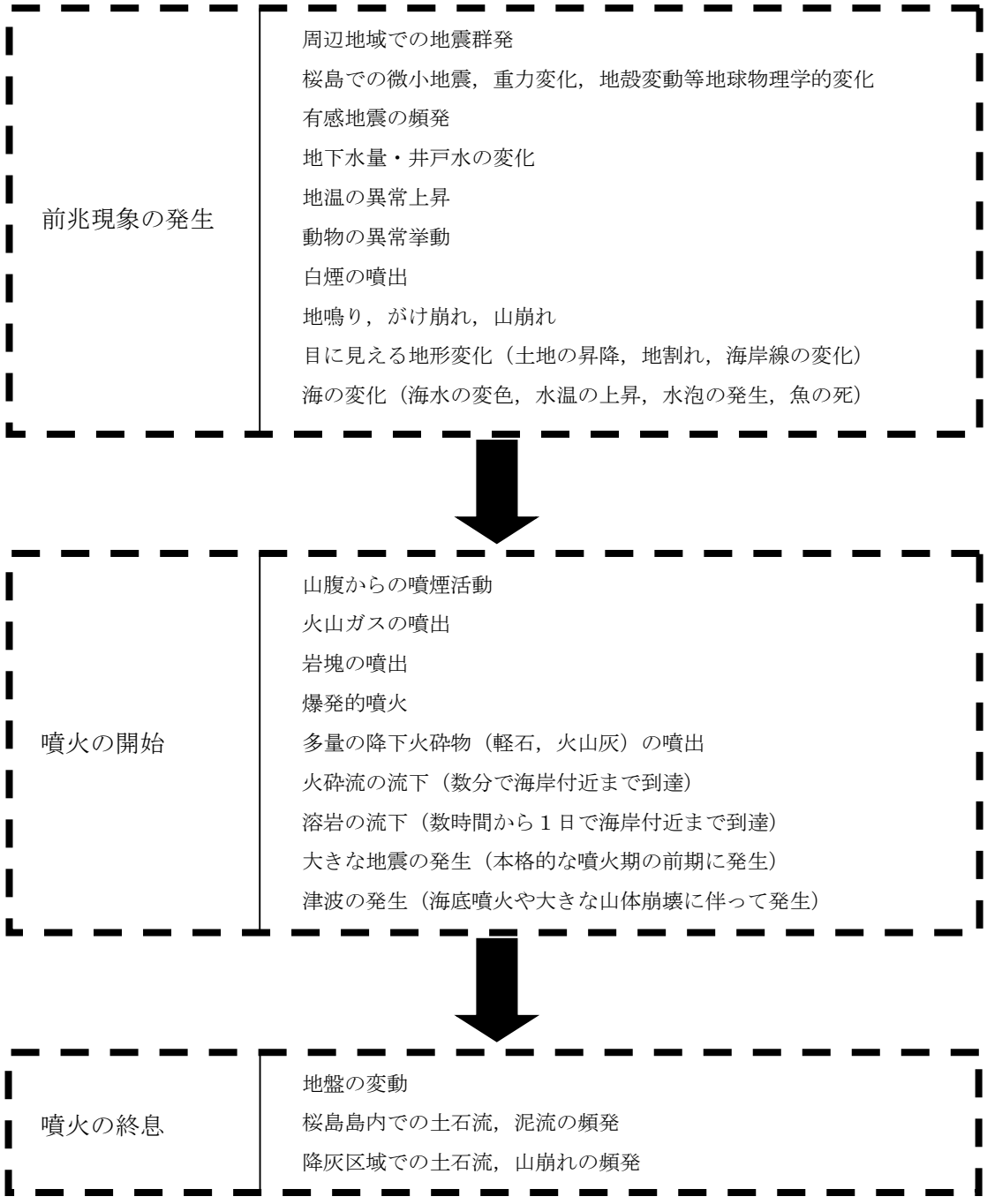

２　桜島で記録された噴火の前兆現象

桜島では，大噴火の際にその前兆現象と考えられる様々な現象が発生している。将来起こるであろう大きな噴火の際にも，そうした噴火前兆現象がいくつか発生し，発見または観測されることが考えられる。

① 桜島周辺地域での地震
桜島やその周辺地域で地震が起こる。

② 桜島での微小地震，重力変化，地殻変動等の地球物理学的変化
気象庁，京都大学防災研究所付属火山防災研究センター，鹿児島大学理学部付属南西島弧地震火山観測所が行っている常時観測によって，微小地震，重力変動，地殻変動等わずかな地球物理学的変化が観測される。また，火山ガスの量と成分の変化も起こる。

③ 有感地震の群発
噴火の数日前から，桜島の近くでの地震が発生する。噴火が近づくにつれて，地震の回数と激しさは増加する。

④ 地下水量・井戸水の変化
井戸水の水位が急に増減する。ところによっては，湧水の現れるところもある。また，井戸水の水温上昇も起こる。

⑤ 地温の異常上昇
大きな噴火の数日前から土の温度が高まる。

⑥ 動物の異常挙動
地温の上昇，地震動，火山ガスの臭い等に反応して，動物が日常と異なる挙動を見せ，ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。

⑦ 白煙の噴出
マグマの上昇に伴い，地下水が沸騰し，白煙をあげる。大きな噴火の直前に起こり，新たに白煙を噴出した地点付近が新しい噴火口となる可能性がある。

⑧ 地鳴り
大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。

⑨ 目に見える地形変化（土地の昇降，地割れ，海岸線の変化）
地殻変動が活発化し，地割れ，地面の傾動，海岸線の変化，山崩れ・がけ崩れ等が顕著に見られるようになる。

⑩ 海の変化（海水の変色，水温の上昇，水泡の発生，魚の死）
大きな噴火が近づくと，海水の変色，水温の上昇，水泡の発生，さらにそうした海の変化に伴って魚類のへい死・浮上等がみられる。

なお，これらの前兆現象は，過去の噴火実績に基づくものである。将来の大きな噴火の際に前兆現象のすべてが確実に起こるとは限らないので，注意が必要である。

第２章　災害予防

第１節　火山災害に強い地域づくり〔実施責任者：防災安全課・建設課・農業振興課〕

火山噴火による災害の軽減を図り，火山災害に強い地域づくりを促進するためには，平常から火山の監視に努め，少しでも早く噴火の前兆現象を把握し，的確な方法で情報を収集・伝達することが重要である。換言するならば，桜島が大きな噴火を引き起こす前に災害応急対策が適正かつ迅速に行われるために火山噴火災害危険区域予測図等を利用し，中・長期的に「人づくり」,「組織づくり」,「情報ネットワークづくり」を推進し，かつ「施設整備」を行って火山災害に強い地域づくりを推進する。

１　火山災害対策の推進

県及び関係市は，砂防関係施設防災に関する諸施設を整備するとともに，災害に強いまちづくりに関する総合的な計画を策定し，これに基づき，計画的・一体的な災害に強い地域づくりを推進する。

２　警戒避難対策

国及び県は，火山の噴火等による泥流，土石流，溶岩流，火砕流の発生に対して火山噴火警戒避難対策を実施しており，雨量等の情報を桜島国際火山砂防センターにおいて集中監視し，関係市町村へ連絡することにより，人命財産の被害を未然に防ぐための体制づくりを推進する。

３　避難路の整備

市は，緊急の避難が可能な道路の整備に努めるとともに，常日頃から道路改良，法面や擁壁の点検に努めるとともに，道路上に堆積した火山灰等の障害物を速やかに除去できる体制の整備を図るものとする。

４　防災営農施設の整備

市は，桜島の火山活動に伴う降灰等による農作物の被害を軽減・防止するため，「防災営農施設整備計画」に基づき，土壌の酸度矯正をはじめ被覆施設や洗浄施設の整備を行い，農家の経営安定と地域農業の健全な発展を図る。

第２節　住民の防災活動の促進〔実施責任者：防災安全課〕

市は，火山災害に関する防災知識を住民に普及するとともに，災害時には，自主防災組織等を活性化し，被害の軽減を図るものとする。

１　防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は，自ら守る」自助と「地域の安全は，地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。市民は，自らの防災対策の主体であることを認識し，自主的に火山噴火に備えるとともに，防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また，市民は，被害を未然に防止し，あるいは最小限にとどめるため，地域において相互に協力して防災対策を行うとともに，市及び県と連携・協働し，市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため，市及び関係機関は，自主防災思想の普及，啓発を図る。

２　防災知識の普及・訓練等

（１）防災知識の普及

市は，大正噴火記念日（１月 12 日）や防災週間，防災関連行事等を通じ住民等に対し，その危険性の周知とともに防災知識の普及，啓発を図る。

①　家庭等での予防，安全対策

２～３日分の食糧，飲料水，非常用持出品の準備や家庭内での連絡体制の確保に努める。

②　防災教育

学校等の教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。

③　普及方法

防災知識の普及にあたっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，掲示板等を活用する。

④　災害時要配慮者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努める。

第３節　住民の防災活動の環境整備〔実施責任者：防災安全課〕

１　消防団の活性化の促進

市は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実，青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図る。

２　自主防災組織の育成強化

噴火その他の災害発生に際しては，迅速・的確な防災活動や避難活動だけでなく，地域住民が自分たちで守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため，地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。

３　防災ボランティア活動の環境整備

市は，近隣市，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図る等，その活動環境の整備を図るものとする。

４　企業防災の促進

地元企業は，災害時の企業の果たす役割（従業員や顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献）を十分に認識し，各企業において災害時行動マニュアルの作成，防災体制の整備，防災訓練等を実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。

特に，宿泊施設や交通機関の管理者等は，観光客の安全を確保するよう万全を期すものとする。

第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進〔実施責任者：防災安全課〕

１　火山観測の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには，平常から火山の監視に努め，いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために市及び県は，火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

第５節　降灰除去計画〔実施責任者：防災安全課・市民生活課〕

本計画は，火山の爆発に伴う降灰により，交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合に，県，市，関係各機関，住民等の役割を明確にし，速やかに降灰を除去し，障害の軽減を図るものである。

１　実施責任者

火山の爆発に伴う降灰の除去，障害の軽減については，それぞれの施設を管理するものが行う。この場合において住民は，降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

２　道路の降灰除去

（１）主要道路の降灰除去

主要道路の降灰除去は，国道指定区間については国が，その他の国道及び県道については県が，市道については市が行う。

ただし，異常降灰時（降灰量が概ね 500ｇ／㎡を超え目視により路面の外側線等が判明できない程度の場合）における降灰除去については，関係機関相互の情報を交換し，その円滑化及び効率化に努める。

（２）その他の道路

主要道路以外の道路に係る降灰除去は，市，住民が相互に情報を交換し降灰除去の迅速化，円滑化に努める。

３　宅地内の降灰除去

（１）宅地内の降灰除去

宅地内の降灰については，住民自らその除去に努め，除去した降灰は，市が指定する場所に集積し，市はこれらを収集する。

（２）自主防災組織の活用

市は，宅地内の降灰除去の効率化，円滑化のため自治会等の自主防災組織の活用を図り，地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

第３章　災害応急対策

火山災害に際して，迅速かつ円滑な火山災害応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

具体的な内容等については，一般災害対策編第２部「災害応急対策」を準用する。

第４章　災害復旧・復興

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は，住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。

具体的な内容等については，一般災害対策編第４部「災害復旧・復興」を準用する。

第２部　開聞岳

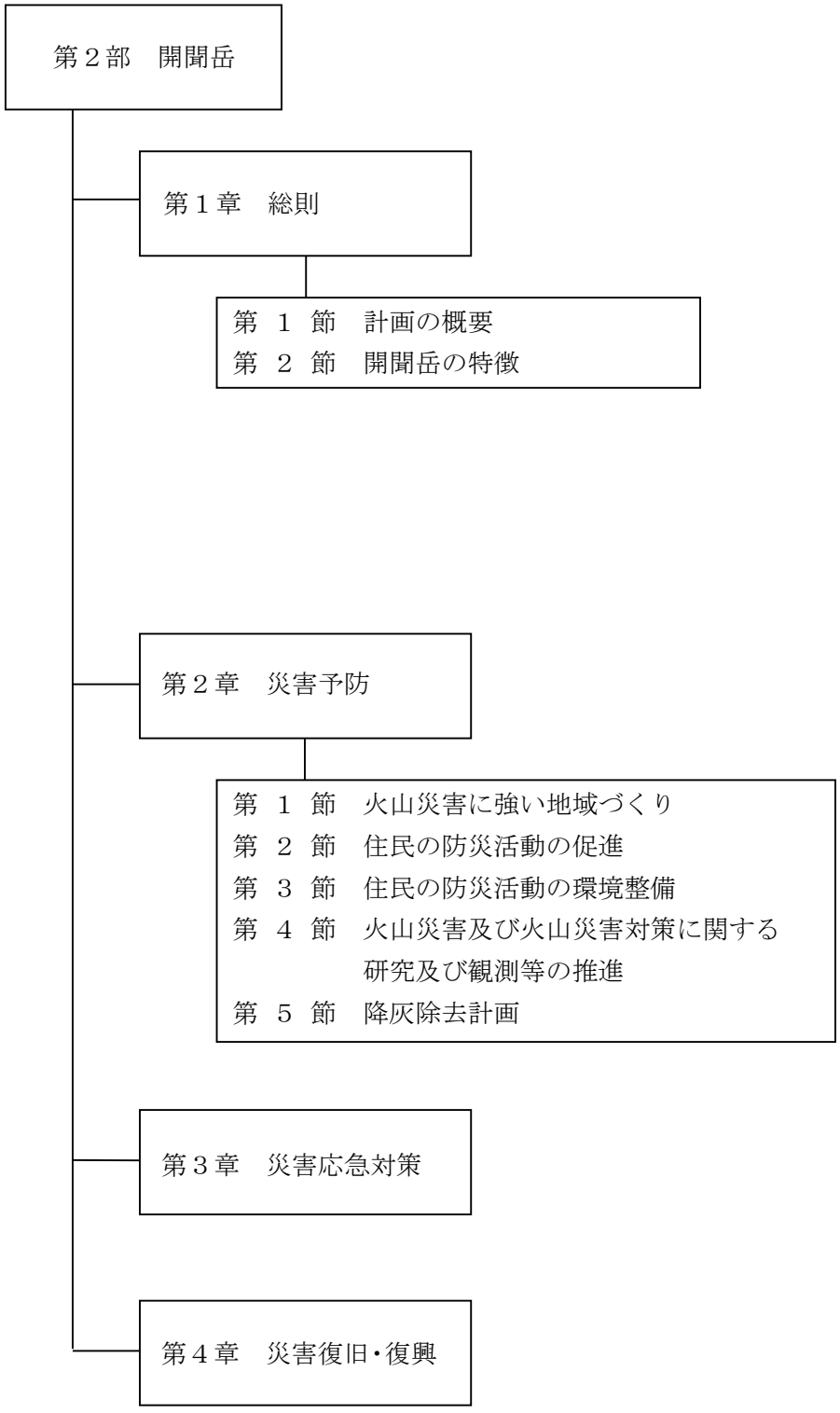
第２部　開聞岳
第１章　総則
第 １ 節　計画の概要
第 ２ 節　開聞岳の特徴
第２章　災害予防
第 １ 節　火山災害に強い地域づくり
第 ２ 節　住民の防災活動の促進
第 ３ 節　住民の防災活動の環境整備
第 ４ 節　火山災害及び火山災害対策に関する
研究及び観測等の推進
第 ５ 節　降灰除去計画
第３章　災害応急対策
第４章　災害復旧・復興

第２部　開聞岳

第１章　総則

第１節　計画の概要

開聞岳の噴火活動は，約 4,400 年前以降に始まっている。最後の溶岩ドームの生成は仁和元年（885 年）となっており，現在は休止期間となっている。休止期間は，一様ではなく，今後の活動については，現在の段階では予想がつきにくい状況にある。

開聞岳周辺には，指宿市，南九州市といった市が分布し，住民のほか多くの観光客が滞在する地域である。本計画は，開聞岳の火山活動史等について触れるとともに，市がなすべき火山災害対策について簡単に取りまとめた。

第２節　開聞岳の特徴

１　開聞岳の概要

玄武岩の成層火山の頂部に安山岩の溶岩ドームが存在，遠望すると，両者が連続して単純な成層火山のようにみえるため，薩摩冨士とも称される。活動は約 4,400 年前にはじまり，最後の溶岩ドームの生成は 9 世紀（885 年)。玄武岩～安山岩の Si02 量は 50.6～56.5wt.%である。

２　開聞岳の活動史

（１）開聞岳の活動

開聞岳は，約 4,400 年前（奥野，2002）に噴火を始めた。初期の活動は，浅海域での水蒸気マグマ噴火であった。溶岩を流出する噴火を繰り返し，約 2,500 年前には現在とほぼ同じ規模の山体が完成していたものと推定されている。

約 2,000 年前と 1,500 年前の活動では噴出量が多く，成層火山体の形成に大きく寄与した。その後，歴史時代の貞観 16 年（874 年）及び仁和元年（885 年）の噴火で山頂付近の地形が大きく変化し，噴火末期に火口内に溶岩ドームが形成された。また，開聞岳南方沖海底には，開聞岳付近を発生源とする岩屑なだれ堆積物の地形がみられる。側端崖，先端岩，流れ山の地形が明瞭であるが，発生源の崩壊地形は成層火山に覆われて全く見えない。

（２）歴史時代の火山活動

貞観 16 年 3 月 4 日（874 年 3 月 29 日）山頂から噴火がはじまり，火山雷，振動を伴って火山灰・火山砂等が終日降下し，3～15 ㎝積もった。また，爆発に伴う上昇気流によって激しい降雨が発生した。

仁和元年７月 12 日夜（885 年８月 29 日）～同年８月 11 日（９月 27 日）噴火によって星が見えないほど暗くなり，雨のように土砂が降った。噴火は一時停止したが，９月 27 日に再び噴火，雷のような震声とともに砂が降り，翌 28 日まで続いた。

古文書によると，874 年あるいは 885 年の噴火では，山頂火口で噴火が始まりおよそ１日にわたって活動を続けている。この間風下側には大量の火山灰，火山砂を降下させている。噴火の記録のある牧聞神社は開聞岳北部，火口からおよそ３㎞に位置する。古文書には溶岩流や火砕流についての記載はないが，噴出物の分布から熱いスコリアの降下や火砕流，溶岩流の流下等が発生しているようである。なお，噴出物の層序から大量の降下火砕物が降下する前に溶岩が流出したことが確認されている（中村，1992)。また，爆発的噴火に伴う上昇気流によって激しい降雨が記録されている。

第２章　災害予防

第１節　火山災害に強い地域づくり〔実施責任者：防災安全課・建設課・農業振興課〕

火山災害に強い地域づくりを推進するためには，市及び県は，砂防施設等防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進し，平常から火山の監視に努め，少しでも早く噴火の前兆現象等を把握し，的確な方法で情報を収集・伝達することが重要である。

第２節　住民の防災活動の促進〔実施責任者：防災安全課〕

開聞岳周辺の住民は，開聞岳が活火山であるという意識を持つとともに，正しい防火思想と知識を身につけ，噴火災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

１　防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は，自ら守る」自助と「地域の安全は，地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。市民は，自らの防災対策の主体であることを認識し，自主的に火山噴火に備えるとともに，防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また，市民は，被害を未然に防止し，あるいは最小限にとどめるため，地域において相互に協力して防災対策を行うとともに，市及び県と連携・協働し，市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため，市及び関係機関は，自主防災思想の普及，啓発を図る。

２　防災知識の普及・訓練等

（１）防災知識の普及

市は，防災週間，防災関連行事等を通じ住民等に対し，その危険性の周知とともに防災知識の普及，啓発を図る。

①　家庭等での予防，安全対策

最低３日，推奨１週間分の食料，飲料水，非常用持出品の準備や家庭内での連絡体制の確保に努める。

②　防災教育

学校等の教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。

③　普及方法

防災知識の普及にあたっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，掲示板等を活用する。

④　要配慮者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努める。

第３節　住民の防災活動の環境整備〔実施責任者：防災安全課〕

１　消防団の活性化の促進

市は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実，青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図る。

２　自主防災組織の育成強化

噴火その他の災害発生に際しては，迅速・的確な防災活動や避難活動だけでなく，地域住民が自分たちで守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため，地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。

３　防災ボランティア活動の環境整備

市は，近隣市，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図る等，その活動環境の整備を図るものとする。

４　企業防災の促進

地元企業は，災害時の企業の果たす役割（従業員や顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献）を十分に認識し，各企業において災害時行動マニュアルの作成，防災体制の整備，防災訓練等を実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。

特に，宿泊施設や交通機関の管理者等は，観光客の安全を確保するよう万全を期すものとする。

第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進〔実施責任者：防災安全課〕

１　火山観測の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには，平常から火山の監視に努め，いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために市及び県は，火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

第５節　降灰除去計画〔実施責任者：防災安全課・市民生活課〕

本計画は，火山の爆発に伴う降灰により，交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合に，県，市，関係各機関，住民等の役割を明確にし，速やかに降灰を除去し，障害の軽減を図るものである。

１　実施責任者

火山の爆発に伴う降灰の除去，障害の軽減については，それぞれの施設を管理するものが行う。この場合において住民は，降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

２　道路の降灰除去

（１）主要道路の降灰除去

主要道路の降灰除去は，国道指定区間については国が，その他の国道及び県道については県が，市道については市が行う。

ただし，異常降灰時（降灰量が概ね 500ｇ／㎡を超え目視により路面の外側線等が判明できない程度の場合）における降灰除去については，関係機関相互の情報を交換し，その円滑化及び効率化に努める。

（２）その他の道路

主要道路以外の道路に係る降灰除去は，市，住民が相互に情報を交換し降灰除去の迅速化，円滑化に努める。

３　宅地内の降灰除去

（１）宅地内の降灰除去

宅地内の降灰については，住民自らその除去に努め，除去した降灰は，市が指定する場所に集積し，市はこれらを収集する。

（２）自主防災組織の活用

市は，宅地内の降灰除去の効率化，円滑化のため自治会等の自主防災組織の活用を図り，地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

第３章　災害応急対策

火山災害に際して，迅速かつ円滑な火山災害応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

具体的な対応等については，一般災害対策編第２部「災害応急対策」を準用する。

第４章　災害復旧・復興

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は，住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。

具体的な対応等については，一般災害対策編第４部「災害復旧・復興」を準用する。